

第百六十五回国会
衆議院

教育基本法に関する特別委員会議録 第九号(その一)

平成十八年十一月九日(木曜日)

午前九時一分開議
出席委員

委員長 森山 眞弓君

理事 稲葉 大和君 理事 河村 建夫君

理事 斎藤斗志二君 理事 鈴木 恒夫君

理事 町村 信孝君 理事 中井 治君

理事 牧 義夫君 理事 西 博義君

井脇ノブ子君 稲田 朋美君

猪口 邦子君 岩永 峯一君

上野賢一郎君 白井日出男君

大島 理森君 島村 宜伸君

田野瀬良太郎君 戸井田とおる君

富岡 勉君 中山 成彬君

西川 京子君 馳 浩君

鳩山 邦夫君 松浪健四郎君

森 喜朗君 やまぎわ大志郎君

若宮 健嗣君 北神 圭朗君

田中眞紀子君 高井 美穂君

土肥 隆一君 西村智奈美君

野田 佳彦君 古本伸一郎君

松本 大輔君 三日月大造君

坂口 力君 石井 郁子君

塩川 鉄也君 阿部 知子君

保坂 展人君 糸川 正晃君

保利 耕輔君

参考人
(教育評論家)
(法政大学キャリアデザイン学部教授)
尾木 直樹君

参考人
(国際基督教大学教授)
藤田 英典君

衆議院調査局教育基本法に
関する特別調査室長
清野 裕三君

委員の異動

十一月九日

辞任

佐藤 剛男君

若宮 健嗣君

土肥 隆一君

横山 北斗君

石井 郁子君

保坂 展人君

同日

辞任

田野瀬良太郎君

高井 美穂君

三日月大造君

塩川 鉄也君

阿部 知子君

同日

辞任

富岡 勉君

十一月九日

教育基本法の改悪に反対し、教育基本法を生かすことに関する請願(石井郁子君紹介)(第三七二号)

同(吉井英勝君紹介)(第三七三号)

教育基本法改正法案を廃案にし憲法九条を守り、教育基本法を生かすことに関する請願(赤

嶺政賢君紹介)(第四〇四号)

同(石井郁子君紹介)(第四〇五号)

同(笠井亮君紹介)(第四〇六号)

同(穀田恵二君紹介)(第四〇七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第四〇八号)

同(志位和夫君紹介)(第四〇九号)

同(塩川鉄也君紹介)(第四一〇号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第四一一号)

同(吉井英勝君紹介)(第四一二号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第四一三号)

同(志位和夫君紹介)(第四一四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

教育基本法案(内閣提出、第百六十四回国会閣法第八九号)

日本国教育基本法案(鳩山由紀夫君外六名提出、第百六十四回国会衆法第二八号)

派遣委員からの報告聴取

○森山委員長 これより会議を開きます。

第百六十四回国会、内閣提出、教育基本法案及び第百六十四回国会、鳩山由紀夫君外六名提出、日本国教育基本法案の両案を一括して議題といたします。

本日は、両案審査のため、参考人として、教育再生会議座長代理・株式会社資生堂相談役池田守男君、品川区教育委員会教育長若月秀夫君、教育評論家・法政大学キャリアデザイン学部教授尾木直樹君、国際基督教大学教授藤田英典君、以上四名の方々に御出席をいただいております。この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べたいと思存いたします。次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位からお一人十五分以内で御意見を述べたいと存じます。その後、委員からの質疑に対してお答えいただきたいと存じます。

なお、御発言の際は、その都度委員長の許可を得て御発言くださいますようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、まず池田参考人をお願いいたします。

○池田参考人 御指名をいただきました池田でございます。

衆議院教育基本法に関する特別委員会の参考人としてこのような機会をちょうだいいたしましたことを感謝いたしております。委員の皆様方には、教育基本法という教育の根本を定める重要な法案につきまして日々精力的に御審議をいただいておりますこと、深く敬意を表しているところでございます。

本日は、企業人として、また教育再生会議の座長代理といたしまして、そのような立場で教育基本法の改正につきまして所見を述べさせていただきます。

現在の教育基本法は、これまでの時代にありまじうふうに変えております。我が国が戦後復興を遂げ、豊かな社会を築き、国際的にも一定の地位を確立するに至るプロセスにおいて教育が果たした役割は非常に大きいものがあります。その根本

理念として、教育基本法の意義は十分に評価しなければならぬというふうに思うものであります。

しかしながら一方で、教育基本法が制定されて以来今日までの間に社会は大きく変化をいたしております。技術革新に伴い、教育基本法の制定時には想像もできなかったような社会状況が次々と現実のものになってきております。また、国際化もさらに進んでいるわけでございます。

その中にありまして、私どもの人間関係も大きく変化をいたしてきております。個々人の問題、家族の問題、地域、企業等におきます人間関係も大きく変わってきているわけでございます。また、物質的な豊かさの達成の一方で、私ども日本人の美徳といったものが残念ながら失われてきているのではないかとこのように思わざるを得ないでございまして、日本人の精神性といったものが失われてきているのではないかとこのように感じさせられるわけでございます。

このような社会の変化については、だれもがひとしく感じていることではないかというふうに思います。そして、これからの社会を心豊かに、よりよく生きるためには大きな改革が必要ではないかということも、ひとしく感じていることではないかというふうに思うわけでございます。

社会は、当然のことながら人によって成り立っております。人づくりこそが国づくりであり、社会づくりの基本であります。その中核を担っておりますのが教育であります。教育の改革、再生こそが今日の喫緊の課題ではないかというふうに思うわけでございます。

その意味で、教育の根本理念を定めておりますところの教育基本法の改正は、今日の社会にありまして、まことに当然なことであり必要なことではないかというふうに考えております。

それでは、この教育基本法改正につきまして、お許しをいただき、私見を述べさせていただきますというふうに思います。

まず、現在の社会状況に照らしまして特に今後

重視しなければならないものは、公の精神、公共の精神ではないかというふうに思うのでございまして。

私ども人間は、決して一人では生きることができないわけでございます。だれもが、周りの多くの人々から、あるいは社会全体からの恩恵の中で生きているわけでございます。そのことは、言葉をかえれば、人も、多くの人々によって、または自然の恩恵の中で私どもは生かされているということではないかというふうに思うのでございまして。

こうした事実を認識するということが、先ほど申しました公共の精神につながるものではないかというふうに思うのでございまして。また、このことが他者に対する優しさとか協調の精神の根本になり、人に優しい、温かみのある社会をつくり上げる基本になるのではないかとこのようにも思うのでございまして。

さらに申し上げますと、このことは、教育のみならず、企業の経済活動にも当てはまるのではないかとこのように思うのでございまして。企業も社会の中で生かされている存在であるというふうに思い、そうであるならば、市場経済のもとで売上利益を追求するのみではなくて、公共のために尽くすと申しますか、社会貢献活動がますます重要になってきているのではないかとこのように思います。

公共の精神は、社会に生きる人間としての出発点と言えるのではないかとこのようにも思います。政府の教育基本法では、こうした精神を教育の根本理念の一つとして位置づけられており、この公共の精神そのものを高く称揚していただいているということは、非常に意義あることではないかというふうにも思っております。

また、政府案にありまして伝統と文化の尊重が織り込まれておりますことは、大変心強い限りでございまして。自国の伝統、文化を理解し尊重するということは、これからの国際社会におきましてますます重要なことではないかというふうに思います。

のであります。

また、郷里を愛し祖国を愛するということは、人間としまして当然のことではないかというふうに思います。自分の郷里や国を愛するということは、そういう精神は、必ずや他国の存在をも理解するということに私はつながるものではないかというふうに思うのでございまして。他者を同じ人間といたしまして、他国を同じ国としまして理解するということは、それぞれ同じ次元の問題として大切なことではないかというふうに感じるものでございまして。

さらにつけ加えさせていただきますれば、今後の教育において特に重要と考えます一つに、家庭教育や、学校、家庭、地域社会の連携があるのではないかとこのように思います。今日、残念ながら、家族や地域社会を初めとするコミュニティにおける関係がますます希薄化しているということを感じざるを得ないわけでございまして。

特に、そのことは若年層に強くあらわれている傾向ではないかというふうに思います。そうしたことが今日のさまざまな社会問題にもつながっているのではないかとこのように憂慮をするものでございまして。

それらのことを考えますと、今回、政府案におきまして、家庭教育について明記され、また、学校、家庭及び地域住民の相互の連携強化が新たに盛り込まれておりますことは非常に評価できることではないかというふうに思っております。

学校と家庭、地域の強い連携の中でこそ子供たちは、社会に息づくところの知恵や見識を得、また、一般常識やマナー、教養などを身につけることができるのではないかとこのように思うものでございまして。また、そのことによりまして、日本人固有の他者への思いやり、優しさ、そういったものが深まってくるのではないかとこのように思いますし、他者をおもんばかる想像力といったものもそういったコミュニケーションの中で養われるものではないかというふうに思うのでございまして。

このように、今回の改正案を貫く理念は、私の教育への思いと多くのところで重なっているわけでございまして。大変意を強くさせていただいてるわけでございまして。

それでは最後になりますが、お許しをいただきまして、若干、企業社会のことについて触れさせていただきます。

社会にありまして働くということは、人間存在の根幹にかかわる重要なことではないかというふうに思います。これまでこの働くということが、余りにも企業中心であり、企業サイドに偏り過ぎていたのではないかとこのように、私も企業経営者の一人として強く反省をいたしているところでございまして。

企業人として働きながら、同時に家庭を大切に、父親として、また母親として、地域の一員として生きる点において十分であったかどうかというふうに自問自答いたしますと、必ずしも、個々人においても企業組織においてもそうではなかったというふうに言わざるを得ないのでございまして。

現在、我が国が直面いたしておりますところの今日の少子化問題も、私は、このようなことに対しての警鐘ではないかというふうに思うものでございまして。そのことにつきましては、私自身も経営者の一人といたしまして深く考えさせられているわけでございまして。

この少子化問題は、将来の労働力不足というよりも、人間本来のあるべき姿として、働き方の問題として考えるべきではないかというふうに思うものでございまして。それはワーク・ライフ・バランスに取り組むことではないかというふうにも思うものでございまして。働くことも、家庭も、地域も大切に生きる生き方へと働き方を見直すことが、子供たちへの教育にも積極的にかかわっていく、そういう社会、そういう大人をつくることにつながるのではないかとこのように思うわけでございまして。

あわせて、企業そのものも、もっと積極的に教

育にかかわっていくような仕組みにもそういう意識によって落とし込めるのではないかというふう

に思っております。企業の社会貢献活動、私は、

これからの時代、教育というものが社会貢献活動の中心にあってもいいのではないかというふう

に感じさせておられます。

以上、教育基本法の改正に關しましての所見を申し上げさせていただきます。

教育再生会議におきましても、現在、教育のさまざまな課題について検討を始めていただ

いているところでございます。こうした私どもの議論のベースになりますものは、教育基本法案にも

掲げられた理念であるというふうに思うものでござ

います。

日本の将来を担う若者の夢と希望、それに基

づく志をはぐくむ教育を実現するための第一歩とい

たしまして、この教育基本法の早期成立を切に願

いするものでございます。御清聴ありがとうございます。

私からは以上でございます。拍手

そして、基本的には、今回提案されておりますこの政府案を支持する立場で私は御意見を申し述べさせていただきます。かように思っている次第でもございます。

まず、もう申し上げるまでもございませ

けれども、この教育基本法前文として第一条、今までの教育基本法で培われてきた素晴らしい理念

といったようなものをきちんと今回も継続して

おります。その上で、今具体的に子供たちの上に

発生しているさまざまな問題や課題、そして新

たな課題、そうしたようなものを視野におさめた

新しいこの案、これは大変今の時代に合ってい

ます、そういう考えを持っているところでもござ

います。

特に、第一条に続きまして第二条に、教育の方

針から教育の目標という項を設けてございま

す。実は、現場のサイドから言わせていただきます

と、非常にこれは大事なことを指摘していただ

いた、かように思うわけであります。

実は、戦後我が国の、特に学校教育をめぐる

克服すべき問題は多々ありますが、いろいろあり

ますが、その中の一つに、わかりやすく具体的に

申し上げますと、素朴な児童生徒中心主義の克服

というものが私はあると思います。ほかに課題は

一つは、児童生徒中心主義というものが、現場の教員をどれぐらいある意味では自信を失わせるとい

いますか、教育や指導に腰を引かせてしまうかとい

うような現実が多々ありました。いつとき、指

導よりも支援なんだ、子供の主体性を重視するん

だといったことから、強い指導をしたり、時には

強制をしたり管理をしたりすることがあつたか悪

いことのような、間違つた教育観が戦後はびこつ

たことは事実であらう、私はこう思います。

そういった意味からも、この教育基本法の案の

目標といったものの中で、個人の成長とともに、

公、いわゆる社会の形成者としての資質といった

ようなものをやはり一つの理念として挙げてくだ

さつています。

それで、こういったようなものを実現していく

場合には、教育基本法そのもので指導するわけ

はございませぬけれども、これから派生してきま

す教育振興基本計画であるとか、それに基づく学

習指導要領であるとか、あるいは学校教育法、地

方教育行政法、さまざまなものに影響をしていく

わけでありまして、その中で、教師がもう一度

しつかりとした教育をしていく上での教師としての信念、今まで足りなかつた部分をきちんと補つていこうとするそうした一つの根拠、こういった

ようなものを第二条の中の目標に明記されている

ということは非常に意義のあることである。ま

さに、戦後日本教育の足らざる部分をきちんと明記

されたという点で私は高く評価をさせていただきます

たい、かように思っているところでございま

す。

さて、すべてを申し上げるわけにはいきま

ので、大まかに、学校教育に関する部分、家庭教

育に関する部分、教育行政に関する部分、そして

最後に、十七条の基本計画に関する部分だけにつ

いて私の私見を申し上げたいと思ひますが、ま

ず、学校教育における案でございます。

第六条第二項でありますけれども、ここに「教

育を受ける者の心身の発達に應じて、体系的な教

育が組織的に行われなければならない」というこ

とがはっきりと明示をされております。

実は、学校というところは、ほかのいろいろな

社会的組織は皆、法、理、情というのが一般的な

物の考え方だろうと思ひます。しかし、とかく学

校というところは、とかくです、すべてとは言

いませんが、それが逆転しまして、情、理、法と

いったようなもので動く傾向の強い組織体でもあ

りました。そうした組織体が、例えば今問題に

なっているいじめであるとか不登校であるとかと

いったようなさまざまな問題に対する対応、こう

いった点において、適切で、国民の信頼を得られ

るような対応が十分に示されたかというところ、

必ずしもそうではないだろうという部分は認めざ

るを得ません。

ここで一番大事なことは、学校といえども、や

はり一つの体系的な意思決定機関である、そして

それは、組織を通したそういった性格のものなん

だといったようなことを、学校の、そして多くの

国民の方々に新たにお知らせをする、国として

はつきりとそのことを明示するということは、これ

は非常に大事なことであらう。特に、学校経営の

責任を持ちます管理職である校長、教頭、そう

いった職責にある者にとつて、体系的、組織的な

意思決定をしていくんだよ、運営をしていくんだ

に思うわけであります。

何も子供たちの自主性や主体性を否定するわけではありません。しかし、やはり指導するべきものはきちんとしなすよう、それがこの「学校生活を営む上で必要な規律」といったような表現で明記をされている。これはやはり、どこまでやっていいのかと迷っている教師、学校現場あるいは教育委員会に対して一つの大きな指針をここで示して下さっているものと考えております。

次に、新設されました家庭教育でございませう。この家庭教育の件につきましても、こういった根本法で家庭教育のことまで規定するのはどうだろうといういろいろな御意見もあるようございませう。しかし、地方教育委員会が今直面している問題は、もちろん、目の前にある私たちの管轄下の学校をどうするかと同時に、学校だけではどうにもできない問題がある。学校にはやはりできることとできないことがあります。それが今、学校、学校というようにで学校にすべてが押し寄せてきている。しかし、教育というものを今回のこの法案の案のように広くとらえていただき、それぞれ子供の教育を考えると、学校、家庭、地域、そして、何よりもまず家庭といったようなものが第一義的なその使命を持つんだよというのを改めて社会に対してメッセージとして送るということは、非常に意味のあることだろうと考えているものでもございませう。

さらに、政府案では、その役割と責任といったようなことをきちんとお伝えいただいている。それぞれのパートで責任を果たしていく、これがまさに、戦後の日本の広く教育界を振り返ってみたいときに、やはり私たちはここで考え直さなければいけない点であらう、かようにも思っているところでございます。

続きまして、教育行政についてでございます。教育行政の初めの項でありますけれども、ここに「不当な支配に服することなく」という文言をきちんと残されていることは大変高く評価をするものでございませう。これはもう今さら申し上げる

こともないわけでありませうけれども、この「不当な支配に服することなく」という現行の第十條の解釈といったようなものがかなり誤解をされている部分が、かつて、戦後の学校教育の中でも間違いないありました。

したがって、今回の案におきましては、「不当な支配に服することなく」ということを受けて、この法律や他の法律に定めるところによって行われるもの、すなわち、国会において制定される法律に基づく教育であるとか、あるいは法律の定めによって行われる教育委員会の命令や指導といったようなもの、これは不当な支配ではないんだよということをきちんとここで明記されていきます。これはやはり、地方教育委員会がこれから公正中立な教育行政を進めていく上でなくてはならない重要な部分である、このようにも考えるものでございませう。

また、同じく十六條の第三項において、地方公共団体、私どもの点についてもきちんと触れられております。地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るために、その実情に応じた教育に関する施策を策定しなさいやだめだ、そして実施をすることが大事なんだと。これはまさに、今の地方分権といったようなものの流れ、そして、それぞれの地域地域に合った生き生きとした教育をこれから進めていく必要があるんだといったようなメッセージとして大変意味のあるものである、かように考えているところでもございませう。

こうした国からの一つのメッセージといったようなものがそれぞれの地方教育委員会の活性化につながっていく大事な部分であらう、かようにも考えるところでございませう。

最後でございますけれども、十七條の振興基本計画でございます。これは新設をされたものでございませう。教育行政のみならず、ほかの行政もそうでありませうけれども、個々の行政を進めていく場合、やはり、安定的かつ継続的な財源確保といったようなものは当然必要不可欠であります。特に教育

におきましては、安定的そして継続的な財源確保は、これは必要不可欠でございます。

そうした意味からも、この新たな教育基本法案、これを一刻も早く成立をさせていただき、基本計画といったようなものに移っていただくかない限り、地方教育委員会といったしましても、この次に打つ教育施策といったようなものがなかなか打ち出せないでいるのが実は現状でございます。

先ほど申し上げましたように、この根本法から振興基本計画が出、その基本計画から具体論になつていく学習指導要領であるとか、学校教育法であるとか、地教行法であるとかといったようなものに影響を与えていくものでございませう。それによって我々地教委の人間は、この新たな教育基本法が示す理念を実現していくこうと考えているわけでありませう。

そうした意味からも、平成十二年の教育改革国民会議から提言をされて六年経過をしております。やはり、この教育基本法を早くお通しいただければ私たち地方教育委員会の人間としても大変ありがたい、かように思うところでございませう。私見を申し上げさせていただきます。失礼をいたしました。(拍手)

○森山委員長 ありがとうございます。
次に、尾木参考人にお願いたしました。
○尾木参考人 ただいま御紹介にあずかりました、教育評論家で法政大学教員の尾木直樹です。よろしく願います。

最初に簡単に自己紹介させていただきますと、私は、現在は法政で教授職についていますけれども、その前二十二年間は中学校、高校の教師をやつていました。現場のことにはある意味で熟知しているつもりです。その後、いろいろな評論家にもなりまして、全国二千万以上わたって駆けずり回って歩いております。北海道から沖縄まで、すべての県に伺っているんですけれども、きょうはそういう立場から、ぜひ、現場の子供たちや親御さんあるいは先生方の声をお伝えするのが僕の仕事かな、そして、これまでの先生方の御

議論に何か役に立てばというようなスタンスで参りました。

僕の専門は、臨床教育学といまして、いじめ問題、学級崩壊、校内暴力とかあるいは引きこもり、ニート問題、こういうところが専門です。大学ではキャリア教育の方も携わっていますけれども、そういうところからきょうはぜひお話をしたいと思ひます。

この間、けさもニュースになっていましたけれども、高校の履修漏れの問題、これが大きく報道されています。僕はこれは重大な問題だというふうに思っています。既に二人の校長先生が責任を感じて命をなくされるという事態にも陥っています。

けさの報道によりまして、履修漏れ自体、今回初めてわかったことではなくて、既に四年前に文科省の調査で報告が行っている。医学部や歯学部等の学生においては二〇％―三〇％にもわたって世界史を履修していないことがあったとか、文学部でも一〇％もあるとかいうことが言われています。それから、東京都はこの間の調査で電話で私学に対して確認をしたとか、本当に皆さんの行政の問題というのが僕は非常にクローズアップされているんじゃないかというふうに思ひます。

そのことが実はどういう問題に発展しているのかということなんですが、子供たちだとかあるいは学生に物すごく痛手になっているんですね。私の大学生を通して調査しました。そうしたら、まだまだ新聞では報道されていない学校が潜つています。だから、正確にデータをとつたら、驚くような事態になりかねないというふうに思ひます。

その中で、学生たちは、自分の学校が正直に言っていないという苦しみを持っているわけなんです。それから、先生、私は法政大学の許可を取り消されるんじゃないかと、二年生、三年生も涙ぐんで言ひます。つまり、ああ、ラッキー、得したねというふうに言うかなと思つたら、違ふんですね。やはり非常に学生や子供たちというのは誠

実で、自分は何かするをしたんじゃないかと、それは子供たちの責任では全くないわけですが、非常に後ろめたい気持ちになっている。

これでいいんだろうかと思いましたが、僕は、もつと、ああ、得したと思ってくれた方がありがたいと思っただけです。そして、受験を控える今回発覚した学校はこれから補習に入るといふ、大変な衝撃的な出来事になったわけですね。

この問題というのは一体だれの責任かといったら、子供たちに責任ないですね。そういう点で、教育基本法の問題も、もう本当にすっかり現場に根差して考えていただければというふうに思います。

そういう中で、例えば現場の校長先生なんかはどういうふうにお考えかということなんですが、ことしの七月、八月に、東京大学の基礎学力研究開発センターというところが全国一万の中小の先生方にアンケート調査をしました。その結果が新聞発表、九月三日付に載っていますけれども、それによりますと、例えば、この教育基本法の改正案の問題に対してですけれども、「教育基本法改正案に賛成」という設問に対して、「そう思わない」と答えた校長が五二・二％もおられます。もつと強く、「全くそう思わない」という方が一三・九％。トータルすると六六・一％にも及ぶ。

現場の校長たちがこうだということは、僕は深刻な問題だろうと思うんですね。一方、政府の改正案に対して強く賛成だという方はわずか一・三％です。それから、もうちょっと緩やかに、「そう思う」という方は三二・六％しかおられません。これは、理解が行き渡っていないとか、いろいろな考えはあると思いますけれども、この事実がきつちり受けとめなきゃならないだろう。

僕は、評論家の立場で全国を駆けめぐって、メディアの方もおつき合いかいろいろあるわけですから、この委員会で議論をしてくださってから、どんなこの改正案やいろいろな案が読まれています。それで驚くことは何かといひます

と、本当に失礼になったら困っちゃうんですけれども、反対という声が、急速に風が吹いてきているんですね。これは一体何だろう。今まで知らなかったけれども、改正案を読んだら、あら、これは心配だ。反対というより心配という声が圧倒的に多いですね。そこら辺はぜひよく考えていただいて、丁寧な議論をしていただきたいというのが僕の今の立場なんです。

例えば、そのときに同時に聞かれていること、教育改革が早過ぎて現場がついていけないという方が八五％もおられます。これは、僕も現場で長かったからわかりますけれども、本当に矢張り早の改革です。それから、教育問題が政治化され過ぎていないんじゃないかという方も六六％も出ていて、現場の校長さんたちかなり乖離が出てきているという問題はしつかり訴えたいというふうに思います。

では、具体的に、僕は臨床家ですので、いじめ問題を例にとつてちよつと考えてみたいと思うんです。

きょうのレジュメは、いじめ問題に特化してつくってあります。レジュメ二枚と資料、B4判の大きなものがあると思いますけれども、これは時間がなくて全部御説明できませんので、時間があればお読みくださいあればありがたいと思います。

いじめ問題なんですけれども、例えば、この間、十一月六日に、文科省の大臣あてに、いじめ自殺予告というのがありました。この問題に関してどんなことが言えるんだろうかということ、レジュメの一番のところ、「行為の意味するもの」というので、僕が深刻だと思ったのは、学校と教師、行政、大人への不信の表明と、今、教育行政が機能不全の状況に陥ってきた、大人全体も信頼されなくなってきたということの証明であつて、これはある意味では国家的な危機だろうというふうに思います。

大臣のところにしか訴えることができない。これまでの私の現場感覚ですと、市長さんとか町長だとか、せいぜい行つても知事さんどまりだつ

たんですけれども、飛び越して大臣に直訴しなければならぬような感覚に陥っているとしたら、これはどうしたところだろうというふうに思っています。

そういう中で文科省のとれた機敏な対応、深夜の十二時十五分からの記者会見、局長がされたけれども、あれは、僕はめつたに文科省を褒めることではないんですけれども、本当に二百点を上げてほしいぐらゐの動きだったというふうに僕は思います。非常に助けられました。

それはなぜかといひますと、いじめられつ子全体への励ましになったんだ。あれはだれかということが特定できなくても、そんなことは僕はどうでもいい問題だと思ひます。あの子供と同じような心境になつてゐる子供が千、二千人というわけですね。そういう子供たちが、ああ、文科省が動いてくれた、大人が動いてくれた、通じるんだ、そういうメッセージを、本気を示したというの、僕は極めてすぐれていたというふうに思ひます。大人への信頼を回復できる契機になればというふうに思ひます。

それから、もう一つ僕が願つてゐることは、地方の教育行政がこの間さまざまな問題だといふのは皆さん意見が一致してゐるところのように思ひますけれども、そこに対する、目覚まし効果というふうなネーミングしたらいいんじゃないか、目を覚ませ、教育行政の役割は何か、文部科学省ですらああいう動きをとつたでしょう、もつとしつかり子供の声を受けとめて動いてくれという目覚まし効果、あるいはモデリング効果といひますか、一つの模範になったんじゃないかなということ、すごく意味は大きい。子供の声は真つ正面から受けとめろということだろうと僕は思ひます。

それから、七通の遺書が示してゐるもの。七通それぞれ読んでいきますと、悲しい事態、極めてリアルに今のいじめの深刻さといふのがわかります。その中で大臣に書いてゐるのは、いじめ自殺証明書と書かれてゐるわけですね。いじめと因果

関係があつて僕は自殺するんだよというのを証明書を書いてしなければならぬような事態といふのは、子供の本当にぎりぎりの叫びも受けとめることができない事態に今教育界が陥つてゐるということだろうと思ひます。深刻だと思つてゐます。

今ここで緊急に求められるものは何かということはいじめ問題についてちよつとそこに整理しましたけれども、一つは、身近に助つ人があるんだよというメッセージをまずきつちりと流すことだろう。それから、実は、いじめ問題に対する私たち国民全体の力量が非常に落ちてきたなと思ひます。今は、いじめで死ぬなというメッセージなんです。僕もテレビに出ていて、先生どう思ひますかと問はれるんですが、違ひますよ、いじめの加害者にいじめをやめろと言ひます。すぐにやめなさいというメッセージを出さなきゃいけないんです。いじめで死んじやいかぬよ、お父さんが心配しますよというメッセージじゃないんです。いじめをやつてゐる子にやめろと。

かつて、六年か七年前には、サッカーの選手が、「いじめ、恥ずかしいぜ」というポスターがあつたと思ひます。「いじめ、やめようぜ」とか。こうなんです。加害者側、人権を侵害してゐる側がやめなければならぬのに、死んだらお母さんが悲しむよというメッセージを出したつて、それは、自分は死ぬことすら罪なんだということをしよいながら死なせていくことになつてしまふので、全然違う。やめたら被害者は救済されます、即日。ですから、加害者を許さないという毅然たる姿勢が私たちに必要だろうというふうに思ひます。

それから、加害者指導のころの力量ががたがたに今現場は落ちてゐます。いじめで命をなくした子が出てゐるところで同じメンバーがまたいじめをしてゐるという報道も一部にありますけれども、もし事実だとすれば憂うべきことです。これはどうしたんだろうと思ひます。そういうことになつてゐる背景は何がある

かといひますと、幾つかあるんですが、一番大きなものは、文科省のいじめの定義が間違っているからですね。文科省のいじめの定義というのはどうなっているかといひますと、こういうふうになっている。「自分より弱い者に對して一方的に」、「二番目」身体的心理的攻撃を継続的に加え、「三番目」相手が深刻な苦痛を感じているもの」こうなるわけです。一九八五年のときは、それを学校が認定したというから認定するよという条件があったのが、九四年のところで外されたのは、僕は大きな前進だと思います。

ただ、見ていただいてわかるように、弱い者いじめでは全くだいぶんですね。学級委員で、いじめをやめろと言っていたような子、あるいは、だれが見たつてふざけたと思つていような明るい子が亡くなつていくわけです。むしろ、弱い子は不登校してくれて、命は救えているんですよ。だから、そういう……(発言する者あり)いや、本当にそうなんです。だから、やはりそういう事実をしつかりと見詰めたきやいけなと思ひます。強い子、よい子ほど学校に突進し進んでしまつて、命をなくしています。こういういじめの定義そのものが間違つています、正直言ひますと。なかなか修正されませんけれども。

それで、教育基本法に入ります。
教育基本法は、そういう点からいくとどういふことが言えるかといひますと、現実的な問題が教育基本法にどういふふうにしてつながつてほしかつたというところで僕は申し上げたいんですけれども、一つは、子供への信頼感に現行の教育基本法は非常に満ちているというふうに思ひますね。前文に書かれていますけれども、「この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」こういうことが言える大人というのは僕はすごいと思ひます。次の世代に對する絶対的な信頼感、もちろん、それは私たちの教育の力というのがあるわけですが、これは極めてすぐれている。それに対して僕が非常に氣になつていふのは、

今は、国民の教育権といふか、国民の側を向いた教育権、教育に体系立っているわけですね、法律全体が。それに対して、今回の与党さんの改正案というのを見ますと、これは先ほども委員からありましたけれども、国が物すごくリードをするというので、よい意味でとればそれはそれで成り立つのかわかりませんが、今いじめのことも言ひましたように、いろいろな問題点、不十分さといふのは国だつていつぱい持つていけるわけです。そこが法律をつくり、そしてそれを今度地方が通達、通達と現場へ流していくわけですね。そのときには極めて硬直した事態になつて、これは国家の教育権に質が変わつてしまふ、今の国民の教育権から国家の教育権になつてしまふんじゃないかといふ危懼を抱きます。もちろん、委員の先生方の善意といふのはすごくわかつていふつもりですけれども。

法律に定めるところといふのも、解釈によると法に従つてといふのでおかしうはないんですけれども、ただ、法律をつくるのはやはり議會でつくつていくわけですから、そのミスリードなんではないとは限らないわけですね、これまでも歴史的に見たときに。だから、直接国民に責任を負つて行われるべきものといふ現行のこの考えといふのは、僕は極めて質が高いと思ひます。

教育条例概念といふのがありますけれども、教育といふのは、子供の人格の形成、それから子供の発達に責任を負うといふところが基本ですけれども、それに責任を負えるのは現場の教師、あくまでも現場サイドなんです。そこを支援していく教育行政のあり方といふのを第十条で明確に書かれていますけれども、これは僕はうんと大事にすべきだろうといふふうに思ひます。

それから、現場教師の感覚でいひますと、あと一つ氣になるところ、幾つも申し上げたいことはあるんですけれども、第六条のところで、学校生活の営む上で必要な規律を、教育を受ける者、つまり生徒は守らなさいといふのを、こんなレベルの高い理念法で書くものだろうかといふ

ことを思ひますね。それは学校の教育目標であつていいわけで、何か、非常に僕は權威を落としてしまふものだろうといふふうに思ひます。それから、第二条の教育の目標なんですけれども、この目標が目標になつていふらうかといふことです。

よく見てください。五つ目標を掲げておられます。二十の徳目がありますけれども、「真理を求める態度」です。それから、「勤労を重んずる態度」なんです。三番目は、「社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度」です。どれも態度、態度といふのが非常に僕は現場感覚で氣になるんです。

態度といふと、現場の教師は評価項目をすぐつくるんですね、目標を決めたら評価しなさいといふから。そうするとどういふことが行われるかといふと、形式的な形を求めていくわけですね。規律を守る態度だつたらば、遅刻をしなさい、いふかといふことで、心といふかしら、人格の形成だとか感性の形成とは離れていくんですよ。何か、現場の悲しいさがかもわかりませんけれども、離れていきます。愛国心の問題もそうです。態度でいいんだらうといふたら、本当に國を愛する祖國愛の気持ちなんて、僕は大事だと思ひますけれども、それは育つていかなければ、態度さえつていけばいいのかとなつたら。いや、皆さんは変だと思はれると思うんですが、現場感覚ではそうなんです。

そういう点で非常に慎重な審議をしていただきたいといふのが私の願ひです。

以上、終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○森山委員長 ありがとうございます。

次に、藤田参考人をお願いいたします。

○藤田参考人 御紹介いただきました藤田です。本日は、ここで私の意見を申し上げる機会を与えられましたこと、非常に光榮に思ひますと同時に、感謝申し上げます。

時間が限られておりますので、基本的にはお手

元にありますレジュメに即してお話し申し上げたいと思ひますが、構成は大きく二つに分かれております。前半は、今なぜ教育基本法を変えるのか、また、変える必要があるのか。そして後半では、主として与党・政府の教育基本法案の問題点について私見を申し上げたいと思ひます。

まず初めに、私は、教育基本法の見直しあるいは改定をしてはいけないと主張するものではありません。また、公共の精神や道徳心、あるいはまた集団、もちろんこれは國や郷土を含みますが、そういったものへの帰属心、愛着、あるいは誇りといったものが極めて重要だと考えております。

私の専門は教育社会学でありますけれども、こういった問題については、十九世紀、近代社会が発展するプロセスの中で、絶えずその重要性が指摘されてきたことでもあります。その点で、私は、この重要性を否定するものではないといふことを最初に申し上げておきたいと思ひます。

では、次に現行教育基本法ですが、これを今変える必要があるのか、どうしても変えなければいけない理由があるのかといふ点であります。私は、その必要性は全くだいぶん、何ら現行法で不都合はないと考えております。

まず、戦後六十年、日本の教育の発展を支えてきた教育の根本法であります。そして、その点で準憲法といふふうにも言われております。

それから、この間、さまざまな形で、場と言われております教育にかかわる諸問題、いじめ自殺、未履修問題、校内暴力、学級崩壊、不登校、少年犯罪、あるいは規範意識の低下、ニート問題、少子化問題、どれを取り上げても、現行の教育基本法のせいで起こつていふ問題ではありません。根拠は、私の文獻を含めて、いろいろあります。さらには、教育基本法を変えても、そして与党・政府案が仮に成立したとしても、これらの問題が解決されるわけではない、そう言つてまず間違いなく私は考えております。

四、四目に、教育基本法は多くの国民にとつて空氣のような存在であつたと言つていいだらうと思ひますが、それは、現行教育基本法が十分な酸素を含んでおり、そしてまた特に汚染されてはいな

一応そういったことを申し上げて、政府・与党案を中心に考えてみたいと思います。

こういつたことを総合して、現行法は権力を制限する拘束規範になっているわけでありますけれども、それに対して法案の方は、国民にこのような人間になれるという命令をする、そういう性質のものになっていると言っていると思います。そのことは、そこに書いてあるとおりです。

この点につきましては、既に時間がほとんどなくなっておりますので、そこに書いてあるとおりであります。能力ということが法案では強調されております。現行法では第三条の教育の機会に二回使われているだけでありますが、法案では、その教育の機会の条項に加えて、教育の目標を規定した第二条と義務教育を規定した第五条にも、能力、能力にに応じてという表現が使われておりま

す。そういった点で、現在進められているさまざまな能力主義的あるいは市場原理主義的な競争、それに基づくそういった方向での改革と照らし合わせて考えるならば、能力が現行法以上に強調されることの中に、そしてもう一方で家庭の責任が強調されることの中に、格差化、差別化を押し進め、その結果については、特に不利な状況、冷遇される状況に追い込まれる子供たちにとっては、その責任は自己責任であり、家庭の責任だということにもなりかねない、そういう構造になっているとも読むことができます。

最後に、教育は未完のプロジェクトです。

さまざまな人たちが、教職員を含めてですけれども、支え続けてこそ成功する可能性が開けていくものであります。教育基本法を変えたからといって、あるいは改革を進めたからといって、それで成功するということではありません。そのためには、必要かつ適切な改革を進めることはもちろん重要であります。同時に、条件整備と支援の充実が重要であります。

最後に、この教育基本法の問題は、日本の知性と英知が試されているんだと思います。政治の良識と責任が問われているんだと思います。責任ある十分な審議と賢明な判断を期待して、私の発言とさせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○森山委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の方々の意見の開陳は終わりました。

○森山委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。町村信孝君。

○町村委員 自由民主党の町村でございます。

きょうは、まず、四人の参考人の皆さん方、御多忙の中御出席をいただいたこと、私も委員の方からも御礼を申し上げます。四人の先生方に

は、私も文部大臣当時からいろいろな面で御指導をいただいてまいりましたことも、あわせて御礼を申し上げます。

時間に限りがございますので、きょうは、主として池田参考人、若月参考人にお伺いをしたい、こう思っております。

お手元に、大変僭越でございますけれども、資料として教育新生プランというものを配らせてもらいました。これは、教育改革国民会議が小沢内閣のもとででき、それを受けて、ちょうど私が文部大臣のとき、平成十三年一月、やや六年前のことになりますけれども、この教育新生プランというものをつくりました。

ここで、今いろいろ問題になっておりますこと、未履修の問題があつたかどうか、あるいはパウチャーという言葉があつたかどうかは別にしまして、ほとんどのテーマといえましょうか、課題がこの中に触れられておりますし、基本的な問題意識については、この基本的な考え方という一ページ目のところに、私、これは自分で書いたのでよく覚えておりますけれども、日本の教育は危機に瀕しているということに始まりまして、公を軽視すること、あるいは行き過ぎた平等主義による教育の画一化等々の問題意識が書いてあり、最後のところに、教育基本法をやはり改正すべきであるということ。これは国民会議の御意見であると同時に、政府としてもこれに取り組もうという決意をこういう形で示しておりますので、ひとつ、これは委員の皆様方にも、あらかたの問題がここに触れられているのだ、これをしっかりとやっていくと同時に、新しく今度再生会議ができたと

いうことであるということをお認識いただければと思います。

まず、池田参考人にお伺いいたしますが、再生会議というものが、安倍内閣のもとで大きな期待を集めながら出発をしたわけでございます。

まだ立ち上がったばかりでございますし、これから議論が深められていく段階でございますし、これから、再生会議としての意見はどうですかという

お伺いをしても、まだそれには時期尚早なんだろうと思いますが、大体どういうスケジュールでこの再生会議が今後活動していくとしておられるのか。まだこれもコンセンサスがないならないで結構でございますが、あるいは、座長代理としてのお立場でどんなことをアウトラインとして考えておられるのか、お考えがあれば教えていただきたいと思います。

○池田参考人 ただいまの御指摘の点でございますけれども、町村先生のお話のとおり、私も、再生会議の委員の一人になりました段階におきまして、これまでの教育改革につきましているいろいろなものを勉強させていただきまして。中でも、今お話しした国民会議で提出されております点につきまして、特に十七項目につきましてもよく精査をさせていただいていこうと思っております。

それを勉強させていただきまして、今日の問題はほとんどすべてその中に盛り込まれているのではないかと。そのことを考えますと、それから六年ほどたつておりますが、やはりなかなか実行に移せないものもあつての今日ではなからうか。私は、そういうことを考えまして、特にそういった土台に立ちまして再生会議があるのではないかと

いうふうに思っております。

そして、再生会議も、お話のとおり、立ち上がったところでございまして、全体会議は既に二回開催しておりますが、いよいよ三つの分科会が御承知のように出発をいたしております。その第一、第二分科会、第一分科会は学校の再生でございます。

第二分科会は、私が主査をさせていただきます。第二分科会は、私が主査をさせていただきます。第二分科会は、私が主査をさせていただきます。

第三分科会は、これは大きい意味での教育再生というところを取り扱うわけでございまして、

で、ちよつと一歩おくれという形になっておりますが、既に昨日、第一、第二分科会が合同で開催されて、直近の問題等を含めまして、今後のこと

につきましても検討させていただいていこうと思っております。

そういったことで、大きい問題はそれなりに対応させていただくと同時に、特に直近の問題、いじめの問題あるいは未履修の問題等も再生会議の大きな課題の一つでございます。その問題につきましても、既にいじめの問題につきましても再生会議としましてメッセージも発信させていただいておりますが、そういう時間軸の中で問題意識もとらえさせていただきまして、取り組ませていただいているところでございます。

そういったことで、直近の問題につきましても、これは全体の流れの中で来年の一月ぐらいに結論を出して提言させていただくことができないであらうか。それから、次のグループは大体三月ぐらいを一つの目安にさせていただいて、全体として大きな問題もいろいろございまして、そういった問題につきましてもやはり一年がかりでというふうなスケジュールを、これは内々でございましてけれども、それぞれの委員が頭に持ちまして取り組ませていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○町村委員 もう一点、先ほど教育基本法についてのお考えも伺ったところでございますけれども、教育基本法そのものをどうするという議論をこの再生会議でやるお考えがあるかどうか。

あるいは、今大変話題になっておりますけれども、教育委員会のある方については既に、昨日ですとか、議論になったやにも聞いておりますが、教育委員会制度そのものを今この法案で、与党案は残す、野党案は廃止するということがうたわれているわけでございまして、この点について、再生会議が教育委員会廃止というふうな姿

で取り上げるお考えがあるかどうか。これから議論だと言われれば、それはそういうことかもしれませんが、お考えがあれば教えていただきたいと思います。

○池田参考人 再生会議で議論をさせていただいております根本の理念と申しますのは、これはやはり教育基本法でございます。現教育基本法の理

念のつとて議論をさせていただいているわけ
でございます。それからまた、政府案としまして
今日提案されております。そういったことも十分
にのつとらせていただきまして、議論を進めさせ
ていただいているわけでございます。

ですから、あくまでも教育基本法を中心に、再
生会議は、それぞれの分野におきまして、それぞ
れの事象に対しまして対応させていただいている
というのが現状でございます。

それと、もう一点の教育委員会等の問題につ
きましては、昨日の分科会におきまして問題提起
がいろいろな委員から出たわけでございます。

これにつきましては、いじめの問題から、今日
の教育委員会の制度そのものが必ずしも有効に運
用されていないのではないかということ、そうい
うことを考えますと、教育そのものの、教育界全
体のガバナンスというものが、企業でもよく企業
のガバナンスということを最近申しております
て、今日の社会状況の中で新しいガバナンスを求
めていっているわけでございます。当然、価値観
も変わってきておりますので、そういう観点で、
私どもも企業活動の中でそういったことを中心に
据えて見直しを図っている。教育制度におきま
しても、やはりガバナンスというものが、教育委員
会の機能一つとりましても、必ずしも有効活用さ
れていない、有効運用されていない、そういうこ
とからいろいろ問題が指摘されているのが事実で
ございます。しかしながら、少なくとも昨日の各
委員の発言の中では、廃止というよりも見直しと
いう意見が強かったというふうに私は理解をいた
しております。

それから、先ほど答弁をさせていただきました
一点を訂正させていただきますが、第二段階、私
は三月と申しましたけれども、五月でございます
す。訂正をさせていただければというふうに思
います。

○町村委員 教育委員会については運用の問題で
ある、活性化を図っていくんだ。これは新生プラ
ンの中にも実は同じ問題意識が述べられていると

ころでありますので、大いに御議論をいただき
たいと思いますが、ガバナンスの問題ということ
で、制度そのものの廃止という議論は今なかった
という御発言がありましたので、そのように理解
をいたします。再生会議の今後の十二分の活動と
いうものに、私どもも大変大きな期待を持って
いるということだけ申し上げさせていただきます。

次に、若月参考人にお伺いをいたします。

政府案を大筋評価するんだという御指摘もいた
されました。若月さんのおっしゃっていることと
藤田さんのおっしゃっていることが大分違いがあ
るんだなということも、よくわかったわけござ
います。

私は、若月参考人が、教育委員会のいわばモデ
ルとして、大変熱心に、教育をよりよいものに
していきたいということでリーダーシップを発揮し
ておられる。全国の教育委員会が品川区のよう
であれば、多分もうもの問題はほとんど起きな
かったのではないかとさえ思っております。若
月教育長の御活躍、あるいは品川区教育委員
会というものが大変によく頑張っておられるこ
とに、私は高い評価を持っているものでございま
す。

その中で、特に今、新しい政府案の中で、児童
生徒中心主義を克服するんだという冒頭のお話
がありました。これはちょっと、わかる人はわか
るんですけども、なかなかわかりづらいところ
があります。

なぜかという、子供が大切だから子供の言
うとおりやればいいじゃないかという単純な、素朴
な教育観を述べる人が結構いるんですね。子供と
同じ目線で教育をする、だから教壇も取っ払
うと。一見、何かもつともらしく聞こえるん
ですけども、そこには教師としての誇りも自覚も指導
力も感じられないということ、やはり戦後の教
育の一つの大きな欠陥が、今、先ほど教育長が言
われた児童生徒中心主義の、いい意味の中心主義
ならいいんですけども、まことに誤った中心主

義というものがはびこっているというふうに私も
思っておりますが、この児童生徒中心主義の克服
あるいはその持つ弊害というのは具体的にどうい
うものなのか、もう少しわかりやすくお話をし
ていただくと理解が進むのではないかと思います。

○若月参考人 児童生徒中心主義の克服というこ
とでございます。

せんだって、これはある地方都市でございます
けれども、ある授業を見ました。そこでは、い
じめをどうするかというのが子供たちの議題であ
りました。本来であれば、教師が指導をする、教師
が適切に指導するべきなんですが、そこでは、子
供に話し合わせて、子供たちでその解決をさせる
んだという授業をやっておりました。

もちろん、子供たち自身に考えさせる、子供た
ちにみんなで協力をさせる、これは基本でありま
す。しかし、子供たちに解決をさせるべき問題な
らうか。授業が終わった後、なぜ、先生、も
う少し、この場合、いいものはない、だめなもの
はだめなんだということを明確に言わないんだ、
こういうことを申し上げました。ここに教師の、
今、一つのちゅうちょがあります。

要するに、子供の主体性とか、子供はもちろ
んすばらしい、エレン・ケイの二十世紀は児童生徒
の世紀だと高らかにうたった本がありますが、あ
れをそのまま受けて、とにかく子供の言うとお
りに、子供の言ったことを第一義にということ、
指導とか教育というものがかなり後退した実例が
ございました。そういった意味で、この具体的な
例だけではなく、ほかの学習の面でもそうであ
ります。

それから、規範意識の面でもそうであります。
本来、私たち大人が、文化として、習慣として、
日本の伝統として伝えていくべきものまでも、子
供たちにすべて考えさせ、子供たちが納得しない
んだつたならば、それを無理に押しつけること
は、これはいかげなものでかいたような教育的
な風潮という風土が、戦後の日本の学校教育の

中には間違いなくはびこってしまったので、それ
に対して、むしろ、いら立ちを感じていたり、歯
がゆさを感じている教師も最近多々出てきてい
るというのが現状である、こんな認識ございま
す。

○町村委員 それが、まさに戦後六十一年の現行教
育基本法の中で行われてきた一つのわかりやすい
弊害なわけですね。だから教育基本法を変えな
ければいけないという議論があるということ、
ぜひ藤田参考人にも御理解をいただければあり
たいかな、こう思っております。

それからもう一点、今のお話のとおりで、規律
を重んずるというようなことも、要するに、学校
規則をつくつちやいけない、それは子供を縛るか
らいけないんだというようなことから、今言われ
たような児童生徒中心主義の弊害というのは、現
実に私はあるんだらうと思っております。

それから、家庭教育重視ということについてこ
の改正法案が触れていることの評価をいただいた
こと、これもありがたいことでございます。

最後に一点だけ、教育行政について、私ども
は、確かにいろいろな議論はありますけれども、
この教育委員会制度というものに活性化したり改
善する余地はありますが、やはり私は、基本的に
これは必要な制度なのではないか、こう思ってお
りますけれども、教育委員会の現場にあつて、教
育行政の第一線にあつて、民主党案のように、教
育委員会を廃止して区長さんあるいは都知事が全
部仕切った方がいいのか、あるいは、まず教育委
員会が責任を持ってやった方がいいのか。先ほど
の委員のお話を聞いてみると、教育委員会制度は
必要だという御議論のように承りましたが、その
点についてのお考えをもう一度教えていただき
たいと思います。

○若月参考人 結論から申し上げますと、今、町
村委員がおっしゃっていただきました教育委員会
制度。教育というのは、公正そして中立、そして
不偏不党、そして継続性、一貫性といったような
ものが求められるものでございます。

教育委員会制度といったようなものが十分でないからいろいろな問題が起きているのか、あるいは、教育委員会といったようなものに与えられている権能といった方がいいでしょうか、権限といった方がいいでしょうか、そういったものを全部我々から取り去って、もっと活性化しろというのはやや酷な話でもあります。また、首長さんは、もっと権限を、自分たちでやりたいとおっしゃいますけれども、首長さんは十分にもう既に教育委員会に対して私は権限を持っていられしやと思います。私の任命すら、首長さんの権限でなければできないことでもあります。

したがって、教育委員会に活性化しろと言うなら、私たちに活性化するもっと大きないろいろな権能を付与させていただき、その結果を見てから制度そのものの議論をしていただきたい、かように考えているところでございます。

○町村委員 そういうことで、ぜひ、池田参考人も一度若月さんと呼んで、こういう権限を区の教育委員会に与えてもらうとういうことができていいんですよというふうなことになるのではないかと、こう思いますから、ひとつお考えいただきたいと思ひます。

若月さんは、私の大臣当時の呼びかけに応じて、真つ先に学校選択制というものを、品川区に先駆けてやっていただきました。そのための御苦労、あるいはそのために必要な準備等も相当やっておられたとういうことでございますから、過疎の町村で全部できるかとういうと、それはできつありません。しかし、できるところは大いにやったらいいと私も思っております。本当はその辺のこととも伺ったのでありますけれども、時間の制約がありますので以上いたします。

いずれにしても、私どもは既に八十数時間の審議をやっております。私どもとしては、きょうこうして皆さんの御意見を聞いた上で、そろそろ出口を考えないと、これは、慎重審議、慎重審議ということで、結局問題の先送りだとういうこと

にしかならないんだとういうことをこの際申し上げまして、私の質疑を終わります。

どうもありがとうございます。

○森山委員長 次に、西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。本日は、本当にそれぞれの立場で立派なお仕事を教育関係でなさっている四人の参考人の皆さん方からお話をお伺いしました。それぞれ御尊敬申し上げている皆さん方でございますが、ぜひともまた、今後、引き続き教育に御尽力いただけますようにお願いを申し上げます。早速ですが、質問をさせていただきますと思ひます。

初めに、池田参考人をお願いいたします。

このたび、教育再生会議の座長代理とういうことで御活躍をいただくわけですが、もう既に三つの分科会、それぞれのテーマが決まったとういうふうな報道され、会議もようやくスタートしたとういうふうに言われております。教育基本法の改正と、それからこの教育再生会議とのつながりといひますか関連といひますか、再生会議そのものは具体論に絞って議論をされるとういうことでございすが、その一番重要な部分は何なのかとういうことについてお答えをお願いしたいと思います。

○池田参考人 私どもも、先ほどお話をさせていただきますましたように、いよいよ本格的に議論を深めさせていただきます、そういう状況になっております。その議論を詰めさせていただきます上におきましての上位概念と申しますか、常に私どもが意識をさせていただいておりますのは、教育基本法でございます。教育基本法の理念に従ひまして、その中で具体的な問題等を再生とういう形でもって提言させていただきたいという形で、今議論を進めさせていただいているわけでございます。

そういったことで、現教育基本法を中心に考えさせていただくのは当然でございますし、また、政府の中で再生会議でございますので、政府から出されております教育基本法改正案の趣旨も十分に踏まえさせていただきますながら、今現在、個々

の問題について詰めさせていただいている、そういう状況でございます。

○西委員 積極的な御議論をお願い申し上げます。

続きまして、若月参考人をお願いいたします。

以前に現場も見ていただき、品川区の教育改革に取り組み熱はある程度実感として存じ上げているつもりですが、今までの教育基本法の理念は評価をする、その上で、足らざる部分について今回改正をされるとういうことは、もちろん全部改正、すべての部分、改正はなっているんですが、ぜひとも積極的にやり取りいただきたい、こんな趣旨のお話だったかと思うんです。

品川区では、学校選択制、先ほど町村委員もお話しになりました。それから小中一貫、外部評価を取り入れる、管理職の資質の向上、次々と矢継ぎ早に改革路線を打ち出されておられます。

このことの最も根幹、ちよつと言ひ方が抽象的かもしれないませんが、生徒のため、また親のため、社会のため、いろいろな感覚はあるんだろうと思ひうんですが、このすべての改革を通して、教育長は、だれのため、こういうふうな聞かれたらどういうふうにお答えになるでしょうか。

○若月参考人 すべて教育の営みとういうのは、終着点は子供、その一点でございます。

○西委員 評価は、私は正直言つて、その一つ一つは分かれると思うんですが、その一点をぜひ忘れないで精力を注いでいただきたい。その結果については、それぞれまた歴史が証明するものだろうとういうふうな思ひます。

ただ、私ども、もうずっと教育の改革を議論しているんですが、子供とういうのは、その制度の中を通過して、そして結果が出るのはもう随分先なんです。この結果の責任は、もちろん我々改革する側にも求められるし、改革しないとういう責任もまた求められるのかもしれない。そういう意味で、もちろん早くとういうことと同時に、きちつと、やはり子供のためにどうあるべきかとういうこ

とを私たちはとことん追い求めていかなければ方向性を誤るのではないかととういうふうに私自身は思っております。

先ほど、それぞれの地方の教育委員会、これは、教育委員会としてできることとういうのは限りがあるんだ、こういうふうにおっしゃいました。

そういう立場からしますと、もちろん学校だけでできることも限界がある。教育委員会も限界がある。といひますと、私は、今回の法律の体系の中からも、地域として教育に何ができるかとういうことがまた一つの大きなテーマなんだろう、また、教育委員会として、地域の皆さんを巻き込んでどういうことができるかとういうことなんだろうと思ひうんですが、その辺について、教育長、現場での御経験から、地域として、教育委員会がどう働きかければいいのかとういうことをお教え願ひたいと思ひます。

○若月参考人 地域に対する働きかけのお尋ねだろうと思ひます。

教育委員会、今御指摘のように、品川区はいろんなことをやってまいりました。その中で、やはり地域といたつたようなものの御理解と、それから御支援、御協力とういうのは必須のものでございすが、そうした上で、学校、教育委員会と地域とがどういつたきずなで結ばれるか。

基本は、品川区の場合ですが、情報公開をかなり徹底してやってまいりました。今まで比較的、学校現場は情報開示といたつたようなもの、ディスプレイに対しては必ずしも積極的ではなかった。別の言い方をすれば、保身的であつた、これは間違ひのないことだと思ひます。したがひまして、こういつた学校の体質を変えるために、そして地域の方に学校をよく理解していただく、子供の教育に御協力をいただくために、できる限りの情報公開といたつたようなものが必要だ。

これは、ある意味では学校も私たちも大変つろうございしました。情報開示をした以上、その後のまたリアクションは必ずあるわけでありすが、し

かし、そのプロセスを経て、本当に学校と地域とが、ある意味での、本当の意味での信頼関係とあったようなものが結ばれてくるんだらう。形式的な信頼関係ではなく、いい悪いも含めた上での信頼関係をつくっていくんだという産みの苦しみは、現在もしている最中でございます。

○西委員 今、未履修問題が大きな問題となっておりますが、その観点からも、学校それから教育委員会、地域、家庭を結ぶ一つのキーワードが情報公開ということかもしれないと、今聞きをして考えた次第でございます。

もう一つお伺いしたいんですが、先ほど教育行政について、これはまさしく教育委員会のことで、例の「不当な支配に服することなく」というところの御説明でございますが、過去の経緯を若干お述べになった上で、公正中立な行政を進めていく上で重要な改正であろう、こういうふうな結論を述べておられました。

私も実はそれは同じ気持ちでございます。この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものである。当たり前といえば当たり前ですが、藤田先生のように、もつと違う観点から、今までの「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべき」という言葉の大切さを強調される参考人の方もいらっしゃいます。その気持ちも私もよくわかってはいるつもりでございます。

いずれにしても、法律に基づいてということについてはそのとおりなんですが、教育委員会の立場として、この言葉、法律に基づいているとはいえず、本当に法律そのものを適用するということはむしろ少なく、法律の精神ということに、いろいろなケースが出てくるものだから、私は、そういう意味では、このことについては十分な配慮が必要であるし、また抑制的でないかならない、もしこの法律ということになったとしても抑制的でないかならない、こういう気持ちでいるんですが、教育長のお考えを教えてくださいたいと思います。

○若月参考人 ただいま委員御指摘の点でございます

いますが、全く私も認識は同じでございます。

この法律のとおり、あるいは法律を一つの根拠にして教育行政を進めていくわけでありましても、現実には、教育行政の最先端の現場あるいは学校現場、こういったところにおきましては、さまざまな議論があつてもいいんですけれども、最終的には管理職が責任を伴ってデジジョンメーキングをしなければならぬということがございいます。そういったときの必要な根拠といったようなものがあるかないかによつては、校長たちの日ごろの学校経営に対する姿勢といったようなものが変わってくる。

私は、現在の日本の学校教育の中で、例えばそういう法的な裏づけがあるからといって、途端に日本じゅうの学校の校長たちが権力主義者、権威主義者になつて、有無も言わず、これはこうだからと言つて一方的にやれというような学校教育にはなつていないだろうと思ふんです。十分に話し合つた末の最終的な根拠づけといったようなものはやはり必要である。そこら辺があいまいだつたものですから、なかなか今まで学校としての顔が見えなかった、学校としての意思決定が明確に地域の方々、国民の方々にわかりにくかつたといったような点はあろうかと思ひます。

そうした意味で、この法律的な裏づけの根拠というものは大変心強い、そういう意味で申し上げました。

○西委員 続きまして、尾木参考人に御質問申し上げます。実は、先週の月曜日から具体的な質疑が始まつたんですが、その折にも私、先生の「教育事件簿」というあの本を引いてちよつと質問をさせていたんですが、日ごろから、いじめの問題、またその一人一人の深層に至るまで随分徹底的に御研究なさつていらっしゃることに敬意を表したいというふうに思ひます。

私、そのときに実はもう一つの質問をしておりまして、今の学校教育法においてかなり強い規定

があるものですから、要するに、公立、私立の学校という範囲の縛りを何とかできないか、つまり居場所の問題です。

いじめに遭つた、不登校、いろいろな事象が起つておりますが、最終的には学校に戻すということしかない。一部、フリースクールとかそういう規制緩和はありますけれども、結局、戻らないと一人前に世の中が流れていかなければ、成長していかないということがあつたものから、もう少しその部分を再考すべきではないかという質問をさせていただきました。このことについて、尾木参考人の御意見をちょうだいしたいと思います。

○尾木参考人 やはり我が国は、一九四七年から、学校といった場合は本場の学校の枠だけで、法人と都道府県立に限定されてしまひましたけれども、国際的な視点でいえば、ホームエデュケーションというんですか、ホームスクールだとか、そういう、学びの場所は学校じゃないけれども、責任を負つてきちつと修得されていくのであればそれは認められてもいいだろう、バイパスというかしら、そういうことは考えています。

例えば、スウェーデンなんかはそうだけれども、就学前のチェックのときに、おたくは学校を選ばれますか、どうされますかということを知ることができ、学校を選びますと言つたときには、学校が責任を持つて教科書を渡したりしていきますけれども、ホームエデュケーションを選びますと言つたときには、では、だれだれを担当につけますから、どういふふうにして教育していけばいいのかわからないのはそこに相談しながらやつていかなければならぬシステムになつています。でも、圧倒的に学校を選ばれますけれども、現実問題としては、

そういう基本的なスタンス、どこで学び、どこで伸びていくのかというのは、やはりもうちよつとゆとりがあつていいんだらうと。アメリカのワシントン州なんかでは相当ホームエデュケーションが今広がつていますが、そういうふうな

ことも考えたときに、学校一本にしていると、むしろ国力としてパワフルではなくなるんじゃないか、いろいろなところで学んで伸びていけるという状況というのは必要だと思ひます。ただし、根幹は公教育だと思ひますけれども。

○西委員 全く同じ気持ち、私もそう申し上げながら、九割九分近いが九八%が知りませんが、ほとんどが公教育の中で学ぶということを根幹に申し上げているんですが、その上で、もう少しいろいろな、もちろん、アメリカのように広大な地域と日本のように比較的人口密度が高いところとは違う部分もあるかと思ふんですが、そこはもう少し緩やかに考えていかないと、この制度の中で子供たちが窒息をするというケースもあるのではないかなという感じがしております。

もう一つお伺いをいたしますが、先ほどのいじめ自殺の件で、早急な文部科学省の対応を評価されておりました。結局は、素早い反応ということをおつしやつたんだらうと思ふんですが、同時に、やはり子供たちにとつて、この人に駆け込めば、この人に相談すれば一生懸命に考えてくれる、抱き締めてくれる、こういう人が今いなくなつていくんじゃないか。それは学校の先生かもしれない。しかし、家庭というのがやはり私は基礎だと思ひます。

特に男性というのは、そういう意味での頼りがいというのがもともと必要だったのかもしれないが、今の社会生活の上ではなかなか子供に接する機会が少ない、接触しても、本当に自分の真情というのを吐露して、一対一で子供たちと向き合ふということが少ない。私自身の反省も込めて言つてはいるんですが、そういうふうに向ふんです。

その辺、子供たちに向かう大人社会のあり方という点について、今までの御経験上からお話をいただければと思ひます。

○尾木参考人 この間、やはり子供たちへの心配の余り、私たち大人社会と子供との関係性のところが非常にいびつというかしら、余りよくなく

なつてきているなということをちよつと心配しています。

少年法の改正の問題とかいろいろなことも含めてですけども、何か、子供に罰を与えれば言うことを聞くんじやないかという発想がすぐあるんですけれども、果たしてそうか。僕は臨床現場ですから、実証的に考えると、そうではなくて、例えば凶悪事件を起こしちゃうような子は、もう自分を捨てちゃっているんですよ。物すごい厳罰で、ひよつとしたらもう死刑になるかもしれないよという状況をもし提示したとしても、むしろそれは喜んで受け取るべきことだというふうなとらえ方、自殺行為としての凶悪事件が起きていた

りするわけですよ。だから、そのところ、私たちは、何か追ひ詰めていくみたいなのはどうも違うんじゃないかという感じがします。

あと、子供との関係のところでは、子供の声を受けとめる、例えばいじめの件なんかでも、家庭がしっかり受けとめていればというようなこともありますが、一人一人の御家庭でいえば一生懸命のはずなんです。気持ちの上では、心理的には皆さんそうなんです。やはり学校に行かないでいいよといううなことは、親御さんとしてなかなか言えないです。頭ではわかっていても、やはりつらいものがあるわけですよ。そうすると、やはりどうしても、学校に行きなさいというふうな後を押してしまうと、そこでまた苦しむということになるわけですね。

だから、一つは、親御さんのところで受けとめるというのはもちろん大前提です。それと同時に、駆け込み寺的な第三者機関をつくってほしいな。校長先生が未履修問題でしまったと思つたときもそこへ駆け込めばいい、そこは秘密を守つてくれて、こうした方がいいよ、死ぬことはないんだよということをやんとアドバイスしてくれるような、教育関係の駆け込み寺みたいなのを都道府県に一つはつくっていただければ、子供も、親御さんも、学校の先生も、あるいは教育長も含めて相談に行けるみたいな、強制的な、かなり権

限を持った、そういう第三者機関をつくっていただきたいなというふうに思います。

いじめ一〇番というの、各市町村が物すごく努力されて全国に行き渡つていたんですが、今、少し機能不全に陥つて停止状況になつてい

るんですよ。それをすぐに復活するということも緊急に必要なことだと思います。

○西委員 時間が来ました。藤田先生には教育委員会の位置づけについて御質問させていただ

きたんですが、ちよつと時間が終了になりましたので、これで終わらせていただきます。

○森山委員長 次に、高井美穂君。

○高井委員 民主党の高井美穂と申します。私は、民主党の日本国教育基本法案という法案の提出者の一人でもあります。本日は本

案の提出者の一人でもあります。本日は本

案の提出者の一人でもあります。本日は本

案に対する質疑時間が余りにも少なくて、多分、政府案に比べると十分の一ぐらいではないかと思

います。答弁した時間数なども考えると。なので、ぜひとも与党の皆さんにもつとめと我が

党案に対して質問をしていただきたいと思つていますし……(発言する者あり)私は提出者なので私

の案には質問できませんし、やはり、野党の立場として政府案をた

だすのがとても中心になつてしまふので、これから我が党案についてもぜひ

わかつていただきたいなと思ひまして、ぜひよろしく願ひします。

というのも、池田参考人がおつしやつたお話の中に我々も大変理念を共有するところがあるん

です。すべてとは言いませんけれども、ぜひそれをわかつていただきたいと思ひまして、まず申

上げました。

ものに対して個々人が擁護され、もう一方で、さまざまな国、社会のあり方を決めていくその主体であるというものであります。

それに対して学校現場におきましては、当然、学ぶ側にある子供たちがさまざまな指導を受け、あるいはまた時には怒られ、そしてまた時には厳

しい懲戒ということもあるかもしれませんが、いずれにしても、これらはすべて日常の実践の中における問題であります。そこにおいては、個々

人の一人一人の子供のことは配慮しながらも、大人として、教師として、あるいはまた親として、伝えるべきことはきちつと伝える必要があります。

そういう意味で、この二つを混同することは、法律を制定する場合には極めて重大な問題だ

というふうに考えております。

○高井委員 ありがとうございます。

私は全く藤田参考人の意見に賛同するものでございまして、そういう立憲主義をもとに、憲法に

準ずる法案として「日本国」というものをわざわざタイトルにつけました。その上でさらに、これ

から二十一世紀を生きていく子供に何が必要かという

ことを一生懸命考えまして、新しい理念を少し加えたものとして提出をいたしました。それは、コミュニケーションの能力とか知恵であるとか文化である、そういう情報を自分で編集し、つくり直す力、そういうものがまさにこの情報の洪水の時代の中で求められているのではないかと

○池田参考人 大変申しわけございません、それをまだ私は読んでおりません。

○高井委員 結構でございます。というか、私たちもアピールが足りなかつたのか、こういうのを

出しておりますので、ぜひ参考人の皆様全員にお送りをお願いいたします。

ただ、常にと与党の皆さんからも、民主党は対案を出せ、こういうふう

に言われまふ。今回な

んかも対案をちゃんと出したんですが、私たちの

案に対する質疑時間が余りにも少なくて、多分、政府案に比べると十分の一ぐらいではないかと思

います。答弁した時間数なども考えると。なので、ぜひとも与党の皆さんにもつとめと我が

党案に対して質問をしていただきたいと思つていますし……(発言する者あり)私は提出者なので私

の案には質問できませんし、やはり、野党の立場として政府案をた

だすのがとても中心になつてしまふので、これから我が党案についてもぜひ

わかつていただきたいなと思ひまして、ぜひよろしく願ひします。

というのも、池田参考人がおつしやつたお話の中に我々も大変理念を共有するところがあるん

です。すべてとは言いませんけれども、ぜひそれをわかつていただきたいと思ひまして、まず申

上げました。

○藤田参考人 おつしやるとおりで、基本的に、児童中心主義と言われるものと、法律上定める、あるいはまたその前提にする主権でありますとか基本的な人権とか個人の尊厳というものは違

と私は考えております。

法律上の問題は、基本的には、法的に、そしてまたさまざまな社会的な圧力、権力、そういった

ものに対して個々人が擁護され、もう一方で、さまざまな国、社会のあり方を決めていくその主体であるというものであります。

それに対して学校現場におきましては、当然、学ぶ側にある子供たちがさまざまな指導を受け、あるいはまた時には怒られ、そしてまた時には厳

しい懲戒ということもあるかもしれませんが、いずれにしても、これらはすべて日常の実践の中における問題であります。そこにおいては、個々

人の一人一人の子供のことは配慮しながらも、大人として、教師として、あるいはまた親として、伝えるべきことはきちつと伝える必要があります。

そういう意味で、この二つを混同することは、法律を制定する場合には極めて重大な問題だ

というふうに考えております。

○高井委員 ありがとうございます。

私は全く藤田参考人の意見に賛同するものでございまして、そういう立憲主義をもとに、憲法に

準ずる法案として「日本国」というものをわざわざタイトルにつけました。その上でさらに、これ

から二十一世紀を生きていく子供に何が必要かという

ことを一生懸命考えまして、新しい理念を少し加えたものとして提出をいたしました。それは、

コミュニケーションの能力とか知恵であるとか文化である、そういう情報を自分で編集し、つくり直す力、そういうものがまさにこの情報の洪水の時代の中で求められているのではないかと

とで加えた理念としておつくりをしたつもりでございまして、ぜひまた読んでいただけたらというふうに思います。

そこで、尾木参考人にもちよつと同じような感じの御質問を伺いた

いんですが、現場主義というところで私は今いろいろな形で現場のお話をお聞きする中

でも、尾木参考人のいじめにかかわるお話等、切実に思うところがあ

りました。本

当におつしやるとおりだと思ひます。

児童中心主義という話もありましたけれども、それについて、教育基本法の理念についてい

お考えになりますでしょうか。

○尾木参考人 先ほども申し上げましたけれども、現行の教育基本法というのは、国民中心主義というから、国民の教育権というのが基本的なスタンスですね。それは、国が国民かという対立的な考え方というよりも、教育の条理からいつたときにどうなんだろうということを素直に思うんですね。そのときに、やはり、国がいろいろなことを面倒を見てくださるというから、リーダーシップをとられるというのはこれはもう当然のことであって、当たり前なんです。

だけれども、現実的な問題としては、いじめのこと一つとっても、例えばこの間も高校生に聞いたんですけれども、文部科学省のいじめの定義はどうですかと言ったら、もう即座にほとんど全員、おかしいですよと言います。どこがおかしいのと聞いたら、だつて弱い者いじめじゃない、我々は弱い者いじめをしているんじゃないと冒頭から言うわけですよ。

だからやはり、現場の声をいかに吸い上げていくか、実証的に丁寧に検証していくかということが極めて重要で、そういう点でいうと、国民の教育権というちよつとレベルが違うような議論に今なっていますけれども、すごく重要で、そこから立ち上げて、それをどうサポートしていくのか。もちろん、違つたときには違ひますよというの、軌道修正とかそれは当然あるべきだろうと思ひますけれども、基本はやはり国民の教育権でなければ、国がミスリードしたときにはもう取り返しがつかないというふうに思ひます。

○高井委員 まさにその国民の教育権ということ、第二条に「学び権利の保障」ということで、何人も教育を受けてもらう権利を有するということとちゃんと新たな条項として書き込んであります。これは政府案にも現行法案にもございせん。この点、特に我々は違ひ点として強く書き込みました。そういう、さつき尾木参考人がおつしやつた趣旨に通じるものでございせん。まさに教育の現場というのは、国や上の方から

上意下達ではなくて、むしろ下意上達というか、現場の方からの意見が上がつて初めてうまく現場に対応できる話ができるんじゃないかというふうに思ひます。

そういう中で、教育委員会制度の話が先ほどから御質問の中にも出てまいりました。機能強化というのを、恐らく再生会議でも、廃止は出なかつたけれども、機能強化の話は出たということも、先ほど町村元大臣の御質疑の中で出たと思ひます。

機能強化ということは多分大事なんだろうと思ひますが、私が調べたところによりますと、一九八六年、二十年前から、「教育行財政改革の基本方向」という、第二次答申の中において教育委員会の現状がどのように書いてあるんですね。

近年の校内暴力、陰湿ないじめ、いわゆる問題教師など、一連の教育荒廃への各教育委員会の対応を見ると、各地域の教育行政に責任を持つ合議制の執行機関としての自覚と責任感、使命感、教育の地方分権の精神についての理解、主体性に欠け、二十一世紀への展望と改革への意欲が不足していると言わざるを得ないような状態の教育委員会が少なくないと思はれる。

つまり、二十年前から全くこの議論は変わっていない。解決されていないんですね。多分、このことはずっと昔から言われ続けたことなんだろうというふうに思ひます。二十年前というときとまさに私は中学生で、教育を受けておりました。このときからいじめの問題等も全く変わつておりません。恐らく統計上はそんなないかもしれませんが、自殺もあるだろうというふうに、当時教育を受けていた現場の者からして、そのように推測するところでありまふ。

そこで、藤田参考人、では、教育委員会制度についていかがお思ひになられるでしょうか。今ほど来の議論も踏まえた上で、ぜひ御意見をちょうだいしたいと思ひます。

○藤田参考人 教育委員会制度につきましては、私は、基本的には、いわゆるこれは事務局と区別

される教育委員会でありまふけれども、その地域における教育の基本的なプランニングという点で適切な助言をしていく、あるいは、場合によつては立案するという点もあり得ると思ひます。

二点目といたしましては、教育行政が適切に実施されているかどうかを事務局において監督指導する点であります。

三点目は、私はオンブズマン機能というふうに呼んでおりますが、地域住民や保護者、子供たち、さまざまな層からの要望や、あるいは改善、改革等についての声というものを吸い上げ、それを適切に扱い、あるいはまた行政に反映させていく。

そういう三つの機能をどのように充実するかを適切に考える必要があると思ひます。

それから、先ほど御指摘ありましたように、この問題は、一九八〇年代から、あるいははもとづかのばれば、公選制の教育委員会制度が任命制に変わつたときからずっと問題になつてきていたことだと思ひます。そして、改革の議論は特に一九八〇年代以降盛んになつて、この教育委員会制度をどうするかというのを繰り返し提案がなされておりました。そして、現にさまざまな改革がなされてきておりますけれども、いまだに事態は改善していないと言われているわけです。同様のことは、いじめ、校内暴力、不登校、学級崩壊、少年犯罪も、一九八〇年代から一貫して改革の理由として言われ続けてきました。

先ほど、町村委員の方から、私の考えについて異論を発言されましたけれども、その点について、二十五年間これが問題だと言つて改革をし続けて、いまだにそれが最大の問題だ、だから改革しなければいけないとするならば、これまでの二十五年間の改革、政策は何をしてきたのか、成功したのかどうか、そのことをいま一度考える必要があると思ひます。

改革のための改革の方が、批判のための批判、反対のための批判よりはるかに危険です。もちろん、対立的に、暴力的に反対するなんということ

は論外でありますし、そういうことは許されるべきではありませんが、反対しても実害はありません。しかし、改革の結果が伴いますから、改悪であれば必ず実害が伴います。その点を十分に考えて教育基本法の問題についても検討していただければと思ひます。

○高井委員 本日に繰り返しまつた議論がずっとされてきた中で、そこで我々は、では、制度が仕組みに少し工夫を加えなきゃいけないんじゃないか、そういう思ひで、一つ提案のような形で、教育委員会を廃止することまで踏み込んで書き込みました。

若月参考人は教育長でいらつしやるわけでございますから、現行の教育委員会制度は維持というふうなお話だつたと思ひますけれども、私は、やはり選挙で選ばれた首長という民主的な立場にある人が最後の責任はとる。首長が教育長さんを選ぶわけでございますから、それで政治的中立ということをやつと掲げてこられたわけだと思ひますけれども、ただ、それは一歩踏み込んだ形で最終的責任は、担当部局は、やはり市とか現場、自治団体の中に現在でも教育委員会の事務局というのはあるわけでございますから、だから、少し工夫を加えることが必要でないかということで提案をさせていただきまふ。

先ほど藤田参考人のおつしやつたオンブズマン的な機能というのを、新たに別に、例えば教育監査委員会という形で、命令とか指導、助言とか監査に特化してつくる。より現場に近いところには学校運営理事会のようなものを設けて、保護者や先生や地域の有識者の方、例えば教育の専門家とか入つていただいて、運営とかやり方、まさにカリキュラムの件に関してもさまざまな議論をそこですべていただく、校長先生と話していく。そんなことも一つ解決策にはなるのではないかと思ひます。これはまたさまざまな過去の教育委員会の議論と重なるながら、より深めていかななくてはならないというふうに思ひます。

その点において若月参考人、こういう我々の案

に対してはいかがでございますか。

○若月参考人 それはいろいろなお考えはあると思いますが。ただ、私は現実に教育委員会に身を置いておまして、自分たちが今与えられた権限の中で精いっぱい努力をされているつもりでもございます。そういったところから考えて、基本的には、教育行政は、不偏不党、公正中立、こういったようなものは原則としてやはり崩せないところであろう、これは強く思うところであります。

いろいろな方からいろいろな意見を聞く、それは大事なことです。それを決して否定するわけではございませんけれども、しかし、時には、その公正中立性といったようなものをきちっとした制度として担保する仕組みができていないと、やはり、教育行政が右へ行ったり左へ行ったり宙に浮いたりといったような混乱があることは十分に考えられることだろう、こんなふうに私は思うわけです。

先ほども申し上げましたけれども、教育委員会、いろいろ機能していないじゃないか、同じ改革を何年繰り返されるんだ、だから教育委員会制度そのものと言うんですが、私が先ほど申し上げたとおりであります。

言葉は穏当じゃないかもしれないけれども、私たちに、主体性やあるいは活性化をするような具体的な武器といたらないでしようか、そういったようなものをもう少し与えていただけないだろうか。例えば、私たちには人事権もありません、予算編成権もありません、議案提出権もありません。全部それは、首長を通して立案請求をして行わなければなりません。そういった意味で、やはり私たちには、もう少し教育委員会としての主体性といったものも担保するそうしたものが必要だろう、こんなふうに思うところではございます。

○高井委員 まさに、さっき言われた予算権限とかいうことは首長にあるわけですから、首長部局に一元化しちゃった方がいいのではないかと私は

逆に思いました。

というのは、実際に教育長のお立場ではなかなか教育委員会の否定はできないとは思いますが、ただ一つ、その提案をいたしまして、やはり権限をきちんとして一元化して責任を持つ。政治的な独立性といえども、やはり選挙で選ばれた首長さんが自分に近い考え方の人を恐らく教育長として任命されるんだらうというふうに思います。そういうと完全に独立ではないと思いますし、それによって、やはり首長さんがかわれば教育長さんかわるというケースも今まではあるのではないかとこのように思います。

これはまたお考えが違ふということであればそれでも結構でございますが、まさに今までの重ねて工夫の中で、より踏み込んだ工夫が必要だということでも私たちはあくまでも提案したわけでございます。責任を持つという点では、直接でなから信頼を受けたいというか、首長さんを選ばれる形で任命された教育長さんよりも、すべての行政に責任がある首長さんが最終的に責任を持つというの、ある一つの案としては可能なのではないかというふうに考えています。

尾木参考人の話の中に、たしか、中央で教育改革の話が動くにつけ現場はついていけないというような話がありました。むしろ、若月参考人の御意見の中では、もっと現場でさせてほしい、予算権、人事権さまたまなものが欲しいという話がございます。でも、それというのは一つある意味で相反するのではないか。国の方の中ではさまざまな行ったり来たり議論がされていて現場はついていけないという声と、いや、現場の方でもっと変えたいから、変えられないから権限が欲しいというのとはある意味でちよつと反するように思うんですが、尾木参考人、いかがでございますか。

○尾木参考人 僕は思うんですけれども、形の問題ということももちろん重要ですが、むしろ、例えば僕は現場にいたとき教育委員会との関係というのはどうであつたかということと言いま

すと、例えば教育委員会から指導主事を二人呼ぶ、それで授業参観して視察してもらうというときは、僕は教務主任をやっていたとき大変だったんです。A先生とB先生、指導主事、どちらが向かって右側に座つてもらえばいいの、左側にだれに座つてもらうのか、こんなことが真剣に議論されるんですね。どちらの方が要するに偉いのかと言ふんです。それで右側、左側座つてもらふ。こういうポジションが変わつてくるわけですよ。それぐらい教育委員会の事務局と学校現場とはもうがんじがらめの、本当に神様みたいな存在です。

ですから、この間の、いじめを認める、認めない、校長が二転三転するみつももない姿を本当に見せてしまいましたけれども、あれはやはり、言葉とか、直接、間接の教育委員会とのいろいろな関係とかが機能不全の状況に陥っているわけですね。

だから、そういう点でいうと、学校の現場の校長も教頭もそれから教員も、最終的には教育委員会から評価されます。それが出世とかいろいろなところにも影響していくわけですね。ところが、教育委員会はだれからも評価されていないんですよ。僕は、ここに一番大きな問題があつて、やはり総合評価をしながらボトムアップしていく、みんなが教育界よくなつていくよという評価でなければいけないと思う。

僕は、校長、教頭も教員も評価されるのは当たり前だと思ひます。だけれども、評価する人がだれからも評価されないというのは、これはおかしい。ここにメスが入る方法がたつたら、僕はどんな方法でもいいと思ひつています。

○高井委員 問題提起されたことはまさに我々と問題を共有しております、そのための改革ということで、我々の案として我々は検討しているところであります。

この話は大変長くなる話でございますので、教育委員会制度についてはひとまずここで終わらせていただきたいと思います。

未履修の問題、いじめの問題についても、現場のお話で尾木参考人からございました。この問題は大変奥が深い問題だと思います。つまり、大学入試のあり方、高等教育のあり方、なぜこういうことが起こつたのか、さまざまな分析を加える上で、すべての高等教育そのものにかかわる大変大きな問題だと思ひます。高校の予備校化というふうなメディア等でも言われていますけれども、大学入試制度についても本当に考え直すべきときが来ているのではないかとこのように思っています。

またそれと同様に、私も大学は出ましたけれども、大学そのものが、本当に高等教育機関として、専門的知識を養う機関として専門的な学生を世の中に社会人として送り出しているかどうか、必要な知識がそこで培われているか、そこをまさに考えていかなくてはならないというふうに思っています。

尾木参考人にもう一度伺ひたいんですが、この未履修問題の根本原因というのはどのようにお考えになりますか。現場からぜひ。

○尾木参考人 この未履修問題の根本的な原因というのは、やはり事実経過を見ていくと非常にハッキリしていますけれども、この間、未履修問題で問題化された学校の圧倒的多数は、二〇〇三年度から不正といえますか、やつておられて、もちろん私学の場合は、もっと早くから、九〇年代半ばからたくさんありました。

それで、なぜその新しいカリキュラムになつたところからかという、二〇〇三年というのは、高校は新しい学習指導要領になつたわけですね。前年度は、二〇〇二年に学校五日制で授業の枠組みが小さくなつています。そして、ゆとり教育で入つてきた子供たちを高校で全部回復するよいうなカリキュラムに実はなつてしまつておるわけですね。だから、現場の先生方が困つてしまつたといううことは目に見えています。

そして、今回、多くの高校をがらんになつておわかりのように、ほとんどが受験校です。進学校

です。そして地方が数的にも多いというのは、これはやはり、進学実績をどう上げるかということが問われているわけです。二〇〇二年から学校評価制度というのが取り入れられるようになって、そこでは数値目標を四月の当初に出して、そして三月の末には、どこまで達成したのかという具体的なパーセンテージを全部数値で発表するとなっております。

ですから、今回の不正があった学校のホームページを開きますと、目標が出されていて、三月にはどうだったか、五六%、七二%、全部細かく出ていますよね。あれを求められたら、これはやはり何とかして受からせてあげたい。そして、地方においては予備校も少ないというような事情があつて、高校の先生方は、ゼロ時間目から七時間目、八時間目と教えて、一日九時間というのが普通なんです。本当に大変な思いをされています。そういうような中で、高校の数値を上げなきゃいけない、進学校が予備校化していったというところが僕は一番大きいだろうと思いますね。

だから、二十一世紀を担っていく高校生をどういうふうにして大学や社会に送り出していくのかという最も重要な観点がやはり後回しになった。先生方はみんなわかっていると思いますよ、校長も。だけれども、そんなことは言っていられないという状況に追い詰められているところが僕は問題だと思っています。

○高井委員 教育の世界にすべての数値目標というか、例えばいじめをゼロにするとか、そういうことも数値目標として設けるのはとてもおかしいことだと思つていて、確かに競争というのとはとても大事ですし、競争がない教育の現場というものには私はないと思つています。さらに過度に競争を促すように進めていけば、今回の件なんかも象徴するように、本当に子供たちのためを思つてやつたというふうな校長からの話もありました。が、数値目標を余りにも強いることによる弊害というのはやはりさまざまなところで出てくるので

はないかというふうに考えていまして、私は、全国学力テストも、導入することは少し懸念を抱いているところであります。

きのうの文部科学委員会の中でも、実は伊吹文部科学大臣も、東京都足立区の教育長が学力テストの成績に応じて予算の枠に差をつけるというようなことをおっしゃったことに對して、七日の区議会の文教委員会の中でそれは撤回したということとを述べられていまして、それはよかったというふうに伊吹大臣もおっしゃっていました。

私は本当にその観点は共有するところでございますが、より競争を進めるために学力テストを導入するというのであれば間違つていて私は思いますけれども、その点、尾木参考人、いかがでございますでしょうか。

○尾木参考人 競争も二種類あると思います。すべての競争がいけないわけではなくて、みんなが上がつていくための競争というのは、大いに現場を活気づけますし、子供たちを生かす生かせると思うんですが、残念ながら、格差をつけて、そして、今回のようなそれぞれ予算配分にまで影響してくるという、これはやはり論外だろうというふうに思います。

この競争の中で、例えば、学力テストの来年の四月二十四日の件も僕は本当に憂慮している一人なんですけれども、既に例えば東京都なんかではどういう事態になつていっているかといいますと、とにかく順位が全部ホームページで明らかになるわけです。よ、得点も。そして、今、東京の多くの区は学校選択が自由になつています。そうすると、親御さんたちはそれを見て選んでいくわけですね。低いところになつたところは、何とか脱出しなと生徒が来てくれないという状況になるわけですよ。そういう中で、学力を上げる競争ならまだしも、得点をとるための競争になつていっているんですよ。微妙に違ふんです。つまり、得点を上げて、ほかよりも上に行くということですね。では、得点を上げるために何をすればよいかわかると、言葉を悪く言えば、不正をすればいいわけ

ですね。ですから、直前には、不正ではありませんけれども、プレテスト、プレテストの集中です。ずつとやります。

ある区のある学校で実際に起きたことですが、先生が、余りにも子供たちの態度に頭を悩まして、白紙で答案を出すようなやつはもう来るなとか言つちやつたそうなんです。そうしたら、ある中学校ですけれども、二十数%男子学生が来なかつた学校まで出ています。そうすると、そこは得点が上がるわけですよ。そして一位や二位。わかりますか、零点をとるような子が受けてくれなかつたら上がるんです。そしてもう一つ重要なことは、不登校の子たちに対しては、いつありますよという通知が行かないんです、不登校の子が来て得点が下がると困るから。

そういうこそく競争、狭い競争に陥つてしまつて、そして一つや二つ順位が上がつたと誇らしげにおっしゃつていて自治体もありますけれども、僕は全然違うと思います。学力を落とすというと思います。だから、学力が上がるためにはどうするかというのを僕は慎重に考えるべきだというふうに思います。

○高井委員 おつしやるとおりだと思います。最後になりましたけれども、藤田参考人に最後に申し上げたいように、例えば数値的な目標というのは私は教育の世界にそぐわないというふうに思つております。

そういう中で、教育基本法にも、我が党案には教育の目標というのはいれておりません。あくまでも目的でございまして。理念や方針や必要なものに盛り込んであるつもりでございまして。前文の中にさまざまな目的のことも含めて少し入れてはありますけれども、目標としては項目の羅列というのはしておりません。その点についてどうお思いになりますでしょうか。

○藤田参考人 先ほども申し上げましたように、その点は私は賢明であつたというふうに考えております。

これはずつと国民会議のときから議論が出ていたことですが、現行法の教育の目的と教育の方針、この関係がどういふものなのかということ、国民会議の委員の間ですら十分に理解されていなかったと思います。教育の方針は、目標に相当するものを書いていくのではなくて、教育を実施し、それを提供する側が従うべきものの方針あるいは大切にすべき方針を示しているものでありますから、その違いがきちつと踏まえらるる必要があるという意味で、目標を掲げなかつたことは賢明だと思います。

それから、先ほどから出てくる数値目標を掲げること、こういったことで今さまざまな弊害が起つていっているということで、十年前からもう既にフィンランドはそこからの撤退をして、逆方向の改革をしております。

未履修問題もすべてそうですが、私は確実にモラルハザードが起つていっていると思います。モラルがゆがみ、そしてそれが低下し、その結果、努力の仕方がゆがみ、その結果、教育の水準やクオリティーがゆがみ、低下していく。こういったことを続けていくならば、日本の社会あるいは教育、そして子供たちの未来はますます暗いものになると私は思います。

○高井委員 ありがとうございます。感謝申し上げます。

○森山委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也でございます。

きょうは、皆さん、それぞれのお立場から貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

私の方は、今多くの方が深刻な問題として受けとめておられます、いじめ自殺を初めとした、いじめ問題に関連いたしまして、これまでの教育行政のあり方の問題や政府案についての評価などをお聞きしたいと思つております。

最初に藤田参考人にお伺いしたいと思うんですが、冒頭の意見陳述の中でも、いじめ自殺など、教育にかかわる諸問題は教育基本法のせい

こつてゐるわけではないことを述べておられました。いじめ自体は社会全体で解決すべき問題でありまされども、政府や文部科学省の対応がどうだったかということが、やはりいじめ問題でも問われております。

その点で、いじめ問題への対応についてのこれまでの政府や文部科学省の取り組みをどのように評価されておられるのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○藤田参考人 この問題につきましては、いじめに限らずそうですが、いじめにつきましても、実は文部科学省は、もう五年ほど前になりますけれども、ノルウェー、イギリス、オランダ、日本の四カ国について、共同の質問状を用いて、そして、いじめについての定義も四カ国それぞれの定義に即した質問文をつくって調査しました。その結果、日本は、全体的に、総体的に軽微だとは言えても、劣悪だと言えぬ根拠は出ていません。しかし、とはいえ、日本のいじめの特徴は、仲よしグループを含む集団の中で、例えばクラスの中であるとかが部活の中であるとか、あるいはまた日常的につき合っている子供たちの間で起こる傾向が強い。それに対して、諸外国、欧米諸国では個人化されたいじめが多いという傾向は出ております。

そういったことを踏まえますならば、どういふ対応をすべきかということは、ある部分については明確な示唆として方向が出てくると思ひます。それは教育基本法を変えるようなものではありませんし、いじめに限らず、それらの先進諸国が共通に抱えている問題でありますから、これについては適切な対応をしていくべき。その点で文部科学省が対応を怠つていたというふうに必ずしも言えるかどうかはわかりませんが、マスコミを含めて、この問題を教育全体の問題に一般化し過ぎてきたというふうに考えております。

イギリスを初めとして諸外国では、いじめに適切な対応をする、可能な限り早期にそれを感じ知し、とらえ、そして適切な対応をするということ

で、書店なんかへ行きましても、膨大ないじめ対策マニュアルや、あるいはそれをどのようにして見つけるのか、そしてどのような対応をするのかということのマニュアルが膨大に出ております。

日本でもそういったものは出ておりますけれども、そういったものを含めて、いじめ問題に限らず、さまざまな問題は、実践的そしてまた施策面での充実を図っていくことが重要だというふうに思つております。

○塩川委員 その点で尾木参考人にお伺ひいたします。

先ほどいただきました資料の中には、日本経済新聞における参考人の御意見を載せておられました。そこにも、いじめや未履修問題の背景として、いじめゼロですとか有名大学何人合格といった数値目標を掲げて、競争原理を働かせて結果を求める成果主義に原因があるのではないかとということが指摘をされております。

なぜ数値目標を掲げた成果主義というのが教育現場をゆがめることにつながるのか。その点について、現場でのいろいろな実感をお聞かせいただけないでしょうか。

○尾木参考人 これまで教育界というのはかなりのんびりとして、みんな楽しく明るい学校をつくらうとか、スローガンを掲げているぐらいです。そして、学級にも、規律を守ろうとかけじめをつけようとか、いろいろな目標があつて、具体化するときには、それぞれのクラスや子供たちが、では遅刻を今週は五回以内ぐらいにしましうとか、子供たちのレベルでやっていた分には非常に問題はなかつたんです。なかなか創造的な取り組みがあつたと思ひます。

ところが、この成果主義みたいなものが教育界に入ってきたのは本当に二〇〇〇年に入つてから、二〇〇一年、二年というところ辺で入つてきました。そして、そこに、学力低下論というかしら、学力が低下しているんじゃないかという不安が国民的に高まつてきて、それにこたえな

と。それも、単に学力をつけるというスローガンではだめで、数値をきっちり出して説明責任を負つていこうというのが、私たち教育関係のところでは非常に浸透してきたんです。そのときに、基本的な規制というのは緩和して、そして競争的な原理を働かせて成果を上げていこうという成果主義に移つていったと思ひます。ですから、本当にこれに入つてまだ四、五年しかたつていない。教育界は、そういう意味では非常になれていない手法と発想で混乱している。

数値が入つてくると非常にわかりやすいんですよ。だって、四年制大学八〇%を目指すというのが六五%だったら、ちよつと足りなかつた、何が原因かというののははつきりわかるわけです。あるいは、一〇〇%を超えたときにはすごい達成になるわけですね。はつきりわかりやすいんですが、わかりやすさのところには実は教育をだめにする一番大事なポイントがあるんです。それが全部ゆがみになってきています。

例えば、早慶上智百人以上とかいうと、早稲田を受ける一人の学生がいたら、法学部を目指していても、商学部やほかの学部二つ三つ受けるなんて指導が入るわけです。それで数稼ぎになつていくわけです。現場の高校生は怒つています。

そういう、数を追求しようと思つとゆがみになつてきて、教育で一番大事な個性だとか多様化とかあるいはかけがえない存在というのがふつと後に回つてしまふ。犠牲者がたくさん出ていふと思つていただいてもいいと思ひます。

○塩川委員 ありがとうございます。

その点で、教育基本法の改定案の中身として、政府が教育振興基本計画を立てる。そういう中で、例えば中教審におきましても、過去、教育基本法と教育振興基本計画のあり方についての答申などがなされて、いじめなどについて五年間で半減を目指すということでの数値目標などが掲げられています。

その点で参考人の皆さんに一言ずつお聞かせい

ただきたいんですが、こういった目標を立てることによる、いじめについても五年間で半減とかという具体的な例示として挙げられているわけですから、この競争原理による成果主義というのが国の教育行政のいわば中心になろうとしているのではないかと。そういった点でこの改定案をどう見るのかについて、池田参考人、若月参考人、尾木参考人、藤田参考人の順番で、一言ずつお願いいたします。

○池田参考人 いじめについてでございますけれども、一つの方法論としまして、それは目標管理ということも末端においては必要であるかもわかりませんが、私の個人的な見解を述べさせていただきますと、これは現象的な話でございまして、やはりその奥にその生じた原因といったものがあるというふうに思ひます。当然、原因があつてのそういう現象であらうというふうに思ひます。

そういったことを考えますと、これは私の子供あるいは孫ということの中でも強く感じさせられるわけでありまされども、これは個人の問題ということもありまされども、また家庭の問題、それから地域の問題、あるいは企業そのものの問題。当然、父親、母親というのは何らかの形で企業につながつておりますので、そういった企業のあり方。企業のあり方というのは働き方でありまされども、私も冒頭に申し上げさせていただきましたように、やはり社会全体の中で一つ一つの原因をたぶしていく必要があるのではなからうか、そういうふうな思いが強いわけでありまされども。

ですから、私は、企業人といまして、企業サイドの中でやはり働き方ということを目指しまして、その働き方の中で、父親、母親が子供さんの育児から保育あるいは教育といったことについても参画をしていただくことによつて、いじめの問題は時間がかかっても解消していく方向に向かうのではないかと、むしろそういった努力が必要ではないかというふうに思つております。

○若月参考人 主に数値目標についてでございます

すけれども、数値目標というものを考えるときに、私は二つあると思うんですね。

一つは、数字そのものが目的化されちゃって、それに向かっていく。これは確かに好ましいことではないと思うんです。

しかし一方、では、数値目標はすべて否定されるべきものか。私はそうは思わない。具体的な数値を決める、そしてそのために、具体的に、それが、どんな方法で、どのぐらいの時間をかけて、どの程度の結果を出すかというそのプロセス、言ってみればマニフェストになりますけれども、こういった文化が今の学校にはなかったんですね。そういう文化を学校の中につくっていく、これはやはり大事なことだろうと思う。

したがって、数値そのものが目標ではなくて、それに向かつて努力する具体的な方法論やプロセスといったようなものに努力をすることが大事なんだということでありまして、ただ単に頑張りますよと言ってしまう学校、文化、こういったものに対してそういう意味で数値を使うということは、一定の効果がある、意味のあることだ、私はこんなふうに考えております。

○尾木参考人 僕も、数値目標というのはだれが掲げるのかということが極めて重要で、文部科学省が五年間で半減とか言ってしまうと、今の教育行政の体質からいえば、県は当然それを受けますし、市町村も受けますし、学校も受けるわけですね。そして、学校評価システムがあり、教員の人事考課というシステム、全部が連動してきます。

そうすると、途中で、例えば十月一日の段階で、教師は一人一人、四月に立てた目標に対してどうなのかと教頭と面接がありますけれども、その段階でいじめが三件あっても、これを解決に向かえというアドバイスをもちろんするわけです。そうしたら、解決してなくて、最後の数字がゼロでなかったら、君、どうしたんだということを言われるわけです。

一番下の末端まで数字が締めつけられていって

しまつて、これが結局、今回、一九九九年から七年間にわたつて、いじめ自殺がゼロだと。実際は、新聞報道によると十六件あったとかいう報道もありますけれども、そういう事態になつてしまふ。それから、ゼロでなかったら受け付けられない教育行政まで出てきています。それから、数字をどこまで始めてきている教育行政も現に僕もあちこち歩いていて存じ上げていますけれども、そういうことになつて数値に合わせる。

だけれども、大事なことは、子供たちが目標を掲げるのならそんな害はないんじゃないかと思ひます。例えばイギリスなんかは、ユース・ツー・ユースという団体がありますけれども、そこが、政府なんかにも、いじめをなくしていくにはこうしたらいいんじゃないかという提言を出していくわけですね。僕は、もつと子供たちに聞けばいいと思うんです。

この数値目標だつて、基本的に、子供たちは先生にわからないようにいじめをするんですよ。いじめの本質です。それから、いじめかか聞いたつて、ふざけですと言わけてですよ。本人も、ふざけのつもりでいじめをやつちやつていっているわけですから。そこで上がつてくる数値が半減したつて、もともとほとんど意味はないわけですね。それは、子供たちに聞く数値が半減したのならわかります、評価はできます。

ですから、北海道のどこかの自治体が子供たちに全部アンケート用紙を配つて封書で集めるみたいな手法をとられたのを何か報道でちょっと見たんですが、まさにもつと実効性のある方法をとつて、結果として半分になつたよ、みんな頑張りましたねと言ふのなら別にそれも悪くはないと思ひますけれども、だれが使つていくのかということところが僕は重要だと思ひます。

もつと子供たちに任せていいんじゃないかという感じがしますね。

○藤田参考人 基本的に、学校というのは競争が至るところに埋め込まれていると思ひます。日常的にも、運動会はもちろんそうでありまして、文

化祭でも、いろいろなところで子供たちは競ひ合つております。学校間でも、先生方あるいは教職員、地域の人たちは、例えば、どこそこの運動会にはぎやかだ、おもしろかったとか、文化祭はどうであつたとか、その他のいろいろなクラスマッチ、いろいろなことについて評価をしております。ですから、競ひ合いの評価がないわけではありませぬ。

学力を中心にした数値目標につきましても、これも、高校、大学は、既に進学実績という数値目標が明確にあります。ですから、殊さらに、これはマーケットベースで行われているものであります。最近のいわゆる競争原理に立脚した成果主義というのは、官製の数値目標を、あるいは行政的な数値目標を学校もその枠組みの中に組み込んで、それを競ひ合わせるという方向に向かつていっていると思ひます。

イギリスのサッチャー政権がやつたこともそれでありましてけれども、基本的に、私は、適切な評価をするということも、各学校や地域においていろいろな数値目標を立てることもあつていいと思ひますし、そしてまた、競ひ合いをすることも必要なこととありますが、その競ひ合いは、実は日本の社会にはこれまで非常に豊かにあつた。ところが、この十年ぐらいの改革の中で、地域や教職員が、自分たちの学校、地域の学校をよくしようとして、隣の町、そのまた隣の町と競ひ合つていた自発的な競ひ合いにふたをして、あるいは押しつぶして、官製の競ひ合いを今やらせている。これでは教育はゆがんでいく一方だというふうに思ひます。

○塩川委員 尾木参考人に伺います。拝見しているレジュメの中で、「提言」の部分について、若干、先ほどの意見の中でも補足でお話があつたと思うんですが、例えば教育行政の改革です。今後どうしていくのかという点で、私が拝見したものの中でも、尾木参考人の御意見として、例えば、教育条件の整備、少人数学級のお話ですとか、あるいは子どもの権利条約の普及のお

話などもありました。そういう点で、いじめ問題の解決を初めとした、今の教育現場のゆがみを正す上で教育行政が果たすべき役割についてお考えをお聞かせください。

○尾木参考人 教育行政はそれぞれの地方によっては温度差が随分あると思ひますけれども、現場感覚でいうと、一番ありがたいのは、管理監督だけではないで、それよりも重要な役割だと思ひますけれども、それだけじゃなくて、現場の声をいかに受けとめて、そして、条件整備から働きやすい環境整備、それをどこまでやつてもらえるかというのが僕は一番重要だというふうに思ひます。最近はそのところが機能不全に陥つてきたなというところをつくづく思ひますね。

それで、国家的な規模で見まして、日本の教育予算というのは、GDP比でもう最下位に近いようなところを低迷しています。かつてはもつと高かつたんですが。だから、もつと教育にはお金を、国ぐるみ、含めてですけれども、大量にかけていけなかつたら立ち上がつていけないというふうに思ひます。

教育行政のところで、もうちょっと身近に引き寄せて言いますと、やはり重要なのは、さつきも言いましたけれども、相互に両方、教育行政もそれから学校現場も力量アップしていくような風通しのよさ、これが一番大事だろうと思ひます。

ヨーロッパ諸国を視察しますと、行政だとか現場の校長の目が物すごく生き生き輝いているんですね。それは、例えば校長さんたちも、学校の先生方の代表だという自覚や、そういう選ばれ方をしています。

日本の教師が、教育行政、何かもつと権限を与えてくれという意見もあるようですけれども、それはだれから与えられたのかというのが重要で、僕は、権限はいろいろあつていいだろうと思ひます。住民とか子供たちや現場の教師が、教育長、もつとやつてくれ、そういう下からの圧倒的な支持で権限をいっぱい振るえるということ

あればいいですけども、県の教育委員会から言われているので、文科省から言われているのでという感じの上意下達の権限であつてはだめだろう。下からのをいっばい受けとめて、やりますよと。もちろん逸脱はいけませんけれども。

そういうところ辺の風通しのよさと相互関係をどういうふうにシステムとしてもつくり上げていくのか、これが重要だと思っています。

○塩川委員 最後に藤田参考人に伺います。

先ほど、レジュメの最後のところに教育は未完のプロジェクトだということで、そのために必要かつ適切な改革を進めることと、条件整備及び支援の充実が重要だと。

ここに込められている、一番訴えたいと思っておられることについてお聞かせください。

○藤田参考人 つい最近、英語のジャーナルに改革について意見を寄せると言われまして、それに付けた私のタイトルが「リフォーム・オア・チェンジ」です。

我々は社会の変化に対応していく必要がありますし、そしてそのために適切な改革をする必要がありますが、改革が先行し、改革のための改革と言っているような改革がこの十年間ほど行われ、強まっているとは思いますが。そのために現場はますます忙しくなり、そして矛盾をはらんでいきますから、その矛盾に対してどのように対応するかをめぐっても混乱を強いられ、さらには、先ほどのような未履修問題にしましても、短い時間の中で私立や予備校とどのように競争していくのかというのを強いられ、そういう中で、先ほどから言っているモラルの低下が起こったというふうに言っていると思いますから、基本的には、改革は必要ですけども、あくまでも合理的で適切なものをやつてもらいたい。

そしてその一方で、先ほど尾木参考人も言われましたように、十分な財政的な支援も含めて、モラルサポートを含めてサポートしてもらいたい。

教職員が誇りを持って仕事に取り組めない社会

の教育は失敗すると私は思います。そのことを重視して改革を進めていただきたいと思っています。

○塩川委員 終わります。ありがとうございます。

○森山委員長 次に、阿部知子君。

○阿部(知)委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

私は、今回が本委員会で質疑をさせていただく初めてに当たります。そして、残念ながら、ちょうどいただいた時間が十五分でございますので、せつかくいろいろな参考人から本当に内容ある御意見を賜りましたが、時間の制約の関係で皆さんに質疑が行き渡らなかつたら、どうか失礼をお許しください。

冒頭、やはり喫緊の問題から伺わせていただきたいと思ひます。尾木参考人をお願いいたします。

冒頭、きょうのお話の中で、いじめ問題について、伊吹文部科学大臣が、早急に、とにかく生きてほしい、死なないでというメッセージを出されたということが高く評価されておられました。私も本当にそのとおりだと思ひます。そして、願わくば、もつと彼の身近な、それこそ家庭とか先生とか、教育委員会でもよろしゅうございまして、う、彼の生活圏の中でそういうSOSの場所があつたらなと思うものであります。

かく申しますのも、実は私は小児科の医師であります。そして、特に、私が現在議員活動をしております関係で一般の小児科ができませんこともあり、私に残された時間の中でやっておりますのが思春期外来という分野でございます。いじめや不登校、あるいは摂食障害、どんなに食べることをやめていく子供たち、緩やかな自殺だと私は思っておりますが、そういう子供たちに外来で出会う都度、私としては、とにかく生きてほしい、とにかくあなたは大事な存在だということを伝えるために日々努力しております。

そういう中で私に見えてくる子供たちは、逆に、例えば、学校で友達と仲よくする態度あるい

は先生の言うことを聞く態度、態度は取り繕うことができて、心の中が非常に空疎になつていて、特にその骨格にあるものは、自分が自分を好きになれない。英語ではセルフコンフィデンスといいますが、自己確信。自分が本当に自分を大事というふうになんて思っていない子供が多いように思ひます。

それは、犯罪の加害者になる少年たちも同じでございます。きょういただきましたレジュメの中で、いじめられている側と同時に、いじめている子供たちにも、子供たち自身の大切さに気づかせる、気づいてもらうという作業が大事なんだということを書いておられますが、この点を重ねてお願いいたします。

○尾木参考人 本当に僕がいじめ問題に取り組み始めたのは、今から二十年前なんです。それで、この間一貫してずっと、特に八〇年代、いじめ問題は、日本人特有の、日本文化特有の陰湿な島国根性原因があるんだみたいなことが随分言われたんですけども、僕は、そんなばかなというので、実は、スウェーデンとかノルウェーとかデンマークとか、あちらの方に視察に入りまして。といいますのは、もともといじめという言葉は最初におつしやつたのは、スウェーデンのハイネマンという精神科のドクターなんです。

そのときに非常に思つたのは、なぜ、人権と福祉が最も進んでいる北欧諸国で、いじめ問題が一番最初に問題になつたんだろうと。それで、はつと気がついてみたら、それは、いじめの被害者の人権侵害という問題なわけですね。人権侵害しても平気な子供たちをつくつたら、国は大変な問題なわけですね。

ですから、例えば北欧諸国を視察しますと、いじめ相談のところ、加害者側の親からの相談が二割ぐらいあるんです。アメリカでも十数%ありますけれども。日本は、僕は二十年間いじめ問題にずっとかかわってきて、たつたお二人の方だけですね、加害者から相談があつたのは。うちの子がいじめをするような子になつた、人権とか人の心の

痛みがわからない子になつた、どうしたらいいんでしようと言われたのは、たつたお二人なんですよ。

これはA君、B君とか子供の問題というより、私たち大人自身も、人権感覚のところ、いじめをする、そういう人権侵害はやはり許されないんだ、それは恥ずかしいことなんだよというのをもつと受けとめなきゃいけないというふうに思ひます。そこがまだまだ我が国は未成熟じゃないかなという気がしています。

○阿部(知)委員 私は、その観点から、実は教育基本法の根幹も、人権ということ、それも将来の主権者たる子供たちが、みずからの人権ということも含めて、他者の人権も含めて、どうやってはぐくみ育てていくかということに真髓があり、教育基本法、現行のそれは、まさしくそのことをうたつたものであるんだと思うのです。

主権在民という言葉の中にある深い意味は、結局、憲法二十六条に規定されている、あらゆる国民がひとしく教育を受ける権利ということと同時に、主権者としてみずからをはぐくみ育てていく。近年、ここに子どもの権利条約ということが加わつてきて、もつとさらに子供たちが人権の主体であるということをメッセージすべき役割を私たちは負つておる。それは、決してわがままとかいう問題とは違つて、やはり、みずからに人権があり、同様に他者に人権がある。人としての当たり前の規範なんだと思ひます。

先ほど参考人の中でも述べられました、今教育基本法を変えることが、果たして、こうした子供たちにとつての人権という問題を大きく後退させまいかと懸念するものであります、その点について参考人の御意見を賜りたいと思ひます。

○尾木参考人 子どもの権利条約、御承知のとおり、我が国は一九九四年に批准して、五月から発効しています。教育と子供の現場にいる私たちから見ると、条文の中にも、大人が周知徹底しなければいけないという条文がある珍しい法律ですけども、ところが、それがどれだけあったんだら

うか。この点での政府の力の入れなさというの
は、やはり際立っているんじゃないか。もちろん
お考えはあると思いますが、子供たちに知
らせない限り伝わっていかない私たち大人の責任
ということを考えなきゃいけない。

そして、あれは一九九八年の六月でしたか、国
連の子どもの権利委員会から勧告を受けていま
すね。我が国の教育制度そのものが極めて競争主義
的で、子供たちにストレスを引き起こし、そして
何と定義しているかという、人格障害を引き起
こしかねない、こういう表現になっていて、僕な
んかどきどきとして、そこまでは思ったら、結構
それに近いような状況にあります。勉強のでき
るおとなしい子供たちが凶悪犯罪に次々と手を染
めていくというのは、今まで我が国ではなかった
ことです。

そして、この間の〇四年の勧告で、まだきちつ
とやっていませんねという勧告をまた受けました
けれども、こういう国はないですよ。だから、国
際法で、国内法よりも上位で、上回っているわけ
ですから、これはやはり謙虚に受けとめて、それ
ぞれの地方自治体も、それから国も徹底させて
いくということ、これが極めて重要だと思いま
す。

○阿部(知)委員 私も、今の尾木参考人の御意見
に本当に賛同するものであります。そして、この
特別委員会はそのことの本当の審議をしてい
ただきたい。

なぜ我が国は、これだけ子供が親を殺し、親が
子供を殺し、そして、おっしゃったように、表面
はよい子を態度でとっているはずの子供たちがそ
うした主体になっております。これ以上、態度、
態度、態度で評価されていった果てに、心がどこ
に埋め込まれていくのか、私は深く懸念するもの
でありますので、今いただきました御意見もまた
委員会の中でも取り上げさせていただきながら、
もつと深めていきたいと存じます。

なお、尾木参考人が「提言」の中に述べてくだ
さった、各学校現場や第三者機関の設置や教育行

政がもつと開放的であることなどについては、改
めて、本当にこのように取り組んでいただけたら
な、また、取り組まねばならないと思う次第であ
ります。

引き続き、藤田参考人をお願いいたしま
す。

藤田参考人からいただきました資料の裏側に、
さまざまなこの間の教育格差のデータが載せられ
ております。恐らくお時間の関係で長くお触れに
なれなかつた分野かと思えます。

私は、ここに載せられたデータのうちに、これ
からもし教育の責任が、第一義的に子供の教育の
責任は家庭というふうな置かれた場合、私は小児
科医ですから、御家庭のあり方、やはり第一、子
供を受けとめ、抱き締め、本当に愛護するのは家
庭であると思いますが、しかし、家庭の経済力の
差や、あるいは、今御家族が御病氣であるという
ような子供をたくさん経験いたします。

そうすると、家庭の第一義的責任と言われなが
ら、そこに経済格差が生じ、特に足立区の場合な
どは、教育にかかわるいわゆる費用のための支援
を受けねばならない家庭が四十数%あるというこ
ろにそのまますばんと預けて、子供たちの
教育を受ける権利はどうなるんだろうと懸念さ
れます。この点について参考人の御意見を賜りた
いと思えます。

○藤田参考人 お手元の資料の裏面に図表を幾
つか載せております。本来ならこれも説明した
かったんですが、図表を今一々説明しませんが、
「リッチ・フライト」と義務教育解体の危機」とい
うふうに右側のグラフの真ん中に書いてありま
す。このリッチ・フライトという言葉自体は私の
造語であります。もともとアメリカで最初に使
われ、現在では世界的にこういうことが起こって
いるということ言われるホワイトフライトをも
じつたものであります。

アメリカにおきましては、いわゆる人種差別や
あるいは所得格差等がある中で、大都市中心部に
人種的なマイノリティーの低所得層が集中するよ

うになる。そういう中で白人の上中流層が郊外に
脱出していくということが大規模に起こった結
果、都市中心部を中心にした公立学校の本場にひ
どい疲弊が起こった。それに類することが、現象
としては日本でも今起こり始めている。これはア
メリカだけでなく、実は世界的にこういつた
ことがこの十年ほど目立つようになっているとい
うことで、世界的にホワイトフライトと言われて
おります。

御指摘のように、食育の問題でありますとか、
いろいろな面で家庭が極めて重要であることは言
うまでもありませんけれども、そしてまた家庭が
支えることが重要ですが、それでもいろいろな事
情で、経済的にももちろん、その他の面でも十分
な配慮とケアを受けられない子供たちが、学校に
おいてはひとしくだれも差別されることがなくケア
されるというのがこれまでの日本の教育基本法の
基本でありましたし、同時に、日本の教育がそれ
を極めて重視して、すべての子供たちを、例え
ば、みんな一緒に高校を卒業しようという言葉に
出ているように、それが今までの基本でした。そ
の基本を崩す方向に向かっているとは思いますが
し、そして教育基本法案も、そういう解釈、方向
を推し進める可能性のある文言と考え方が組み込
まれているというふうに見ております。

○阿部(知)委員 私もそのような危機感を本当に
共有いたします。

実は、赤ちゃんが病院で誕生されて、おうちに
帰るために御両親にお返しするときに、御両親が
しつかりこの子を支えてほしい、そしてこの子が
幸せであってほしいと思つて私どもはお一人お一
人に赤ちゃんをお手渡しするわけです。でも、ま
たその中で虐待が起きたり、家庭の経済力の差が
明らかに子供に影響を及ぼしている。私が見て
も、特にこの五年、さかのぼれば十年ほどだと思
いますので、逆に、政治がなさねばならないこと
は、そうした状況をどう援助するか。就学援助も
そのためのものでありましたが、これは国が前年
度からやめにしてしまったというような経緯もご

ざいます。

何をなすべきで何をなすべきでないということ
をこの委員会でももつとしっかりと御論議いた
されれば子供たちの未来も開けてまいるものと思
います。

以上で私の質疑を終わらせていただきます。あ
りがとうございました。

○森山委員長 次に、糸川正晃君。

○糸川委員 国民新党の糸川正晃でございます。
参考人の皆様におかれましては、お忙しい中御
参加いただきました。また大変貴重な御意見を賜
りましたこと、本当に感謝申し上げます。

私も、数点でございしますが、質問をさせていた
だきたいというふうに住じます。

まず、尾木参考人にお尋ねさせていただきたい
んですが、本日、いじめの問題につきま
していろいろと参考になる御意見を賜ったわけで
ございますが、現行の教育基本法、または改正され
てであろう教育基本法、民主党案、与党案問わ
ず、いじめの問題がどの部分に当てはまつて、ど
ういうふうな解決につながる、教育の中に落とし
込まれているというふうにお考えでしょうか。

○尾木参考人 なかなか難しい御質問だと思
うんですが、いじめの問題と絡めながら申し上げ
ますと、一つ懸念されるのは、第十七条の振興
基本計画のところですね。

そこで、既に議論されていますけれども、つま
り、例えばいじめは五年間で半減させるとか、そ
の意気込みはすぐわかるんですね。ありがたい
と思えますけれども、ただ、そういうことを振興
計画で国が決めてしまつたら、先ほどから何回も
申し上げていますが、今の日本の教育行政
の上意下達の中では、機械的にずつとおりてい
くわけですね、末端まで締め上げられていくとい
う表現はきついですけれども、そして、それに連動
した学校評価システム、人事考課のシステムが導
入されています。これは五、六年の変化なんです
ね、この間、教育改革の中で行われて。

今、先生方の子供時代とは別世界のような教育

界になっています。そのときに、僕は、また今繰り返しているこのいじめが見えなくなっていくような事態というのがさらに進んでいくんじゃないか。そして、教育委員会が出てこれると、遺書のことを手紙とあくまでも言い張られるようなことになってしまふんじゃないかという、本当に人間性あふれる教育行政というのが行われない。最も人間的に感じたのは、この間の文科省の深夜の記者会見ですよ。これはもう本当にぎりぎりの線まで来ちゃって、もつと下のところがああいう姿で動いてくたさなければ本当は困るわけですね。そこが危険だというのが一つですね。

それから、今回の第二条にありますように、目標のところ、目標を掲げることがすべていけないとは僕は思いませんけれども、目標が態度でいいのかという問題です。これはまた、我々、現場感覚でいいますと、態度というのは、本当に態度なんです。心とか中身ではないわけですよ。そういうときに教育が空洞化していくし、態度を要求していくと、そこには管理が生まれてきて、それこそ、徹底したチェックとまた数値化ですよ。そういうようなので、現場の感覚と改正案がうまくかみ合っていないような気がしますね。

以上です。

○糸川委員 それでは、若月参考人にお尋ねしたいと思うんですが、先ほどの陳述の中では、今まさに変更することが教育の環境の中の整備につながるんだ、そういうお話だったわけですよね。今、こういういじめの問題ですが、そういうものがだんだん露呈してくる中で、今の尾木参考人に対する質問とほぼ同一のものなんです、どの部分で教育行政にこれが役に立つという部分がございましたら、お話しただけですしょうか。

○若月参考人 教育基本法の条文でこうなったからすぐに時代がこうなるといったような、本来この法案はそういった性格のものではないと思います。ただし、先ほども申し上げましたけれども、例

えばいじめを例にとった場合には、いじめといつたようなものに対する対応の仕方といったようなものが必ずしも今まで学校で組織的に行われてきたかどうか、一部の先生だけが苦勞する、一部の人間だけに仕事が集まる、そういうことはなかったらどうか、現実にはあったわけですね。それをもう少し組織的にやってくれたいよ。

これは、いじめということで限定はしていませんけれども、今回の政府案には、体系的な、組織的な対応、これが必要なんだというように書いてございまして、また、学校生活を営む上で必要な規律といったようなのも一つの理念としてここに述べられているわけです。

こうしたことがブレイクダウンされて、それぞれの学校現場でこれを背景にブレイクダウンされて、例えば、いじめならいじめの指導といったようなものが今まで以上に充実していくということに十分に期待ができるものだろう、こういうふう

に思っております。

○糸川委員 ありがとうございます。ただ、教育現場のあり方と教育委員会のずれというのがどうもあるように感じるわけですよね。これは池田参考人、若月参考人、尾木参考人、藤田参考人の四名の方にお聞きしたいんですが、家庭の教育のあり方と教育現場の教育のあり方と教育委員会の考える教育のあり方、そして国の考えている教育のあり方のずれというものがあるんだと思うんですが、これは感覚で構いませんか、どういうずれがあるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○池田参考人 ちょっと個別のことは私も十分に理解し得ていないところがありますが、ずれがあると思うのは、現象的な面からいまして、いじめの問題が起る、そのいじめ対策につきま

して、やはりそれぞれが、学校当局はもちろんのこと、両親、家庭でございまして、それから行政という立場、これは教育委員会もありましようし、文科省ということもありましよう、そういう対応が現状の中では的確になされているかといえ

ば、必ずしもそうではない。どこかに問題があるというふうには私は思うわけでありまして、どこが悪いということじゃございません。

そういうこと、これは企業経営におきましても、何か現象が起きたときに、それをつぶしにかかりますが、幅広く複合的にいろいろな問題があつて一つの現象が起きているということにつながりますので、私は、こういう一つの現象あるいは未履修の問題にしましても、起こってきた事実から何か原因を追求していく流れの中で、やはりそこを来しているものが幾つか出てくると思いま

す。それをやはり制度面あるいはいろいろな面です。それをやることが私は必要ではなからうか。そうつぶしていくことが私は必要ではなからうか。そういうことを今再生会議におきまして議論をさせていたいただいて、むしろ現象面からくる、あらゆる制度面から、あるいは個別の問題もございまして、特に家庭の問題も大変大きい一因であらうかというふうにも私は思っております。

ただ、家庭が悪いということではなくて、やはりその背景には企業というものもあるわけですから、私は、そういうところで、今回、あらゆる社会の仕組みを、教育ということからあらゆる仕組みに落とし込んでいく、そういういいきつかけになるのではないかと、そういうふうに思つて、そういうふうにもまた努力をさせていただきたいというふうには私は思っております。

○若月参考人 御質問の趣旨をもしかすると正しくとらえておりませんが、とんちんかんな答弁になるかもしれません、お許しをいただきたいと思うんですが、例えば、学校教育におけるいろいろな物の考え方や家庭教育におけるさまざまな物の考え方の違い、私は、これはあるのは当たり前だろうと思うし、それを何もむしろそろえない方が普通だろう、こう思うわけです。

ただ、例えば、今回の政府案の提案を拝見いたしますと、個別具体的な内容について合わせるというのではなくて、今おっしゃったように、さまざまなずれがある、そうであるならば、家庭は自分の社会的なポジションといったらいいで

しょうか、役割といったらいいでしょうか、責任といったようなものをそれぞれがやはりもう一回考え、整理することが大事なんじゃないですかといったような条文がここに盛り込まれているわけですね。

私は、そういう意味では、委員が御指摘になっているようなそういったさまざまなずれがあるから、誤解のないように申し上げますが、そういったようなものの内容をそろえるんじゃないかと、もう一度、それぞれの立場でもって物事をきちんと整理し、考え直しましようよという提言が含まれている、そういう意味で大変意味があるだろうな、こんなふうには思います。

○尾木参考人 ずれは実に大きなものがあると思えます。特に、家庭、親御さんたちと学校、それから地方教育行政、国との間には大きなギャップがあります。

教育現場で私たちはその親御さんとのずれを何と言っているかといいますと、困った親というキーワードで語られているんですね。

例えば、携帯電話は学校への持ち込み禁止だよというのが、授業中鳴っちゃって、三日間あるいは一週間預かるようになります。そうすると、割り算して三日間分の基本料金を返せというふうなことを言われたりして。これは、どこの地方へ行っても、中高校問わず皆さんおっしゃる現場の悩みです。かつてそんなことはあり得なかつたわけですよ。それが起きてきていますよね、そういうエピソードを語れば二時間ぐらいかつちやうぐらいあるんですけれども。

ところが、困った親と私たちは言うんですが、実はその親御さんは本気で、親も困っているんだらう、どうしていいかわからないから、そういう無理難題だとか、試験の成績が悪いと先生の教え方が悪かつたんだとねじ込んでくてもう一回試験をやらせとか平気でおっしゃるわけですから、それも、それは、やはり本当に親も困つちやうて、昔だったら、そういうときに、隣近所の先輩のお母さんなんか、尾木先生はあんなふう

うんだけれどもと愚痴をこぼして、そうしたら、いや、学校の考えはこうだよとかいつて緩衝帯があつたんですけれども、今はダイレクトに、しかもお父さんまで巻き込んで、子育て参加というのは聞こえはいいかわかりませんが、お父さんまでがちょっとヒステリックになつて、わあつとがなり立てられる、こういう状況になつています。

ところが、そういう親御さんたちの願いは何か、僕は調査をしたことがあります。学力をつけてほしいとか、ルールを守ってほしいとか、あるいは自立心をつけてほしいとか、人の心の痛みがわかる優しい子になつてほしいとか、七、八項目を設けました。そして、何が一番多かったかというところ、これは驚きなんです、実は、人の心の痛みがわかる優しい子になつてほしいというのが六割、七割です。一番少なかったのが、これまた驚かれるかわかりませんが、学力をつけてくれです。これは、全国平均でいうと七八%しかありませんでした、私の研究所の調査では。

これは、実際、挙手調査をやつてみても本当にそうなんです。七百人ぐらいおられても、学力をしっかりとつけてほしいというところで手が挙がるのは七、八人なんです。つまり、やはり親御さんたちが求めているのは、心優しい子、いじめなんかをしない子なんです、本当の本当のところいえば。

ところが、学校の先生方に調査をすると、六割、七割が、学力を要求しているというところ得手がどつと挙がるんです。ただ、これも地域差があつて、教育委員会が上手に現場の声を聞いておられる行政はそうではなくて、親は心を求めているというところでの確に判断されますけれども、そういうところを、親の願いと、行政、学校の今取り組んでいる、学力向上というところに一偏化していますよね、ここは大きなずれがあると思います。

○藤田参考人 私も、基本的にずれがあるのは当然だと思ひます。特に、家庭と学校以上との間に

はずれがあります。家庭は、尾木参考人も言われましたように、膨大な数の、各学校単位でも、複数の、多くの親御さん、家庭から成り立つていても、多様であつても当然でありますから、それを集合的に、学校として、教育委員会として、地域として、あるいは国全体としてどうするかというときにはいろいろな調整が必要になりますから、その調整をどういうふうに行うかというところが重要だと思ひます。

しかし、それはいいにしても、基本的にはそういう願いを具体的に実現していくのが学校であり地域でありますから、そこにおろすべき権限や裁量権というものは可能な限りそこにおろし、そしてその人たちが創意工夫をしながら、そしてまた協力し、あるいは時には対立するような議論をしながら学校をつくっていく、教育を充実していくことが重要で、それを支援する仕組みを工夫していくことも重要だというふうを考えております。

○糸川委員 大変貴重な御意見をありがとうございます。今後の審議の役に立たたいというふうに思ひます。

○森山委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

参考人の皆様には、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。(拍手)

参考人各位におかれましては、御退席いただきます。

○森山委員長 この際、両案審査のため、去る七日から昨日までの二日間、第一班宮城県、栃木県及び第二班三重県、愛知県に委員を派遣いたしましたので、派遣委員からそれぞれ報告を聴取いたします。

たします。町村信孝君。

○町村委員 三重県及び愛知県に派遣された委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、私、町村信孝を団長として、理事鈴木恒夫君、牧義夫君、委員猪口邦子君、若宮健嗣君、北神圭朗君、坂口力君、保坂展人君の八名であります。

三重県における会議は、昨日午前中、津市の都ホテルにおいて開催し、まず、私から、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びにあいさつ等を行った後、教育サブライ学院院長福士英実君、四日市大学学長宗村南男君、元三重県教育委員会教育長宮本長和君の三名から意見を聴取いたしました。

その内容について簡単に申し上げますと、

まず、福士君からは、政府案では教育の目標がより具体的になり、生命をたつとび我が国と郷土を愛するなどの部分がはじめ対策や愛国心を諸外国並みに持つことができることにつながることを、現在の公教育への危機感及び株式会社立の学校や塾が生徒の心のケア、学力の向上及び社会に役立つ人間の育成に重要な役割を果たすものとなること、

次に、宗村君からは、大学及び私学について規定が新設されたことを評価するとともに、大学は教育と経営のバランスをとつて社会に貢献することが大切なこと、私学助成を充実する必要があること、

最後に、宮本君からは、拙速な教育基本法の改正が教育現場の混乱に拍車をかける懸念があること、憲法改正に先立つての教育基本法の改正は疑問に思うこと

などについて意見が述べられました。

次いで、各委員から、陳述者に対し、教育についての責任体制、教育行政の家庭教育への関与のあり方、教育委員会存在意義及びその組織改革についての見解、教育基本法の改正が教育現場に及ぼす影響、愛国心に関する規定に対する見解、学校教育における宗教教育のあり方などについて

質疑が行われました。

次に、愛知県における会議は、昨日午後、名古屋市の名古屋国際ホテルにおいて開催し、まず、私から、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びにあいさつ等を行った後、岐阜大学教授北俊夫君、静岡大学教授馬居政幸君、三好町青少年健全育成推進協議会委員伊豆原充君、東京大学教授高橋哲哉君の四名から意見を聴取いたしました。

その内容について簡単に申し上げますと、

まず、北君からは、我が国や郷土のすぐれた伝統や文化を体験し、理解を促すことが国際社会、外国の人たちとの交流に重要なこと、伝統や文化を大切にする教育と国際理解を深め国際感覚を磨く教育などのバランスをとつて新しい愛国心を育てる教育の構築が求められていること、

次に、馬居君からは、急激に進行するグローバル化に対応した国と民との関係を再構築する必要があること、少子化や家庭の教育力を問題とする前に家庭をつくる関心、意欲、態度等を教養育することから始めなければならないこと、

次に、伊豆原君からは、教育問題が起る原因の多くは、教えることに重点が置かれ、育てることが軽視されてきた結果であること、子供は自分の力で学び育つ力を持つており、そのみずから学び育つ力を持つことが日本の教育に抜け落ちてきたこと、

最後に、高橋君からは、今なぜ教育基本法を改正しなくてはならないのか理由が不明であること、現行教育基本法の立案に関与した政治哲学者南原繁教授の「日本における教育改革」という文章を政府案に賛成するすべての人に見てもらいたいこと

などについて意見が述べられました。

次いで、各委員から、陳述者に対し、教育基本法改正をめぐる議論の経過に対する見解、自己及び自身の所属する社会に対する自信につながる愛国心教育のあり方、公教育における宗教教育の取り扱い、教育現場の抱える諸問題についての解決策、少子化と戦後の教育のあり方との関係、教育

基本法の改正論議と教育再生の論議を一体的に行う必要性などについて質疑が行われ、滞りなくすべての議事が終了した次第であります。

以上が会議の概要であります。議事の内容は速記により記録いたしましたので、詳細はそれによつて御承知願いたいと存じます。議事録は、本委員会議録に参考として掲載されますようお取り計らいをお願いいたします。

今回の会議の開催につきましては、多数の関係者の御協力により極めて円滑に行うことができ、深く感謝の意をあらわす次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○森山委員長 次に、齊藤斗志二君。

○齊藤(斗)委員 宮城県及び栃木県に派遣された委員を代表いたしまして、団長にかりからその概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、森山眞弓委員長を団長として、理事稲葉大和君、中井治君、西博義君、委員西村智奈美君、石井郁子君、糸川正晃君及び私、理事の齊藤斗志二の八名であります。

宮城県における会議は、昨八日午前中、仙台市の仙台ホテルにおいて開催し、まず、団長から、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びにあいさつ等を行った後、宮城県PTA連合会会長櫻中辰則君、郡山地区連合町内会長・郡山地区社会福祉協議会長千葉胞義君、仙台市議会議員木村勝好君、宮城教育大学名誉教授中森孜郎君の四名から意見を聴取いたしました。

その内容について簡単に申し上げますと、まず、櫻中君からは、早寝早起き朝御飯運動のような学校、家庭、地域の連携協力が重要であること、

次に、千葉君からは、家庭教育の重要性、幼児教育の充実、社会教育の振興を教育基本法に盛り込むべきであること、

次に、木村君からは、家庭、地域での教育、職業教育、適正な宗教教育、日本を愛する心の涵養を教育基本法に規定するべきであること、

最後に、中森君からは、教育の荒廃は憲法に

のつとった現行法を遵守しないからであり、現行の教育基本法を守り生かしていくべきであることなどについて意見が述べられました。

次いで、各委員から、陳述者に対し、教育基本法早期改正の必要性、教育委員会の中立性など教育行政のあり方、義務教育年限の見直し、宗教教育のあり方、家庭教育の現状と改善点、道徳、愛国心などが国民に強制される懸念、教育基本法を改正することについての国民の受けとめ方などについて質疑が行われました。

次に、栃木県における会議は、昨八日午後、宇都宮市の宇都宮グランドホテルにおいて開催し、まず、団長から、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びにあいさつ等を行った後、宇都宮市議会議員杵淵広君、宇都宮大学教育学部教授渡邊弘君、芳賀保護区保護司渋井耕君の三名から意見を聴取いたしました。

その内容について簡単に申し上げますと、まず、杵淵君からは、子供にとつて家庭が守つてくれるとの安心感が重要であること、各地方の特色ある教育を行うために、県から市へ、市から学校への権限移譲が必要であること、

次に、渡邊君からは、政府案について、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力、教員の資質向上は学部の早期から行うことが特に重要であること、

最後に、渋井君からは、国と郷土を愛する心を養うとの表現とすべきであること、政府案、民主党案ともに評価できる点があり、慎重に議論して、よりよい改正を行うことが必要であることなどについて意見が述べられました。

次いで、各委員から、陳述者に対し、現行法、政府案、民主党案それぞれに対する評価、望ましい教育行政のあり方、これからの教員に求められる資質、タウンミーティング等において自由な発言を行うことの重要性、家庭教育に関する保護者を対象とした教育の必要性、教育に関する施策について数値目標を導入することの是非などについて

て質疑が行われ、滞りなくすべての議事が終了した次第であります。

以上が会議の概要であります。議事の内容は速記により記録いたしましたので、詳細はそれによつて御承知願いたいと存じます。議事録は、本委員会議録に参考として掲載されますようお取り計らいをお願いいたします。

今回の会議の開催につきましては、多数の関係者の御協力により極めて円滑に行うことができ、深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○森山委員長 以上で派遣委員からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま報告のありました第一班及び第二班の現地における会議の記録は、本日の会議録に参照掲載することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森山委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔会議の記録は本号(その二)に掲載〕

○森山委員長 次回は、明十日金曜日午前八時三十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十四分散会

平成十八年十一月二十四日印刷

平成十八年十一月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D

衆議院 第百六十五回国会 教育基本法に関する特別委員会議録 第九号(その二)

〔本号(その二)参照〕

派遣委員の宮城県における意見聴取に
関する記録

一、期日

平成十八年十一月八日(水)

二、場所

仙台ホテル

三、意見を聴取した問題

教育基本法案(第百六十四回国会、内閣提出)及び日本国教育基本法案(第百六十四回国会、鳩山由紀夫君外六名提出)について

四、出席者

(1) 派遣委員

座長 森山 眞弓君

稲葉 大和君

中井 治君

西 博義君

糸川 正晃君

(2) 意見陳述者

宮城県PTA連合会会長

郡山地区連合町内会長

郡山地区社会福祉協議会

仙台市議会議員

宮城教育大学名誉教授

(3) その他の出席者

衆議院調査局教育基本法

に関する特別調査室長

文部科学省大臣官房審議

官

尾山眞之助君

清野 裕三君

午前九時開議

○森山座長 これより会議を開きます。

私は、衆議院教育基本法に関する特別委員長の

森山眞弓でございます。

私がこの会議の座長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この際、派遣委員団を代表いたしまして一言ごあいさつ申し上げます。

皆様御承知のとおり、当委員会では、第百六十四回国会、内閣提出、教育基本法案及び第百六十四回国会、鳩山由紀夫君外六名提出、日本国教育基本法案の審査を行っているところでございます。

本日は、両案の審査に当たり、国民各界各層の皆様方から御意見を承るため、当仙台市におきましてこのような会議を催しているわけでござい

ます。

御意見を述べいただく皆様方におかれましては、御多用中にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。どうか忌憚のない御意見を述べいただきますようによろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、この会議の運営につきまして御説明申し上げます。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩序の保持等は、座長であります私が行うことといたします。発言される方は、その都度座長の許可を得て発言していただきますようお願いいたします。

なお、御意見をお述べいただく皆様方から委員に対しての御質疑はできないことになっておりますので、あらかじめ御承知お願います。

次に、議事の順序について申し上げます。

最初に、意見陳述者の皆様方からお一人十分程度で御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑に対してお答え願いたいと存じます。

なお、御発言は着席のままで結構でございます。

次に、本日御出席の方々を御紹介いたします。

まず、派遣委員は、自由民主党の齊藤斗志二君、稲葉大和君、民主党・無所属クラブの中井治君、西村智奈美君、公明党の西博義君、日本共産党の石井郁子君、国民新党・無所属の会の糸川正晃君、以上でございます。

次に、本日御意見をお述べいただく方々を御紹介いたします。

宮城県PTA連合会会長櫻中辰則君、郡山地区連合町内会長・郡山地区社会福祉協議会長千葉胞義君、仙台市議会議員木村勝好君、宮城教育大学名誉教授中森孜郎君、以上四名の方々でございます。

それでは、まず櫻中辰則君に御意見をお述べいただきますように存じます。

○櫻中辰則君 おはようございます。宮城県PTA連合会の会長を務めております櫻中と申します。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

教育基本法、教育については、現子供を持つ親としては本当に重要なことだと思っております。私たちの組織でも、やはり話に出るのは子供たちを取り巻く社会環境のことです。IT社会の進展や少子高齢化、また核家族化の進行など、変化に伴い、家庭や地域社会の教育力の低下などが必ず話に出てきております。現行の教育基本法は昭和二十二年に制定されたことから、当時の教育環境を考慮しても、やはり時代の変化は明らかだと思っております。

私たちPTAとしては、今宮城県が特に推進しております家庭における早寝早起き朝御飯、基本的な生活習慣の定着ということで、文部科学省さんの方でもこのことを全国的に展開しております。

私たちの世代からしてみても実に当たり前のことだと感じておりましたが、やはり今の世の中、早寝早起き朝御飯、まず早寝のことに關しては、子供を寝かしつけるという、子供とは寝るものだということが本当にわからない世代がどんどん出てきていることも確かであります。また、朝御飯についても、学力の低下等もよく言われていますけれども、朝御飯を食べない子供ではなくて、やはりこれは親なんです。親の方が、朝御飯を食べるものだということの認識がない世代もどんどん出てきていることも確かでございます。

このことから、やはり家庭の教育、生活をする上での家庭の教育というのは非常に大切なことだと私は思っているところであります。

また、同じように、宮城県でも進めております、家庭、学校、地域、この連携を進める協働教育というのがありますが、これもやはり、学校の先生だけではなく、地域力を生かしまして子供に対して教育をしていく、本当の先生ができないことを地域が教えていくということもやっております。このことについても、私たちPTAの連合会としては、そちらの方と一緒に進めていこうという話になっております。

このことについても、先ほどから申し上げていきますように、家庭、学校、地域の連携、これがやはり今必ず必要になってきているかなと思っております。

教育基本法についての改正案ということで、こちらの方を見させていただきましてけれども、普遍的な理念を継承しながら、今ずっと申し上げましたように、家庭が教育の原点、家庭教育の役割、また幼児教育の重要性、そして家庭、学校、地域の連携の重要性などが言われており、教育の柱として、今の社会環境を考えるととても大切なことだと私は思っております。

現在、報道等でもいじめ等のことが出ておりま

す。ただ、教育再生と言われる今、やっと教育に対する関心が高まっていることだと私は感じております。本当にこれはよいことだと私は思っております。この改正案のことは、まさに教師だけではなく、子供たちを取り巻く環境を社会全体で考えていくととてもよいきっかけではないかなと私は思っております。

どうしても若年層の社会性なんかも、その課題が非常に山積しております。今の大人をどうのこののというのは思いいますけれども、次の世代、私たちの立場としてみれば次の親をつくるために、現子供たちの教育というのはやはり非常に大切なことだと思っております。地域力を生かしながら次の世代をつくっていくという、この案に対しても本当に非常に関心が高いところで、教育に対する目が向いてきているということに非常に喜ばしく感じております。

以上でございます。(拍手)

○森山座長 ありがとうございます。

次に、千葉胞義君にお願いいたします。

○千葉胞義君 先ほどのごあいさつで、忌憚の御意見というようなお話でございましたので、忌憚のない意見を申し述べさせていただきます、こう思っております。

本日、いろいろ資料として法案をいただきましたけれども、常日ごろこういうことについての中に埋まっているわけでもないんですけど、この法案などについては精通しているというわけではございません。したがって、私、今申し上げたいのは、今までの立場あるいは今の立場から考察したことなどについて申し述べてみたいというふうに思います。

昭和二十二年制定の教育基本法、五十九年を経ておるといってございますが、その間、教育をめぐる環境は非常に変化し、深刻化しているというのは、もうだれしもが認めているところでございます。経済的な要因による教育格差であるとか、学力とか体力の低下であるとか、それから児童の虐待であるとか、今盛んに言われるいじめと

か、犯罪の増加とか、少子高齢化とかなど、ほかにもございますが、こういうことが発生し、深刻化しております。

したがって、そういったようなことを思いますと、五十九年も経っているこの教育基本法を、やはり状況の変化に伴って、法の補完といいますが、あるいは補強といいますが、そういうことが当然必要になってくるというふうに私は思います。特に、社会全体の教育力の低下というところが青少年の問題発生に非常に大きく関わっている現状であるということがあります。生涯教育とか、学校、家庭、地域一体となった活動展開が必要になるのではないかと今ふに思っております。

そこで、今申し上げましたように、今までのあるいは今の私の置かれている立場から考察してみ、特にこの教育基本法にお願いしたいのは、一つは家庭教育。何といっても社会生活の一番最小の単位は家庭教育だろう、こういうふうに思っております。したがって、家庭において子供の教育をしっかりとやらせよう。習慣を身につけさせるといったようなこと、それから自立心を育成してもらおう。子供ばかり責めないで、家庭教育、しっかりと親が認識して、そして子供をしっかりと育てる、そういう力を親に持つてもらいたいというような、そういう考えでございます。こういうことをぜひ入れていただき、つけ加えていただきたいというふうに思います。

第二点目は、幼児期の教育ということでございます。これは、三つ子の魂百までも、こういうふうな言われておりますが、やはり人格形成というのはこの幼児期におけるということが非常に大事であると思っておりますので、ぜひこういう点もひとつお願いをしたいというふうに思うわけでございます。

第三番目は、学校、家庭それから地域住民の相互の連携協力ということをや盛ってもらいたいなというふうに思っております。特に、現在、学校だけでもどうにもならない、家庭だけでもどう

にもならない、やはり地域の人たちとお互いに連携をしながらやっていけば、いろいろな問題の解決、あるいは子供を守るとかということに非常に効果的でないかというふうに思っております。このことについては、今もある部分については行われております。これが、ある時期だけでなくて、一つの法に盛り込んでいただいて、そしてそれをずっと堅持していくといったような、そういう心が大事でないかというふうに思っております。

それから、社会教育でございます。社会教育の振興ということについて、ぜひこれも入れていただければというふうに思っております。社会教育については、学習の機会を提供するとか情報を提供するとかというように整備してやっていく、そういうことをぜひこの法案に盛り込んでいただければありがたいというふうに思っているわけでございます。

常日ごろ考えているようなことを今申し述べましたが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。以上ふに思っております。

以上です。(拍手)

○森山座長 ありがとうございます。

次に、木村勝好君にお願いいたします。

○木村勝好君 おはようございます。仙台市議会議員の木村勝好です。本日は、意見陳述の場を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

私は、地方議会に身を置く者として、また、自分の子供が小中学生だった時期に、十三年間にわたりましてPTAの役員を続けてきたといったような経験を踏まえて、教育基本法の審査に同じ意見を申し述べたいと存じます。

いじめや不登校、校内暴力、学級崩壊、また幼児虐待や家庭内暴力、あるいは子殺し、親殺しなど、我が国の教育と子供たちをめぐる状況は極めて深刻な状態にあります。我が国の教育を取り巻く現状をこのまま放置しておいてよいと考え、人はまずいと思います。今こそ、我が国の

教育全般にわたる抜本的な改革が求められております。これは、教育基本法についてもその例外とすべきではないというふうに考えます。

教育基本法が制定された昭和二十二年当時と比べ、国際情勢も、日本の社会も、そして教育を取り巻く環境も大きく変化をいたしました。例えば、いじめや不登校や校内暴力や学級崩壊、また引きこもりやニートなどという現象は、昭和二十二年当時には全く想定できないことだったというふうに思います。そうした点から見ても、やはり新たな基本法は必要だろうというふうに考えます。

その際、新たな基本法に明確に位置づける必要があるのではないかと今ふに私が考える項目を数点申し上げたいと思います。

まずその第一は、家庭における教育の重要性です。家庭における教育は、やはり教育の原点であり、子供の人格形成に極めて重大な影響を与えます。保護者が、多くの場合は親ということになるのですが、親が子育てに対するみずからの責任を自覚し、子供に常に関心を払いながら、例えば忍耐力の大切さとか、人間としての基本的なあり方を教えていくということが必要と考えます。

第二は、地域における教育、いわゆる地域の教育力の大切さです。地域コミュニティの希薄化ということが指摘をされておりますけれども、子育てや教育にとって地域社会の力はまだまだ大切です。特に、子供の登校、下校時を初め、その安全を確保するためには、地域の目と地域の協力は欠くことができないと思います。

第三は、いわゆる職業教育の必要性です。かつての子供たちは、親が働く姿を見ながら育つことができた。しかし、現在は、親が働く姿を間近で見ることがなかなかできません。働くことの大切さ、働くことのおもしろさ、そして自立した社会人となるために仕事をすることの必要性を子供のときからさまざまな形で教えていくことは、ニートなどの現象を防ぎ、子供の自立を促す上で

極めて大切であると考えます。

第四は、適正な宗教教育の必要性です。今日の国際社会を理解する上で、世界の宗教に対する適正な知識を持つことは極めて大切です。今の子供たちが大人になるころ、我が国の国際化はさらに進展をし、これまで以上に国際感覚が求められてくることになると思います。そのために、適正な宗教教育が必要です。そして、信仰を持たない場合であっても、信仰を持つ人々の心を大切にす、そういう気持ちで育てることが重要だと思ひます。

第五は、いわゆる愛国心についてであります。みずから生まれ育った国を愛することは極めて自然であり、当然でもあります。しかし、それは、教育の目標という形でその達成度を競うというような性格のものではないというふうに思ひます。それは、まさに自然に水がしみ込むようにはぐくんでいくべきものではないでしょうか。

以上のような観点から、私は、民主党が提出している日本国教育基本法案は、新しい基本法にふさわしい内容を持つものと考えます。

なお、一言つけ加えていただきます。

現在の子供や教育をめぐるさまざまな深刻な問題の多くが、子供が十三歳から十五、六歳、いわゆる中学校の時期に相当数が発生しているのではないかとこのように思ひます。私は、これにはそれなりの理由があるだろうというふうに考えております。小学校の時代の学校運営や学校の持つ雰囲気と、中学校になってからの学校運営や学校の持つ雰囲気とは相当大きな隔たりがあつて、その大きな隔たりの中で、子供たちがそれに戸惑ひを感じ、適応できなくなつてしまふ。そのことが、例えばいじめや引きこもりや不登校、そうしたものに繋がつていくというケースが多々見受けられます。これは、先ほど申し上げましたけれども、私がPTAの役員をやつてきて経験をしたことでもございます。

そういう意味で、小学校から中学校に上がるときに、もつとスムーズに上がれるような、子供た

ちに精神的な負担やストレスがかからずに済むような、そうした施策をぜひ講じていく必要があるのではないかな、そんなふうに考えている次第でございます。

いずれにいたしましても、教育基本法という、教育に関する憲法ともいふべき法律の改正問題でございます。決して急ぎ過ぎることがなく、十分に時間をかけ、そしてまた広く国民的な議論を踏まえながら、慎重に審査をしていただきますようお願いを申し上げます。私の意見陳述といたします。

御清聴まことにありがとうございます。（拍手）

○森山座長 ありがとうございます。

次に、中森孜郎君にお願いいたします。

○中森孜郎君 お手元に差し上げております意見陳述の骨子に沿つて意見を申し上げます。

私は、一九二六年生まれの戦中派ですから、言うまでもなく、教育勅語と国定教科書に基づく国家主義教育、軍国主義教育を受けて育ちました。その教育の特徴は、皇国史観で貫かれた国史や忠君愛国を最高の道徳とする修身などを通して、子供を忠良なる臣民へと教化していくところにありました。

そのような教育によつて典型的な愛国少年に育て上げられた私は、戦争が激しくなる中、やむにやまれぬ思いから、一九四三年、十七歳になったばかりで、中学在学中、みずから海軍少年飛行兵を志願し、内地や台湾で厳しく訓練を受けました。生きて終戦を迎えられたのは幸運としか言えません。

天皇と国家のために死ぬことをひたむきに考えてきた私は、生きる目標を失いましたが、やがて、生き残つた者として何かをしなければならぬのではとの思いから、一九四七年四月、再び母校松山中学に復学し、新たな人生を出発しました。まさにこの年に教育基本法が制定されたので

す。以来五十九年間、私は、生徒として、学生として、教師として、教育学研究者としてこの教育基本法を心のよりどころとして、基本法とともに生きてきたと言えます。それだけに、簡潔にして格調高い教育基本法に格別の思いがあります。

さて、提案理由説明を読みました。教育憲法とも呼ばれる教育基本法をなぜ今改正しようとするのか、納得いく理由を見出すことはできませんでした。

現行法が、制定以来半世紀以上が経過して、時代状況の変化に適さなくなつたということが大きな理由の一つですが、OECDの国際学力比較調査の結果、未来志向型の学力において連続世界一、しかも国際競争力でも連続世界一で、今世界じゅうから注目されているフィンランドの教育の成功は、実は、日本の教育基本法や教育制度をも参考にして八〇年代半ばから大胆に実施した教育改革の結果であるということです。

それとは対照的に、我が国において、八〇年代以降、さまざまな教育荒廃現象が進行し、学力の低下や格差拡大や学習意欲の低下が深刻化しているのは、皮肉にも、教育基本法をなした崩しに、教育条件の整備充実を怠つてきた結果であると私は思ひます。

また、安倍首相は改正の一つの理由として占領下で制定されたことを挙げておられますが、私はむしろ、現行法作成に当たつた我が国を代表する学識者たち、南原繁、安倍能成、田中耕太郎などで構成する教育刷新委員会が、占領下にもかかわらず、毅然として、GHQの口出しを一切許さず、刷新委員会の独立性を維持し、自主自立的審議を貫いた結果であることに誇りさえ感じております。そのことは、栗原祐幸元防衛庁長官も朝日新聞への寄稿で述べておられます。資料にあります。

法案前文では、現行法の前文にあった「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現

は、根本において教育の力にまつべきものである」という文章がすっかり変えられています。

戦前においては、大日本帝国憲法と教育勅語が一体のものでした。そして、日本国民、アジア諸国民にはかり知れない不幸をもたらしたあの侵略戦争に教育が大きな役割を果たしたことの痛切な反省と新たな決意の上に立つて、前文冒頭の文が書かれたのでした。戦後は日本国憲法と教育基本法が新たな意味で一体のものとなされましたが、それは単に教育基本法が憲法の精神にのつとつてつくられたというにとどまらず、憲法の掲げる理想は根本において教育の力によつて初めて実現されるのだという、極めて積極的な意味が込められていたわけです。

この冒頭部分が削除されることによつて、憲法との関係は弱められ、あるいは切斷されます。しかも、現行法前文中の「真理と平和を希求する人間の育成を期す」という文言が、改正法案では「真理と正義を希求すると変えられています。これは、冒頭部分の変更ともかわつて思ひます。

そう考えますと、前文の改正は、安倍首相が任期中の実現を目指している、九条改定を中心とする自民党憲法草案と対応することのように私には考えられてきます。私の思い過ごしというものでしょうか。

改正法案が現行法と最も異なる点の一つは、現行法の「教育の方針」にかわつて「教育の目標」が新たに設けられたことです。そこには、五項目にわたつて二十に及ぶ徳目が示されています。その中で主眼とされているのが国を愛する態度であることは、これまでの経緯からも明白です。

人間の生き方や価値観にかかわる徳目を教育目標として法制化することは、国家が道徳の教師になることを意味し、その達成を教師に課すことは、国が公認する特定の価値観を教育の営みを通して子供に内面化していくことにつながり、明らかに、憲法第十三条、個人の尊重、第十九条、思想及び良心の自由、第二十六条、教育を受ける権

利に抵触することになります。その点は、日本弁護士会声明も厳しく指摘しているところで、

ましてや、国という概念は多義的であり、国を愛するという意味の解釈も多様であります。それが一たび法制化されてしまえば、その時々々の政府の恣意的解釈による国を愛する心や態度の育成が教師に求められることとなります。それは、徳目主義と呼ばれる教育勸語により子供を教化していった戦前の教育と本質的に変わりがなくなり

さらに、将来、もし改憲によって外国に出て戦争ができる普通の国となれば、再び、一たん有事になれば進んで戦争に参加する人づくりへとつながりかねません。その可能性は、自民党新憲法案の前文に目を通せば否定できません。

現行法第十条は、戦前の教育が、国家のための国家による国家の教育であり、中央集権的な教育であったことへの反省に立ち、また、日本国憲法二十六条によって、教育を受けることがすべての個人の基本的な権利であると確定されたことを受けて定められたものです。そして、国家や行政が教育の中心に不当に介入することを厳しく抑制し、教育行政の責任と権限を教育の諸条件の整備に限定しています。これは、国は金は出せども口出しせずという世界の近代民主主義教育の原則を反映したものであります。

ところが、提案では、第一項の「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」とを削除し、「この法律及び他の法律の定めるところにより」に入れかえています。このことにより、「不当な支配に服することなく」の意味が逆転し、まさに換骨奪胎されることになり、民主教育の原則が失われ、国や行政が思いのままに教育の中心に介入できる道を開くことになり、再び教育が国家のためのものになるおそれがあります。

「この法律及び他の法律の定めるところにより」と書かれています。これまで、家永教科書訴訟判決や先ごろの都教委の国旗・国歌の取り扱いに関する通達についての東京地裁判決を見て、

恣意的解釈による法の運用が違憲となる例が少なくありません。

教育の営みは極めて専門的かつ創造的であり、そこでは、国民全体に責任を負った、自由で創造的な教育活動が保障されることが何よりも重要です。

法案は新たに教育振興基本計画を条文化していますが、そうしなければ、政府は重要な教育施策を一つ国会に諮ることなく、閣議決定のみによってこれを実施に移せることとなります。そのことで、政府は容易に、かつ思いのままに教育改革を進められることとなります。それは、一見効率的に見えて、主権者である国民不在の非民主的な教育になる危険性を多分にはらんでいます。

既に、それを見越して安倍首相は教育再生会議を発足させていますが、首相は著書「美しい国へ」の中で、イギリスにおけるサッチャー元首相が主導し、ブレア政権に受け継がれた市場原理、競争原理に基づく教育改革を高く評価し、それをモデルに教育改革を推進する意向を述べています。

しかし、イギリス在住のジャーナリスト、阿部菜穂子さんが月刊「世界」九月号、十一月号に寄せたレポートや、法政大学、佐貫浩教授の研究によれば、今やサッチャーの教育改革の矛盾が深刻化し、行き詰まり、改革の問い直しを求める世論が高まっているとのことです。サッチャーの教育改革を後追いつくことが、今以上に教育格差を拡大し、教育荒廃を深化させて、子供を苦しめることになることは目に見えています。

終わりに、以上法案についての私見を述べてきましたが、結論的には、現行教育基本法を変えるのではなく、守り生かすことが賢明な道であると考えます。実は、創価学会の池田名誉会長も、朝日新聞のオピニオンで「見直すより大いに生かせ」と述べておられます。教育は百年の計と言われま

す。性急に事を運んで将来に禍根を残すことのないよう、十分時間をかけて、慎重の上にも慎重に審議を進められることを切に希望します。

た日本教育学会の歴代会長四氏が連名で「教育基本法改正継続審議に向けての見解と要望」を発表し、関連二十八学会の会長が賛同を呼びかけ、現在既に千名を超える教育研究者がこれに賛同を申し込んでいることを申し添えて、私の意見陳述を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

○森山座長 ありがとうございます。

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終わりました。

○森山座長 これより委員からの質疑を行います。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。斎藤斗志二君。

○斎藤斗志二君 おはようございます。私、自由民主党の斎藤でございます。このような機会をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

きょうは、きのう入りましてまず牛タンを食べまして、朝は、萩の月というんですか、この名物を食べて力を入れてこへ来たので、しっかりと答えをいただきますというふうに思います。

最初に、櫻中さんにお聞きしたいと思います。あなたは今お子さんをお持ちなんですよ。ですからPTAの役もやられていて、非常に教育危機の、その危機感の中で毎日過ごされていらっしゃる。しかしながら、新しい言葉を使って、早起き朝御飯、こういうことを子供たちにしっかりと認識させて、家庭の中にもそれを持ち込んでいるというところなんですけれども、私はぜひこれを励行していただきたいと思う。

ただ、お父さん、お母さんに、親は早起き先支度ということも入れてもらおうとスムーズにいくのか。子供さんが起きたそのときに、まないたの上で包丁を立てているトントントンという音が聞こえる、そして、起きたときにはすぐ朝御飯が食べられて、それで学校へ行くという、そういうよき家庭環境をもっと確立してあげたいというのが私たちの願いでございます。

特に今回、私も与党、政府案を支持しているわけでありましても、公共の精神、伝統や文化を尊重する、そういうこと、それから家庭教育、幼児教育、さらに私立学校、こういったものをしっかりと位置づけているんです。今の教育基本法には私立学校などという項目はないんですよ。そういう点では、現代に合わせた、そして全体として力が出るような、そういう教育基本法の改正、そして教育改革全体に仕上げていくというのが私どもの考え方、現状維持でいいとは決してだれもおっしゃらないんですよ。ですから、私どもも、こういった基本的な理念を盛り込んだ基本法を早く成立すべきだということで考えているんです。

特に、現場におかれて毎日、お子さんの環境が不安だ、そして不満だ、櫻中さんはお持ちなんだと思いますけれども、これを早く立て直してほしいという気持ちがあるかと思いますが、その時期の問題、何年も何年もかけてもいいんだというんじやなくて早くやれという気持ちがあるかということだと思いますが、いかがでございますか。

○櫻中辰則君 私が常に言っていることは、どうしても大人の社会とか、私たちが親にしても、子供たちは一年一年を刻んでおられます。例えば各単位PTAでも、その活動をしようにというときに、ちょっと待ってよというときには必ず六年生なり中学校三年生が卒業してしまう。やはり、いいと思ったことはきつちりと、議論を交わしながらも早目早目で進めていかないと、子供たちのそういった環境というのはどんどんどんどん、私たちの生活環境と違って、大人の社会にとっては一年というのとはそんなに大きな時間でない方もいらっしゃるかと思いますが、子供たちにとっては一年というのは、時を刻むということに関しては、とても大切な一年だと思っております。

ですから、せっかくこういった教育に向けた話が出ています以上、本当にいろいろと考えていただいて、早急に進めていただきたいなと感じており

ます。

以上でございます。

○斉藤(斗)委員 ありがとうございます。

そうなんです。子供さんにとってもワンチャンスなんです。ですから、よりよい環境で教育をしてあげるといのは私どもの政治の責任でもあるので、しっかりと時期を定めてこれを成立させていきたいというふうに思っています。

次に、千葉さんにお伺いしたいと思います。

これを議論しております、教育委員会のあり方と与党、野党が対立しております、民主党さんの案は、教育行政の責任を首長に任せるべきだ、例えばここですと仙台の市長さん、県でいえば宮城県の知事さんに、こういうことが民主党案には入っているんですが、私どもはそれは反対だという立場なんです。

なぜかという、教育の政治的中立性、それから教育の安定性、継続性、こういったものをしっかりと担保しなければ教育はなされていかないと、うふうに思っているからなんです。御案内のように、隣の県なんです、福島県では今知事さんがおやめになる、また和歌山県でもおやめになる。こういったことが頻繁に起こるといことになり、教育行政の責任者を首長さん、市長さんとか知事さんに預けちゃっていいのか。しょっちゅう方向転換している。いろいろな政党がございすから。

ですから、教育の中立性を守っていく、政治的中立性を守っていくということについて、私は民主党のこの案はいいかなものかなというふうに思っているんですが、その点、千葉さん、御意見があったらお伺いしたいというふうに思います。

○千葉胞義君 私、今お話あったように、やはり教育は中立性を保ていきたいと思いますというふうに思っております。非常に深い議論については、常に私もそういう中にある者でございせんので、ただ、今お話あったようなそういう考えは、ぜひ中立性というものを保持していただければというふうに思っております。

以上です。

○斉藤(斗)委員 ありがとうございます。

木村さんにお伺いします。

御発言の中で、中学校が問題発生が一番多いんじゃないかという御指摘をされましたよね。私も実は同意見でございまして、現行の六・三制というのはもう制度的に疲弊した、限界にきているというふうにご考えている一人なんです。なぜ中学校が問題が起きるかという、中学校は三年間しかありませんから、小学校が子供、高校生が大人に近くなってくる、中学校というのはコトナの状態の中で、発達も中途半端な中で、コトナの人に三年間では短過ぎるという考え方を持っているんですよ。

起承転結という一つの考え方がございすよね。これは四年かかるんですよ、起承転結。三年間というのは起承転で終わっちゃうから子供さんは転落しちゃうんだ。ですから、こういう制度改革も取り組んでいかなきゃならない。私は、個人的な立場では、六・三じゃなくて五・四の方がいいという考え方を持っているんですけども。

そんな中で、与党、私どもの考え方の中では、義務教育の年度を実は外しているんです。今までは九年ということだったんですけれども、外しているんです。というのは、いろいろな時代がこれから予測される中で、多少弾力性を持つて考えた方がいい、そういうようなこと。それから、今の現行の学校制度はもう限界だということもある中で、そういう子供さんの立場に立つて、また発達状況に合った制度をつくっていききたいというふうに思っているわけでありす。

もう一つ、御案内のように、小学校はクラス担任制で先生と親しく話し合える。しかし、中学へ行くと学科担任制ですから、勉強中心になっちゃって人間関係がなかなかできない。そういう問題もあって、私どもはそこをしっかりと把握しているところなんですけれども、そういうことも含めて、もっともっとしっかりとこの教育基本法改正の中で取り組んでいきたいというふう

に思っているところなんです。

今千葉さんにもお聞きしたように、教育委員会それから教育行政の問題で同じ質問をさせていただきたいと思うんですが、民主党の案では教育行政の責任を首長さんということであつたという市長さんですが、さっき申し上げましたように市長さんがしょっちゅうかわる、それから知事さんがかわる、これはよくないかと私どもは思っているんですが、その点いかがお考えでございすか。

○木村勝好君 まず前段の方の、六・三・三制について今後ともどうかということなんです、私も、これについては弾力的に考えてよろしいのではないかなというふうに思います。

これからのいろいろな御議論、御検討をされたいと思うんですけれども、先ほど申し上げましたように、私自身の経験からすると、やはり小学校時代のアットホームな雰囲気と中学校に入ってからのが相当違うんですね。自分の子供の経験からしても、最初、適応するまで随分大変でした。二人いる子供のうちの子は率直に申し上げて適応できないで、いろいろな問題を今も引きずつてございす。

です、やはり中学校時代をどうやって乗り切るかということとは非常に大事なテーマになるのではないかなというふうに思います。思春期を迎えて子供が心身ともに大きく変化する時期に、ある意味で小学校のアットホーム的な雰囲気と違うものとぶつかるとい、二重にやはり子供にとつては精神的にも負担が大きいかなという気がしております。

方に必要なのかなという気がします。

それから、教育委員会の問題についてでありますけれども、確かに教育の中立性というのは重要だというふうに思います。ただ、では今の教育委員会という制度そのものが有効に機能しているんではないかということになると、残念ながら、地方議会に身を置く立場からしても、必ずしもそうではない。ですから、民主党が言っている首長に責任をというのは、すべて首長が仕切つてということとは違うんだらうというふうに思います。最終的責任を負うにしても、それに対するさまざまなチェック機能が本当の意味で有効に働くようなものを考えていくというようにすることが必要なんじゃないかなというふうに思っています。

○斉藤(斗)委員 時間がなくなつてきたんですけども、最後に、実は、国を愛する心、その態度を涵養する、こういったことも一つの議論になつたんですが、その件につきまして、前文にそれを置くのか、それとも本則に置くのかというのが国会で議論がございました。

そして、私ども、本則の方が法的拘束力があるという解釈でございまして、ですから前文では総論的、理念的、こういうような位置づけの中で、私どもと与党、自由民主党、公明党の出した案では、本則でしっかりとつた。しかし、民主党さんが出しているのは、前文でしかうたつていないということについては弱いというふうに私どもも考えておりまして、そういうような議論を皆さんお聞きになつたかと思いますが、私どもはしっかりと本則でそれをうたうべきだというふうに考えておりますが、櫻中さん、いかがお考えですか。

○櫻中辰則君 実際、そういった基本法案の中のことに関しては、大変申しわけないんですが詳しくは、お答えできないんですが、ただ、私がPTAとか子供たちを見ていても、先ほどから地域のことということで申し上げていきますけれども、やはり一つは、郷土愛とか、地域を愛する心を非常に大切にして活動しているということが現状でございす。今、私たちが大人になる過

程にしても、そういったことがあれば、実際にその世代が上ってきたときに地域力というのはつくのではないかなというところで考えております。

○斉藤(斗)委員 あと一、二分あるので。
重ねて、今学校現場で、国旗・国歌を歌い掲揚するというところで方針が出されているというふうに思いますが、あなたの学校でもしつかりとそれは守られておりますか。

○櫻中辰則君 守られております。

○斉藤(斗)委員 以上で終わります。

○森山座長 次に、中井治君。

○中井委員 民主党の中井治でございます。

四人の公述人の方々は、急遽な開催、お忙しい中にもかかわらず、貴重な御意見をお述べいただきまして、ありがとうございます。

私に与えられました時間は二十分でございますので、この間でそれぞれの皆さんにお尋ねを申し上げたいと思います。

櫻中さん、千葉さんからは、現行基本法を変えるのは賛成だ、こういうお立場でのお話を賜りました。

お二人にお尋ねをいたしますが、私も民主党も賛成でございます。日本国教育基本法という新しい法律を、自民党の法案は現行法の改正、私どもは新しい法律をつくりまして、前の国会、今国会と審議をいただいております。私が言うのもおかしいかもしれませんが、非常にできのいい法律なんです。中身をお読みいただいたでしょうか。お二人にお尋ねをいたします。正直に言っていたらいいですか。

○櫻中辰則君 はい、読みました。

○千葉胞義君 読みましたけれども、熟読玩味というところまではいきません。まあ、すっと見たと。ただ、一番最後の障害者のことが強く印象を受けました。

○中井委員 千葉さんのおっしゃったような障害者に対するところ、あるいは木村さんがおっしゃっていた職業訓練、あるいは櫻中さんがお述べになりましたIT社会の中の小さな子

供の、情報社会から何を取捨選択するのか、そういうときに一番大事なものは国語教育じゃないかと、そういったことを含めて書いてございます。自民党さんの改正案の中で、幼児教育、こういったものも取り上げられておりますし、私どもも幼児教育というものを取り上げている、こういう仕組みになっております。

その中で、今お話のありました教育委員会の改廃。これは、現行の学校、教育委員会、それから文科省、こういう仕組みの中で、いじめ問題でもあるいは未履修でも、教育委員会というのがうまく機能していないと私どもは考えています。

アメリカの制度をまねしてこういう教育委員会がつくられ、初めは選挙であったことは御承知のとおりであります。これが途中から選挙じゃなくなつて任命制になる。こういうことで、市長さん、首長さんがお選びになつて議会が承認なさる、これをもつて中立性が保たれている。私ども

のような選挙で選ばれた首長が責任を持つ、これは首長だけが責任を持つということではありません。チェック機能もつけますし、学校には学校での理事会というものをつくらせていく、そして義務教育においては国が最終的な責任を持つ、こういうシステム変更を考えておりますが、選挙で選ばれた首長さんが責任を持つということが政治的中立を侵すと言われると、非常に民主主義の根幹が揺らぐような気がするんであります。

そういったことを含めまして、私どもの法案に対してどのように櫻中さんはお思いでありますか。お聞かせをいただきたいと思ひます。

○櫻中辰則君 あれを拝見いたしました。先ほどITということで、インターネットのこともやはり載つておつたと思ひます。確かに、子供たちの中ではそういった情報の選択ということに関して、また国語力ということも出てきているかと思ひます。

ただ、先ほども私言いましたように、日本の国の教育というのは、本当にいい教育をずつとしてきたなということは感じております。やはり、現

行の教育基本法の普遍的理念を継承しながら、現代に合わせた教育基本法の改正ということに関しては、私は、現場といえますか、現子供を持つ、教育を考えているところであれば、教育基本法の改正ということでは非常によいのではないかなというところを感じております。

○中井委員 木村さんにお尋ねします。

私どもはかなり質疑時間を積み重ねておりますが、なかなか私どもの案と政府の案との違いというのが国民各界各層に御理解をいただいているとは思えないんですね。マスコミ等は、愛国心のところの書き方とか、あるいは愛国心と書かずに国を愛する態度と書いたのはどうかとか、こういったことについて論議をいたしておりますが、今自民党からお話がありましたように、私どもの教育委員会の改廃という思い切つた制度改革、そして教育の責任体制というものを明確にしている、こういったことを打ち立てた法律になつております。

基本法にそこまで書くべきじゃない、基本法だから制度改革というものはなじまないんだ、こういう声もあります。しかし、私どもはあえてこの項目と、それから予算的に、数値をきちつと挙げて教育に関しては予算を確保する、この二つのことを大きな改革の柱としてこの基本法に盛り込んでいます。

基本法という問題でこういったことを盛り込んだことに対して、木村さんはどういうようにお考えになるのでしょうか。

○木村勝好君 やはり教育基本法というのは、先ほども申し上げましたけれども、教育に関する憲法に当たるような極めて重要な法律だというふうに思ひます。そして、一度制定をしたら、そう頻繁に変えるということは現実的にはなかなか難しいんだらうというふうに思ひます。

そういう意味からいえば、十分に時間をとつて十分に議論を尽くして、その上で、できるだけ国民的な議論を巻き起こす中で、国民の合意をとりながら新しいものを制定していくというのがやはり

り本筋だろうと思ひます。

そのとき同時に大事なことは、やはり今日の時代を十分に踏まえた、今日の時代を反映したものである必要があるというふうに考えておりまして、そういう意味からいえば、今委員の方から御指摘のあつたような点についても、盛り込むべきものはきちんと盛り込んでいく必要があるのかな、そんなふうにして思ひます。

○中井委員 もう一つ木村さんにお尋ねをいたします。

先ほどの御意見の中で、四番目に、国際化の中で生きていくこれからの子供たちにとって適正な宗教教育というものが要だ、こういうお話がございました。宗教教育に関しては現行法においても書かれて、また政府の今回の改正案についても書かれています。私どものにも、「生命及び宗教に関する教育」、こういうふうにならされているところでございます。

この両方の書きぶりが極めて違いがあります。私どもは「生の意義と死の意味を考察し」というところから起こし、「宗教的な伝統や文化に関する基本的知識の修得及び宗教の意義の理解」、それから「宗教的感性の涵養及び宗教に関する寛容の態度を養ふこと」という述べ方をいたしております。

この書きぶりについて率直にどのようにお考えになるか、お聞かせください。

○木村勝好君 日本という国柄からすると、どうしても、宗教とか信仰とかに対して公の教育の場で取り上げる、触れることが非常に少ない国なのではないかなというふうに思ひます。そして、ともすると、何か宗教とか信仰というものを軽んずるような傾向がこれまでなかったかといえれば、私は、そうではない、つまり軽んずる傾向があつたのではないかなという気がします。

しかし、先ほど申しましたように、今日の国際社会を見たときに、宗教の持つ意味、その重要性というものを無視することはできないし、そういう中でこれから育つ子供たちは生きていかなけれ

はいけない。そういう意味では、確かに民主党政
法案の表現は踏み込み過ぎだというような御意見
もあるやに伺っておりますけれども、しかし、こ
れは正面からそうしたものをとらえて、そして正
しい教え方を正しく理解をせよというように
努めるということは大事なのではないかなとい
うふうに思います。

○中井委員 櫻中さんにもう一度お尋ねいたしま
す。

小さな子供さんあるいは未成年の方の殺害、殺
人といいますが、また近親者に対する殺害が驚く
ほど多く報じられる、まことにつらい時代であり
ます。私もいろいろ原因はあるんだろうと思
っています。私も小さなお子さんやお若い
方は、インターネットやゲーム機、あるいは携
帯電話のいろいろな機能を使って生活をされてい
ますから、リセットボタンを押せば人間は生き返
るんだと思ひ込み、信じ込んでいられる面があ
るんだ。幾つかのアンケートにもそういう形があ
らわれているわけがあります。

そこで、私もこの宗教教育の項に、生の意
義と死の意味を教えるべきだ、そして宗教につ
いても、宗教の教義あるいは教祖の名前とか、そ
ういったことを教えるだけじゃなしに、日本古来
から伝統的に続いてきたいろいろな行事、文化、そ
れと宗教のつながり、どういう宗教的な気持ちか
らそういうものが起こったか、そして今日続い
ているか、こういうことも教えていかなければ
だ、こう考えて条項を起しました。政府案には
そこがところどころと書かれておりました、余
り踏み込みじゃない、こういう形になつてい
るわけでございます。

この点について、お子さんをお持ちの、また教
育をされている子供さんをお持ちの櫻中さんとし
て、どうお思いになるか、お聞かせください。

○櫻中辰則君 それについては、例えば私たちの
やっている地域というのは宮城県金県にわたりま
すけれども、例えば地域のお祭りとかそういう
ものの参加、先ほど地域力とか言いましたけれ

ども、やはり私たちが保護者としてそのところ
に参加するということできちんと、宗教だとか
なとかではなくて、地域のものとして自然に備
わるものではないかなというところで感じておる
ところでございます。

○中井委員 ありがとうございます。

千葉さんに今と同じようなことをお尋ねしたい
んですが、お答えをいただけてますでしょうか。

○千葉龍義君 宗教教育については、確かに私も
あつてしかるべきだと思いますが、一つの宗教と
いうことだけでなしに、取り上げるのであれば取
り上げて、そして中立といひましようか、そう
いったような考えを持ちながら教育していただ
ければいいのではないかとこのように思っており
ます。

○中井委員 宗教教育ということに関しては、現
行法も改正法案も書かれておられるわけであり
ますが、私どもの党の今回の日本国教育基本法にお
きましては、伝統文化の基本的知識の修得、こ
ういったことも含めて書き込み、宗教心の涵養、こ
れを育てるべきだ、こういう形でうたっているわ
けでございます。

もちろん、特定の宗派、宗教の教育をするとい
うことは、教育の目的から外れておりますから、
当然あつてはならないことであります。しかし、
先ほどのお話をお聞きいたす限り、家庭教育ある
いは幼児期の教育、学校、地域一体となつてとい
うとき、あるいは社会教育を大事にすべきだとい
うお考えからすれば、宗教心の涵養、こういった
ことが基本法の中に盛り込まれて当然だと私は思
いますが、千葉さん御自身のお考えはいかがで
しょうか。もう一度お尋ねいたします。

○千葉龍義君 ただいまお話がございましたよう
に、宗教教育については、ひとり学校だけとい
うことでなしに、やはり地域の方でもそういうこ
とについて子供たちにお話をするとかといったよ
うな、そういう配慮といひましようか、家庭教育と
いひましようか、あつてしかるべきだというふう
に私も思います。

○中井委員 ありがとうございます。

木村さんにもう一度お尋ねいたします。

先ほどの質疑でもありましたが、今回、政府案
と私どもの案との間に幾つかの共通項があります
が、それは御議論のありました教育の年限、年数
をどうするかということに関して、どちらもこの
基本法には盛り込まずに、これからの法改正の中
でやっていこうといひしております。私どもの党
には、義務教育の開始年数をもう少し早めるべ
きだ、そして小中義務教育を一貫すべきだ、ある
いは中高を一貫して義務教育とすべきだ、大ざ
っぱに言つてこういう幾つかの議論があるわけ
でございます。党としてそこまで踏み込んだ議論を
いたしております。

木村さん自身は、この点、小さいときからの義
務教育化というのに賛成かどうか、あるいは中高
一貫ということについてどうお考えか、お尋ねを
いたします。

○木村勝好君 自身、義務教育の年限を引き下
げるといふことについてどうかと言われれば、正
直言つて自分の考えはまだまとまっておられま
せん。下げたら下げたりの問題も出てくるのか
という気も正直言つております。

一方で、今の六・三・三というくりに固執す
る必要はもろろないと思ひますし、これは今後
の議論次第ですけれども、幾つかの区切りの学校
が併設されていても場合によってはいいのかな
という気もします。つまり、全部一律にこのく
りでなければならぬというふうに決めつける必要
もないのではないかなと。それぞれの地域的な特
色なり、あるいはいろいろな状況によつて、うち
はこういう形でやっています、うちはこういう形
でやっていますというのが併存しているというこ
ともあつていいのではないかなというふうな気が
します。

ただ、先ほども申しましたように、子供が思春
期を迎えて体も心も変わっていくときに、ちよ
うど区切りが小学校から中学校というのがぶつ
つてしまつていくということが、やはりいろいろ

問題に相当な影響を及ぼしているということは、
私は経験的に見てそういうふう感じております
ので、そこについては、区切りの仕方をその点に
ついて十分配慮しながらやっていく必要があるの
ではないかなというふうに思います。

○中井委員 ありがとうございます。

最後に、中森さんにお尋ねいたします。

改正すべきではないという御意見を賜りまし
た。また、私どもの党内にも、憲法改正があつて
後こういつたことは論議されるべきだ、こうい
う議論もございします。しかし、憲法改正というこ
とであるならば、手続、議論、まだまだ時間のか
かることだ、現行教育の荒廃の現状を見て、手
先の改革だけではなしに根幹から議論をしていく、
こういう形で私どもは新しい法律を提言いたしま
した。

その中で、例えば幼児教育あるいは高等教育、
自民党さんの場合には大学教育と書いてありま
す。私どもは高等教育と書いて、これでもって高
専だとか各種学校だとかいろいろのものが含ま
れる、こう考えておりますが、条項を起しまし
た。また、職業教育あるいは障害者の教育、こ
ういったことについても項を起しているわけ
でございます。

これらの点について、現行法のままでやれる
じゃないかと思ひなんでしょうか。それとも、
改正はだめだけれども、こういつたところだけ直
すのはいい、つけ足していくのはいいと思ひな
んでしょうか。いかがでしょうか。

○中森孜郎君 先ほども申し上げましたように、
憲法と教育基本法は一体のものとしてずっと来
たわけですから、ですから、ここで先んじて教育基
本法を変えてしまえば、当然、現行憲法との矛盾
が生じてくることは間違いない。例えば教育の目
標の問題でも当然起ってくるだろう。

今起こつていいるいじめの問題とか、自殺の問題
とか、あるいは子供たちの学力低下の問題とか
いうのは、これは、では教育基本法を変えれば
解決するかと、そういうものでもないし、教

育基本法が原因でそれが起こっているわけではないんです。

今、いじめが言われるといじめ対策が出てくる、学力が低下だという学力対策がすぐ出てくる。そういう非常に近視眼的というか、そういう対策では根本的な解決は私ではできないと思うんですね。やはりそれはもともと根本的に、なぜそれが起こっているかというこの原因を学問的に追求して、その上でその根本的なところから変えていかないとだめだろうと思うんですね。

例えば学力低下やいじめなどという問題も、いつ起こってきたかという、大体、落ちこぼれの問題が七〇年代の後半から大きな社会問題になってきて、八〇年代の初めになりますと、校内暴力が起きてきて、それを抑えるために非常に管理的な体制が学校にできて、そこで抑えつけられた子供たちが今度は弱者に向かっていじめを起してくる。そこでまた自殺がふえてくる。

そういう中で学校が閉塞状況になり、子供たちが抑圧されていく、そこで子供の学習、さらに九〇年代以降は、非常に競争を激化する、規制緩和のもとで競争競争に変えてきたということが非常に大きな原因になって、いろいろな問題が噴き出してくる。これは、国連の子どもの権利委員会も、日本の教育は過度に競争的であることによって子供の心身の発達に障害が起きているので改善するようにという、二度にわたって勧告をしているわけですよ。だから、やはりそこそこを考えていく。

例えば、先ほども申し上げたフィンランドの場合なんかは、一学級が多くて二十四人、大体二十人前後です。それから、小中高、大学まで授業料はないんです。落ちこぼれが出るというふうにすぐ教師が特別に配置されて入る、そういうことで絶対落ちこぼれを出さない。そういう条件をきちっと整備することによって、あれだけの成果を上げているわけなんです。

それで、今学校は上から、九〇年代以降次々と、学校多様化とかいろいろなこと、いわゆる

制度いじりが始まっちゃった。学校の先生方や校長さん方の大部分が、余りにも次から次へと目まぐるしく制度が変えられてくるということの中で、落ちついて教育ができないとおっしゃっているんですよ。ですから、そうではなくて、今の制度の中でもっともよい条件を整えていけば、本当に子供たちはみんな学びたがっているわけですから。

一番大事なのは、義務教育というのは、実は戦前は国家に対する国民の義務でしたけれども、戦後は義務ではなくて個人の権利になったわけですね。それは、二十五条の生存権、その生存権を受けて二十六条の教育を受ける権利になる。そのもととはやはり子供の生存権、そして、子供はただ生きていくんじゃないくて、育ちながら生きていくと発達権、発達するために学ぶということを求めていると学習権、その学習権を保障するためにどういう教育を行っていくかということが問われているわけなんです。

そのための条件に、例えば日本は経済大国、アメリカに次ぐ二位と言われているわけですけども、本当にその豊かな日本が教育にもっとも予算をついて教育の条件をよくしていけば、先生たちも行き届いた教育ができるし、子供たちも学校は楽しいという学校になるはずなんです。そういう実例は外国を見ればいっぱいあるわけですから、そういうことにもっと、私は、今まず現行制度のもとで最大限努力をした上で、それでやはりここが不十分だから変えなくてはいけないというところになったときに変えるべきだと思うんです。

○中井委員 ありがとうございます。幾つかの点では共感できますが、申し上げたいことは、政府の案も私も民主党の案も現行憲法の精神から外れていない、外れては法律としてこれは成立し得ないことであります。このことだけ申し上げて、終わらせていただきます。

○森山座長 次に、西博義君。

きょうは、四人の陳述者の皆さん方に貴重な御意見をちょうだいいたしました。私も十五分の時間の範囲でお伺いをさせていただきたいと思っておりますので、簡潔にお願いいたします。

初めに、櫻中さんにお伺いをしたいと思えます。

実は、お三方、学校それから家庭、地域の重要性、中森先生もその中でおっしゃったように思うんですが、そういう意味では皆さんかもしれませぬが、おっしゃっておられました。

私は、ずっとお聞きして、これからの時代、大変重要なことだなと。昔は、比較的自然的なままに、社会というもので子供は育っていったように思います。私もそういう経験があります。しかし、それがだんだんと核家族化になり、家庭そのものもそれぞれ価値観も違ってきている。そんな中で育っていく子供を今後どうしていくかという重要な課題が出てきた。

それに対応してこういう議論が起ってきたというふうにお聞きしますが、その中で、社会の対応のあり方と、もう少し身近な、自分のお子さんや学校に通わせているPTAの皆さんのあり方というのとは若干僕は違うというか、また、そういう意識の違いもあってもいいんじゃないかと思うんですが、先ほど、社会の中で皆さん方が子供たちの教育にかかわって、いろいろな事例がございまして、いふふうにお伺いしたんですが、PTAと一般社会の皆さん方の学校教育を支えるあり方みたいなもので、少し違いがありましたら教えていただきたいと思えます。

○櫻中辰則君 社会というか、最近このようなかで言われていまして、やはり、子供の教育の中では総合学習というものが出てきて、その中で改めて地域の方々や学校の中に入っていくという、総合学習の中から出てきたことがきっかけだと思えます。

ですから、家庭と学校と地域という三つが連携するということは、最近安全、安心のことともつながると思うんですが、そういったことで、まだ

まだこれからののではないかなと思っております。

○西委員 もう一つお伺いしたいんですが、現実に今お子さんがいらっしゃると思うんですが、特に男性と子供、つまり父親ですね、父親と子供とのかわり方がやはり薄いのではないかと一般的に言われているんですが、御自身の体験からして、何か子供さんに対して心がけているようなことがありましたら教えていただきたいと思います、教育に関して。

○櫻中辰則君 私自身のことでよろしいんでしょうか。

やはり大人という親は、子供のときを踏まえて親になったと思います。ですから、受験に對することとか部活のこと等、いろいろその子供が岐路に立ったときにアドバイスできるのもやはり親であり大人であると思っております。

その中で、自分の子供を見ても、なかなか父親の参加というの今までのPTAの中では少なかったわけですが、こういった時代で、安全、安心と言われる時代には、やはり、父親のパトロールだとか、そういったことのかかわりが非常に今多くなってきたので、そういったことであれば、子供に対する自分の経験を踏まえた助言等、また、なるべく早く帰るなりなんの努力をしている方も多いですし、私もそのつもりであります。

○西委員 千葉さんをお願いいたします。千葉さんも、家庭教育をイの一番に重要な事項としてお挙げになりました。子供ばかりを責めるのではないというお話もありました。子供が見習えるような社会をつくりたいということ、これは基本的な考え方だろう、私も全く同感でございます。

そうなりますと、今具体的に家庭教育のどこが欠けているというふうにお思になるか、ちょっとお教えをいただきたいと思います。

○千葉龍義君 現代の家庭教育を見ますと、御存じのように核家族、しかも、核家族の中で、お父

さん、お母さんがいろいろ勤めておるといようなこともございます。そうすると、子供と親の接触あるいはお話し合いというのは非常に希薄になつておるといふ現状だと思ひます。

そういう点で、そういうことを埋める、そういうことが非常に濃厚になる、そういうたような時間、あるいはそういうたような策といひましようか工夫が家庭の中にあつてもいいし、家庭でもそういうことを努めてやるべきでないかといふふうにしておられます。なかなかこれは難しいことですが、お母さんなりお父さんなりととにかく一日のうちにはやはり一回食卓を囲むとか、これは普通の並大抵のことでない家庭もあるかもしれません、ぜひそういうふうになつていただければいいのでないかといふふうにしておるところです。

○西委員 もう一つ、社会教育の振興という内容を挙げられました。お仕事柄、町内会の会長さんを経験がございしますが、現実の地域地域の中で、いろいろな社会教育の中にも御参加なさつたり、多分リーダー的な役割を果たしておられるのではないかと思ひますが、特に今の現状に比べてもつと力を入れなければいけない分野が、お気づきの点がありましたら教えていただきたいと思います。

○千葉胞義君 社会教育については現在もやられてはおりますけれども、この社会教育に参加するいわゆる家庭のお父さん、お母さん、こういう方々が数多くあるいは回数が多く参加できるように、そういうことを考えていくべきでないか。そのことによつて、お父さん、お母さん方も他の方々との触れ合いもでき、また、いわゆる高齢者の方々と接触ができ、高齢者によつていろいろ教えられるところもあるといふふうになつていくので、高齢者が非常に多くなつた、そのために、そういう今のお父さん、お母さん方と接触ができるというのも大変に多く持たれるようになればいいのでないかといふふうにしてあります。

○西委員 それでは、木村さん、中森さんとお話をしたいと思ひますが、先ほどからちよつと議論になつておりました宗教に関する教育のことなんです、中森さんは若干、ちよつと行き過ぎじゃないか、民主党案はそういう部分もあるかもしれないという、ちよつと一言おつしやられていましてけれども、実は私も若干この与党の中の議論に加つておまして、随分長時間にわたつて議論をいたしました。

先日のこの特別委員会の席上でも、宗教教育に関しては、信教の自由という原則の中でいかに教へていくかと。宗教というものは、宗教という名の中立的宗教はない、こういうことから、どうしてもそういう宗派というものに踏み込んでいかなければ感性を涵養するという部分までいかないであらう、こういうふうには私は思つておりました、結局、政府案は今までの教育基本法を踏襲する形で決着をしたという経緯がございします。

そのために、「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位」という形で尊重していくといふふうにしたんですが、決してそれは宗教に対する感性を涵養するということを否定するつもりはないんですが、学校現場、特に公教育における学校現場においては、大変難しい課題を背負うといふか、事実上難しいだらう、不可能だらうと思ひが私自身はございまして、その点について、木村さんにはまずお伺いしたいと思ひます。

○木村勝好君 確かに難しい側面はたくさんあるかと思ひます。ただ、いわゆる知識として教へるということだけで済むのか。つまり、本質的には宗教というのは、これは私の考えですけれども、単なる知識の問題ではないといふふうになつていく。そういうことについて、ある意味、非常に激しい部分があるんだといふことも理解していただくといふ必要があるんじゃないかな、こんなふうになつていきます。

○西委員 では、中森先生、お願いいたします。○中森孜郎君 宗教というのは極めて内面的価値

にかかわること、これはヨーロッパなどでも、やはり宗教教育というのは公教育の中では禁欲的にしなければ、当然同じキリスト教の中でもさまざまな考え方があつてから、学校の中に混乱が生じるという形で、それをできるだけ禁欲していくといふ形で、それを必要場合は私立学校といふことでやつてきているわけですね、現在日本でも。

そういう意味で、例えば、公明党の關係の深い創価学会なんかの場合は、戦争中に、創価学会の前身である創価教育学会の初代の創立の牧口常三郎先生が、東京の小学校の校長をやられていた、すぐれた地理学者だつたわけですが、その方が、その当時、治安維持法とか宗教弾圧を受けるで捕らえられて獄死するという宗教弾圧を受けておられるんですね。二代目の戸田城聖先生もやはり拘留されるという、そういう苦い経験を創価学会は持つておられるわけですね。

やはり、そういう意味では、国が法律で定めると、そのときそのときの国家、政府の解釈によつて特定の価値観が押しつけられるということにもなりかねないわけなので、宗教そのものはもちろん尊重しなくちゃいけないんですけれども、公教育の中で教えるということが、今度は、育てるといふ信仰心、宗教はつまり信仰にかかわるわけですから、その信仰心を育てることに教えることがすぐなつていくような形で教えるということ、非常に内面的価値に公権力がかわつてくるということになるわけですね。

当然これは、例えば歴史教育をする場合に、イスラム教とかキリスト教とか、いろいろな宗教のことは教えますよね。知識としては教えます。それは非常に必要なこと、やはり今、世界的にいろいろな問題が起きてきて私たちは初めて、イスラムといふのはどういふ宗教なのかといふことを改めて勉強するような時代なわけですね。

そういうことなので、それは歴史の中でとかそういうことで、また人の宗教、信仰といふものを

お互いに尊重すべきだといふことは当然教えずにちやいけなくてすけれども、特定の宗教を教へること特定の価値観を育てる、信仰心を育てるといふことを公教育でやるということ、やはり禁欲でなくてはならないといふふうには私は考えているわけですね。

○西委員 ありがとうございます。

○森山座長 次に、石井郁子君。

○石井(郁)委員 日本共産党の石井郁子でございます。

今、教育基本法についての国会の審議中でありますが、六十年目にして現行教育基本法を大きく変えるといふか、新しく教育基本法にするといふことになりました、日本の教育の大転換だといふふうには私は考えています。ですから、国会でも慎重審議、徹底審議を尽くさなきゃいけないといふふうには思つておるところでございます、きょう、忌憚のない率直な御意見を伺えればといふふうに思ひます。

一つの今回の改定のポイントになるのが、教育の目標を政府案では定めたといふことなんです。国が教育の目標を決めるし、そのもとで教育振興の基本計画もつくつていく、これは国会に報告するだけで済むといふことになりましたので、非常に国が教育の条件も内容もやはり決めていくといふ法律になつていくといふふうには私は考えております。

それで、最初に櫻中参考人に伺ひますが、この五つの目標の中には、国会で愛国心として問題になりましたけれども、さまざまな道徳的な部分が非常に入つておるんですね。それだから、規範とか道徳とか、こういうものを法律で書くといふことになつていく、やはり道徳といふのは心の問題ですから、それを国民に強制しなきゃいけない、国が決めるわけですから。国民への強制といふことになつていくのではないかといふ問題について、まずどのようにお考えでしょうか。

○櫻中辰則君 道徳といふことは、確かに今、学校とか、今の若者といふか子供たちにとつてもと

でも大切なことだと思っています。ただ、その強制というか、そういったことではなくて、解釈の仕方だとは思いますが、今こういった世の中、先ほど若年層の山積しているという課題等もありますし、やはり道徳というのは非常に私には大切なことだと思っております。

○石井(郁)委員 同様の質問を木村参考人に伺いたいと思いますが、民主党の案では、教育の目標という形では書かれていないんですね。前文にいろいろなことはございますけれども。教育の目標にこういう価値とか道徳、心にかかわる問題がずっと書かれるという、それをやはり法律に書くという問題についてはどのようにお考えでしょうか。

○木村勝好君 目標という以上は、当然、それほどの程度達成したか、少なくともそれを達成しようとするということになってくるんだらうと思うんですね。

先ほどいわれる愛国心のところでちょっと申し上げましたけれども、愛国心を持たせて、どの程度強まったかというのを目標としてどこまで達成できたかという問題を私はほないだらうというふうに思いますので、先ほど申し上げたような意味で、やはりその達成度を問うことにおさわしいものと思うので、先ほど申し上げたように、いまでも、いわゆる政府案を見ていると、必ずしもそうは思えないものがそこに入っているなというふうに率直に言っています。

○石井(郁)委員 ありがとうございます。

政府案のもう一つの問題点が、教育のあり方、教育行政のあり方にかかわって現行法が大きく変わるということになると思うんですね。

現行法は、言うまでもなく、十条で、教育というのは国民全体に対して直接に責任を負って行われるという有名な文言がございまして、これが完全に消えまして、削除されて、「教育は、不当な支配」という部分は残るんですが、「この法律及び他の法律の定めるところにより行われる」と。法律によって行われる、しかも他の法律、

この他の法律というのがどういふものなのかというのがちょっとあるんですね、そういうふうに変りました。

私も、やはり教育という営みというのは、先ほど出ているように、人間の内面の価値や内面の形成にかかわる営みですね。教師と子供との間の信頼関係、あるいは親と子の信頼関係がなければそもそも成り立たないところだと思っております。そして、自主的に、創意性を持って行われるという部分があると思うんですね。法律によって行われるということになると、やはり国がそういうところになるのではないかと、入ってくることになるのではないかと、非常に抑制的でないかならない部分に、非常に制約が外される状況になるのではないかと、この問題を危惧しているところなんです。

この問題で、実はさきの国会で、審議の中で政府の答弁でこういうことがあったんですね。「この法律の定めるところにより行われる教育委員会等の命令や指導などが不当な支配ではないということが明確になった」と。だから、教育委員会の命令、指導も不当な支配にはならないということになります、今問題になっている教育委員会の隠れいとか、今盛んにいろいろありますよね、これがすべて正しいということがまかり通るということにもなりかねないというふうにおもいます。

この質問は中森参考人に伺いたいと思うんですが、そもそも国の教育への関与というのは抑制的であるべきだということに思いますが、その見解と、そして今、教育委員会まで法律及び他の法律、だから、さまざまな命令あるいは通達、通知等々もこの法律の中に含まれるというのが大政府見解なんですか、今後そういうことによって行われる日本の教育の懸念というか、そういう問題について少し簡潔にお話しただけだと思います。

○中森孜郎君 戦争中、日本少国民文庫で、吉野

源三郎さんという人が「君たちはどう生きるか」という本を書きました。あの中で、コペル少年が、自分の貧しい友達のうちに行ったときに、油揚げを一生懸命揚げていて、病気で休んでいると思つたら一人前にやっていた、それに大変ショックを受けて、彼は一人前に仕事をしてお物をつくっている、僕は何もつくっていないじゃないかというところで悩むんですね。そして、そのときにおじいさんから、だって、大事なものを毎日つくっているんじゃないか、それを考えてもらえん、今は答えは言わないけれどもという宿題を預けられるんですね。その終わりの方によって自分をつけているんだというところに行くわけですね。

つまり、憲法二十六条の教育を受ける権利のもとにある、子どもの権利条約では、教育への権利となつていまして、ザ・ライト・ツリー・エデュケーションとなつていまして、受ける権利ではなくて教育への権利と。それはやはり子供自身が実はみずから育とうとして、そして学ばずにいられない、その学びにどうかたえていくか、その学習の要求にどうかたえていくかという。つまり、人格形成というのが教育の目的にありますけれども、その主体はやはり子供がみずから自分の人格を形成していく、それを助けるのが教育であつて、何か鋳型にはめていくものではない。あくまでもみずから選び取りながら、一人一人が自分の個性を生かして育っていく、これが民主主義教育だと思っております。

そういう意味では、できるだけ公教育というのは子供の自律的な学習を、だって、子供はみんな、あれは何、これは何、どうしてと親に聞くじゃないですか。そこから始まるわけですから、それが学問を生んできたわけですから、そういう意味では、何か価値観を一方的に押しつけるとか教え込むというのではなくて、やはり育つことと育てること、学ぶことと教えることとの関係をど

うつないでいくか。そのところが、教える方、育てる方が優先してしまうと、育つこと、学ぶことがどこかに行つてしまふ、殺されちゃうわけですね。だから、そこを大事にしていってもらいたいというのが私の気持ちです。

○石井(郁)委員 どうもありがとうございます。本間に、この教育の問題というのは、そういう意味での教育観、子供観等々がベースにあつて、それで成り立つていくというふうな思ふんですね、そういう問題もまだまだ私たちが審議をしっかりとしないといけないというふうな思ふところなんです。

それで、最後なんですけれども、この法案の審議中に、まさに子供たちが命を絶つとか、あるいは高校で未履修問題が起つて、今子供たち、親も、ある面では本間にパニック状態ですよ、受験期を前にして。これほど、今教育をめぐって子供たちが声を上げている、いわば命をかけて声を上げているという状況だと私は思っているんです。

そういうときにこの政府の法案を、与党の方は来週早々にもう採決かというようなことも言われておりますので、ちょっと生々しい話にもなりますけれども、今出ている問題の解決に政府法案が本間に役立つのかという問題と、それから、こういう状況でこの法案の成立というのは、この法案をどう見るかというのはあるんですね、この法案を国会が成立させるということ、一体国民の皆さんがどのように受けとめるんだらうかということ、私は大変考えておりますので、その点で一言ずつ伺ひできればというふうに思います。

櫻中参考人、それから千葉参考人と木村参考人、中森参考人、もう時間ですのでほんの一分ぐらいつつお願いできればと思いますが、今の状況で、この国会で教育基本法の成立ということ、率直にどのようにお考えになりますか。

○櫻中辰則君 それについては、現在のいじめ等、今出ておりますように未履修問題等、やはり

これは基本的に教育というか今までの世の中のひずみだと思っております。その中で、今やらないといけないことというのが必ずあると思えます。ですから、なるべく、先ほども私申し上げましたように、子供たちはほとんど卒業してしまいうし、一年を刻んでおりますので、やはり私は早い方が、きつかけとして、またそれでよく世の中が考えていくということに関しては、いいと思っております。

○千葉胞義君 簡潔に申し上げますと、よく議論をして、そして国民の方々の声も聞いて、それでよしとなれば、やはりこの法案をひとつつくっていただくということがいいのではないかと。なお議論、今している最中だと思えますけれども、お互いではないかと。しかし、非常に問題がありまして、これはやはりいろいろ国民の方からも聞いた方がよいということであれば、そういうことの過程を踏まえながらやっていった方がよいのではないかと。いかにいうふうに思っています。

○木村勝好君 教育基本法を改正すれば日本の教育問題はすべて解決するなどということでは全くないと思えます。しかし、教育に関する憲法的な性格を持つ法律でございますので、その改正、その審議につきましては、十分に時間をかけて、そして広範な国民的な議論を踏まえてやっていくべきで、拙速は避けるべきだというふうに思っています。

○中森孜郎君 私は、どんな改革も、一番原点はやはり子供だと思えます。子供の声にまず耳を傾ける。そして、その子供の教育に直接責任を負って、毎日苦勞している先生方の声に耳を傾ける。そういうことなしには、本当に子供のための教育改革にはならないんじゃないかと。

子供はみんな学びたがっているし、きょうよりはあしたと高みに上りたがっているわけで、私はもう二十数年、仙台にある、ある女子少年院の教育にかかわってきています。その中で、学校教育から締め出された、非行に走った子供たちが、本

当に授業の中で生き生きとした目をして、どんどん変わっていくんですね。感動的な場面がいっぱいあります。本当に子供たちは、そういう自分の学びたいという要求を持って生きている。それが今の競争教育の中で、管理的な教育の中でつぶされていっている被害者だと思えます。だから、やはり子供の声に耳を傾ける、教師の声や親の願いに耳を傾ける、そこがやはり改革の原点でなくてはならないと思えます。急いではならないと思えます。

○石井郁委員 きょう、それぞれのお立場から貴重な御意見、本当にありがとうございます。以上で終わります。

○森山座長 次に、糸川正晃君。
○糸川委員 おはようございます。国民新党の糸川正晃でございます。

陳述人の皆様方におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして、また大変貴重な御意見を賜りました。本当にありがとうございます。勉強になりました。私も、数点ではございますけれども、皆様方に質問をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、今、さきの国会から継続審議になっております教育基本法というこの法案でございますが、何回かテレビ中継もされておるわけでございます。そして、今、新聞等でも、現在の審議の状況というものが報道されておるわけでございます。また、その前には、教育改革国民会議であったりですとか中教審においても、この改正について審議をされて議論をされてきたわけでございますが、これまでのこの基本法の改正の議論について、櫻中陳述人と木村陳述人、どのような印象を持っていらっしゃるか、それぞれ率直な感想をお聞かせいただけますでしょうか。

○櫻中辰則君 今までの流れということでは、確かに前回継続審議ということになりました。ただ、私は個人的にもこの立場上でも、やはり教育の問題が出てきたという時点で、前回のことに関しては非常に、先ほども申し上げましたように、

やつと教育に目が向いてきたかなと。

確かに、義務教育に関して、九年間の義務教育期、非常に国でも、ほかの国の例にないようなぐらいに予算といえますが教育費にはかけているとは思っています。ただ、そのほかに、今の学校等の教育のことに限っては、やはりもっともと予算なりなんなりを使っていたらばなんと個人的には思っておった中で、教育に向けるそういった教育基本法案ということが出てきた時点では、私は非常に教育に目が向いてきたなということで喜んでおりました。

○木村勝好君 議論を拝見していて、率直に申し上げて、私が、自分の子供たちを育てたり、先ほど申しましたようにPTAの役員をやったりして、その中で見てきた学校の現場といえますが、私の目から見た学校の現に行われている教育、あるいは学校や子供たちを取り巻いている状況、そういうものと比べると、何かどうもそこまで手が届いていないような議論が多いんじゃないかなというふうに率直に思いました。つまり、もっと問題にされなきゃならないことがあるのになという気が正直に言っております。

例えば、学校の中のことについて申し上げれば、どこの学校ということではありませんけれども、往々にして学校の中で起きていることを外に知らせたがらないという傾向があることは否定できないだろうというふうに思います。つまり、学校の現場で起きていることを市町村の教育委員会がすべてわかっているかという、必ずしもそうでもない。まして、私のように地方議員という立場からすれば、では今度は私たちにどこまで伝わっているのかなという、これが必ずしも正確には伝わっていないという、幾つかのフィルターを経て、その上でいろいろな議論がなされている、そういう部分が正直言っております。

ただ、たまたまPTA等をやっている中で直接そのやりとりを見ていると、ああ、随分いろいろな問題があるんだな、要するに、会長もやりましたけれども、会長さんだけの胸にとどめてく

ださいということが結構ございました。そういったところまで届いている議論が国会の中で本当になされているのかなという気が正直言っております。

○糸川委員 ありがとうございます。

本当に私もやつと教育に目が向いてきたのかなという気がするわけでございます。そういう中で、今この教育基本法というのがようやく議論の場に立ったんではないかな、昭和二十二年の制定以来の初めての改正なわけですから、これからやはりまだまだ議論をしていかなきゃいけないんじゃないかなという気がするわけですね。今、恐らく国民の皆さんが皆さん、こういう教育のあり方についてようやく考え始めた時期なのかな、だから、いじめの問題であったり未履修の問題であったりというものが浮き彫りになってきているのかな、先ほどひずみというふうにおっしゃられましたけれども、実際そういうところが出てきたんではないかなというふうに考えるわけでございます。

そこで、もう一回櫻中陳述人と木村陳述人にお伺いしたいんですが、今、このいじめの問題、未履修の問題につきまして、教育委員会の対応であったり国の対応であったりというところいろいろな議論があるわけですが、これも率直な感想で結構なんですが、対応についてどういう御感想をお持ちなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○櫻中辰則君 報道等でもいろいろ出てきて、教育委員会等のことのいろいろな御意見等も聞いております。ただ、こういったケースというのは、今まで浮き彫りにされる、浮き彫りにされるというところとおかしいですけれども、やはりそういうことが今まであったのかなかったのか、そのこと自体も私たちもわからないところもありますけれども、今やつとそういったことで教育委員会というのを問われている。なおかつ、私たちとしては、やはりこの組織にある以上、子供たちの自己実現に向けての支援をするつもりで

P T A活動というのをやっているつもりです。だから、そういった教育委員会等のことを、だれが悪いとかいいとかではなくて、やはり今の時代だからこそ、ともにいろいろなことを議論しながら子供たちの教育環境を整えていくということに私は感じております。

○木村勝好君 まず、いじめのことに關して申し上げれば、やはり、親も学校の担任の先生も、それから学校にかかわるさまざまな方々も、子供のサインを見落とさないということが非常に大事だろうというふうに思います。せんだつて来の問題についても、やはりいろいろな形で子供はサインを出しているわけですから、そのことを注意深くよく見ていて、大したことないというふうに思わないことが大事だろうというふうに思うんですね。大したことないと思つてしまつて大変なことになるよりも、大騒ぎして結果として大したことない方がいいわけですから、そういうところはやはり十分注意をしないといけないというふうに思います。

それから、これは学校の中でどういうふう処理されているかわかりませんが、自分のクラス担任のところの子供に何かあつたときに、担任がそれを見落としていたら、担任じゃない先生がその問題を取り上げても一向に構わないのだというふうな、そういう状況をつくっていくべきじゃないんでしょうか。そういう気がします。

○糸川委員 ありがとうございます。

本場に私も、実際、今回のこういう未履修の問題なんかが過去に起きていたなんということも想像だにしていなかった。今回、この教育基本法の改正の中でこういう問題が浮き彫りになつてきて、正直、戸惑いも感じたわけでございます。

そういう中で、今度は千葉陳述人と木村陳述人に、木村陳述人にはもう一回なんです、今現在の教育委員会のあり方について議論になつて国と地方の教育行政の關係について、先ほども若干述べられたわけでございますが、再度、どのようにお

考えになられているのか、また、政府案と民主党案で規定の仕方につきまして若干違うわけですが、それぞれのようにお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○千葉胞義君 民主党案と自民党案というふうな、そういう案ができましたお話ですが、このことについては、私は精通しているわけでもございませんのでなかなか答えにくいということもありますが、そういう点はひとつ御了承いただきたい、こう思います。

それから、いじめの問題で教育委員会等のお話でございましたけれども、いじめがあつたということについては、やはり教育委員会でも認めるべきは認め、そして学校としっかり連携をとつて、しかるべき最良の方法をとるべきでないかというふうに思つております。決して隠すなどというのではないように、お互いに学校でも報告をし、教育委員会でもそのことについてすぐに腰を上げて、お話を聞いたり、早い対応と、それからそういうことが出た場合には、やはり正直なお話を当事者に申し上げるとかといったような、そういうことが大事でないかというふうに思つております。

なお、やはり一番のいじめについての根底は、私の考えでは、どうしても家庭に最後は戻ってくるのではないかというふうに思つております。いわゆる親たちの考えをしつかりと聞くと、それから親たちがどういうふうな子供を指導しているとかといったような、こういうことが起こつたからといってすぐに学校を批判するとかということでないし、家庭でしっかりとやらなければいいのではないかというふうにも思つております。

以上です。
○木村勝好君 国と地方の教育行政にかかわる問題ということでありますけれども、私どもの目から見ていくと、これまで教育予算の中で国が負担をしてきていた、国の負担でやっていたものについてどんどん地方に負担を求めてくるという傾向にございます。

一方で、先ほどお話ございましたけれども、いろいろな制度の改正なり、あるいは制度の運用についてのさまざまな文部科学省からの通達、そうしたものが目まぐるしく変わるような形で来ている。結局、それを受けとめるのは地方であり現場の学校なわけですから、いろいろの注文を出したり口は出すんだけど、出てくる金の方は削っているよというのでは、やはりなかなか地方としては大変なんじゃないのかなというふうに思います。

小中学校の教員について今国から県に補助を出して県費で負担をしている部分を、いずれ政令指定都市に關しては政令市が負担するように変えようといったような動きもございします。これをざると、もう政令市としては大変な負担になつて、ほかのことができなくなつてしまふので、いろいろな注文を国の方から出されるのであれば、やはりそれに見合うだけのきちんとした予算措置もしてほしいなというふうに思います。

○糸川委員 ありがとうございます。

もう時間もなくなつてまいりましたので、最後に一言ずつ皆様方にお伺いしたいんですけれども、教育の最終責任者、これは私は国が持つべきではないかなというふうに思うわけですが、皆様お一言ずつ、どこが持つべきだというふうにお考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

○櫻中辰則君 最終的にはやはり私は国だと思つております。国全体として教育格差のないように、国が最高の責任だと思つております。

○千葉胞義君 私も最終的には国であるというふうに思います。

○木村勝好君 学校教育という意味では確かに国かもしれないんですが、子供の教育という意味では私は親だと思ひます。

○中森孜郎君 私も、子供の養育権はやはり親にあるので、第一義的には親、それを自治体や国が支えて助けていく、そういう関係だと思ひます。

○糸川委員 ありがとうございます。大変参考

になりました。

きょうこういう地方公聴会という場を設けさせていただきまして、陳述人の皆様方の御意見をまた持ち帰りまして、今後の議論に活用させていただきますというふうに思います。ありがとうございます。

○森山座長 以上で委員からの質疑は終了いたしました。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

意見陳述者の皆様方におかれましては、御多忙の中、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。

本日拝聴させていただきました御意見は、委員会の審査に資するところ極めて大なるものがあると存じます。ここに厚く御礼を申し上げます。

また、この会議開催のため格段の御協力をいただきました関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

これにて散会いたします。

午前十時五十五分散会

派遣委員の栃木県における意見聴取に
関する記録

一、期日

平成十八年十一月八日(水)

二、場所

宇都宮グランドホテル

三、意見を聴取した問題

教育基本法案(第百六十四回国会、内閣提出)及び日本国教育基本法案(第百六十四回国会、鳩山由紀夫君外六名提出)について

四、出席者

(1) 派遣委員

座長 森山 真弓君

稲葉 大和君

中井 治君

西 博義君

糸川 正晃君

意見陳述者

(2) 宇都宮市議会議員

宇都宮大学教育学部教授

芳賀保護区保護司

その他の出席者

衆議院調査局教育基本法

に関する特別調査室長

文部科学省大臣官房審議

官

尾山眞之助君

清野 裕三君

休耕君

渡邊 弘君

伊藤 啓君

森山眞弓君

森山眞弓君

森山眞弓君

森山眞弓君

森山眞弓君

森山眞弓君

森山眞弓君

森山眞弓君

森山眞弓君

森山眞弓君

森山眞弓君

森山眞弓君

森山眞弓君

基本法案の審査を行っているところでございます。

本日は、両案の審査に当たり、国民各界各層の皆様方から御意見を承るため、当宇都宮市におきましてこのような会議を催しているわけでございます。

御意見をお述べいただく皆様方におかれましては、御多用中にもかかわらず御出席いただきまして、まことにありがとうございます。どうか忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願い申し上げます。

それでは、まず、この会議の運営につきまして御説明申し上げます。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩序の保持等は、座長であります私が行うことといたしております。発言される方は、その都度座長の許可を得て発言していただきますようお願いいたします。

なお、御意見をお述べいただく皆様方から委員に対しての質疑はできないことになっておりますので、あらかじめ御承知お願います。

次に、議事の順序について申し上げます。最初に、意見陳述者の皆様方からお一人十分程度で御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑に対してお答え願いたいと存じます。

なお、御発言は着席のまま結構でございます。

次に、本日御出席の方々を御紹介いたします。

まず、派遣委員は、自由民主党の齊藤斗志二君、稲葉大和君、民主党・無所属クラブの中井治君、西村智奈美君、公明党の西博義君、日本共産党の石井郁子君、国民新党・無所属の会の糸川正晃君、以上でございます。

次に、本日御意見をお述べいただく方々を御紹介いたします。

宇都宮市議会議員杵渕広君、宇都宮大学教育学部教授渡邊弘君、芳賀保護区保護司洪井休耕君、以上三名の方でございます。

それでは、まず杵渕広君に御意見をお述べいただきます。

○杵渕広君 たいま御紹介をいただきました宇都宮市議会議員の杵渕広でございます。

本日、衆議院教育基本法に関する特別委員会地方分庁会において、意見陳述の機会を与えていただきましたことありがとうございます。地方議員として、また、宝木小学校のPTA副会長、同校留守家庭児童会運営委員会会長の立場と、三人の児童生徒を持つ親の立場もあわせて、意見を述べさせていただきます。

教育基本法が制定され約六十年、前半の約三十年、国民は物の豊かさを求め、高度経済成長期を境に心の豊かさを求めるようになりました。その結果、社会にさまざまな価値観が生まれ、経済社会や国民の生活状況が大きく変わりました。それと同時に、教育を取り巻く環境も急激に変化をいたしました。教育水準が向上し、生活が豊かになる一方で、都市化や急速な少子高齢化の進展などにより、教育を取り巻く環境と教育に対する価値観が大きく変わったのであります。

社会生活や教育現場においては、個人の自由や個人を尊重することが強調され、規律、責任、他との協調、社会への貢献など基本的な道徳観や、昔から受け継がれてきた常識という社会共通の価値観が軽んじられるようになってしまいました。これだけが原因とは申しませんが、子供も大人も、規範意識、学習意欲の低下が顕著となり、いじめ、自殺、不登校などの問題が深刻化し、人間の低下、家庭や地域の教育力の低下など、教育全般にさまざまな問題が混在するようになってまいりました。

厳しい言い方になりますが、私は、教育行政に限らず一般的に行政は、その施策について、極力市民に批判されないように努める余り、本心に必要とする施策の推進が必ずしも十分ではなかったのではないかと考えています。反省すべき点は反省し、見直しをすべきであります。

私は、このような現状認識に立ち、次代を担う

子供にとって何が重要なのか、今、次代にわたる教育の基本理念を明確に示し、国民全体での共通理解を図りながら、時代にふさわしい教育改革を行うことが重要だと考えます。

さて、限られた時間でありまので、地域づくりは人づくりという観点から意見の陳述をさせていただきます。

宇都宮市は、本年度をうつのみや教育改革元年と位置づけ、宇都宮の人づくりの指針となる宮つこ未来ビジョンを踏まえ、各分野別の基本計画を着実に推進し、家庭や地域の教育力の向上、市民一人一人の人間力の向上を目指した取り組みを始めています。

子供一人一人が人間力を養うには、家庭における教育が何よりも肝心なものであり、家庭の教育力は、愛する心をはぐくむことにあると考えています。子供に愛するということを言葉や事象で説明することができません。自分の子供を愛することができているか、愛にも優しいもの、厳しいものがあることを含め、子供の成長に合わせて与えることができるかでありまます。このことは、改めて確認せずとも、多くの家庭では何げない日常のことなのであると考えています。

しかし、そうでない、愛されたことがない、愛され方を知らない子供が存在していることも事実であります。しつけと虐待の分別もなく、子供を愛せない保護者がふえてきているのは、これもまた悲しい事実であります。このような教育力低下傾向にある家庭に何を求めたらよいのでしょうか。それは、無償の愛情を基盤として、子供たちの心に、困ったらだれかが必ず守ってくれるという安心感をはぐくむことであると考えています。

多くの子供は、家庭生活の中で愛する心がはぐくまれ、困った家族が必ず守ってくれるという安心感が培われてきます。この安心感があるからこそ、子供たちは家庭から地域へ出て、多種多様な地域活動に参加する意欲を持つことができるのであり、そして、この地域活動により、参加者が目標を共有しながら協力してその実現に取り組む

午後二時一分開議

○森山座長 これより会議を開きます。

私は、衆議院教育基本法に関する特別委員長の森山眞弓でございます。

私がこの会議の座長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

この際、派遣委員団を代表いたしまして一言ごあいさつを申し上げます。

皆様御承知のとおり、当委員会では、第百六十四回国会、内閣提出、教育基本法案及び第百六十四回国会、鳩山由紀夫君外六名提出、日本国教育

み、活動の中で、親と違う価値観を持つ大人や友達と触れ合い、社会性を身につけていきます。

学校生活におけるさまざまな学習活動の成果とこれらの経験が重なり、家族を愛する心、地域を愛する心が郷土を愛する心となり、そして、我が国がこれまで築き上げてきた伝統文化を理解、尊重する姿勢を身につけ、日本人としての自覚と国を愛する心をはぐくむことになるはずであります。このことは同時に、他国を理解し、かけがえない存在として尊重し、ともに発展していこうという意識を醸成し、国際社会の平和と発展に寄与していくという姿勢にもつながっていくものと考えております。

しかしながら、家庭や地域の教育力は低下傾向にあるわけであり、地域活動等の衰退により、子供たちは十分に社会性を身につけられないまま社会に巣立っているのが現状ではないかと危惧いたしております。この家庭と地域の教育力を向上させるためには、地域にある小中学校がその支援に当たるのが効果的であり、現実的であると考えます。

小中学校は、義務教育の実践の場であり、保護者や地域の教育の場でもあります。学校には、教育専門職の教員がいて、地域の人材と連携すること、家庭や地域の教育支援の中核的機能を果たすことができます。にもかかわらず、私たちは学校における義務教育を軽視してしまつたのではないのでしょうか。学校教育が形骸化し、単に出席していればよいといった風潮にあるのではないのでしょうか。いつの間にか補助的な存在であつた塾などがますますその存在感を増し、今や主客転倒の状況にあり、このことが家計費を圧迫し、少子化に拍車をかけていることなども反省しなければならぬ点だと思ひます。

これからは、学校教育を再評価しつつ、家庭の教育力向上や地域づくりに学校がその一翼を担うという発想の転換が必要であり、これらを具体化するには、設置者である市町村の関係部局が、地域づくり、人づくりの価値観を共有して施策を推

進しなければならぬと考えます。

しかし、本市都宮市を例えれば、来年三月の合併後は、小学校六十八校、児童数約二万八千人、中学校二十五校、生徒数約一万三千人となります。現行制度では、中核市として主体性を発揮しながら、創意工夫を生かした特色ある学校教育を実現していくことに制約があります。

地方分権が進展する中、義務教育の直接の実施主体である市や学校が、地域の実情に応じた特色ある教育、地域づくり、人づくりを行えるようにするには、その権限と責任を拡大する改革を進めることが肝要であり、早から市への分権、教育委員会から学校への権限移譲をすることが必要であります。当然に、給与負担の権限が移譲される場合は、税源移譲等による確実な財政措置が必要と考えるところであります。

次代を担う子供たちのために、知育、体育、徳育、食育を実際に行う学校教育の現場が、子供たちの学力の向上を図ることはもちろん、豊かな人間力をはぐくんでいける環境を整えなければなりません。人間力を培うのは家庭であり、一にも二にも保護者がその責任を負うことは当然であります。しかし、教育は国策であり、教育を受ける機会均等の保障と全国的な学力水準の維持向上は国の重大な責務であります。普通の子供が安全で安心して学校生活を普通に送り、日本人としての自覚と誇りを持ち、国際社会の平和と繁栄に寄与できる人となりを育成するためにも、教育改革を進めるべきだと考えております。

与えられた時間が参りました。最後に、私が、議会、学校行事などで引用しております言葉申し上げ、私の意見陳述を終わりにさせていただきます。

あなた方に希望するところは、学問を飽くまで、静かな平らかな心を持って勉強し、将来発展の基礎をつくっていただきたいと熱望する次第であります。どこまでも気を広く持ち、高遠なところを目指して、日本のために進んでください。

ありがとうございます。(拍手)
○森山座長 ありがとうございます。

次に、渡邊弘君にお願いいたします。
○渡邊弘君 本日は、意見陳述者として述べることを光栄に存じております。私は、教育基本法改正に賛成の立場で、また基本的には政府案を支持するという立場で意見を述べさせていただきます。

特に、政府案の内容では、全体的に、いわゆる人格の完成を目指す個人の尊厳というものを尊重する教育を基本原理とした現行法を踏まえながら、さらにまた現代のさまざまな教育課題を幅広く視野に入れて案を作成されていると私は考えております。また、改正の最大の意図というのは、これは、子供たち、広くは人間を個人としても、また社会人、国民としてもよくしたいという願い、それに基づいていることは言うまでもありません。

そうした願いにもかかわらず、社会の変化に伴い、次々と新たな教育問題というものが発生してきているということは周知の事実でございます。こうした諸問題を私たち大人はもはや見過ごすことはできないわけでございます。意識改革とシステム改革の両面から根本的に改革していかねばならない時期にもはや来ているのではないかと私は判断しております。その意味でも、現実の教育課題を直視し、現状に即して、今、理念や目的などの教育における根本原理の再構築というようなことが必要であるとと考えております。

以上の点を踏まえながら、政府案の中で特に意義があり重要であると思われる点を具体的に幾つか述べてみたいと思ひます。

まず、教育の目的あるいは目標でございますけれども、この人格の完成に必要な資質として、第二条、教育の目標が掲げられております。

その中でも「公共の精神」、これは民主党案の前文にも記載されてございます。私は、去年の三月まで附属小学校の校長を三年間務めておりました。そのときにも痛感しましたのは、非常に、大

人あるいは親のエゴ、あるいはそれが反映した子供たちのエゴイズム、人に迷惑をかけなければよい、給食費を払わなくてもとめられないんだ、そういうようなことがかなり蔓延しているのではないかと感じます。現在、これは日本だけではなくて世界じゅうで、民主主義社会に生きる国民にふさわしい価値の共有化というようなものが、伝統のそういう価値とあわせて今模索されている時期ではないかと思ひます。

二番目には、職業の重視あるいは職業教育の重視ということになりますけれども、これは、いわゆる増加するフリーターあるいはニートの問題、キャリア教育の重要性、キャリア教育を推進する指導者をどうするかというような問題が、これはもう早急の問題として今出てきております。

さらに、伝統と文化を尊重する、我が国と郷土を愛する、他国を尊重する、こういうようなものが、実際に、今日日本のすぐれた点を見直しながら、郷土愛、そして国家愛、そしてさらには人類愛と、開かれたそういうふうなものが今非常に重要になってきているのではないかと。

その意味で、先ほどのエゴイズムということ、あるいはミイイズムということに関連して、寛容の態度の育成というふうなものも重要になってきていると考えられます。現実には、グローバル化した国際社会の中で、偏狭な愛国心の段階でとどまっていたのは孤立化していくだけであり、もはや非現実的思考ではないかと私は考えております。

また、生涯学習についてですけれども、これは、これまでのワントラックとしての学校教育中心主義の解消と生涯にわたって一人一人の学ぶ権利を保障していくという点では、これは極めて評価できる点だと思ひます。

また、第四条の教育の機会均等の中で、実際に、この特別支援教育というものが平成十九年四月一日から施行される、その転換を図るという意味でも、やはり上位規定として重要な意味があるのではないかと思ひます。

さらに、家庭教育ですけれども、これも実際に、「子の教育について第一義的責任を有する」ということですが、これは御存じのように、保護者の養育放棄、さまざまな虐待、過干渉、そういう問題解決にとって意義があるわけでございまして、また、そういう問題も含めて、国及び地方公共団体が、保護者に対して学習の機会、情報の提供というようなことが盛り込まれておりますけれども、これは、孤立化などによる育児不安の現実問題に対応するためにも、また極めて重要な規定ではないかと考えております。

さらに、幼児期の教育についても「良好な環境の整備」というのがありますけれども、これも、今問題になっております子育て支援の問題にとつて、いわゆる認定こども園その他の保育機関の整備等を考えていくということは重要な課題であると考えます。

私個人として、やはり最も関心の深いのが、学校、家庭、それと地域住民等の連携協力でございます。これは昨年までの附属小学校の校長を兼任しているときにも非常に感じたことでございますけれども、やはり私の子供という、非常にそういうふうな考え方が強い。そういう中で、目的を持ってお互いに理解するということは形式的にはあるわけですが、実際にはやはりそれは形式的であり、実際の実質的な連携というのはなされていない。

子供たちの教育課題を解決するためには、今学校だけでは解決できない問題が数多く発生しております。例えば、安全教育、食育、情報教育、職業教育、道徳教育、そして今盛んに問題になっておりますいじめ問題ですね。こういうものも、民主党の職業教育あるいは情報文化社会に関する教育の両規定というものは非常にまた興味深いものもございまして、こういうような内容のものをやはり学校だけでは今できない。

つまり、教職員と保護者、そして地域の人々が実質的なつながりを形成して、自分たちが子供たちをみずから守るんだという強い気持ちを持ちながら活動していくことが何よりも今重要なのでは

ないかと思えます。すなわち、今大切なことは、何よりも日ごろからの緊密なコミュニケーションを持てる場づくり、そして目的の共有化と実践化を図っていくということでございます。

さらにまた、不登校、虐待、病弱教育といった教育問題を解決していく上でも、教育機関と医療機関、そして福祉機関、こういうところがやはり緊密な連携体制をつくり上げていくということが現在緊急の課題になっていると思えます。

さらに、宗教教育についてもですが、これも、宗教的な関心からの世界の社会情勢の理解あるいは宗教に含まれる生き方の原理を教養として理解しておくということ、これは宗教知識教育という意味でやはり非常に重要であると考えます。

さらに、教育行政についても、実際に、地方分権の観点から相互協力を指摘されておりますけれども、こういうふうな点もやはり今後重要な課題になってきていると思えます。

そのほか、私は、今、宇都宮大学の教育学部、教員養成の学部にもありますが、やはり今後、教員のいろいろな問題がございまして。教員の資質の向上、特に、私は、発想力、考える力、そして工夫して子供たちに還元していく、そういうようなものを、やはり実践的指導力を踏まえながら学部時代に行っていくというようなことが今課せられた課題かなというふうに考えております。

短い時間ですので限定されておりますけれども、私の陳述は以上でございます。

ありがとうございます。（拍手）

○森山座長 ありがとうございます。

次に、渋谷井耕君にお願いいたします。

○渋谷井耕君 ただいま御紹介いただきました渋谷井と申します。

私は、慎重に審議をして、そしていい法案ができてきますことを念じて、そういうことが可能ならば改正案に賛成であるという立場で意見を述べたいと思えます。

先ほど来、今の基本法ができて約六十年になり

ますけれども、さまざまな面で時代の変化に対応し切れない面が多々あるのではないかな、こんなふうに思っております。

さて、政府案と民主党案で読み比べてみますと、政府案がすぐれている面、あるいは民主党案がすぐれている面、多々あるのではないかなと思っております。特に、このところはどうかかなという点で、政府案の第二条の五の条文について、ちよつとこうした方がいいんじゃないかなというところをつけ加えさせて読ませていただきたいと思えます。「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」こうなっておりますけれども、我が国と郷土を愛する心を培うとともにというふうに入れた方がよろしいのかな、こう考えております。

それはなぜかと申しますと、理由の一番目は、臨教審やそれから中央教育審議会の答申にもありますように、郷土を愛する心、我が国を愛する心をはぐくみ、こうなっております。臨教審やそれから中央教育審議会で、郷土を愛する心と我が国を愛する心というふうに、そういうふうに教育基本法改正の必要性と改正の視点で指摘しております。ところが、「郷土を愛する」とともに、「というふう」に原案はなつてしまいました。この辺は、民主党案によりまして、「日本を愛する心を涵養し、祖先を敬い」「こんなふうになつて、「日本を愛する心」「このようにふうになつております。これが一点でございます。

理由の二として、また学習指導要領では、道徳の時間が昭和三十三年に特設されてから、四

十三年、五十三年、それから平成元年、平成十一年、こういうふうな学習指導要領が十年に一度改訂されております。既に昭和五十三年の改訂のときには、「日本人としての自覚をもつて国を愛し、国家の発展に尽くすとともに、人類の福祉に寄与する人間になる。」こうなっております。そこで愛国心、人類愛について既に昭和五十三年において学

習指導要領で示されております。それが第二点でございます。

平成元年の文言にも、「日本人としての自覚をもつて国を愛し、国家の発展に尽くすとともに、」ちよつとそこが違ふんですけれども、「優れた伝統の継承と新しい文化の創造に役立つように努める。」こうなっております。当時、小学校の徳目は二十八、中学校は十六徳目になっておりましたけれども、今度の平成十一年の改正でも、中学校の場合ですと二十三項目に変わった、こう伝え聞いております。それが二点目の理由でございます。

三点目の理由として、学習あるいはということ申しますれば、態度というのは心の内面的な資質の育成が図れないと態度化されない、これはアメリカの著名な心理学者、ブルナーという学者が一九六二年に発表しております。内発的な動機づけが非常に大事なんだというふうなことで、やはり心を鍛え上げないと態度化はされないんだというふうなことで、特に我々、私は教職をやっておりますので、道徳の指導過程の中で、生徒の道徳的心情を豊かにし、道徳的な判断力を高め、道徳の実践意欲と態度の向上を通してというふう

に、人間としての生き方、こういうふうな情を豊かにしないと、心を豊かにしないと、道徳的な判断力あるいは道徳的な実践意欲、態度が向上しないんだ、身につかないんだ、こんなふうになつております。

したがって、最近、道路や公園や、あるいは河川敷などを見ますと、ごみが散っております。幾らごみを散らすなと言っても、ごみを散らしてはいけないんだという心の資質の育成を図らなければ、いつまでたっても解決できないんじゃないかな。そういう意味で、ぜひ心を入れてもらえればありがたいなと思っております。

次に、今、時代が変わりまして、刻々と時代は変化しております。変化への対応ということで、これは自民党案も民主党案も生涯学習について述べられております。「国及び地方公共団体は、国民が生涯を通じて、あらゆる機会に、あらゆる場

所において、多様な学習機会を享受できるよう、これは民主党案ですけれども、「社会教育の充実に努めなければならない。」こういうふうに述べられております。

自民党案は、その点、多少民主党案よりも、ここに、皆さんのお手元に、私の配付資料の、生涯学習に対するとらえ方という資料が行っていると思いますけれども、民主党案はちょっと社会教育に傾いた嫌いがあるのではないかな、こんなふうに感じました。先ほど渡邊先生の方にもありましたように、やはり学校教育で身につけた学力だけでは変化に対応できないんじゃないかということで、リカレント教育とか、そういったものは社会教育ではなかなか身につけることはできないのかな、社会教育法における社会教育との関連で、もう少し工夫があってもいいのかな、こんなふうに感じます。

そして、例えば生涯学習の文言が基本法の改定の案に、民主党も、それから自民党も載せられておりますけれども、私は本当にいい条文だと考えております。例えば、今、教員の免許の更新の問題、あるいは医師の資格の更新の問題、いろいろあると思いますけれども、やはり、いわゆる生きがいとしての生涯学習と、それから時代の変化に対応してスキルアップあるいはキャリアアップを図るという意味での生涯学習のあり方は、多少質が違ってくるかな、こんなふうに思っています。

次に、民主党案で注目したい法案として、十六条、十七条ですね。特に十六条においては、生命及び宗教に関する教育についてということがあります。特に今、いじめ、自殺、それからいろいろな問題がありますけれども、やはり生に対する、命のたつとさといえますか、そういったものを十分に鍛え上げないといけないんじゃないか、それから、死に対する荘厳さといった、生命あるすべてのものをたつとぶ態度を養うということは、教育上尊重されなければならないんじゃないか、こんなふうに思っています。

特に、私、保護司をやっている立場で申せば、

私のところに来る子供は途中で退学しているんですね。退学が多いということは、やはり教育の配慮といえますか、どこかの過程でやる気を起こさなくなったり、いろいろな問題が含まれているのではないかな。そういうことで、この民主党案の十六条は、私は非常に高く評価しているのではないかと。

それから、十七条は情報社会に関するものです。これも私は非常に大事なんじゃないかな。それはどういうことかと申しますと、情報の危機管理ですね。非常に情報が流出しております。この間、子供の成績がよそに流れた、漏れた、こういうようなものもありますし、それから、テレビなどを見ていると、非常に子供たちに見てはいけなような映像がストレートに入ってくるというようなことで、この条文が入ったことも高く評価したいと思っています。

それから、第十四条で職業教育が取り上げられています。この職業教育は、今、高等学校の必修教科の履修がされないで、共通テストのために履修をしている、共通一次に勝つために履修をしている。非常に近視眼的な形で高等学校の教育課程が実施されているのではないかなと思います。それは、やはり小中高と職業観をきちんと身につけさせないために、まず、国立の大学に入ればいい、いい学校に入るために三教科に絞って勉強するんだと。いわゆる人格の完成を目指すはずの教育がゆがめられているのではないかな、こんなふうに思っています。

それから、教育行政について、政府案は第十六条で非常に大事なことを言っていると思うんですね。「教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」それから、その二項めに、「国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため」と。私は、役割分担をしているのではないかな、それから、やはり教育の機会均等という面から、あるいは教育の水準の維持という点では、この文言は大切ではないかと。

民主党の場合、ちょっと心配だったのは、「地方公共団体が行う教育行政は、その施策に民意を反映させるものとし、その長が行わなければならない。」となっていました。そういうことで、多少、偏向教育、あるいは今の地方公共団体の力によってはちょっと心配な面があるということを描き描きしておきたいと思っています。

結びとして、政府案、民主党案ともに、それぞれよい条文がありますので、それぞれよい案を慎重に審議されて、現行の教育基本法の改定を慎重に進めてもらいたいということをお願いして、私の意見の発表を終わりたいと思います。

○森山座長 ありがとうございます。(拍手)

○森山座長 ありがとうございます。

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終わりました。

○森山座長 これより委員からの質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。稲葉大和君。

○稲葉委員 本日、宇都宮市におきまして、皆様方からの御意見の陳述をいただいて、我々がこれから成立させようとしている教育基本法の改正案について大変貴重な御意見をいただきました。また、お忙しいにもかかわらずお越しくださいましたことを、まづもって厚く御礼を申し上げる次第であります。

ただ、惜しむらくは、午前中の公聴会と違いまして、共産党さんからの御推薦の方がいらっしゃらないというのは、何か皆さんそれぞれ賛成の方に御意見をいただいたので、私どもの突っ込みがちと逆になり足りなくなってしまうんじゃないか、こんな心配も持ちながら質問をさせていただこうかと思っています。

それぞれ御三名の方から大変中身の濃いお話をいただいたので、改めて私の方から、皆さんの御意見を私の考えと比べてどうなのか、そんなふうなことをするまでもないような、そんな気がし

てなりませんけれども、しかし、一つの法律をつくり上げていくというそのお互いの共通の作業の中で、どこが不足しているのか、ここをこういうふうに変更することによって、それではよくならないのか、こういう疑問、不安も、私自身、政府・与党の中にいる身ではありますが、自分自身の中で比べて若干疑問になるところもありますので、あえてお尋ねしていきたいと思っております。

一つ一つのことについて御質問する時間はありませんので、自分の思いついたところで、また、お話を聞いたところでの御質問になることをお許しただきたいと思っています。

まず、杵渕先生の陳述につきましてお尋ねします。今、大変貴重な御意見をいただきました。また、現場の子育ての、父親としてのお話も承りました。

さすがに委員長のもとにおられて、また国井先生のもとにおられた方と感服するわけでありますが、今こうやって、六十年にわたって教育基本法が改正の議論になっていなかった、あるいは、その都度その都度は大きな議論としての波はあったでしょうが、今日ほど現実化されていなかったというところは、どんなところに問題があったのか、どんなところにネックがあったのか。杵渕さん、渡邊先生、そして洪井さんにそれぞれ、ほんの短い時間で結構ですから、御自分の御感想を聞かせていただければと思います。

○杵渕広君 私の考えであります、六十年間の前半の三十年間というものは当然私も知りませんが、歴史で知っているだけでございます。そのときは、国の政策というものが国民にストレートに伝わっていた時代ではないのかなと。要するに、おのれらの考えはなくて、国から来るものについてはよしとしようという国民的な受け入れの感情があった。教育の議論については、その都度、中教審の答申が出るとか、そういう話のときは大きくなってきましたけれども、それまでの教育の、今

までのプロセスという過程が、各小学校、中学校、高校、大学というこの六・三・三・四制の中で、何も弊害がなかったらと思ういます。

ただ、今こへ来て、先ほど申し上げたように、価値観が変わってきたというのに対して、教育を受けさせてもらうというよりも教育を受けて行っているんだという親が、先ほど渡邊先生の方から話がありましたけれども、そういう観念の親が多くなってきた。これではだめだ、日本人が育たぬからといっていいものをつくっていいじゃないかということ、今の議論があるのではないかと思います。

○渡邊弘君 私は、一番根本には人間の意識の問題があると思うんです。それは、一九六〇年代以降、やはり価値相対主義的な、人間が快さ、あるいはお金も含めまして、そういうような、要するに、人間の価値というものが、何か物あるいは快い、快楽主義と言うとちよつと大げさかもしれませんが、やはりそういうようなものが蔓延してしまつたのではないかなというふうなところがあります。

ですから、昭和二十二年の段階で教育基本法ができて、その段階の個人の尊重、もちろん今も重要ですけども、先ほど申し上げましたように、公共の精神、つまりパブリックマインドということが、今むしろ、そういう価値相対主義になつたから、そういうふうな意識の改革というのが今こそ必要なんじゃないか。つまり、人間というのは個人的存在だけではなくて社会的存在ですから、その社会的存在の部分というのが、やはりこれからは大人も子供も特に教育を通して考えていかなきゃいけないだろう。そこに問題があるかと。

もちろん、システムとかいろいろなのは申し上げる時間は今ないようですので、その部分だけお話し申し上げます。

○波井休耕君 私は、直接教育現場にありましたので、昭和三十三年から今次の平成十一年の改訂までずっと文部科学省の言うことを忠実に守って

きたわけでございますけれども、引退して十年たつてみまして、非常に、一つは少子高齢化、子供が少くないということもありますし、それから、ゆとり教育というのができたのは、学校週五日制、週休二日という大きな変化の中で無理して、本来はゆとりというのは、時間的なゆとりがあつて、学習内容を減らさないで、時間をかけて児童生徒が身につくまで教えるというのがゆとりの教育じゃないかな、こんなふうには思うんですけども、学習内容を減らして、そして学習時間が少ない中でやりますから、応用力をつけるということも身につかないまま過ぎてしまう、そういうことがあつたと思います。

それで、前半、昭和二十二年に教育基本法ができて、そして保護者も社会も地域も一生懸命頑張ってきた姿が、ちよつとバブルがはじけたあたりから時代の変化が非常に激しくなつて、その辺で教育が混乱してきたのかな、こんなふうには思っています。

したがって、ここでやはり、私はそういう、お互いに話し合いをしていいものをつくっていたきたというのが私の率直な願いでございます。

○稲葉委員 ありがとうございます。

今度は波井さんにお尋ねしたいんですが、仕事柄いろいろな、どちらかというと社会からはみ出したというふうな方々との接触も多くあるさると思うんですね。そういった意味では、大変な社会全体、国全体にまたがった教育者でおられると私は思うんですが、そういった、犯罪を犯した人に対して社会復帰を容易にしてあげよう、言ってみれば、安倍さんが言う再チャレンジ、広い意味ではそういうところにおられる方々に対してのアプローチとか、そういうところで現場の御苦労がいっぱいあるなと思います。

その現場の御苦労を踏まえて、では、教育基本法、あるいは教育基本法の改正だけではだめだ、もつとこういふことをしなければならぬ、そういう突っ込んだお話を聞かせていただければと思うんですが。

○波井休耕君 特に私が感じていることは、問題を起こしている子供が非常に日本全国的な規模で動いているということです。この間私が面倒を見ていたのは、静岡県出身です。静岡県出身ですけれども、今保護観察をやっているのは二宮町です。

したがって、結局、人材派遣業を通して職場に行くわけですね。そうしますと、人材派遣業といつても大手から小規模のものもありますけれども、その子供たちからピンはねをしてやっています。そうすると、働いて食べて、それで終わりなんです。そうしますと、これから社会復帰していくといつても、なかなかいつまでたつても社会復帰できないのではないかなと。

そういうことで、パートとかあるいは臨時の、正社員じゃなくて非正社員の、そういう働き手に対して、もう少し国は面倒を見るべきではないかな、こんなふうには思っています。

○稲葉委員 ありがとうございます。

それでは、渡邊先生にお尋ねしたいんですが、先生は特に宗教教育について触れられました。私も、宗教教育、情操教育というのは大事なかな、こんなところにあります。先ほど波井先生からは、ゆとり教育も大事、しかし文科省が言うように週二日お休みの中で果たして充実した教育というものが施せるのかどうか、こんな趣旨の疑問を提示されたと思うんですね。

我々は、今大事なことは、そういった人間としての教育、さらには我が国の言語である国語の教育、こういうことも大切であろうし、また、さらには果たして行き過ぎた教育というふうな気がしてならないのは性教育、こういう問題について先生はどんなふうにお考えでしょうか。

○渡邊弘君 私は、今脳科学などが盛んですけれども、実際に、要するに心の問題ですが、やはり知性と、要するにその場合は学校で与えられた知識ですね、それと感性と意思決定というこのバランスが物すごく崩れていると思うんですね。私が、例えばこんな例でいいかと思うんです

が、満員電車の中で非常に有名な進学校の高校生が、これは私の経験ですが、おもむろに、参考書でも出すのかと思いましたが、そこからゲームを出して、そして満員電車の中でわあわあ騒いでいるわけです。

これは、やはり実際にそのバランスが崩れているということ、一方では、学校というのは、知識の問題というのはありますけれども、今、週五日制との関係でいえば、どうしても学力低下、学力向上ということはもちろん重要なんですが、学校というのは、その基盤としてやはり道徳的な文化形成というのがあつて、あるいは、もつと具体的に言えば、学級経営とか学校経営というのがしっかりと初めてそういうものができてくるんじゃないかと思うんです。

ですから、そういう意味でいえば、今、学校の週五日制の、それはやはりもう少しその辺の部分を検討していくということは重要なかなと。もう少しその辺を改善していくということ、検討をしていくということは重要なかなというふうに私は考えております。

○稲葉委員 ありがとうございます。

時間が迫ってきていますので、最後の質問として杵渕さんに。

この基本法を改正した後に、あるいは教育振興基本計画をつくつたり、学校教育法を改正したり、学習指導要領を改訂したり、そういう作業をしなければならぬなっていると思いますが、今、現場のPTAの一人として杵渕さんから、学校の先生、子供たちを預けている、預かつてもらっている学校の先生に何を望まれるか、時間の中でお答えください。

○杵渕広君 一つは、先ほどの、一つ前の稲葉先生の質問になつてしましますが、今、五日制の問題がありました。私の主張としては、土曜日の午前中を弾力的運用ができないのかということとを宇都宮市には申し上げております。これは、今、学校の運用でできるようになっております。ただ、ここが問題でして、先生おっしゃったよ

うに、今これから細かい作業に入っていくわけですから、この法律が通つたら。そのときに、その弾力的運用ができるようにしていただかないと、今言った道徳教育もおろそかになりますし、学力の向上に対するものもおろそかになります。

ですから、総体的に学習時間が減っているわけですから、我々が教わった詰め込みの教育がいいとか悪いとかの議論は別にしても、減っているんですから、覚える方は一〇〇%覚えませんからまた減りますわという事になりますから、私は、学校の先生には、そういう意味も含めて学力、先生の資質の問題を取り上げると長くなりますので、きちっとした、すべての教育についてある程度の知識を持って自分の担任の子たちをきちんと教えていく、それと、足らないところは、学校経営の中で、運用として土曜日の午前中も学校を、授業として、単位としてできるというような制度にしていなければというふうに思います。

○稲葉委員 ありがとうございます。

今のお話につきましては、大臣経験者でもあります、また委員長でもあられます森山先生から文科省の方にも強く申し入れをしようと思っております。よろしくどうぞお願いします。

ありがとうございます。

○森山座長 ありがとうございます。

次に、西村智奈美君。

○西村(智)委員 民主党の西村智奈美と申します。

きょうは、三人の陳述人の皆さん、大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。急な開催だったことと思いますが、お出ましをいただいたことに、そしてまた御意見をいただいたことに心から感謝を申し上げます。そこで、私に与えられている時間も限られておりますので、早速質問に入っていきたいと思っております。

まず、杵渕陳述人、教育論については、本当に大変すばらしいものを聞かせていただきました。子供たちがいかに地域で育っていくべきか、御

自身が地域の中で活動されているPTAの役員でいらつしたり、また地方議会の中で発言をされておられたり、また御自身が父親であられるという立場からの御発言だったと思いますけれども、政府案と民主党案、そして今の教育基本法の現行法、これらについてのそれぞれの評価をまずお聞かせいただきたいと思います。私たちも民主党案を提出しております、今回の委員会の中では政府案と一緒に審議をしているんですけれども、いかがでしょうか。

○杵渕広君 資料としては、前々から三案の比較表はもらっております、時々勉強しております、慌ててこれを送られて見たというのが現状です、正直な話を申し上げます。

ただ、現行法と今度出ている二案につきましての相違というのが正直具体的にどこにあるんだろうというふうな、これをばつと読んだ限りではそう思うわけです。文言の違い、表現の違いというのは確かにあります。しかし、求めているものがそんなに違いがあるのかなというふうに、これを読んだだけではそのようにしか感じられない、私は。

済みません、細かく最後まで読んで御答弁させていただければありがたいんですが、そこまで勉強している時間がございませんでしたので、このような感覚でございます。

○西村(智)委員 今、教育基本法の改正、国会で八十時間ぐらい実は議論されておるんですけれども、まだ実は国民の皆さんの中で基本法を積極的に改正せよという意見というのは正直言って大々的ないですね。読売新聞の世論調査の中でも、いろいろな各種マスコミなどでの世論調査で明らかになっておりますけれども、どちらかといえばやはり、教育は大事だ、しかし慎重審議を尽くしてほしい、そういう意見が大勢なわけでございます。

今回基本法の陳述をしてくださった杵渕陳述人の御意見も、まさにそういった国民世論を反映したものであつたかというふうに、大変、私は改め

て気づかされた思いがいたしました。

さて、次に渡邊陳述人に伺いたいと思います。同じく、政府案についてはいろいろ評価いただきましたけれども、民主党案、これについては部分的にお話しくださったところもありますけれども、民主党案全体について、そしてまた現行法についてどのような評価をしていらつしやいますか。

○渡邊弘君 現行法については、先ほど少し政府案と比較して申し上げたと思うんですが、民主党案の、私は非常に共感する部分というのがございます。それは、例えば共生の精神とか、先ほど申しましたように情報、非常に政府案と違う、異なる部分というのはやはり状況認識の問題かなと思うんですね。かなり具体的などころまで踏み込んで書かれているというところが感じられました。

特に非常に、この辺はむしろ検討していただきたいというところは、やはり職業教育の問題あるいは情報文化社会に関する教育、先ほど申しましたように、私も附属学校にかかわっていて、情報モラル教育の問題ですね、有害情報あるいは個人情報保護とか、こういうようなもののあり方というのは、まさに今日的な問題かなという気がしております。ですから、その辺の部分はやはり非常に重要な御指摘かなと。

また同時に、これは政府案と同じですが、家庭教育、これはやはり、むしろ親の問題というのは非常に大きいので、第一義的な責任というふうな明記したというのは非常に重要な指摘かなと。これもつけ加えておきたいと思っております。

以上です。

○西村(智)委員 ありがとうございます。続いて、渋井陳述人に伺いたいと思います。長く教育現場におられたということで、先ほど、文部省の指導に従ってきたというような本音のようなお話もぼろつと出てまいりましたけれども、恐らく渋井陳述人が現場におられたときというのは、現行の基本法の時代でしたしょう。現

行の教育基本法についてはどんなふうに評価をしておられますか。

○渋井休耕君 教育基本法の改正についての国民世論の比率は少ないと今先生がおっしゃいましたけれども、我々現場におつても、よっぽどでない限り、教育基本法にまでさかのぼって子供の、生徒児童の教育に携わるといことは、まず現実問題としてないと思っております。

我々は、学習指導要領によって、そしてその学習指導要領に基づいて、その次の段階として、例えば、こういうふうな教育課程一般という、これを読んで、そして各都道府県ごとに県の教育委員会としての考えを持って、その後自校化に入る。そういう手順を踏んで、学校における全体計画なんかを立てられるわけです。

したがって、教育基本法にまでさかのぼることまではいかないで、やはり学習指導要領はどのように改訂されているのか、十年に一度改訂になりますので今回で五回目だったと思いますけれども、そういうものをやってみて、そして自校化することで精いっぱい、教育基本法までさかのぼることは、まず現実の問題としてはないと思うんです。

ただ、昭和二十二年にスタートしたときには、例えば道徳の時間はなかったわけです。全教科、全領域で道徳をやる、人格の完成を目指すということで、特に徳目についてはなかったわけですが、具体的なものは、それでは徹底しないということで、特設の時間が設けられたのが昭和三十三年です。

そういうことで、私は、今の日本の教育の現状と教育基本法を見た場合に、例えば、先ほど道徳心という、あるいは愛国心というのがありますけれども、既に指導要領では、愛国心という言葉が昭和五十三年の指導要領で既に示されているんですよ。そういう言葉は、愛国心あるいは隣人愛とか、そういった言葉がもうはんぱん出てきているわけです。だけれども、教育基本法と比べてみると、非常に乖離があると思いますか、離れ

過ぎていくような感じを持ったわけです。

そういう点で、やはり私は、いいところをとって、そしてやるべきだということが一つ。

それから、教育基本法は、今回でも、新聞報道あるいは特別委員会の放映はされておりますけれども、実際に、自民党案、政府案、あるいは民主党案は新聞紙上で紹介されていないんですよね。具体的に報道されていません。だから、やはり改正に対する世論は低いんじゃないかなと思います。我々教育で飯を食ってきた者でも、いわゆる教育基本法にさかのぼって教育を考えるということとは、指導要領までということだと思ふんですけれども。

○西村(智)委員 ありがとうございます。

それでは、戻りまして、杵渕陳述人に伺いたいと思います。

小中学校は地域の教育活動の拠点であるというようにお話をいただきました。私もそうあるべきだと思います。地域に開かれた学校で、子供だけではなくて、いろいろな世代、そしてまたいろいろな言語、宗教、いろいろな人たちが、障害を持っていく人も集まってこれる、そういう拠点であるべきだというお話、本当に感銘を受けたんですけれども、その話の流れで、杵渕陳述人は、ただ、その学校が今少し機能が弱まっている、実際に多くの子供たちが塾に行ったりしている、それが結局家計を圧迫することにもなっているというようにお話をしてくださいました。

実際、日本の家計における教育費の占める割合というのは、これは他の諸国と比べても極めて高いものがあります。OECD諸国の中でも、日本の中で、例えば高等教育の家計負担割合になりますけれども、大体韓国と並んで六割ぐらいが家計の負担であるというように。こういう、日本では、教育にかかる費用というものが公的な負担ではなくて、多くはいわば家計の負担になっている。

ここはやはり、私は、これから教育の機会均等ということを考えていく上でも大変大きな問題に

なっていくのではないかとこのように考えておりますけれども、杵渕陳述人は、この教育の機会均等を確保するという点から、日本のこのようにいう教育費が非常に家計を圧迫しているという現状をどうなふうに見ておられますか。民主党は、これは条文の中で解決しようと努力をいたしまして、GNP比に占める教育費の割合を示すべきだというふうに盛り込んでおりますけれども、いかがでしょうか。

○杵渕広君 先ほど開陳させていただいた中身は例えの例でありまして、教育費が、これを公教育と言っているわけではないんだと思うんですけれども、要するに公費負担で学校に行けるという、今の制度もそう、その中において、その上にステップしていくについて、要するに、学校の授業だけでは足らぬという現実が実際あるわけです。ですから、それを補うために塾に行くというのは、これは機会均等から外してもそれはいいと思うんです。

だから、学校の中で教えるものすべて受験もクリアしていくんだあれば、そういう発想にはなっていないんだと思うんですよ、お金がかかるという発想。ただ、クリアをするために、私の場合は、自分がクリアできなかったから、子供にクリアさせてやりたいから、ちよつと足りないところを塾に行かせています、実際。これは大変です。私は小遣いありませんから、私のもらった分だけは全部ということになるんですけれども、そういうところでやっています。

それと、一番先にあったのは、学校の開放の問題とか地域の問題なんですけれども、地域の問題、地域に今学校が何をしているかというのは、多分どこも同じと思うんです。施設の開放をしているだけでありまして、学校が持っている能力を地域に開放しているわけではありません。そこを一緒にやったらどうかというのが私の発想でございます、ちよつとそれかもしれません。

家計費が高くなれば子供を産む量は自然と減ると思います。それは例です。だから、全部教育が

公費でできるのであれば、これは一番いいではないかと思ひますけれども、果たしてそれだけの財政が今あります。地方は特にありません。国の方で全部くれるのなら、我々宇都宮は宇都宮で独自の政策をとっていききたいと考えております。

以上です。

○西村(智)委員 続いて、渡邊陳述人に伺いたいと思います。

このところ、教育基本法特別委員会の中で新たな話題となっておりますことの一つに、タウンミーティングでのいわゆるやらせ発言というものでございまして、青森県で開催されたタウンミーティングで、内閣府が出席者にこういう発言をしてくださいという、そういう依頼をしていたということが明らかになりました。それは内閣府の方もお認めになったわけでありまして、

渡邊陳述人がことしの九月、この宇都宮で開催された教育改革フォーラムに出席されて御意見を述べられておりますけれども、タウンミーティング的なものでありますね。御出席になられたというところで伺うんですけれども、こういう政府が主催するタウンミーティングで、そのように政府側の方からこういう意見を出してくださいと求められるということについては、どんなふうにお感じになりますか。

○渡邊弘君 問題になっているのはよく承知しております。ただ、九月十日だったと思うんですけれども、そのときに、中教審の方、見城委員さんもいましたけれども、かなり私は批判的に、学校で朝御飯を食べさせる、つくるなんというの、そんなのおかしいじゃないかと、全然そういう今のようなどことはなく、比較的自由にそういうふうな個人の意見を述べさせていただきました。今回もそういうことで、私自身の意見ということでござい

○西村(智)委員 出席者からの自由な発言の時間というものもあった、会場の皆様との意見交換の時間もあったように思いますが、やはり意見は自由

由にフロアから述べられる、その権利、それが確保されてこそタウンミーティングであろうと思ひ思っております。

最後に、洪井陳述人に伺いたいと思います。

洪井陳述人は、先ほど、民主党の案ですと、例えば首長の政治思想、政治性が強く入ってくるおそれがあるというふうにおっしゃいました。ただ、私たちがいろいろ検討いたしましたけれども、実際には、今の教育長、そして教育委員会のメンバーは首長が選ぶことができるということになっておりまして、要は、間接的にはありますけれども、既にそこに政治家の意図というものが入るわけでありまして、

洪井陳述人は、いわゆる教育行政のあり方、教育委員会をメーンにお答えいただきたいと思うんですけれども、望ましい教育行政のあり方というのはどのような形であるとお考えになっておられるでしょうか。

○洪井休耕君 先生おっしゃるとおり、投票によつて首長が決まるとなると、左に寄った人がなるか右に寄った人がなるかはわかりませんけれども、地方公共団体を県と考えるのか、市町村まで含めて考えるのかによつて異なります。一つは、財政力の小さい地方公共団体になりますと、非常に、国からの援助が直接なくなってしまうとか、そういう財政力の心配によつて影響を及ぼすんじゃないかなということ。

それから、教育委員の任命のあり方が、現行では一応議会の承認を得るとなっておりますけれども、どうも偏るのではないかと。選ばれても、教育委員会が形骸化しているといえますか、教育長だけでやって、それから、ただ賛成と言っただけで批判的な意見は述べないというふうなことで、要は、教育委員の選び方によつて違ふのではないかなということ、小さな教育委員会ですべての指導助言ができなくなるのではないかと、そういう心配もござい

それから、県の教育委員会になりますと、やはり多少教育の経験者でないと、教育長とかそういう

うものは務まらないような感じもするわけですね。教育について非常に詳しい人でないとうまくいかないんじゃないかな。

したがって、教育委員会が形骸化してしまうというようなことで、両方にも一長一短はあると思うんですが、現行のような形でも一短あるし、私は、一応、そういう財政力の小さいところでは理想的な教育ができないおそれがあるんじゃないか、そういう心配を申し上げたわけでございます。

○西村(智)委員 子供たちの育ちにとって大事なものは、やはり豊かな経験といいますが、豊かな出会いと、そしてまた豊かな挫折だと思います。ぜひ、渋井陳述人には、大変なお立場だろうと思いますけれども、今後とも頑張っていたきたいと思えます。

時間になりましたので、終わります。ありがとうございます。

○森山座長 ありがとうございます。

次に、西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。

三人の先生方、貴重な陳述を行っていただきまして大変ありがとうございます。若干の時間、私の方から御質問をさせていただきたいと思えます。

初めに、杵渕参考人にお伺いをしたいと思います。

人づくり、人間力ということ、やはり子供にとって一番頼るべきは親である、家庭である。何かあったら駆け込めば必ず守ってくれる、この信頼感が大事だ。そして、家庭から地域、また遠く国、世界、そういうところに飛び立つていくのも、結局、親という家庭がその一つのよりどころとしてあるからだというふうな趣旨のお話だったと思います。大変感銘をいたしました。今回の教育基本法の一つの方向性というのは、子供にとっての家庭の責任といえますか、当然のこととしてそこを打ち出したということは大きなことだったというふうに私も思っておりますし、父親

としてそういう気持ちでおっていただく一人のお父さんという感じで、私は大変感銘を受けさせていただきました。

もう一つは、先ほども若干議論がありましたけれども、学校は先生がいらっしゃる、家庭の教育支援のある意味では中核にもなり得る、また地域の生涯教育の中核にもなり得る、こういうことの御提言だったと思います。

私も、これも全く同感でして、先生方のそれぞれの分野における長年の経験と知識の蓄積は何か社会に活用できないのかと。もちろん、そういう意味で御活躍の先生方もいらっしゃることも私は存じ上げております。例えば、体育の先生で、地域のスポーツクラブで大変活躍して育てていただいている、そういう先生方もたくさんいらっしゃると思いますけれども、概して、なかなか十分にうまく機能していない側面があります。

先生方にとって、たまたま赴任しているその先が中心なのか、家庭を中心として、自分も子育てで、子供たちも参加させながら地元で活躍するというのが本来なのかということを、私自身はもう少し整理がついていないんですが、杵渕参考人のお考えをちょっとお聞きしたいと思えます。

○杵渕広君 これは、一つは、やっていきますと水かけ論的なものになります。

私が市議会議員に当選させていただいて、一番最初に市長部局に言ったのは、宇都宮は市民協働ということを進めております。市民協働のまちづくりをして地域活動に参加しろという、市がそういうPRをするにもかわらず、市の職員は一体何人出ているんだという議論をするわけでありまして。出てくる人は出てくる、出てこない人は出てこない、これは当然のことです。

では、学校の先生はどうなのかというと、今、西先生がおっしゃるように、自分の子供のところの地域なのか学校なのかということになると、どっちでもいいやということに、今の段階は言わざるを得ません。ただ、学校を、そういうことで施設を開放し

て、地域の教育の拠点としていこうということには、何も、土日だけでもいいということになってくるわけございまして、放課後、児童が、児童会という制度ではなくて別の制度として一日学校にいられるよということになれば、そこに夕方、お父さん、お母さんが来てやるという方法もあろうかというふうに思っております。

要は、やはり、こういう案が出てきたのは、今までの教育委員会が正常に機能していたのかというか、先ほど申し上げましたように、形骸化していたのではないか。そのときの首長やいろいろの力が左右して、好きな人というか、気に入った人というか、あるいは選挙で応援した人とか、そういう人とか、あるいは物を言わない人とか、そういう人とか、教育の本当のいい姿として意見を述べた上でなくて、ああ、結構ですというふうな形の上でなくて、要は、やはりこれから

先ほどもお話をいただきました、心の内面の育成が大切だというお話、これも大変重要な御指摘だったように思います。また、生涯学習についての貴重な御意見もございました。

最後にお話しになった教育行政につきまして、私どもの与党の案は、やはり教育委員会を存続し、それを充実することによって教育を、もちろん中立という立場もありますが、そういう流れの中で充実していこう、こういうふうにご考えております。それに対して民主党案では、長、いわゆる首長を中心とした教育行政に全面的に変えていこう、こういうお話なんです。

はもともとと教育委員会が活発に活性化して、そしていろいろの児童、子供のために、あるいは日本の将来を背負う子供のために頑張れるような教育委員会にしたらええなということだと思えます。

若干、簡単にお触れになったと思うんですが、このことについての参考人の御意見を、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

以上です。

○西委員 ありがとうございます。

次に、渡邊参考人をお願いいたします。たくさん聞きたいことがあるんですが、先ほどのお話の中で、公共の精神というお話をされました。これも今回の法律の改正で大変大きな内容だというふうに思っているんですが、それは一つは、やはり大人または親のそういうゆがみといいますか、エゴというふうな先生おっしゃったと思うんですが、そういうものの反映が、色濃く現代の若者の気持ちの中に巣くっているといえますか存在するという意味で、民主主義社会としてのあり方の最低ラインはきちっと教え込む必要があるという御趣旨じゃなかったかというふうに思うんです。

私も、実は、子供というのは国とか社会のために教育をする、例えば一人前の職業人としてこういうふうになつてほしいとかこういうことではなくて、やはり、どちらかというと自由な立場で子供たちが育成されるべきだ、むしろ大人の方が子供たちの手本になつていくべきという考え方を持っております。

民主党案では、「地方公共団体が行う教育行政は、その施策に民意を反映させるものとし、その長が行わなければならない」と。この施策に民意を反映させるといことは、多少そのときの首長の意向が、ちよつと力が及ぶのかということ、教育のところで民意を反映させるといことは、ちよつとどうなのかという、私自身の今までの体験からしまして。

そんな意味で、道德教育、宗教教育などもその教育のベースとして大変なことだというふう

に思っているんですが、この辺について先生のお考えをお教えたいただきたいと思ひます。

○渡邊弘君 おっしゃるとおり、重要な時代に入ってきていると思ひます。

これは、例えばアメリカあたりでも少し前までは、ある程度、個人の自由、価値、先ほども言いましたように相対的にそういうものが強かったんですけれども、今はやはり多文化社会になって、民族を超えても共通した民主主義的な価値というものがあるだろうと。例えばそれは尊重であつたり、あるいは責任であつたりとか、そういうようなものをベースにして、やはり基本的に学校という場で、教え込むというよりも理解させていかなきゃいけないんじゃないかということですね。

それとあわせて、自国の文化という、伝統的な文化、そういうようなものを見直しながら、その中にある伝統的な価値というようなものを、やはりよいものはある。そういうようなものを、これはかなり世界的な流れの中で、今この国も再構築しようという動きがあると思ひます。

ですから、日本の場合でも、そういうようなことでいえば、やはり今、戦前の要するに教え込み、そういうインドクトリネーションのようなものではなくて、重要なものはきちつと伝達していかねばいけない。やはり、どこかでそういうものが崩されてしまったという、それは今我々がどうというよりも、もつと前かもしれない。そういうものを我々はもう一度見直していこうという私は認識でございませう。

○西委員 時間も残り少なくなってきましたが、最後に渡邊先生に、若い先生方を育成している現場の一人として、今、私は、教育というのは、結局人間が人間を教える、やはり学ぶという根幹は、人間性の向上というのが一番肝心だということに思っているんですが、それを教える、または教えるというか提示をして子供が共感するということなんでしょうけれども、その主体はあくまでも先生だというふうに思っております、ここが一番大事なことだと思ひます。

先ほど教員の資質の向上というお話の中で、発想力が低下したというふうになつたと先生がお述べになつたように思ふんですが、これからの教師にとつて、新しい時代の教師、先生方にとつて一番大事なことで、これは何でしょうか。お教えください。

○渡邊弘君 私は、やはりこれから二つのソウゾウ力、いわゆるイマジネーションとクリエイティビティだというふうな考えます。

つまり、いろいろ子供たちも多様になつてきております。そういう中で、ただ与えられたものを子供たちに伝達するのではなく、いろいろな工夫、やはり積極的な工夫をして子供たちに援助していく場合に、どういふふうな形でやればいいのかということをお考へるのに、考えるベースとして、そのソウゾウ力というのがやはり非常に重要だと。

それと、やはり今、知識としてはわかつていても、実際に、今教育学部におられますけれども、学生たち、どうも体験とか、あるいはそういうことも少なくなつております。

そういう中で、早いうちから本当に教員になることを目指す学生は、子供たちと触れ合つて、そういうような中で要するに子供を見る子供観、広く言えば人間観、そういうようなものをやはり十分に養つていくということが一方では重要なこと。もちろん、指導力、そういうものも重要でございませうけれども、そういう点が私は今非常に重要な課題になつてきているかなという認識でございませう。

○西委員 大変にありがとうございました。

○森山座長 ありがとうございます。

次に、石井郁子君。

○石井(郁)委員 日本共産党の石井郁子でございます。この教育基本法の審議は、春の通常国会に始まりまして、今、臨時国会と引き継がれているところでございませうけれども、こうした公聴会は、今全国できょう四カ所行われているということで、

初めてのことでございませう。ぜひ、本当にやはり国民の皆さんの意見を広く、そしてまたいろいろな分野からお聞きをするということは私は大変大事だというふうな思つておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、冒頭というか、意見陳述者の皆様方が、やはりそれぞれ現状の教育、本当に大変心配なことがたくさんあると。家庭の教育力もそうだし、社会もそうだし、学校もそうだと。それから、子供たちの様子を見ても、これで本当に道徳がついていのかというふうなことがいづつぱいあるのは、もう言われたとおりだというふうな思ふんです。

しかし、私は、この道徳とか価値という問題は、やはり、法律に書き込んで、そして国民に強制したり強制するものではないだろうというふうな思ひますし、また、こういうことを語るのときに、現行の教育基本法が何か欠けているからとか、それに足りないものがあるからというふうな思ふになつていんだというふうにも私は考えないわけですね。

私自身が教育基本法とともに育つたというか、戦後の一学生なんですけれども、それで、この教育基本法には、まさに道徳にある面と関係する部分が教育の目的とか方針の中にも書かれておりまして、真理と正義を愛するとか、勤労と責任を重んじるとか、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民でありたいとかいうようなこと、また、自他の敬愛と協力というようなこと、そして、文化の創造、発展に貢献しようということもありませう。

私は、やはりこういうことが社会的に、いわば国民的に本当に議論を合つて、そして身につけていくものだろうというふうな思ふんですね。だから、やはりそういうことを事細かに法律で規定するというのは非常に慎重でなければいけないというふうな思つていませうし、結論的には、現行の教育基本法を生かすような教育行政をしていけば、大方の教育問題、かなり前向きに解決するの

ではないかというふうな考へていられるわけございまして、現行教育基本法を私どもは守れという立場で、反対の立場で考へているというところで、きょうは本当にそういうことで率直な皆さんの御意見を伺えればと思ふんです。

第一点は、三人それぞれに伺ひたいと思ひますけれども、相当審議をしてきましたけれども、現行の教育基本法のどこが悪いのか、だから変えなければいけないというふうな政府側からのしかとした答弁というのはいないんですね。そういう点で皆様方に、やはり現行法を変えたいという、変えた方がいいというお立場ですから、条文的にいますと、どこが悪いのか、だから変えたいんだというふうなことをどのようにお考へになつていらつしやるのかということを、まずお聞かせいただければと思ひます。

○杵淵広君 先ほど西村先生の方にお答えしたとおり、済みません、どこが悪いのかというのをここで今ちょっとお話しするだけ知識は持つておりません。

ただ、一言だけ。現行の教育基本法ですつとやつてきました。その結果、今の親ができていという悲しい現実もあるのではないかと思ひます。ですから、そこを直すためにはもとからきちつと一つ一つ見直していく必要がある、そのためにはやはり直すべきではないのかと、済みません、総花的な御回答で申しわけないんですが、私はそう思ひます。

ですから、それがきちつとできていいるのなら悪いところだけ直せばいいというふうになりませうけれども、今の世の中を見るとそういうふうな思ふざるを得ない。だから直すべきではないかというふうな考へております。

○渡邊弘君 私は、いわゆる昭和二十二年にできました教育基本法ですね、諸問題の原因を基本的に求めているということではなくて、諸問題の解決のための共有の原理というものを基本法に求めていく時代なのではないか。

つまり、基本法を全く悪いと言つていられるわけ

はなくて、つまり、現状が大分変わってきている、そういうものに照らし合わせて、本来ならば資質等まで余り細かくそれは掲げなくてもいいのかもしれない。

しかし、実際、具体的に申しますと、教育の目的の、ただいまお話がありました、真理と正義を愛する、あるいは個人の価値をたつとぶ云々という現行の教育の目的がございいます。これは政府案では今、必要な資質ということで、今度は教育の目標の中に具体化されて五項目になっているのは御存じのとおりです。

では、なぜこういうものが必要かといえ、もうこれは繰り返しになりますけれども、今の現状で、そういう公共の精神とか、あるいはやはり命が、これだけ自殺等も多い、そういう中で、あるいは環境もこれは世界的な問題でございいます。

そういうようなものを意識して、そういうものを積極的に自覚していくということは私は必要なのではないかなというふうに考えて、やはり現行法のどこか足りない部分、もちろんこれはよいものは、そういうものはそのまま継続しているわけですから、そういう部分を現状に照らし合わせてつけ加えていくということが重要である、そういうふうな判断をしています。

○渋谷休耕君 私、戦後、あるいは教育基本法ができて正確に言えば五十九年になりました、いわゆる現状の教育の姿と教育基本法の姿が、すべて悪いわけじゃなくて不足している面があるということ、それが一つです。

それから、A.L.T.というんですか、私、真岡にいるときはグレンドローというロサンゼルスのある都市と姉妹都市を結んでおりまして、そこから外国の、英語教育を高めるために補助教員を呼んでいたわけですが、そのときに、彼は男の若い先生でしたけれども、毎月一回は自分の机の上に星条旗を掲げて非常に祈りしているんですね。私は、そういう姿に接して、はるばるアメリカから日本に来て、そして自分の国を忘れないということをやっている姿などを見まして、あ

あ、アメリカという国はそういう国なんだと。

我々がオリンピックとかスポーツの大会などで日本のチームが勝ったときに、やはり声援を送ると思うんですね。そういうことで、私は、何らそういう教育に変えていっても、文言に入れていっても悪くはないんじゃないかな、こんなふうに思っています。

したがって、自分の国だけがよければいいんだというのではなくて、やはり外国、世界の平和に貢献するというのがうたわれておりますので、私はそんなふうな考えて、かなり立派な現行の教育基本法であつたけれども、時代の変化に対応して多少は変えていってもいいのではないかと、こんなふうな考えております。

○石井(郁)委員 どうもありがとうございます。それでは、もう一点伺わせていただきます。

政府案では今度、十六条の教育行政というところで、教育振興の施策を国と地方公共団体が策定する、これは、しなければならぬ、実施義務という強いものになっています。

実は、この施策というものの何が入るのか。私も、本来、皆さんもそうですけども、やはり教育の予算がきちんとふやされるとか、教育条件がよくなるとか、そういうことを期待されると思うんですが、どうも必ずしもそうではなくて、これは中教審が出された例示ではありますけれども、いろいろ数値目標を出して、もっと学校はこういう努力をせよと、例えば、挙がるのが全国一律の学力テスト、結果も公表するというような数値目標。それから、いじめや不登校についても半減を何とかいうような、学校教育に数値目標を掲げていけば成果を競わせる、そして学校間競争をさせるということが出ておりますので、こういう振興計画については皆さんの考えはいかがでしょう。

もう時間があれですので、一言ずつでも結構でございます。三人それぞれ伺えればと思います。○杵渕広君 宇都宮のことだけ申し上げますと、宇都宮は、平成十一年に基本的なビジョンをつ

くっております、それをもとに今振興計画をつくっております。

ですから、正直言いますと、宇都宮の教育委員会は国よりちょっと先を行っておりますというのがうちのあれでして、ただ、その数値目標がいいかどうかという部分については、私は、教育に数値目標を入れるのは成績だけでいいのではないかと個人的には思っております。

以上です。

○渡邊弘君 私は、やはり数値がひとり歩きするというのは非常に危険だというふうな認識を持っております。

教員評価、これもやはり現実には、かなり校長等の負担になっているという事実があるのは認識しております。また、学校評価にしても、客観的に評価する統一基準をどうするかというところ、数値が偏重されてくるというのは、やはりこれは慎重にやらないかなければいけないんじゃないかという認識です。

そしてまた、数値がいわゆるランキングのようなことになってきますと、これは逆に、その子供たちに直接かわる先生方を締めつけることになってきます。ですから、やはりその辺は慎重にして、議論していただきたいということでございます。

○渋谷休耕君 私、数値目標で教育現場をやるということにはやはり慎重であるべきだ、こんなふうに思っています。

ただ、やはり学校の様子などを見て、もっと頑張った方がいいのではないかなという面、そういう意味での意見は申し述べることができるとは思いますが、非常に慎重であるべきだということだと私は思っております。

○石井(郁)委員 それぞれ、どうもありがとうございます。

以上で終わります。

○森山座長 ありがとうございます。

次に、糸川正晃君。

○糸川委員 国民新党の糸川正晃でございます。

今日は、陳述人の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして、また貴重な御意見を賜りましたことをまずは御礼申し上げます。

私も、数点でございますが質問をさせていただきます。

まずは、三人の皆様方にそれぞれ伺いたいんですが、教育現場に近い立場にいらっしゃるんじゃないかなというふうに思いますが、最近、いじめですとか自殺問題、未履修問題ですとか、いろいろな、さまざまな教育に関する問題が露呈されてきておるわけでございます、この現在の教育の問題点、これはどこにあるというふうにお考えでしょうか。

○杵渕広君 教育の問題点がどこにあるのかというところ、一つは、先ほどから申し上げているように、家庭教育の問題。それと学校の先生の資質の問題というのがここに加わってくる。これを補うためにどうするかということで、私は地域だというふうな申し上げたわけであつて、この二つではないかなというふうに思います。

○渡邊弘君 これを一言で申し上げるのは難しい問題だと思いますが、一つだけ申し上げれば、やはり以前は、小学校にしろ中学校にしろ、地域の学習センター的な機能というのを果たしていたと思うんです。しかし、意識が変わり、そしてまた、保護者と教員とそれとまた地域、そういうものがどうも分離してしまっている傾向が非常に重大な問題ではないかなと思います。

ですから、民主党さんの前文にも最初に書いてありますし、また、政府案の方にも条項として盛り込まれている学校と家庭と地域社会、これを連携させていかなければ、実質的に目標を共有化して、私はしきりに言っているんですが、目的を共有化して、対話を通して実践化していく、そういうところがそれぞれの学校で重要な課題ではないかなというところでございます。

○渋谷休耕君 よく、開かれた学校、こう言うところ

思うんですね。しかし、開かれた学校といつてもなかなか開かれていないんですね。何か事があつたときには隠したがるんですね。

そういうことで、全然開かれていないんですけれども、それと同時に、児童生徒が、今子供たちは、子供が少なくてすよね。したがって、昔は兄弟げんかをやったり地域の友達とけんかをやったりしてたくましかったわけですから、現在はそういう面で欠けているということですね。

したがって、学校と地域と、そういう人たちが手を携えて、そしてそういう、昔に比べると今の子供たちはひ弱になっているというように十分認識して、それを地域の協力を得て鍛えていく、これが一つですね。地域の教育ですね。

それと、先生方の資質というか、頭脳的には進んでいると思うんですが、非常に人間性として、子供と遊ぶとか、それからいろいろな学校から地域に溶け込んでいくとか、そういった面での先生の資質が変わってきているということと、子供、児童生徒が変わってきている。それをやはり埋めていくということが大事なんではないかな、こんなふうに思っています。

○糸川委員 今、渡邊陳述人と洪井陳述人から地域住民との連携ですとかそういう話があつたわけですが、政府案におきまして、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力、これについての規定が設けられておるわけでございます。民主党案においては、地方公共団体が設置する学校は、保護者、地域住民、学校関係者等が参画する学校理事会を設置する、こういうような規定が設けられております。

このそれぞれの規定をお二人はどのように評価されるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○渡邊弘君 学校理事会につきましては、やはり今、根本的には国が学習内容を決め、そして都道府県が人事権を持ち、そしてまた市町村がその設置、そういうふうな関係の問題というの根本にはあると思いますけれども、やはり今御質問の趣旨がもうひとつあれだったんですが。

○糸川委員 今政府案の、学校ですとか家庭及び地域住民の相互の連携協力、このことについて規定が政府案には設けられておるわけでございます。また一方では、民主党案においては、地方公共団体が設置する学校においては、保護者ですとか地域住民、学校関係者等が参画する学校理事会、こちらを設置する、こういう規定が設けられているということ、どちらの方がいいのかといううな、そういう聞き方でございます。

○渡邊弘君 これは非常に難しい問題で、学校理事会の場合には人事権とか予算権をそこに、要するに学校の長ですね、そして学校の中で協議会をつくって、それがやはり中心になってくるということだと思ひます。

そういう考え方もあるとは思ひますが、私が地域と学校と保護者と言うのは、やはり子供たちを真ん中に置いて、先ほどのいじめ問題ではないですけれども、私はモラルミートイグと呼んでいるんですが、実際に附属でもやりまして、その対話の場というものを、子供も含めて、そして親、それと親の代表、それと教員と地域の人、地域は今学校評議員会があります、そういう人たちのメンバーでもいいと思うんですが、やはりそういうものが今やられているわけですから、そういうようなものをもう一度、もしそういうものが問題であるということでしたら、学校理事会のうな方向も考えられるだろうと私は思ひます。

ただ、一遍にそこまで行けるかどうか、やはり慎重な議論が必要かなというふうに判断します。

○洪井休耕君 学校理事会まではちょっと私認識不足なんですけれども、学校評議員会の例をとりますと、私ども保護司は今、学校と保護司会の連携ということで、学校評議員会に保護司を積極的に人選してもらふように行政に働きかけたらどうかというふうなことでやっているわけです。

私は今二宮町なんですけれども、二宮分区分と云っているんですが、保護司が十人いるんですけれども、その中で学校評議員になっている人は二人なんです。この間まで三人いたんですが、一

人、PTAの代表ということで学校評議員に出ていたんですね。保護司というよりはむしろPTAの会長とか副会長とかいう形で出ていたんですが、それはあくまでも充て職なんですね。充て職で選ぶのと、それからいわゆる専任というか、行政の方も面倒くさいからなるべく充て職にしておくとかえりしううなことで、次から次へと充て職と、学校をよく見ないし、この間は、あんな、学校評議員をやっているというんだけれども、教育委員会に尋ねたところ、あんなはPTAの役員終わったからもう既に役員ではないよ、そういうことがあつたものだから、私の知り合の教育委員に、その辺はしつかり、本人が知らないというのはいんじやないかと。それは充て職なんですね。

そういうことで、もつと、ただ文部科学省で学校評議員制度があつたから評議員会をつくるんじやなくて、やはり児童生徒のためになるような評議員会にすべきであるというふうなことを申し上げたんですが、そういうのが現状だと思ひます。

以上です。

○糸川委員 ありがとうございます。

私も、こういう学校ですとか家庭の連携協力については、やはり生徒がどういうふうにかんがえているのかというところを中心に考えていかなくやいけないのかな、非常にこれは難しい問題ではないのかと思つたものですから質問させていただいたわけでございます。ありがとうございます。

杵渕陳述人にお聞きしたいんですが、先ほど陳述の中で、郷土を愛する心ですか、心という言葉を使われていたんですが、愛国心について一点お伺いしたいんですが、この愛国心について、教育基本法に規定することについてはどのようにお考えになられているのか、また、政府案と民主党案の規定の仕方について何か御意見があれば賜りたいと思ひます。

○杵渕弘君 愛国心という言葉は非常に響きがい

いんですけれども、私は、これ自体を法文の中に規定することについてはどうなのかという気はしております。そんなことを規定しないでも、先ほどから申し上げているように、ともかく、おのれを愛して家族を愛してというふうになつていけば、国をわざわざ愛しなさいよと最初からうたう必要があるのかどうか、うたわなければならぬほど日本人というのは愛国心がなくなつちやうたのかということをお聞かせ願ひます。

ただ、その全体的な流れの中で、国を愛する心、これは私が先ほど申し上げたように表現が違ふということ、うたうならうたう、うたわなければならぬとこれはきちつと決めておやりになるべきだ、こう思ひます。

愛国心というものをわざわざ掲げてやるということはどうなのか。それよりも、心の教育ということと一つ一つ積み上げていった上で、そうやれば歴史的認識も含めて日本人であるものということになつていくのかなというふうに私は思ひます。ですから、どうなのかなと思ひます。

○糸川委員 ありがとうございます。

もう時間がございますので、最後にそれぞれの立場から一言ずつ言つていただきたいんですが、今新聞等で、もう間もなくこの教育基本法、衆議院は通過するのではないかと、こういうことも報道ではされておるわけでございます。

それは、私たち今現場にいるわけですから、先生方が見ていらつしやうて、もうこの基本法の議論は機が熟しているんじゃないかなというふうにごらんになられているのか、もし熟していないのであれば、まだこのあたりの議論が足りていないんじゃないかという御指摘がありまして、一言ずついただければというふうに思ひます。

○杵渕弘君 議論を尽くされたか尽くされなにか、五十時間やうたとかやらないかという話は報道で聞いております。

同じじゃないんですけれども、市議会議員の立場でいえば、五十時間という時間は、市議会に比

べると相当長い時間を議論に費やしたのではないかなというふうに私は思います。

ただ、中身が煮詰まらないうちにガラガラボンというのはいかなるものか、こういうふうには思いますが、やはり、やたら時間を使って議論を重ねていつて、それは、最後にまとまるという議論はいいと思うんです。いつまでも平行線の議論なら、ある程度のもので、やはりだれが主体なんだ、子供たち、国民ですから、そこら辺を考えて、いたずらに引つ張るといふのはいかなるものかと考えております。

○渡邊弘君 私は、そろそろ終着していただきたいと。それはやはり、かなり改正の、先ほど申し上げているようなことでの改正。

ただ、民主党案と今の政府案の中での文言が大分あります。例えば、「美しいものを美しいと感ずる心」があるいは「豊かな情操」か、あるいは「人格の向上発展」か「人格の完成」か、こういうような文言のいろいろ違いがあります。あるいは、先ほど言いました、家庭と地域とあるいは学校との連携、これもやはり両方盛り込まれております。そういうもののやはり調整はあるかもしれせん。でも、内容的には、やはり、私は、個人的には、その辺の微調整をしてできるだけ速やかにしていただきたいというふうに考えております。

○波井休耕君 もう少し時間をとって、今渡邊先生がおっしゃったような、共通の認識の面とそれから多少違う面をやはり調整をして、憲法とか教育基本法というのは慎重にも慎重であつてほしい、こんなふうには思っています。したがって、もう少し忌憚のない意見の交換をして、通すなら通すということで、ぜひそうしてほしいな、こんなふうには思っています。

○糸川委員 ありがとうございます。

○森山座長 以上で委員からの質疑は終了いたしました。

この際、一言ごあいさつ申し上げます。
意見陳述者の皆様方におかれましては、御多忙

の中、大変急なお話であつたにもかかわらず、貴重な御意見をお述べいただきまして、長時間まことにありがとうございます。

本日拝聴させていただいた御意見は、当委員会の審査に資するところ極めて大なるものがあると存じます。ここに厚く御礼を申し上げます。(拍手)

また、この会議開催のため格段の御協力をいただきました関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。まことにありがとうございます。
これにて散会いたします。

午後四時散会

派遣委員の三重県における意見聴取に
関する記録

一、期日
平成十八年十一月八日(水)

二、場所
津 都ホテル

三、意見を聴取した問題
教育基本法案(第百六十四回国会、内閣提出)及び日本国教育基本法案(第百六十四回国会、鳩山由紀夫君外六名提出)について

四、出席者

(1) 派遣委員

座長 町村 信孝君

猪口 邦子君 鈴木 恒夫君

若宮 健嗣君 北神 圭朗君

牧 義夫君 坂口 力君

保坂 展人君

(2) 意見見陳述者

教育サプライ学院長 福士 英実君

四日市大学学長 宗村 南男君

元三重県教育委員会教育 宮本 長和君

(3) その他の出席者

文部科学省生涯学習政策 清水 孝悦君

局生涯学習総括官

午前九時一分開議

○町村座長 これより会議を開きます。

私は、衆議院教育基本法に関する特別委員会派遣委員団団長の町村信孝でございます。

私がこの会議の座長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

この際、派遣委員団を代表しまして一言ごあいさつを申し上げます。

皆様御承知のとおり、当委員会では、第百六十四回国会、内閣提出、教育基本法案及び第百六十四回国会、鳩山由紀夫君外六名提出、日本国教育基本法案の審査を行っているところでござい

す。

本日は、両案の審査に当たりまして、国民各界各層の皆様から御意見を承るため、当津市におきましてこの会議を催しているところでござい

ます。御意見をお述べいただきますお三方の方々は、御多用中にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにどうもありがとうございます。どうぞ忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願い申し上げます。

それでは、まず、この会議の運営につきまして御説明申し上げます。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩序の保持等は、座長であります私が行うことにいたしております。発言される方は、その都度座長の許可を得て発言をしていただきますようお願いいたします。

なお、御意見をお述べいただく皆様方から委員に対しての質疑はできないことになっておりますので、あらかじめ御承知をお願いします。

次に、議事の順序について申し上げます。

最初に、意見陳述者の三名の方からお一人十分程度で御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑に対してお答え願いたいと存じます。なお、御発言は着席のまま結構でございます。

次に、きょう御出席の方々を御紹介いたします。

まず、派遣委員は、自由民主党の鈴木恒夫君、猪口邦子君、若宮健嗣君、民主党・無所属クラブの牧義夫君、北神圭朗君、公明党の坂口力君、社会民主党・市民連合の保坂展人君、以上でございます。

次に、本日御意見をお述べいただく方々を御紹介いたします。

教育サプライ学院長福士英実君、四日市大学学長宗村南男君、元三重県教育委員会教育長宮本長和君、以上の三名の方でございます。

それでは、まず福士英実君に御意見をお述べいただきますと存じます。福士君、どうぞよろしくお願いたします。

○福士英実君 福士と申します。本日は、お招きいただきましてありがとうございます。

私は現在、幼児から高校生までの学習塾と学童教育保育所、理科実験教室やロボットクラブなどを経営しております。今月からは、株式会社立の通信制高校と提携し、そのサテライト校をスタートするところでございます。

さて、私は、教育基本法案に賛同いたします。理由として、教育の目標が具体的に、「生命を尊び」とか「我が国と郷土を愛する」などの部分が、いじめ対策や愛国心を諸外国並みに持つことができることにつながるからであります。ただ、生徒を教育した結果に対する教員の責任につきましては、つけ加えて明記した方がよいのではないかと考えております。

教育とは、知育、徳育、体育の総合だと考えます。現状の教育現場を知ることが大事です。で、まず、知育、学力から見てもしょう。

お配りした一枚目の、「警告!日本の教育が危ない!」というものでございます。これは、小学校六年生の算数上巻の教科書を比較いたしました。日本の昭和二十七年版、そして日本の平成十八年版、韓国の二〇〇六年版でございます。日本のことしの教科書は、練習問題が昭和二十七年版に比べて半分程度である。昭和二十七年版は、現在の六十歳代の人が使った教科書です。韓国二〇〇六年版に比較すると、五分の一から四分の一ほどしかありません。改善の方向に向かっていくとの声もある教科書ですが、質、量ともに教科書のレベルが底辺にあることが明らかになりました。

二枚目をお開きください。これは、中学理科の教科書に載っている化学反応式の減少の推移でございます。昭和四十二年、団塊の世代でございます。このときは五十三習いました。それが平成八年度にわずか十二に減っております。そして、本

年度版はたった七つ、昭和の時代の一三%になっております。

以上を見ましても、学力の低下というのはおわかりいただけると思います。これを、今塾が必死に補っているのが実情でございます。

次に、徳育に関する社会科と家庭科を見たいと思います。次をお開きください。現行の教科書と昭和の教科書を比較いたしました。

まず、勉強に関して、今の教科書は、「子どもは塾通いなどで勉強をし過ぎる」、「まるでおとな社会のように、時間に追われる生活に子どもは

ろから身をおくからこそ、長時間労働をものともしない「会社人間」が量産されるのだと、危惧する声もある。」というぐあい、勉強することを否定的に教えております。それに対し、昭和の教科書は、「自分は将来どのような職業につきたいか、どんな職業に適するかなどのことを、いつも考えながら勉強にはげみ、正しい進路を決めるようにつとめなければならない。」というぐあい、勉強を奨励しております。

結婚につきましては、今の教科書、「かつて結婚しない人にむかって「なぜしないの?」と問いかけたが、これからは結婚する人に「なぜするの?」とたずねるべきかもしれない。」というところで、結婚に対して疑問を挟んでおります。それに対し、昭和の教科書は、結婚の意義を述べまして、結婚を奨励しているということになっております。

少子化につきまして、今の教科書は、「生まないことを選ぶ夫婦もいる。」とか、「人工妊娠中絶」という方法を選択することもあるだろう。」「このような考え方は、女性の基本的な人権としてとらえられてきている」というぐあい、少子化を肯定するような書き方でございます。それに対し、昭和の教科書、「子どもの出生によって親子関係が生じ、さらに複数の子どもが加わることに

よって、子ども間にはきょうだい関係が生じる。」というぐあい、複数の子供ができるのを当然のごとく書いております。

家族につきまして、これはショックキングでござ

います。「ばくのところは、つい最近おじいちゃんが同居しはじめたんだ。今、うちは家族プラス一名という感じ。」そして、「親密さという点からベットを家族と感じる人もいる。」というぐあいに、私は、老人とベットを同格に扱っているような印象を受けました。それに対し、昭和の教科書は、「祖父母と別居している家族であっても、老人との心のつながりはたいせつにしたい。」「老人に対しては、いたわりばかりでなく、助言者の存在として尊重し、老人が生きがいを感じて余生を過ごすことができるように、積極的な配慮をしていきたい。」というぐあいになっております。

職業について、今の教科書は、フリーターで生きている人を大変楽しそうに書いております。そして、「アリとキリギリスの物語でいえば僕はキリギリスかもしれない」と言わしめております。それに対し、昭和の教科書は、「世の中の人々は、それぞれ職業を持ち、いろいろな仕事にたずさわって働いている。それらの人々は、その仕事をすることによって収入を得て、くらしを立てているのであるが、同時に、社会のため、国のために、だれかがしなければならぬたいせつな役割りを果たしている。」というぐあいに書いております。

この昭和の教科書を学んできた人たちが日本を世界トップレベルにしました。今の教科書、これは何か国策に反しているのではないかと私は見ております。

愛国心につきまして、次のページをお開きください。世界の国歌、これを比較するのが一番いいと思います。挙げておきました。時間の関係上、アメリカと中国だけを読み上げます。アメリカ、「見よ、朝の薄明かりに、黄昏ゆくみ空に浮かぶ、われらが旗、星条旗を、弾丸降る、いくさの庭に、頭上高くひるがえる、堂々たる星条旗よ、おお、われらが旗あるところ、自由と勇氣、ともにあり。」中国、「起て！奴隷となることを望まぬ人々よ！われらが血肉で築こう新たな長城を！中華民族に最大の危機せまる、一人びとり

が最後の雄叫びをあげる時だ、起て！起て！起て！敵の砲火をついて進め！敵の砲火をついて進め！進め！進め！進め！進め！」と軍歌のように愛国心をあおっております。

これをちよつと私なりにまとめてみました。次をお開きください。

上の段は、今の状況でございます。「学校・教科書による下降志向への誘導」、特に学校というのは公立学校のことでございます。このままでいきますと、婚姻率は低下し、少子化、出生率の低下につながります。フリーターもふえます。学力、道徳力がダウンします。科学技術力が低下し、開発力、国際競争力も低下するように思われます。そして、少子高齢化、年金破綻、国力低下、生きる力の低下になって国が破滅することをおそれております。

それで、教育改革がなされなければなりません。下の段にありますように、こういうやり方です。やりますと、少子化に歯どめがかかり、年金問題も解決、国力はアップし、生きる力が向上し、国、個人がともに繁栄するようになりますと私は考えます。

平成十六年度で高校中退者の数は、全国で十四万五千人余りと発表されております。この若者たちの多くがフリーター、ニートになって悶々と一生を送ることは十分懸念されることでございます。これは、本人のみならず国全体の損失だと考えます。また、いじめ問題も一向におさまりません。

つまり、今までの公立学校では無理だということとあります。百人生徒がおれば百通りの教育法があります。教育というものは、人格を備えた大人が本気で時間をかけて取り組まねばなりません。教師が、勤務は五時までとか、土日、祝日は休みですと言っているはお話になりません。

しかし、株式会社立の学校や塾であれば全く違います。塾の教師は、夜中でも休日でも労をいとわないからです。生徒の心のケアをし、目標を持たせ、志望校に合格させ、正社員として就職させ

て、税金、社会保険を支払わせ、社会に役立つ人として確実に育て上げております。これからは、民間教育機関も含めたパウチャー制の導入もすべきたと考えます。

では、株式会社立学校の利点をシミュレーションしてみました。次のページをお開きください。時間の関係上、下の五番だけを説明いたします。

株式会社立の学校ならば、例えば中学生、これは一人当たりの教育費はこう変わります。現在の学校の教育費八万五千七百三十四円、これに塾とかの二万二千元を加えて、十一万ぐらいになります。それが半額になります。その上、塾の効果がプラスされる。家庭から見れば、塾の費用がゼロになるということ、そして国や地方公共団体から見れば、浮いた税収をほかに回せます。あるいは減税できるということになります。

時間が参りました。以上で終わります。ありがとうございます。どうございました。(拍手)

○町村座長 ありがとうございます。

次に、宗村南男君にお願いします。

○宗村南男君 宗村でございます。

私は、今回の教育基本法の法案に対して賛成を表明するものでございます。

私は、私学の人間といたしまして、今回、大学あるいは私立学校というものが法案に新設をされて、明記されておるということを特に高く評価いたしておるものでございます。

私学にとりまして、公に、正式に教育機関として認められるということは、これからの私立学校あるいは大学の経営、教育、運営、そういうものにとつて大きな基礎になるのではないかと、いうふうに大きな期待を寄せておるものでございます。

私立学校は、公教育の一端を担うものとして、建学の精神に基づいた特色ある教育研究活動を実践してきておるわけでございます。特に、人材を育てていくということにつきましては、日本が豊かで、特に未来に向かって成長し、地域社会を発展させていくことにつきましては、やはり非常に重要な役割を担っておるのではないかと

うふうに思っておるわけでございます。

一方、これから少子化あるいは高齢化というものの進展をしていくわけでございます。我々、特に私学にとりましては、いわゆる大学全入時代というのを既に迎えておるわけでございまして、私立学校の経営状態は決して楽なものではございません。

私は、常に、経営をしていく者として、あるいは運営をしていく場合に、経営と教育というものの両立、私立学校としてバランスをとっていかざるを得ないような運営を強いられてきておるわけでございまして、教育を重視すればやはりどうしても経営が若干かかります。そうかといって、やはり経営を無視して私立学校が成り立つわけではございません。そういうことで、このバランスを重視し、そして、少しでも社会のお役に立つていくことが私立学校にとつて非常に重要だということに思っておるわけでございます。

教育というのは、なかなか時間がかかります。また、その教育の効果というものが、下手をしますと何十年後かに、いい方に出るのか悪い方に出るのかという結果が、非常に時間がかかるわけでございます。

しかし、そうかといって、特に地方の私立学校、大学にとつて、短期的な効果といいますか、世間から高く評価をされるということも同時にやっていきませんと、存立をしていきたいと思つてもその前に経営危機を迎えてしまうというようなことになりかねませんので、私ども、そういう意味では非常に苦勞をしておるというような状況でございます。

しかし、一極集中といえますか、都会へ子供たちがどんどんと流れていくという情勢の中で、キャンパスを大都市に移転するとか、そういうわけにもなかなかいきません。地方の教育というものも、地方は地方の高等教育機関というものもやはり必要でございます。そういう中で、苦しいながらも頑張つて、やはり地方、地域の特色も出していかないとけないというふうに思っておるわ

けでございます。

そういう厳しい財政事情の中で、私学の助成というものについても一定の見直しをしていく必要があるのではないかと、思うに思っております。他の分野同様一律に削減するのではなく、ぜひ、私立学校の役割を再認識していただいて、さらなる私学助成の充実をお願い申し上げたいというふうに思っております。

それからもう一つは、やはり、寄附文化といいますか、寄附を特に私立の学校あるいは大学にしやすいといいますが、そういう雰囲気は一般の人にもやはり植えていくような努力、税制上の問題等いろいろあるかというふうに思いますけれども、そういうこともぜひお願いを申し上げておきたいというふうに思います。教育研究の充実に寄附をしていただくということも、大きな貢献に、役割になるのではないかと、思うに思っています。

そういう意味で、例になるかならないかは別として、特に米国なんかは非常に大きな寄附が行われておるわけでございます。そういうことで、できる限り、アメリカなんかは倣って、日本国民が少しでも教育研究に寄附をしていくというような志を醸成していただければ非常にありがたいというふうに思っております。税制も含め、優遇措置をぜひ運用上講じていただきたいというふうに思います。

先ほどお述べになられましたように、私学の教育というものは、あらゆる分野にわたって関係があります。学校というのは、保護者の皆様にとりましては、もう二十四時間学校に子供を預かってもらってあるものだというふうに、理屈では、家庭に帰ってきておれば家庭の責任だとよくわかつてはおみえになると思うんですが、しかし、何か子供さんに変なことがあればすぐに学校に電話を入れてこられます。特に低学年の場合には、夜中であつてもいただく。そういうことにやはり迅速に対応していくということで、まさに二十四時間お預かりをしておるというような実情

もございます。そういう感覚で、我々も対応しておるというふうに思います。

これは大学においても同じでございます。最近の大学生というの、ある意味で非常に一人一人をやはりよく見ていないと、大学生だから、もう大人なんだからというわけにはなかなかない時代に入ってきておるようにも思います。

そういう意味で、特に今回、私立あるいは大学というものが、従来の基本法に比べて、新設をされて、公に認められたことを私どもも高く評価いたしておるわけでございます。

そういう意味で、これからは我々頑張つてまいりますけれども、政府におかれましては、これが成立した暁には、運用の方も、弾力的に、柔軟性を持つてひとつよろしくお願い申し上げます。以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

（拍手）

○町村座長 ありがとうございます。

次に、宮本長和君にお願いいたします。

○宮本長和君 御紹介いただきました宮本でございます。

それでは、今回の教育基本法の改正につきまして、私の意見を述べさせていただきますが、その前に、私の肩書、元三重県教育委員会教育長、こうなっておりますが、教育長といいますが、いかにも教育の専門家のように思われるかも知れませんが、私、教育長になる前は全く教育の世界に携わっておりませんでした。素人でございます。

平成二年に、時の三重県教育委員会の教育委員長、それから知事に呼ばれて、おい、宮本君、君ちょっと教育長をやってくれ、こう言われたわけでございますが、私は、教育というのは非常に責任の重い仕事だと思っております。私のおじいさんも、父親も、姉さんも教師でございます。それを覚えておまして、とてもとても、教育というのは非常に責任の重い仕事だということで、敬遠しておったんですが、その教育長とい

うことで、とても荷が重いということでお断りをさせていただいたんですが、知事等は、いやいや、素人ということがいいんだ、県民の目線に立つて、君の思うとおりの教育行政をやってくれ、こう言われて教育長を引き受けさせていただきました。

平成八年に退任しまして、それから約十年たっておりますが、教育の世界から離れておりまして、全く今の教育界からは私は浦島太郎のような感じでございます。今から私は述べさせていただきますが、それは教育の専門家というよりは普通の一般の国民の率直な意見ということでお聞きをいただきたいと思います。

さて、現行の教育基本法でございますが、御承知のように、これは昭和二十二年に、戦前の教育が国家の奉仕者という形になってしまったという苦い経験、反省の上に立つて、個人の尊厳とか、真理と平和、人格の完成、そういうことを基本理念に我が国の教育の基本を確立するために制定されたもので、この法律のもとで、教育の機会均等であるとか、さまざまな教育行政の整備がなされて、我が国教育の向上に大きな役割を果たしたということと事実だと思っております。

しかしながら、この法制定後、約半世紀が経過しました。社会も大きく変わりました。国民の皆さんのニーズとか、あるいは価値観も多様化してまいりました。そしてまた、教育の世界でも、これまた御承知のように、大変悲惨な事件が続発しております。危機的な状況に直面しているところでございます。特に、私が心を痛めておりますのは、今の子供たちは、命というものの大切さ、生きるといふことの大事さ、重さ、そういうものに對する意識が非常に低いのではないかと、こういうことで心を痛めておるところでございます。

そういう悲惨な状況の一方で、これはちょっと違う話ですが、現在、高等学校におきまして必修科目の未履修というような問題も出てきております。いずれにいたしましても、教育の現場

にはこのようにいろいろな課題や矛盾が噴出してきております。

したがいまして、法制定後、約半世紀たったこの教育基本法が今のままでよいのかということにつきましても十分わかりませんが、これらの教育現場の諸課題に的確に対応できる教育基本法の制定、これが待たれることは事実だと思っております。しかしながら、これらの教育現場で起こっております諸課題につきまして、教育基本法の改正がなされたらこういうことがすべて解決するという単純な問題ではないと私は思っております。

教育現場は、今大変混乱をしております。対応の悪さもあると思うんですが、私は、テレビ等を見ておまして、校長先生方が頭を下げておる、ああいう状況を見まして、果たしてこういう形で正常な教育ができるのかどうかということ暗たんたる気持ちになっております。教育現場は、混乱と萎縮、そういうような形になっておるのではないかと思います。

そういう現状に現場が追い込まれておる中で、教育の根本を定める大変重要な法律を改正するということは、現時点においては現場の混乱に拍車をかけるのではないかと、このように思っております。配をしております。かえってマイナスに作用するのではないかと。これは、本当に正直な気持ちでございます。そういう意味で、教育基本法の改正を拙速に行うべきではないというのが私の意見でございます。

それからもう一つ、現行の教育基本法の前文を、これは御承知だと思いますが、傍聴人の方もおみえになりますのでちょっと読ませていただきます。と、現行の教育基本法の前段に、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」それから、ずっと飛ばしていただいて、最後の方で、「ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立

するため、この法律を制定する。憲法の精神にのっとり、教育の目的を明示して日本の教育の基本を確立する、そのためにこの法律がつくられた、こういうことが現行の教育基本法に書かれております。

また、現在の基本法改正の政府案におきましても、そして民主党の案におきましても、憲法の精神にのっとりとか、あるいは憲法の精神に基づく教育ということが書かれております。このような基本法のもととなる憲法について、現在改憲の議論が起つてきております。

もちろん、すべての法律は憲法の精神にのっとりて制定をされておりますが、基本法は、他の法律以上に憲法と密接な関係があるのではないかと私は思っております。そういうところから、この教育基本法の改正を憲法の改正に先駆けて行うというこはいかかなものかと私は思います。

先ほど申し上げましたように、私は、教育基本法が現行のままでよいと言っているのではありません。改正しなくてよいと言っているのでもございません。新聞報道等によりまして、今国会でこの法律が成立するのではないかといいことが言われておりますが、私は以上のような理由から、拙速にこの教育基本法を改正すべきではない、このように思っております。

まずは、悲惨な状況に追い込まれている教育現場の現状に真剣に向き合って、これらの課題に的確に対応できる処方せん、対策を皆で考え、実施することが先決ではないか、非常に難しいことではあります。まずはそれが先決だというふうには私は思っております。基本法の改正につきましても、憲法の改正議論と相まって、並行して、国民とともにひとつと議論を深めていく必要があるのではないかと思います。

そして、最後につけ加えさせていただきますと、この法律の性格上、対決をしてという変な形での改正ということは避けていただきたい。合意の上で、教育という大事なことから。日本には資源のない国です。私は前々から言っておるん

すけれども、日本にとりまして唯一の資源は人材です。教育というのは一番大事なことです。より慎重に、大事に扱っていただきたいというのが私の今回の教育基本法改正に対する意見でございます。

以上でございます。(拍手)

○町村座長 ありがとうございます。

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終わりました。

○町村座長 これより委員からの質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鈴木恒夫君。

○鈴木(恒)委員 自由民主党の鈴木恒夫でございます。

お三方には、急な公聴会の開催にもかかわらずお出ましをいただき、また貴重な意見を伺いまして、自由民主党の理事の一人といたしまして、心から感謝を申し上げます。

御存じのように、教育基本法は理念法と言われ、三人の陳述者の方々は、私学のこと、学力のこと、あるいは総論としての基本法の改正の問題などに留意点を置かれましたけれども、私は総論としてお三方にお伺いをさせていただきたいと思っております。

私は、七十回にわたります与党の検討会の最初からのメンバーでございました。その中で、きょうは質問を二点に絞らせていただきます。まず福士さんにお伺いいたしますが、学習塾をおやりになり、あるいは保育所もおやりになり、現場の一般社会での教育に当たっていらっしゃるという視点から御意見を伺いたいのではありませんか。

もう御存じのとおり、ソニーをつくりました井深大さんは「幼稚園では遅すぎる」という本を書かれましたし、母親はこの世に生まれて初めて出会う教師であるという言葉もございまして、結局、我々が教育問題を語りますときに、最後に行き着

くのは家庭の問題だろう。子供の親殺し、親の子殺しを初めとして、一種のまさに危機的状況、すばらしい面もありますけれども、劣化社会のすさまじさを感じます。家庭教育をどうするかという問題は、大きなテーマでございました。

町村さんは、文部大臣当時、例えば、心のノートというのをつくられました、家庭教育に大きく一歩踏み込まれた方でございますが、家庭にどこまで行政あるいは権力が介入できるのか。

言いづらくございまして、二十数万組はある離婚家庭の子供というものが学校現場で問題を起す、子供たちに非常に大きな影響を与えているということもあります。人間性の涵養という側面からすれば、家庭教育というのは看過してはならない重大なテーマにいいよなつてきています。

我々と法案は、十条で、「家庭教育」と起こしまして「家庭教育の自主性を尊重しつつ」と書きまして「保護者」に代えて、適切な支援を講じなければ」と書かれてありまして、家庭教育の自主性については書かれておりません。

どこまで家庭教育に行政あるいは権力というものがかわつていいものか、またいづきか、この点を福士さんにお答えいただきたいと思ひます。個人的な意見で結構でございます。

もう一点は、基本法改正をめぐる議論の中で、個人と公共というものをどう位置づけるかという議論も我々は真剣にやっております。戦後の教育が、余りにも個人主義に重きを置き過ぎて、公共ということをおろそかにしてきてはいないか。これは、いまだに大きな議論があるところでございます。これと並んで、もう一つ、特に私が強調した点は、国を愛する、御存じのように与党案は、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくみ、尊厳、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と書いてあります。民主党さんの案は、前文で「日本を愛する心を涵養し、」途中省き

ますが、「他国や他文化を理解し、」としか書かれておりません。どちらがいいかは御判断にお任せいたします。

私が主張いたしましたのは、国を愛することと、ここまですべて重要な国になった日本が、例えば憲法の精神にのっとり平和主義をこれからも貫くために、これは、亡くなられまされたけれども、橋本龍太郎元総理が生き前に言われていたことであるが、例えば、ここは三重県でございまして、公害問題、環境問題に日本が積極的に役割を果たしていく。つまり、国を愛すると同時に、環境問題を初めとする、世界人といひますか、国際社会への貢献というものを必ず並立していこうじゃないか。一國主義ではだめだ、これから日本が世界をリードする、これを考えて第二条目標の中に、「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」と書いたわけであります。

宗村さんと宮本さんにお伺いしたいのでございしますが、ちよつと御陳述とはかけ離れた議論かも知れませんが、愛国心というものと国際人というものをどういうふうな位置づけられるか、教育現場にいらつしやつた者、あるいはいらつしやる方として御意見を拝聴したいと思ひます。

もう一方、私の後に若宮さんが御質問される予定でございますので、恐れ入りますが、簡明に御示唆をいただければと思います。

以上です。

○福士英実君 家庭教育につきましては、やはり政府が模範的なことを指導する必要があると思ひます。

今、実際、夜十時過ぎぐらいに父親が作業服のまま、子供の進路についてとか、いろいろな家庭の状況を相談に来ることがございます。我々も、もう十二時でも一時でもつき合うわけですから、こういうぐあいに、本当に今家庭は困つておりまして、学校でなかなか道徳教育もなされておられないので、しつて苦勞しております。

これは、模範的な家庭というのをある程度示す必要があると思います。

それと、心のノートでございますけれども、あれを見ましたら、九七%使われているということで、インターネットで出ておりますけれども、実際は半分いくでしょうか、どうでしょうか。私もきのうちょっと授業に出まして、心のノートを配られているか配られていないか、やっているかやっていないか、きのうの生徒はやっているのではありませんでした。配られていない中学校、それから、配られたけれども使っていない、そういうことでございます。九七%が使っているということになっていきますけれども、これこそまたうそじやないでしょうか。

それとも一つ、国を愛するということでありますけれども、十数年前になりますけれども、長野オリンピックで、日本の選手が優勝しまして表彰台に上がりました。女子の選手ですけれども、両わきに外国人の白人の女性がおりまして、日の丸が上がつて国歌が流れる、そのときに、両端の外国人の選手はびしっと気をつけまして、帽子をとって、日の丸に向かって最敬礼していますね。それに対して、真ん中の、肝心の日本の選手だけが帽子をかぶったままでふらふらふら、こうしてやっていました。これを見て、これが日本の国旗でよかったな、もし外国の国旗だったら国際問題になるだろうなと思いました。

そういうことで、やはり国を愛するという心を学校で教えないといけません。学校で逆のことを教えていたら国際的なルールまでおかしくなってしまうので、ぜひ指導してほしいと思います。

以上です。

○宗村南男君 国を愛するということにつきましては、基本的に私も賛成でございます。これはやはり、これから日本が愛国心が持てるような国家に仕上げていく、不備なところはこれから政府挙げて取り組んでもらいたいというふうに思います。

例えば、先ほど環境の問題が出ましたけれども、一つの例として、環境で世界に貢献をしていく、そういうことによって、国民が日本という国はすばらしいというような価値観を持てる国家にしていくことが非常に大事だというふうに思っております。

基本的に、やはり国家として、日本民族あるいは日本人として、国を愛するということについては非常に大事なことです。ただ、押しつけとか、無理やり愛国心をあおるとかいうようなことはだめだと思えますけれども、やはり心の底から愛国心が持てるような国家にこれからは大いにしていってほしいというふうに率直に思います。

○宮本長和君 国を愛するということは、日本に生まれたすべての人が、先ほどちょっとオリンピックの話が出ましたけれども、オリンピックにしてもワールドカップにしても、ああいうところで日本の選手が活躍すると本心に、場合によっては涙を流して喜び。だけれども、生まれた国を愛せない人はいないと思うんです。これはもう、自然の発露として国を愛するということだと思うんです。

ただ、今、宗村先生も言われましたように、そういう心のあり方を教育の場で強制するということについてはやはり問題があるけれども、民主主義の書かれておりますように、涵養という意味は、強制するということではなしに、もう本心に自然にそういう形になっていくようにということでございます。私は、国を愛すること、これを入れる入れないというような議論はほとんど、とりやうですけれども、余りあれではないか。政府案の心と態度とかいうことがいろいろ議論をされておりますけれども、やはり、自然の発露として国を愛するということは何らかの形で、どういう言い方がいいのかは別として、強制しないような形で基本法の中へ取り入れていくということについては私は賛成なんです。

○町村座長 次に、若宮健嗣君。

あと二、三分しかございません。ひとつ手短にお願いします。

○若宮委員 では、手短に申し上げさせていただきます。

お三方とも、大変貴重な御意見をありがとうございます。特に宮本先生の方からは、拙速じやなくゆつくりというようなお話の向きもございまして、今回私どもの方で出しておりますところでは、やはり公共の精神、それから豊かな情操、伝統や文化の尊重、あるいは家庭教育、今お話にもございましたが、幼児教育、それから宗村先生もおっしゃってられました私立学校につきまして、特にきちっとこの基本法で明記させていただいている形になっているかと思うのでござい

ます。

宮本先生のお話の中で、やはりそんなに簡単に現場の問題は解決しないんじゃないかというようなお話の向きもございましたが、今のままでも解決するわけではないんじゃないかというふうにも思っております。まずは基本法である程度理念的なところをきちっと固めた上で、その後の振興計画ですとか学習指導要領なんかで徐々に落とし込んでいく形で、現場の先生方にも御理解をいただくというような形を進めていく時期にもう来ているのではないかと私は考えております。そこをございまして、そのあたりの御意見をお話しいただければというふうに思っております。

それからまた、もしお時間がございましたら、福士先生それから宗村先生には、お立場はちよつと違うかもしれないんですが、教育行政につきま

して。

今、民主党の提案の中では教育委員会を置かないというふうな規定がなされております。この点につきましましては、やはり首長さんがかなり判断をゆだねられるところになるんですが、そうしますと、どうしてもやはり政治的影響をその首長さんの御判断によって受ける可能性があるのではないかと思います。このあたりも、御意見をお伺いできれば

と思っております。

○宮本長和君 私は、教育基本法よりもっと、今教育の現場は非常に混乱をしているので、それに対する対策が先ではないか、こういうことを申し上げたんですが、言われるように、今回、教育現場で起きている問題についてはそんなに簡単な、単純な問題ではないと思っております。

ただ、私、教育長になりましたときに、まず最初に先生方に申し上げたことは、隠すな、逃げるな、真正面から取り組み、こういうことを申し上げます。

隠すなというのは、私は教師ではございませんのであれですけども、例えば、自分のクラスでいじめが起これと、そういうことを外へ出すのが恥ずかしい。今はちょっと私も離れていますので浦島太郎と言ったんですが、その当時、やはり、自分のクラスからいじめも含めて何か問題が起これたときに、そういう問題が起これるといことは自分の指導力が不足しておるんだ、恥ずかしい、そういうこともあつて隠す。もつと学校現場の中で、同僚なり、あるいは教頭なり校長なりに相談してその対処を考えればいいんですけれども、自分で何かやってしまいたい、自分のところでおさめてしまいたい、そういうこともあつたと思うんです。それから、教頭にしても校長にしても、自分の学校で問題を起これたくない、何か起これると自分の出世に影響する、まあこれはわかりませんけれども、そういうこともあつて教育委員会への報告がスムーズにいかない、そういうことが多々あつたのではないかと思うんです。

隠すな、逃げるな、真正面からぶつかれ、こういうことで、例えば、現在のそれぞれの学校でもつとそういう相談システムとかいうか、何か問題が起これたときの危機管理、そういうことをもつとシステム化して、担任の先生が相談できるような、それぞれの学校でいろいろな協議ができるようなシステム化ができないか。もちろん、それには外部の方、保護者の方も含めてもらって何かできるように、自分一人で抱え込んで悩まないで、

例えば先生で自殺した人がおりましたね、ああいうことが起こらないように、学校全体で取り組めるようなシステムをやったかどうか。

ただ、そのためには、やはり人の問題、金の問題、いろいろ出てくると思います。私は、教育というのにはもう本当に金がかかると思うんです。小泉元総理が米百俵と言われましたけれども、私は、橋一本、一年おくれでもいいと言っているんです。道路をつくるのが一年おくれでもいいと言っているんです。やはり教育には金がかかる。ただし、私が教育長のときに、貴重な税金を使うんだから、県民の皆さんが教育にそれだけ金を使ってもいいというふうな理解を得られる教育をせないかぬ、金を出しても、何だ、学校はあんなことをしておるではないかというふうなことで予算はつけられぬ、こういうことを常々先生に言ったんですけれども、私はそういうことを何とかシステム化できないかと思うんです。

○福士英実君 例えば、文科省からこうしなさいと指示がある、そして教育委員会、現場、そして生徒となるんですが、それがスムーズにいかないことが一番問題だと私は思うんです。

例えば、今こうして一生懸命案について論じていますけれども、ここで決まったところで、現場でそれがなされなければ何にも意味がないわけですね。例えば、先ほどの心のノートの問題もそうですけれども、これを使うようにと指示があった、しかし使っていない、使ったことにしておくと、そこが問題でありまして、必ず上からすつといけるように。しかも、ゼロじゃなくて逆のことをする。例えば、心のノートを使っていることにして、しかし本当は使わない。

主に人権教育になるわけですが、道徳の一つの中に人権教育というのがあると思うんですね。ところが、本来の肝心の道徳を教えずに人権教育ばかりずつと教えていますので、だんだんだんだん日本がおかしくなってくる、そう思うんですから、もっとスムーズに、教育委員会から

指示されたことは現場で従う、そういうところを徹底した方がいいと私は思います。

○若宮委員 ありがとうございます。

○町村座長 次に、北神圭朗君。

○北神委員 北神でございます。

お三方には、きょうは大変貴重な御意見を伺いまして、ありがとうございます。

まず、教育行政の責任の問題についてお聞きしたいと思えます。

今、若宮先生からお話がありましたが、私たち民主党の案は、今回のいじめの問題や未履修の問題でもありますが、これは宮本先生がおっしゃる通りに、根本的ないろいろな現場の問題があると思います。ただ、こういう問題が生じたときには、やはりしっかりとその責任の所在というものを明らかにしないといけない。

今度の未履修の問題も、一つの救済策として挙げられてはおりますが、根本的な問題の解決もまだ見られていないし、何よりも、だれが責任をとるのかよくわからない。福士さんの冒頭の陳述でも、教員の責任の話をおっしゃっておられました。が、こういう意味で、民主党の案では、国が最終的な責任をとらないといけない。要するに、ナショナルミニマムというか、このぐらいの勉強の内容を定めるとか、あるいは学校の秩序のあり方を考えると、その最終責任はやはり国にあるんじゃないか、そこを明確にしているところが、政府案と違う一つの大きな点であります。

もう一つは、政府案は第五条に、「国及び地方公共団体は、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。」という意味では、地方公共団体と国の間で一緒に協力してやろう、そういう連帯責任みたいな体制になっているんですね。

もう一つ申し上げたいのは、地方の方で、先ほど話がありましたように、首長に責任を設けるべきだ。教育委員会というものは、廃止をするんじゃないで、発展的に教育監査委員会みたいなものを設けて、おっしゃるように首長が責任を持つ

てしまおうと余りにも政治的な配慮が入ってしまおう危険性も一つある、そういう意味では、第三者的なオンブズパーソンみたいなものを設けてきちっとチェックを入れることを求めるという内容になっているわけですね。

質問として、責任の明確化というものを皆さんも大事に思われるのかどうかということ、先ほどの一つは、首長に教育権を渡したときに、先ほどの宮本先生の話で、知事に呼ばれて……(宮本長和君「いやいや」と呼ぶ)後で説明を伺いますが、知事に言われて任命をされたということではないんです。

いづれにせよ、今の教育委員会のシステムの中でも首長の影響というのは非常に大きい。もちろん、直接首長になるとより大きくなるかもしれないが、そこはさつき申し上げた教育監査委員会というオンブズパーソンでチェックをするという仕組みを民主党は提案しているわけですね。だから、責任を明確化する。共同責任にしてしまおうと、だれが責任を最後にとるのかよくわからない、うやむやになってしまおうという問題意識からそういうことを考えた。

ただ、首長が余り政治的なものを教育の現場に持ち込まないように、教育委員会というものを発展的に教育監査委員会というオンブズパーソンみたいなものにして、そこでチェックをする、そういう仕組みなんですけれども、これについて、宮本先生と福士先生のお考えを伺いたいと思えます。

○宮本長和君 まず、知事に呼ばれた、こう言われるんですけれども、ちよつと聞いてもらったらわかるんですけれども、当時の教育委員長と知事に呼ばれて、こう私は申し上げたんです。といいますのは、教育は当然教育委員長です。その当時のその当時の上司は知事です。教育委員長と知事に呼ばれて、教育はどうだ、こう言われただけで、知事から、おまえ教育長はどうだ、こう言われたわけではございませんので、誤解のないように

をお願いしたいと思えます。

それから、民主党のこの案、非常に抜本的な、制度的な、政府案はそこまで踏み込んでみえないんですけれども、三者が非常にばらばらで責任のあり方がわかりにくい。今言われたように、責任のなすりつけ合いとは言いませんけれども、これは文科省だ、これは県だ、これは学校だ、こういうことで、その辺はきちつと整理をする必要性はあると思うんです。

実は、民主党案は、教育行政はその長が行わなければならないということが書かれておるんですが、私は、えらい不勉強で申しわけなかったんですが、二、三日前に民主党の案を見せていただいて、初めてこれをあれしたものですから、これはいろいろ解説なんかを読ませていただきますと、なるほどと思うことがなきにもあらずなんです。

今の時点で私はまだ、長にこういう形でやらせた方がいいのかどうか、先ほど言われた政治的な問題もありますし、この長が行うというのがどこまでなのかきつと聞いておりませんので、現時点においては賛否を申し上げかねるんですが、こういうことがあるからもうちよつと慎重に国民の皆さんの合意を得てやってくれ、こういうことを私は申し上げておるわけでございます。

○福士英実君 法律の専門家ではありませんので、余り大したことは言えないかもしれませんが、基本的には、決められたことを守らない、世界史何単元、何時間やりなさいと言われてもやらない、しかもごまかすとか、そういうやらなかった人、決められたことを守らなかった人、これが処罰の対象になると思いますし、それは国が責任を持ってやつたらいと思えますね。本当に世界史が無駄だと思えば、しっかりと申し立てて、世界史はやらぬことにする、そういう認可を得ればいいことでもあります。

ですから、決まったことを守らなくてもいいんだ、そういう風潮がはびこっているから、幾らいいことを決めても守られない、そこを直さぬとい

かぬと思いますね。

○北神委員 ありがとうございます。

愛国心の話に移りたいと思うんですが、これも、先ほどたしか鈴木先生からお話がありました、愛国心と国際人、国際感覚との関係の話もありまして、民主党の前文の一部分をとらえられたんですが、実はその前段に、民主党の前文は、「我々が直面する課題は、人と人、国と国、宗教と宗教、人類と自然との間に、共に生き、互いに生かされるという共生の精神を醸成することである。」というふうに書いて、そこに我々の国際社会に対する態度というものが一つ記してあるのであります。

一つお聞きしたいのは、これは福士さんと宗村さんにお聞きしたいんですが、民主党の案は「日本を愛する心を涵養し」、「この涵養するというのは、先ほど宮本先生から話がありましたように、水をやって自然とはぐくむような意味合いで涵養」という言葉を使っております。政府案は、むしろ態度を養う、国や郷土を愛する態度を養う。

この態度と心という、先ほどのお話を聞いてみると、皆さんも国を愛する心という言葉を使われますが、これはやはり大きな違いがあるというふうに思います。この一点について、御見解を伺いたい。

もう一つは、先ほど宗村先生、そして宮本先生から、強制はなかなかできない、強制すべきではないというお話がありました。これは我々も全く同感でありまして、そもそも、恐らく強制なんか現実にはできないんですよ。そういう意味で、私たちは、政府案のように本文ではなくて、日本を愛する心を涵養するという文言を前文に置いていくわけですね。

ここについて、どっちがいいかというよりは、強制されるものなのかどうかということ、特に福士さんにお聞きしたいというふうに思います。この二点です。

○福士英実君 心を持っていても行動が伴わない、やはりそれは私は評価いたしません。心も持

ち、しかも行動で示す。これでこそ日本人だと思います。

○宗村南男君 正直言って、民主党の案も与党の案も大勢に影響がないのではないかと。言葉上の、あるいは文言の問題というのはいろいろおありだというふうに思います。

しかし、今、福士先生が言われたように、やはり一番いいのは、愛国心、それも行動であらわす。日本人は、どちらかというと照れ屋でございますので、気持ちがあっても表に出てこない。ところが、外国人は表情いつばいに、愛国心といいますが、そういうようなものを、例えばいろいろな競技会でもあらわす。やはり理想は、態度と気持ちと一致することが大事だというふうに思います。

ただ、正直言って、なかなか強制できるものではないということでございますので、強制しなくても自然と愛国心を持てるような方向に日本国民全員が努力して国をつくっていくかなきやいかなというふうに私は思う次第でございます。

以上でございます。

○北神委員 ありがとうございます。

もう一つ、子供が親を殺したり、親が子を殺したり、いじめの問題とか、要は、学力というよりは、人を尊重する場、命を大事にするとか生命を大事にする道徳、こういったものが非常に求められている時代になっているというふうに思います。

その点について、道徳というのはいろいろな教え方があると私は思いますが、最後は、特に日本人の規範の根本は恥じる気持ちにあるというふうに思っています。これをやったら恥ずかしい。それは、親に対して恥ずかしいのか、世間様に対して恥ずかしいのか、あるいは天に対して恥ずかしいのか、いろいろあると思うんですが、やはりどこかにその恥の前提として、敬う心、この敬というものがなくはいけない。この敬というのはどういう意味かというと、自分よりすぐれたもの、大きなもの、畏怖するもの。そういったものが、道

徳の基本になればならない。

そういう意味では、我々民主党案は、宗教的感性を涵養する、これもまた涵養するという言葉で、決して強制する話でもないし、特定の宗教を支持したり反対したり、そういうものではないんですが、人間よりも大きなものがあるんだ、それに対する敬いの気持ち、そしてそこから生じる恥じるという日本人の道徳の根本、やはりこういうものも明記すべきだというふうに私は思うんですね。政府案の方は、宗教に関する一般的な教養を教える。これももちろん大事な話ですが、教養だけじゃなくて、それこそ信仰の真髄というものがやはり大事なんじゃないかというふうに思いますが、これをお三方に伺いたいと思います。

○福士英実君 今おっしゃるとおり、私はそれに賛同いたします。ただ、内閣の案を私が支持したのは、これは簡潔に書かれてあるんですね。現行のと字数が非常に近いというか、民主党さんのものが結構長い。いいことを書こうと思えば幾らでも書けることです。あの書かれていることは、私は賛同いたします。すばらしいことですね。ただ、字数の関係でとりました。今に近いということと。

○宗村南男君 福士先生の言われたとおりだということに思います。道徳関係というのは、非常に大事なことで、どういふに私にも思います。それをどういふ条文にするかとか、あるいは表現にするかということですが、決して、教育基本法案につきましても、その辺を軽視しておるといふふうには私は受け取っておりませんので、基本的にこれがいいいのではないかとこのように思う次第でございます。

以上です。

○宮本長和君 宗教教育については、現在、学校の方では、政教分離というふうなこともあって、非常に及び腰になっておることは事実だと思っております。何らかの形で、もっとそういう宗教についての教育というのは、学校教育の場でも取り上げる必要があるというふうに私は思っております。

す。

ただ、今、宗村先生が言われたように、それではこの民主党案と政府案とどう違うのかと言われと、なかなかこれはまた難しいので、専門家はいろいろそれはとりやがって、愛国心と一緒にあれなんですから、一般国民にとっては、宗教教育についてもうちょっと学校で触れてもらってもいいのではないかと気はすると思うんですが、その辺については、これは私も先ほどから申しましたように、非常に大事な話なので、十分皆さん方で議論をしていただいて、合意の上でその文言を決めていただきたい。

民主党案がいいか政府案がいいかと言われると、それぞれで、私もちょっとまだわかりかねるところがあるんですけど、何らかの形で宗教教育を今以上に学校で取り入れるということについては賛成であります。これは、十分議論していただきたいと思っております。

○北神委員 ありがとうございます。

あと一分ぐらいしかありませんが、愛国心のことについては、確かになかなか差が見えられない部分はあると思うんですが、この宗教的感性を涵養するというのは、かなり違うと思うんですよ。政府案は一般教養を教えるということで、民主党案は、やはり宗教的な感性、もう少し内容に踏み込んだ、そういう意味なんですけれども、最後に御質問をさせていただきたいのは、もう一点だけあります。私立の話で宗村先生にお聞きしたいんです。

これは両方、政府案も民主党案も規定しております。ただ、違いは、一つは私立の役割、要するに、建学の自由というものを非常に強く打ち出している。政府案は、必ずしもそれは否定はしていないと思います。ただ、非常に強く打ち出している。

というのは、やはり私立の意義というのは、教育というのは、このやり方が正しいとかそういうのはなかなかない、千差万別で、それぞれの子供に合わせてやらなければならない部分がある、も

ちろん共通の部分もありますが、そういう意味で、建学の自由というものを非常に強く主張しているんですが、その点について伺いたいというふうに思います。最後でございます。

○宗村南男君 私学の存立していく上で、建学の精神というものは、どの学校にとりましても全く重要な根拠だというふうに思っております。

ただ、その建学の精神に照らして教育を行うという事になりますと、非常にいろいろな問題が当然出てくるわけでございます。ほとんどが、財政的な裏づけというものが非常に必要になってくる。それと、この社会の流れに沿って、当然保護者の皆さんとか社会のニーズも変わってくる。

例えば、大学進学を目指していくという事になりますと、私も、幼稚園から小学校、中学校、高等学校、大学というふうに全校種を持つておる理事長もしておるわけでございますけれども、この建学の精神を守りながら、やはり一方ではそういうニーズにもこたえていかなきゃならぬということの板挟みに当然運営としてもなるわけでございます。

ただ、私学というのは、法令に触れない前提で、非常に指示がしやすいような仕組みに各学校ともなっておるんじゃないかというふうに思います。そういう意味で、非常に柔軟に、適切に、経営する者、運営する者が判断をすれば、私は、むしろ私学の重要性というのはいくらも認識されるのではないかと、民主党案の方も、そういう意味では触れておられますので、非常にありがたいというふうに思っております。

以上です。

○町村座長 次に、坂口力君。

○坂口委員 坂口でございます。きょうは、三人の先生方には、お忙しい中、本当にありがとうございます。お礼を申し上げたいと思います。

できる限り、先生方に御意見を伺うようにしたいというふうに思います。この教育基本法の改正の議論の中で、私の党として一番問題になりましたのは何かといいますと、先ほどからも出ており

ますが、愛国ということはどう考えるかというところでございました。

これは、国を愛するわけですから、国土を愛する、あるいは人を愛する。例えば、日本でしたら、日本の国土、日本人を愛する。これは、だれも言うところはない。しかし、愛国といいましたときに、もう一つ広い意味で、統治機構と申しますか、そのときの政府といえますか、そうしたものの含めて愛国ということになってきたときに、それは賛成する人もいるし、賛成しない人もいます。ですから、そこを強制することはなかなかできないのではないかと、実はなかなかここは議論になったところでございます。

したがって、この法案をつくっていただきます過程におきまして、そうした点につきましていろいろと意見を申し上げ、お取り上げもいただいたというふうに思っているところでございます。

それからもう一つ、私は教育の中で、これは私自身がこだわっているところでございますが、個性の尊重と申しますか、個性のある教育ということでございます。宗村先生から、学校としての個性というお話、先ほどちょうだいいたしました。これも大事だと思うんですが、個々の生徒に対する個性ある教育というのも大事だと思うんです。もう二十年前になりますが、臨時教育審議会、臨教審でもこの個性の尊重というのが取り上げられて、かなり議論をされております。

しかし、そこが難しいのは、現場におろしたときに、個性の尊重というのは必ずしもうまくいかない面がある。例えば、できる子、できない子とありますときに、できないのも個性というふうに考えられてしまう可能性もある。格差が生まれてくる。運動会でも、手をつないでゴールインするのめいかながなとも思いますけれども、しかし、余り格差が生まれても困る。個性の尊重というのは、総論として非常に賛成しやすい言葉ですけれども、現場においてはさまざま意見がある。ここをどうするのかというのが、私の少し

こだわっているところでございます。それで、まず宗村先生にお聞きをさせていただきたいと思っております。

大学教育もおやりになっておられて、それこそ個性豊かな大学をつくっていただいております。ことに、地元の一人として敬意を表する次第でございます。先生のところはもと若い皆さん方からやっておみえになるわけですが、大学教育から見ましたときに、小中学校、あるいは高等学校も含めてでございますが、何が欠けているというふうにお考えになつていかうかということ、そこをお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○宗村南男君 正直言いますと、まず、私どもの大学へ入つておみえになる学生さんを、やはり最低の学力をもう一度、再教育しております。特に、国語なんかは、レポートを、いろいろな報告を書かせるわけでございますけれども、まず国語能力を身につけさせるということで、特別に時間を組んでやらせております。

これは各大学ともやっておみえになるというふうに思いますけれども、今の高等学校、中学の教育というものは、こんな場所であつていいかどうかは別として、非常に勉学の意欲がある子は、ある意味では先生も余り手間がかからないです。よね、非常に意欲を持って勉強しますから、むしろ、意欲のない中高生を、どういふふう意欲を持たせて、勉強が好きになるように、やはり学校へ来るのが楽しくなるように持つていくかということに非常に苦労いたしておるわけでございます。

しかし、その子供たちが大学へ入学をしてくるわけでございますので、地方の小々な大学でございますので、余計に、やはりそういう意欲を持たせるといふことをどういふふう引き出していくかということにつきましては、正直言いますと、きょういふような法案の意見を陳述する方になつておりますけれども、むしろ私も、教育あるいは学校運営上の日々のいろいろな問題で頭を悩まし

ておるわけでございまして、そういう意味では、例を挙げれば切りがないぐらひ非常にいろいろな対策を立てて、各幼稚園から大学まで日々やっております。

最近では、幼稚園でも親御さんの子育てについての相談というものが実に多いことも事実でございます。二歳児の、まだ園児でない子の育て方についても相談に応じておるといふような状況でございます。要するに、教員側もいろいろな勉強をして、いろいろな経験をして、そして対応していかないと、私学の幼稚園というのは信用を失うというふうな時代になつてきておりますので、そういう意味では、日々、大学まで、いろいろなことで、家庭との連絡とか、昔の大学生では考えられなかつたようなことまで相談に応じておるといふような状況でございます。

どうか御支援のほど、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○坂口委員 ありがとうございます。

宮本元教育長さんに、一つお聞きをしたいと思

います。私ごとでございますけれども、宮本さんとは同級生でございます。同じ教室の中で学んだ間柄でございます。お互いに個性があつたものでございまして、こういうふうにして両方が並んでいろいろお話し合いをするということになつたわけでございます。

教育には素人だということを言われましたけれども、決して素人というふうには言われるところではなくて、県の行政全般に長い間かかわつておみえになつてきたわけでありまして、おなじになつたときにまことに適任者だと私も思った一人でございます。

ただ、先ほど民主党さんから出しましたけれども、教育委員会の問題であります。民主党さんの案にもいいところがあると私も率直にそう思つて

員会をなくするということは私はどうかというふうには思っています。そうしますと、首長さんの意思というものが直接入ってくる。そのときそのときによって変わるということもぐあいが悪い。やはり、中立的立場の教育委員会というのは存在意義があるのではないか、あり方につきましてはいろいろと議論をしていかなきゃいけないと思うんですけれども、私はそう思っております。

今までやっておみえになったんですから、やっておみえになった方にその存在意義がどうかというのを聞くのは少し厳しいとは思いますが、私も、感想で結構でございますから、もう少しお聞かせをいただければと思います。

○宮本長和君 坂口先生とは高等学校時代同級生でございます。私は非常におとなしかったです。ですから、坂口先生はなかなか個性がある方で、私よりも勉強ははるかにできましたし、あれだった、まあ余談は別として。

ですから、私、最初に申し上げたのですが、教育委員会、これが民主党の案に、長が行うということではと出てびっくりしたんですけれども、読んでみますと、なるほどなというところもいろいろ書いてはあるんですが、やはり、率直な私の意見を言いますと、某都道府県の知事さんのように、ある程度政治的なことがばつと表へ出てくると、学校現場も非常に困るということも出てきますし、ああいうところを、もし非常に独裁者的な知事が生まれたときにどういうチェックをするのか。それは監査何とか委員会とかいうことが書かれておりましたけれども、それで十分対応できるかどうか。

その辺を私、まず最初に申し上げたんですけれども、もともととつとつとつ、これは一番大事な話、理念的な話は別としてこれは非常に具体的な話なものですから、学校現場にも非常に密接な関係をはばすところですので、こういうところは十分皆さんで議論をしてやっていただきたい。

私も今ここで、教育委員会、要るかなあかとか、経験者だから言にくいという意味ではな

に、私もそんなこと全然考えていませんので、要らぬなら要らぬと私は言うのですけれども、ちよつと私まだ、そこまで踏み込んで理解ができていないものから、答弁は控えさせていただきます。というふうに思っています。

○坂口委員 ほとんど時間がなくなってまいりましたが、福士さんに、最後に個性の尊重ということにつきまして。

教育の中でそれは尊重していかなくちゃいけないんですけれども、その難しさというのを私は実は悩んでいる一人でございまして。時間が短いものですから、その辺のところの考えがありましたら端的にひとつお答えをいただいて、終わりたいと思います。

○福士英実君 個性といいますが、他人に迷惑をかける、人から疎外されてしまうような個性であれば、やはり直していく必要があると思えます。最低限、世の中生きていかねといけませんので、その個性を我々は、生徒のいいところを見て、これを伸ばす。余りにも不得意なところ、時間がかかるようであれば、多少それを見逃してもそれを埋めるのに十分な特徴を見出して、伸ばしていきます。やはりそれには長い時間がかかりますので、教師あるいは親が時間をかけてやるべきだと思えます。

○坂口委員 ありがとうございます。

○町村座長 次に、保坂展人君。

○保坂展人委員 民主党の保坂展人です。

私たちは、現行教育基本法は政府提案のように変えるべきではないという立場でこの間議論をしております。

まず、宮本さんに伺いたいんですが、先ほどの意見陳述の中で、変えるということにおいてはやぶさかではないけれども、拙速は避けるべきではないかということをおっしゃっていただいたと思います。

未履修の問題、そしていじめ自殺が九九年以降ゼロ、しかし、新聞報道されたものだけでも二十をはるかに超えるいじめ自殺と疑われる事例もある。そして今日、大変深刻になってきているのは、未履修問題で二人の校長先生が亡くなった。しかも、本来命の大切さということを子供に向かい合って、子供たちに伝えていくべき教師の、さらにバックアップをしていかなければいけない管理職が自責の念で亡くなるという、本当にあってはならないことが、どうもしかし、それが例外的なケースじゃなくて、それだけの気持ちになっていく方も今多いんじゃないかというふうに思っています。

そこで、このままの形で拙速に法改正が行われた場合に、教育現場にどのような混乱が予想されるのかということについては、例えば、先ほど自治体の首長が独裁的な傾向があった場合にということをおっしゃいましたけれども、今までの教育基本法は、国の責任として、やはり教育条件の整備ということでもかなり抑制的だったと思えます。これが、場合によっては授業の内容、カリキュラムの中を文科省から県教委、市教委とチェックしなさいみたいなことを、特に県のレベルで強力に主張されるようなことになったらまた混乱が起きるのかなと私は思うんですが、その辺について御意見を伺いたしたいと思います。

○宮本長和君 現行の組織といいますが、やり方といいますが、教育行政の進め方といいますが、そういうものについては、私は、教育長在職当時からいろいろ問題があるということは理解をしております。文科省の方から、きょうお見えになっておられるかわかりませんが、やりたいたいと思ってもやれないようなケースもございましたし、非常に難しい問題ではあります。

例えば、教育基本法を改正したらどんな混乱が起るか、具体的にそれを例示することはちよつと難しいんですが、今本場に教育現場は困っておるんですね。困っておるときにこういう制度的なことも含めたような改正が行われると、なおのこと先生方は御苦労なされると思つて、どうしたらいいかわからぬと思うんですね。非常に萎縮しております。

ですから、私は、約半世紀もたっておりますし、いろいろな問題も出てきておりますので、改正をされることについては反対ではないんですけれども、やはりこういう問題について、例えば今、宗村先生が民主党の案について、建学のことで言われましたけれども、民主党の案にもいいところもあるし、政府・与党案にもいいところもある、事教育に關してのことですから、私が申し上げたいのは、十分議論をしていただいてみんなの合意の上でやっていただきたい。

そして、例えば、先ほどありました未履修の問題も、学校教育基本法の改正とは関係なしに私はできると思うのです。ああいう問題が何で起こるのか。これはやはり、大学教育と高校教育との間で断絶をしておるからなんです。高等学校の方は、学校評価制度云々という話もありますが、やはり何とか学校の評判を高めた、父兄からも圧力がかかってくる。そうすると、どうしても何とか一人でも多くいい大学へ入りたい、こういうことで、受験予備校化ということが言われますが、やらざるを得ない。大学の方は大学の方で、指導要領とか必修科目云々ということと関係なしに受験のあれをやっておる。

そういうことで、これは文科省の方でもうちよつと総合的に、大学教育、高校教育も含めて、日本の教育をどうしていくのだということを考えていただきたい、こういうことを私は申し上げたいと思っております。

○保坂展人委員 次に、宗村さんに伺いたいんですが、先ほどの意見の中で、私学振興がいかに大切かということについてはほとんど同意見であります。

ただ、現行教育基本法の中で私学も非常に大きな役割を持って、現にたくさんの子供たちを送り出して育てているという実績があるわけなんです。六十年たつての見直しということなんです。私がもし仮に現行教育基本法を見直すとするば、例えば、九四年に批准した子どもの権利条約であるとか、あるいは男女共同参画社会という新

しいフレームであるとか、あるいは障害児教育をインクルージョンで、統合教育でやっていくという理念だとか、あるいは世界的には高等教育の無償化をだんだん進めていきましようよという条約、これが国連の社会権規約の中で、日本は残念ながらまだこれを留保しているというような点、もし変えたとすれば、六十年たつてこういう部分がというのがあると思うんですけども、現行教育基本法の中で私学振興について何かうまくいかない点というのが存在するのかわかっている、あわせてお話しただきたいと思っています。

○宗村南男君 まず、大学のあるいは私学の全国的な組織が幾つもあるわけでございますけれども、そういう中でも、まず基本法そのものにやはり大学教育あるいは私立学校というものを正式に認めてもらうというこの運動もしてきたわけでございます。

今回、そういうものが一つ新設をされて、当然大きな実績を上げてきておられるわけなので、ようやく今ごろというのはあるわけですが、改正をしなければそういうものもずっと続いたというふうに思います。

もちろん、先ほど来、愛国心とかいろいろな問題が、当然改正すれば人権の問題とかいろいろな問題が出てくるわけでございます。しかし、私の意見というものを求められた場合に、私学人として、まず基本的に、そういうものを認めてもらうということが六十年たつてできたということは大きく評価をいたしております。そういう意味では、文言は違え、民主党案もそれに近いような表現になっておりまして、両案が認められておることとは非常にありがたいというふうに思うわけでございます。

ただ、いろいろな、その他の問題になってきますと非常に難しい。我々は、まことに申しわけございませんけれども、正直言って素人でございまして、非常に難しい。個々の条文の問題になりますと、どこまでそれを教育基本法に反映させていくかということになりますと、非常に法解釈上

もいろいろ問題があるかというふうにも思いますので、それに触れ出しますと、もう私もではなかなか意見が言えないというふうなことになるかと思っています。

そういう意味で、私学人の一人として、私学にとつては、今回の教育基本法につきましては、非常にありがたいということを表示させていただいて、終わりにさせていただきますというふうに思います。ひとつよろしくお願いします。

以上です。

○保坂(展)委員 私ども、財政措置をしつかりやるということについては大賛成なんですけれども、この教育基本法案の後にそれを策定するということになっていきますから、これは順番が逆ではないかというふうに思います。

最後に、福士さんに伺います。

教科書をいろいろ照合されて、細かく対照表をつくっていらつしやるんですが、少しだけ疑問に思つた点を聞かせていただきます。

「フリーターを肯定」という部分で、「アリとキリギリスの物語でいえば僕はキリギリスかもしれない。」というところを引用されているんですが、その前を読みますと、「サラリーマンになりたくないというのがあって、何か自分に向いたものはないかなと思つて、探してはいたんです。それが大学に入ってバス・フィッシングと出会つて、ついにプロにまでなつて、アメリカへ来てしまった。」僕はバス釣りを愛しているし、今はそれだけをしていたいんです。体が動く時にしたいことを目一杯してみよう」というふうにあります。これは立派なチャレンジャーだと私は思うんです。

これがどうして「フリーターを肯定」というふうに読み取られるのか、ここはちょっとおかしくはないかなと正直思つたので、伺います。

○福士英実君 おつしやるとおり、私も、こういう生き方はおもしろいと思います。この人の生き方について、否定はしません。一緒にいたら、楽しく友達になれるかもしれません。

ただ、この教科書全体がこんな感じなんです。一生懸命正社員になつて働いている、汗を出して、精を出して働いている人の姿、これがないんですよ。ここに教科書を持ってきていますけれども、こういう教科書が多いんです。だから申し上げていきます。これだけを取り上げているものではありません。同時に、そういう働いている人も取り上げてほしい。しかし、一般に働いている人を否定するような感じになっている、そこを申し上げます。

○保坂(展)委員 やはり、日本が、とても長時間労働で低賃金の方がふえた。それで、お父さんも、子供と会う時間が、話をする時間が、統計をとると数分である。単身赴任もあります。そしてまた、経済的に非常に苦境に立つて離婚されていく家庭もある。子供たちに責任はないわけで、これはやはり社会が、正社員になりたくてもなかなかできない、フリーターでいいよといつてフリーターでいた時代というのはちよつと過去にあつたと思いますけれども、今、なかなか正社員、正規雇用ということを目指したくても目指せない現実があるということもちよつと私の方から申し添えて、時間になつたようでございますから、終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○町村座長 以上で委員からの質疑は終了いたしました。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

意見陳述者の皆様方、大変お忙しい中、長時間にわたりまして貴重な御意見をいただき、どうもありがとうございます。

本日拝聴いたしました御意見、当委員会の審査に資するところは大変大きいものがあると思ひますので、今後の審査に大いに役立てていきたい、こう考えます。本日にありがとうございます。

また、この会議開催に当たりましては、三重大学初め、地元の関係各位には、御準備をいただき、御協力をいただきまして、心から感謝を申し上げます。どうもありがとうございます。

これにて散会いたします。
午前十時五十分散会

派遣委員の愛知県における意見聴取に
関する記録

一、期日
平成十八年十一月八日(水)

二、場所

名古屋国際ホテル

三、意見を聴取した問題

教育基本法案(第百六十四回国会、内閣提出)及び日本国教育基本法案(第百六十四回国会、鳩山由紀夫君外六名提出)について

四、出席者

(1) 派遣委員

座長 町村 信孝君

猪口 邦子君

若宮 健嗣君

牧 義夫君

保坂 展人君

(2) 意見陳述者

岐阜大学教授

静岡大学教授

三好町青少年健全育成推進協議会委員

東京大学教授

その他の出席者

文部科学省生涯学習政策局生涯学習総括官

清水 孝悦君

伊豆原 充君

高橋 哲哉君

北 俊夫君

馬居 政幸君

鈴木 恒夫君

北神 圭朗君

坂口 力君

後述者

後述者

後述者

後述者

後述者

後述者

後述者

後述者

後述者

後述者

後述者

後述者

基本法案の審査を行っているところでございます。

本日は、両案の審査に当たり、国民各界各層の皆様方から御意見を承るため、当名古屋市内におきまして会議を催しているところでございます。

御意見をお述べいただく皆様方におかれましては、御多用中にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。どうか忌憚のない御意見をお述べいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、この会議の運営につきまして御説明申し上げます。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩序の保持等は、座長であります私が行うことといたします。発言される方は、その都度座長の許可を得て発言していただきますようお願いいたします。

なお、御意見をお述べいただく皆様方から委員に対しての質疑はできないことになっておりますので、あらかじめ御承知お願います。

次に、議事の順序について申し上げます。

最初に、意見陳述者の皆様方からお一人十分程度で御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑に対してお答え願いたいと存じます。

なお、御発言は着席のままでも結構でございます。

次に、本日御出席の方々を御紹介いたします。

まず、派遣委員は、自由民主党の鈴木恒夫君、猪口邦子君、若宮健嗣君、民主党・無所属クラブの牧義夫君、北神圭朗君、公明党の坂口力君、社会民主党・市民連合の保坂展人君、以上でございます。

次に、本日御意見をお述べいただく方々を御紹介いたします。

岐阜大学教授北俊夫君、静岡大学教授馬居政幸君、三好町青少年健全育成推進協議会委員伊豆原充君、東京大学教授高橋哲哉君、以上四名の方でございます。

それでは、まず北俊夫君に御意見をお述べいただきます。

○北俊夫君 御指名をいただきました北俊夫でございます。

このたびは、教育基本法に関する特別委員会地方公聴会の席で意見陳述の機会をいただきましたことをお礼申し上げます。

私は、昭和二十二年の生まれで、いわゆる団塊の世代の一人でございます。現行の教育基本法が公布されましたのは昭和二十二年三月でしたから、私は教育基本法のもとで生まれ、小学校、中学校、高等学校、大学と、学校教育を受けてまいりました。

社会人になってからのことです。外国に出かけて、外国の同年配の人たちと交流してはつとしたことがあります。自分の生まれ育った郷土や日本という国のことについて、特に先達が築いてきた伝統や文化についての知識が十分身につけていないことに気がついたからです。能や歌舞伎について初歩的なことを質問されたのですが、相手が満足するように答えることができませんでした。

思い起こせば、私は、こうした伝統を継承し、新しい文化を創造していくとする教育を、それまで体系的、継続的に受けた経験がなかったことに気がつきました。戦後教育の中で、この部分が抜け落ちてきたのではないかと思います。この年になって、ようやく我が国の伝統や文化に関心をもち、触れる機会をつくるようになりました。

こうした私のような体験をこれからの子供たちがしないように、また、させないように、子供のころから、学校教育の中で、また家庭や地域社会においても、我が国や郷土のすぐれた伝統や文化を体験し理解を促すことが、国際社会で外国の人たちと胸を張って交流できるようにするためにも重要なことであると考えます。

さて、教育基本法案には、いわゆる愛国心を初め、豊かな情操と道徳心、生命の尊重など、五項目の目標が示されております。戦後約六十年間、

教育の目標が具体的に示されないままに家庭や学校や地域社会で子供たちのしつけや教育が行われてきたことは、日本人としての国民教育の観点から極めて不十分な体制であったと言えます。

ここでは、教育の目標のうち、愛国心の問題に絞って私見を述べることといたします。

自分の生まれ育った国を好きになること、このことを否定する人はいないと思います。しかし、愛国心という言葉を使うと、どうしても戦前の偏狭なナショナリズム、国家至上主義の考えに立脚した愛国心と重ね合わせ、古いイメージで語られる傾向があります。

そこで、法案にあります「我が国と郷土を愛する」とは具体的にどういうことを指すのかを考察し、新しい愛国心の考え方を築き上げることが必要ではないかと思ひます。

「我が国と郷土を愛する」とは、例えば、我が国や郷土の豊かな自然環境を理解し、これからも国土を大切に保全しようとする、我が国や郷土の歴史を理解し、国家や社会の発展に尽くしてきた先人の業績や努力に学ぶこと、我が国や郷土に根づいてきたすぐれた伝統文化や文化遺産、文化財などを継承し、発展させようとするなどなどを指しているものと考えられます。

さらには、自分が生まれ育ってきた家庭や学校、地域社会や国家、さらに国際社会など、自分が帰属しているさまざまな集団や組織の一員としての自覚を持ち、よりよくしようと進んで貢献すること、これも愛国心の具体的な内容であると考えます。

さて、愛する対象としての国とは一体何を意味しているのでしょうか。

愛国心という場合の国とは、日本という国家、国土を指しているように思われます。しかし、我が国において、国といふと、どうしても統治機構をイメージします。日常的にもそうした意味合いで使われているからでしょう。例えば、国や地方公共団体という言い方があります。また、国の役割とは何かとか国を訴えるなどとも言いま

午後一時開議

○町村座長 これより会議を開きます。

私は、衆議院教育基本法に関する特別委員会派遣委員団長の町村信孝でございます。

私がこの会議の座長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

この際、派遣委員団を代表いたしまして一言ごあいさつを申し上げます。

皆様御承知のとおり、当委員会では、第百六十四回国会、内閣提出、教育基本法案及び第百六十四回国会、鳩山由紀夫君外六名提出、日本国教育

す。法案で「我が国と郷土を」と示したことは、わかりやすく誤解の生まれない表記だと思えます。国を公としてとらえ、私と対比してとらえる傾向も見られます。また、青少年の間に公を軽視する傾向が広がっているとの指摘もあります。人間は、だれもが一人で生きていくことはできません。個人が集まって社会や国を形づくっています。このことによつて人間は生きていくことができます。

一人一人の人間が国家を構成しているにもかかわらず、国家に対する自覚や誇りが十分に育っていないのは、国家を意識した教育が十分に行われてこなかったからだと考えます。これまで、学校などの教育では、個人としての人格形成に比重がかかり過ぎ、国家や国民意識、すなわち公に対する意識を育てることが不十分だったのではないのでしょうか。この戦後教育のツケが、今、社会のあらゆる分野で噴き出し、社会問題化しているようにも思えます。

家庭であれ、学校や会社であれ、地域社会であれ、さらには国家であれ、自分の帰属する集団に誇りや親愛の情を持っていない人は、ほかの集団の人から好かれることはないでしょう。自分の帰属している国を誇りに感じない人がほかの国の人から尊敬されることはないと思います。ここに、我が国と郷土を愛する心や態度を育てる教育の必要性があると考えます。

愛国心という用語には、どうしても自分の国へのアイデンティティーを持たせるという性格が強く反映しています。偏狭なナショナリズムの形成では、国際社会で通用しないことは言うまでもありません。愛国心が話題になるとどうしてもこのことだけに関心が集中しがちですが、もう一つ重要な内容があると考えます。それは、同法の改正案で申し上げれば、先ほどから話題にしております項目の後半に位置づいている「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」とこととの関連でとらえることが重要であります。すなわち、国際理解、国際協調の視点とセットで我

が国と郷土を愛する態度を養うことが、新しい愛国心の考え方であると考えます。

戦後の我が国の教育において、新教育の名で戦前の仕組みが全面否定されました。新しいことを推し進めるときには、AではなくBをというスローガンで、それまでのことを全面否定しがちです。その方がわかりやすいし、勢いも生まれるからです。

戦後教育には、我が国の民主主義社会の建設に貢献したというすぐれた部分も当然認められます。しかし同時に、戦前のよさも寸断されました。日本人が長い間に築いてきたすぐれた伝統や文化を継承しようとする意欲や実践が断ち切られました。日本や日本人のすぐれたものを改めて見直し、新しい日本文化を再構築すること、これがこれからの教育で重視したい目標の一つであると考えます。

戦後六十年が経過した現在、教育制度、教育内容のあらゆる面において疲労が生じてきています。現行の教育基本法と学校現場の実態との乖離した現象も見られ、新しい時代にマッチしなくなってきたと言われていると思います。これからは、我が国の伝統や文化を大切にすると教育と国際理解を深め国際感覚を磨く教育、個性を尊重する教育と公共の意識を育てる教育など、両者のバランスをとり、不易と流行の原則に立って、新しい愛国心を育てる教育を構築することが求められていると考えます。

以上で、私の意見陳述とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○町村座長 ありがとうございます。

次に、馬居政幸君にお願いいたします。

○馬居政幸君 静岡大学の馬居と申します。よろしくお願いたします。初めに、私の立場として、現行の教育基本法が、今、北先生もお話しになりましたけれども、敗戦後の日本を平和国家として再建する上で、極めて大きな役割を果たしてきたことは強調しておきたいと思えます。しかし、そうであればあるほ

ど、同時に、制定時より六十年を経て、その前後に生まれた私がもう五十七歳ですので、ちょうど北先生と同じ年代ですけれども、全く異なる条件のもとで今子供たちは生まれ育っているわけですので、機能してくればるほど、通常、社会制度というものは状況が変われば機能しなくなるわけです。したがって、問題は、変えるか変えないかではなくて、廃止するか、どう変えるかしかないと思っております。

もともと、私は、こういう理念法は余り好きではなくて、ない方がよいという立場なんですけれども、あるとすればどうあるべきか。日本の土壌、アジアの土壌を考えれば、あることもやむを得ないと思いますけれども、それならば、どうあるべきかと考えるべきであって、現行を維持することがベストとは絶対に思いません。

その理由を三点、述べさせていただきます。一つは、今も北先生からありましたけれども、急激に進行するグローバル化に対応した国と民の関係の再定義の必要性です。

私は、九〇年代半ばから、韓国の子供たちを対象に、日本の漫画、アニメなどのポップカルチャーの受容のされ方について、継続調査を実施してきました。その作業と並行して、毎年、十人前後の学生とともに韓国の初等学校や中等学校を訪ねて交流授業を行ってきました。韓国の言葉でウリナラ、我が国という言葉とともに向ける韓国の子供たちの質問に戸惑うことにより、グローバル化という、国の境を越える状況が日常化すればするほど、自分が所属する国という存在と自分との関係を意味づける言葉が必要になるということを、日本の社会科の教師になる学生に学び取ってほしかったからです。私は、北先生と同じように、教育学部で社会科の教員を教えております。それは私自身の経験でもありました。

よく半島との関係で歴史を教えたと言われますが、実は、歴史の前身ではなくて、たまたまそこに生まれ育つたにすぎないと思っていた自国の過去への問いに、何で自分が答えなければなら

ないんだというその理由、言いかえれば、国と自分との関係に対する言葉を私たちは見出すことができなかったことが原因だと思っております。それは、今の学生たちと同じであります。そこに立たせたかったからであります。今回の基本法改正で最も問題にされる教育の目標を示した第二条の五号、先ほど北先生も述べられました「伝統と文化を尊重し、」以下の条文に関係することであります。

この改正案について、私はまず、自民党と公明党という本来異なる理念のもとにある政党が、未来を生きる子供たちへの与党としての責任をきずなに、対立を超えて、粘り強く同意点を積み上げてきた努力に敬意を表したいと思います。言葉の定義の神学論争や、日本語としての不自然さを批判する方もいますが、その不自然さこそ、本改正の評価すべき点だと考えます。

特に、教育の目標として示される国の概念に統治機構を含まないことを明確にして、ナショナリズムではなくパトリオティズムとする一方で、「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」を条文で結ぶことにより、国と郷土を愛する目的を明記したことを評価したいと思います。

このことは、以下は私の考えですけれども、国を愛することを民に強制するのではなくて、民が愛することが出来る国土、自然、文化、社会にすることへの責任を、この基本法を提示した統治機構が負うことを意味すると考えております。そして、このような統治機構を担う人と集団を選び、はぐくむ役割は民が担わなきゃならない。そのためには、統治機構、すなわち政府と政党は、民に對して、統治に従うだけではなく、統治に誤りがあれば批判し、その担い手を交代させる態度をも育てる義務を負うことという、民と国と統治機構の相互の関係の循環構造が、今回の改正によって明記されたと考えております。

そこで、国民が愛することが出来る国づくりのために必要な教育課題として、基本法改正の議論

を通じて確認いただきたいのは、人口減少という現実です。すなわち、人口減少社会に適合した教育システムへのソフトランディング、これが今回の教育基本法改正の最も重要な課題と私は考えております。それが、私の考える二つの条件です。

教育基本法第二章の第五条の二項、「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。」とあります。また、十条に「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、云々と、初めて家庭の内容について触れる部分があります。いずれも新たに加えられました。

私は、今後の日本という国と社会を担う人の教育という点で、さきの国家の問題、第二条の愛の問題にも増して重要だと考えております。実は、この二つの条文を重ねると、義務教育の目的が「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」であるならば、「子の教育について第一義的責任を有する」ことが可能になる。父母その他の保護者となる「基本的な資質を養う」ことが義務教育に課せられるからです。なぜ、このような解釈をあえて強調するのか。その理由を、お手元に配付していただいた資料をもとに説明します。

図一は、本年度の厚生労働白書からとったものです。出生数と出生率のグラフに初めて死亡者のグラフが入りました。昨年、出生数より死亡者が多くなって、人口減少が始まったことを示しています。ちよつとショッキングな図ですが、現行教育基本法成立時と全く異なる時代と社会になったことを象徴するという図です。この一番左端の、子供が最も生まれているときに基本法はスタートしたわけです。そして、その子供が三分の一になったとき、そして生まれる子供よりも亡くなる方の方が多い時代に今来ているわけです。子供が

たくさんいるときの法を、逆になったときにそのまま維持していくことの方がおかしいと私は思っております。

日本の社会は変わりました。国豊かになって子供生まれずになってしまいました。このままでは、国を愛することを教えるとしても、肝心の教える相手がいなくなります。子供がふえることを願う時代の教育の基本法が必要になりました。そのための課題は何か。ヒントは、子供が減る理由です。

図二から五を見てください。いずれも、昨年の国勢調査の集計結果から作成しました。まず、二と三から、未婚率が男女ともに、一九八〇年代半ばから上昇していることがわかります。最近、格差社会の証明として未婚率の上昇が挙げられますが、未婚化の根はそんなに浅いものではないことをこの図は示しています。さらに、図四は、その問題の根が男性であることを示しています。この問題をよりリアルに示すために、ここは名古屋市の婚率を明示してみました。図五です。三十代後半の男性の三人に一人、四十代前半の四人に一人は独身です。女性との差は約一〇％です。

日本は、図一の合計特殊出生率が示すように、一九六〇年を前後して子供二人の社会に変わります。この二人になった男女の高校入学時に進学率は九〇％を超えた、このデータは入れておりませんがよく知られていることだと思います。大学進学時に専修、専門学校制度ができ、合わせれば七割近い男女が高校卒業後も学校にいる社会になり、その男女が実社会に出た八〇年代の日本経済は、女性の労働力を必要とするポスト工業化、すなわち情報化の段階に入りました。その八〇年代に、女性の大学進学率は男性を超え、性差ではなく個性と能力によって人を選別、配置することが求められる社会に変わりました。それにもかかわらず、子供を産み育てるのは母親の責任という意識と制度を変えられなかった結果が、未婚率の上昇です。実は、一九六〇年生まれば現在四十六歳

です。ただし、それでも、女性は結婚もしてくれ、子供二人を産み育ててくれているわけです。問題は、仕事を理由に子育てから逃げる男性と、それを許容もしくは強制する働き方ですが、よりさかのほれば、そのような男性もしくは働く人間像や会社像を学校教育は再生産してきたはずで、言いかえれば、女性を選べない、男性が選ばれた側に変わってしまったにもかかわらず、男性に対して、選ばれるために努力する関心、意欲、態度に支えられた知識、技能、表現を教育することを怠った結果が、男性未婚率上昇の背景にあると考えます。

その結果、子供たちの世界がどうなったのか。図六を見てください。団塊の世代は、人口千人当たり三十四・三人、団塊ジュニアはその半分の十八・八人、昨年生まれた少子世代はそのまた半分以下の八・五人です。さらに、図七から、十八歳以下の子供のいる世帯が、団塊ジュニアの場合は全世帯の半分以上ありましたが、現在は二七％、四世帯に一つであります。

この二つの変化と、合計特殊出生率の変化を重ねたモデル図、これは私がつくりましたけれども、図八です。どこの家にも四人から五人子供がいたのが団塊の世代の時代。そこで人々は鍛えられました。団塊の世代の課題は、一人になりたいでした。それが、団塊ジュニアは、同年代の友達だけになりました。家の中の子供が半分になったわけです。しかし、現在の子供たちはその同年代の友達をも失って、いるのは単身の男女と高齢者のみ、こういう状況ができています。同じように育つと考える方がおかしいと思います。コミュニケーション能力が低いとよく言われますが、育たないことの方が自然であると考えた方が、文字どおり正しいんじゃないかと思えます。

家庭の教育力を問題にする前に、家庭をつくる関心、意欲、態度、思考、表現、知識、技能を教えることからは始めなければ、まさに国栄えて人なしとなることを危惧します。では、女性に子供を産み育てることを奨励する

教育が必要なのでしょうか。違います。

仕事は男女ともにできます。しかし、子供を産むことができるのは女性のみで、それと一定の年齢の範囲です。ならば、せめて、育てることの責任は、産むことができない男性と社会の仕組みの方でとらせていただく、すなわち子供を産んでくれさえすれば、あとは社会全体で支えますという制度と意識に転換しない限り、子供はもう戻ってこないと考えます。

この変化を求め実現する、関心、意欲、態度の育成こそ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質のための不可欠の要素です。国と郷土への愛の基盤は、人が生まれ続けることがなければ何もないわけです。家族の教育力の再構築は、家族をつくることのできる人を教えることことから始まります。さきの学校教育の目的の重みが理解できると思います。

さらに、このこととかわかつて、最後にもう一つ、基本法改正を必要とする私見を述べさせていただきます。

それは、この基本法が国民の教育に対する基本法である以上、日本政府全体の基準にならなければならぬということであり、この基本法が求める教育のあり方を実現するためには、省庁の壁を越えた取り組みが要求されます。これもまた、現基本法が成立したときとは異なる条件です。

このことを象徴するのが、第十一条の「幼児期の教育」です。この十一条の対象が、幼稚園と保育園、そして、認可外の保育施設をも含むものでなければならぬと考えます。保育に欠けるといいういわゆる児童福祉法の言葉、それから、潜在的に言われている良家の子女の教育という、保育園と幼稚園を分ける基準は、まさに現行基本法が施行された時代には非常にリアルでした。しかし、今は大多数の子が保育園を望んでいます。そして、保育園もまた高度の教育を持ち、逆に幼稚園は長時間の保育によって子供と親を守ろうとしています。

その意味で、教育基本法の改正が必要であるということは、現行の保育園と幼稚園を区分する法も、そして、評価基準もまた改正すべきであると考えております。

あと、資料の中には、人口減少という一方の高齢化とかかわりと、子供が今なおふえている沖縄の現実を紹介するものがあります。もし、質問していただければ、また紹介させていただきたいと思っております。

以上です。(拍手)

○町村座長 ありがとうございます。

次に、伊豆原君にお願いいたします。

○伊豆原君 御紹介いただきました伊豆原でございます。

特別委員会の先生方には、地方の青少年健全育成推進協議会の委員という役割は一体何だ、こういうようなお願い、御疑問があらうかと思いますが、ごくありていに言えば、地方の子供たちの成長を応援する役割、こういうふうには私は理解しております。さらに、私、肩書がこういうふうですので、一体何者かというお問い合わせがあるので、簡単に自己紹介をさせていただきます。

私は、三十六年間、名古屋市の小中学校の教員を務めさせていただきました。その間には、国立大学附属学校あるいは市の社会教育現場、さらには市の教育委員会そのものに勤務するという機会を得ました。そういう経験のもとに、現在、三好町というところで、町から委嘱された仕事のほか、幾つかのボランティア活動を地域の皆さんと行っております。特に、学校、子供たちにかかわるボランティアを中心に行っております。こういう経験と立場から、今回の教育基本法に関する特別委員会地方公聴会で、五つのことについて私の考えを述べさせていただきたいと思っております。

まず第一に、教育という考え方でありまして。教育という文字を読みかえますと、教え、育てる、こういうふうな解釈されるわけでありまして。私は、自分の現職の経験のころから、さまざまな子供をめぐめる教育問題が起きてくる一番のもと

はどこにあるか、常にそういう思いをしながら現場に立ちました。はつきり言えることは、この教育、つまり教え、育てるというところの中に、学校現場で、教、教えることに力点が置かれ、重点が置かれ、育、育てるという点が軽く見られてきた、そういうことが一つの大きな原因ではないか、常にそういう思いをいたしながら現場での教育活動をしてまいりました。

育てるには、子供が育っていくには時間がかかります。ところが、教育の政策の中で、この時間をかけることを軽くするために結果や成果を求める、そういうことから、できたこと、したことにして次に進んでいく現場が生まれてきた、それが子供たちを苦しめたり現場教師が苦しんだりした大きなもとであったと思っております。

さらに重要なことは、子供は育つということです。子供は自分で育つ力を持っているわけです。この子供が自分で育つ力をどう育て、どう教えていくか、そういう視点の教育行政等、さまざまな問題点を感じるわけです。その視点が欠けている、子供の育っていくのを待つという姿勢がともすれば失われてきた、こういうふうな思いです。子供たちは、自分が大きくなっていくときに、学校の力や親や先生のおかげだと思いう前に、自分が頑張った、自分が努力したんだという思いが先にあってしかるべきではないでしょうか。

委員の先生方の前で恐縮ですが、小中学校から高校、大学とお進みになって、もちろん、親御さんや学校の先生方の御尽力ですばらしい力のおかげになったと思います。でも、大学に合格したとか高校に受かったとかいうときに、最初に、自分が勉強して合格できたんだ、自分がという思いがきつとおありになったと思います。ですから、子供というものは、もっと言えば人間そのものは、みずから育つ力がある。その育つ力をどう支えて伸ばしていくかということが教育の根幹になくてはいけない、そう思い続けてきました。

日本の教育の理想を掲げた現行の教育基本法は、戦後の悪条件の中で、さまざまな人たちの取り組みで立派な成果を上げてきたと思っております。その中の一人である自分も思っております。ただし、六十年間の教育の歴史の中で、社会の変化、多様化にに応じ切れなくなっているという部分が幾つも出てきている、これもまた事実であります。例えば、盛んに言われます、子供の学ぶ意欲が低下している、こういう論理を展開される中で、子供が学ぶ意欲を低下させているわけじゃありません。子供は学ぶ意欲は十分あるんです。ただし、その意欲を低下させるさまざまな状況が子供たちに覆いかぶさっている、こういうことではないでしょうか。それは、そういう覆いかぶさりをつくっているのは我々大人社会だと思います。子供がみずから意欲的に学ぶ権利、こういうものは生涯にわたって保障されるべきである、こう考えます。

二つ目には、教員について申し上げます。教員は私の仕事でありましたので、自分のささやかな思いを申し上げたいと思っております。政府案、民主党案、両方をつぶさに読ませていただきました。そこに盛られている教員の使命とか身分の保障とか、これには異論もなく、むしろそのとおりだと思っております。私が大学を卒業しまして教員になりましたときは、昭和三十五年であります。そのときから、現場の一人として一人前の教師になりたい、そう思って仕事を続けました。書物を読み、周りの人たちの御支援のおかげで、少しずつ教師として成長できたと思っております。中でも、私を一人前の教師に育てていただけたと思うその一番のものは、私とめぐり会ったくれた教えた子たちです。子供たちです。子供たちが私に教え、学ばせてくれた、その部分が、教師を育てる大きな、もっと言えば一番のものであると今も確信しております。

義務教育にある子供は、教員を選ぶことができます。子供と教員、教師の出会い、好むと好まざるにかかわらず、四月に初めて会って、一年間担任すれば三月に別れるわけです。そういう仕組みの中で、私は、この偶然の子供たちとのめぐり合いを、子供たちが大きくなって自分の人生を考えることができるようになったときに、先生とのめぐり合いは必然であった、一緒にあるとき机に向かって勉強したことは人生にとってよかった、そう思ってもらえるように、少なくとも一日努力したつもりです。私と時期を同じくして教師を目指した人たち、仲間たちは同じ思いだったと思っております。

ところが、今の学校現場で子供たちと取り組んでみえる先生方、教員は、自分が教師になろうと思っても、状況は、教師になっていくための研修とか勉強とかいうようなことがなかなか思うようにいかない、それを、学校を訪問させていただいたときに悩みとか苦しみを聞くと実感いたします。

○町村座長 伊豆原君、大体十分だったのですが、あと三点あるようであります、おまとめいただくか、あるいは後の質問で触れていただくようにしていただければませんか。

○伊豆原君 わかりました。基本的には、家庭教育においても、親が親になるためには、子供が育っていく、その育つ子供を育てる、それで親になれる。最初から親が存在するわけじゃありません。そういう点が一つ。さらには、先日、あるテレビの番組で、携帯やパソコンによるいじめが深刻な状態になっているというニュースを見ました。これは、情報文化社会がこれから広がっていく、発展する中で当然起きる大きな課題です。ですから、教育基本法の中にその教育の重大さを訴えていきたいと思っております。

さらに、最後ですが、教育における国と地方の役割分担、それから、学校、家庭、地域の連携ということについて一言触れさせていただきます。教育振興に関する計画をおつくりいただくときに、国が基本法、その具体化は地方公共団体、これはまさしく大事なことでありますが、それと同時に、現在の一番の弊害は、国の方針を県教育委員会が受けてそれを学校に伝える上意下達の線が

強くて、現場がそれをこなすというんですか、それを受けとめるだけの余裕のない実情だと思えます。これを何とかしなきゃいけません。学校が一番もつてあるということを前提にこの仕組みを考えたい。

地域の協力も、学校の子供たちを中心に置いて、学校と地域と家庭とがきっちりとリンクして子供のために教育を行っていくという、それも仕組みをつくっていただきたい、そう思っております。

これから、教育基本法がより深い意味で審議を続けられて、内容のある、子供が夢を持ち将来に期待できる、そういう教育の法案をぜひおつくりいただきたい、そう思っております。

どうも失礼しました。(拍手)

○町村座長 ありがとうございます。

次に、高橋哲哉君にお願いいたします。

○高橋哲哉君 高橋哲哉でございます。よろしくお願いたします。

私は、政府提出の教育基本法案に反対する立場から、私見を申し述べさせていただきますと思います。

安倍晋三首相は、臨時国会の最大の課題として教育基本法改正を掲げておりますが、今なぜ現行法を改正しなければならないのか、その理由は今もって不明であり、私にとって説得力のある理由が示されているとは思われません。教育に関する基本法の改正であれば、本来、児童生徒、教職員、保護者など教育現場の当事者たちから求められ、その必要に応じて行われるのが筋だと思いますが、今回はそうはなっていないのではないかと思わざるを得ません。

最近発表されました東京大学基礎学力研究センターの調査でも、全国の公立小中学校の校長先生の六六%が教育基本法改正に反対である、また、八五%が、現在の教育改革が早過ぎてついでないという意見であるという結果が出ております。今回の教育基本法改正の動きは、教育的理由から出たものというよりは、政治的意図から出て

いるのではないかとと思われる点に大きな問題を感じております。

安倍首相は、戦後体制からの脱却という政権課題の柱の一つとして教育基本法改正を掲げて、次のように述べております。「占領時代の残滓を払拭することが必要です。占領時代につくられた教育基本法、憲法をつくり変えていくこと、それは精神的にも占領を終わらせることになる」、「このように述べておられますが、しかし、教育基本法があたかも占領軍の押しつけによって生まれたかのようなこの種の認識は、根拠のない偏見にすぎません。」

私は、ここで、教育基本法の生みの親に当たる政治哲学者南原繁が一九五五年に書いた「日本における教育改革」という文章を、安倍首相のみならず、政府案に賛成するすべての皆さんにぜひお読みいただきたいと思っております。お手元に全二十三ページの南原の文章を六枚のB4のコピーとして配付させていただきましたので、ぜひお読みいただきたいと思っております。

南原繁は、東京帝国大学の最後の総長、また新制東京大学の初代の総長でありまして、貴族院議員を兼務し、教育刷新委員会の委員長として、教育基本法の法案作成の中心人物でありました。

南原はこの文章で、教育基本法が「アメリカの強要によって、つくられたものである」という臆説が流布されており、一部の人たちの間には、「日本が独立した今日、われわれの手によって自主的に再改革をなすべきである」という意見となつて現われている。これは「著しく真実を誤つたか、あるいは強いて偽つた論議といわなければならぬ。」と断じております。

南原によりますと、教育刷新委員会の六年間、総司令部から指令や強制を受けたことは一回もなかったものであり、教育基本法は、この委員会が当時の日本の指導的知識人たちが徹底した議論を行つてつくり上げたものであります。安倍首相の、教育基本法は占領時代の残滓だからつくりかえねばならないという主張は、既に五十年前、

南原によつて退けられたものであると言わざるを得ません。

南原によりますと、教育基本法の根本理念は、「われわれが国民たる前に、ひとりびとりが人間としての自律ということにあります。教育の目的が人格の完成に置かれてゐるのは、「国家の権力といえどもはや侵すことのできない自由の主体としての人間人格の尊厳」が中心にあるからであります。これは、安倍首相が教育の目的を品格ある国家をつくることだと言っているのに対して対照的な立場であると思われまふ。

ここから南原は、教育行政権力の役割を教育条件の整備に限定し、不当な支配を禁止した現行法第十条の意義を強調しております。南原の文章です。

「戦前長い間、小学校から大学に至るまで、文部省の完全な統制の下にあり、中央集権主義と官僚的統制は、わが国教育行政の二大特色であつた。したがつて、教育をそこから解放して自由清新の雰囲気をつくり出すためには、「まず文部省が、これまでのごとき教育方針や内容について指示する代りに、教育者の自主的精神を尊重し、むしろ教育者の自由を守り、さらに教育のため広汎な財政上あるいは技術上の援助奉仕に当るといふ性格転換を行つたことは、特記されなければならぬ。」

ところが、これに対して政府法案では、現行法第十条の教育行政の役割限定の部分が削除され、さらに、教育が国民全体に対し直接責任を負つて行われるべきものであるという部分も削除されまして、教育は、国と地方公共団体の教育行政がこの法律及び他の法律の定めるところにより行うべきものとなっております。第十六条であります。

これは、第十七条の教育振興基本計画についての規定と相まって、教育の主体をこの国の主権者である国民から国家へと変えてしまふことになるのではないかと懸念されてなりません。政府の法案では、教育の主体と教育の目的がいずれも国家になつてしまふのではないかと、国家による国家のた

めの教育、国家の道具としての教育をつくり出さうとしているのではないかと疑われてなりません。

法案の第二条、教育の目標に愛国心が入つたのも、この枠組みの中で考えられます。安倍首相は一貫して教育基本法に愛国心を入れたいと言つてきましたけれども、その安倍氏が、国が危機に瀕したときに命をささげるといふ人がいなければこの国は成り立つていかないと述べていることは、何を意味するのでしょうか。

戦後の日本政府が教育と愛国心を結びつけた最初の例として、一九五三年の池田勇人・ロバートソン会談というものが挙げられます。朝鮮戦争後の日本の再武装に当たつて、日本国民の間に自衛のための自主的精神を育てるために、教育と広報によつて愛国心を養ふ必要があるとされたのでした。

今回も、安倍首相が、六年の任期中に憲法九条を変えて自衛軍を保持し集団的自衛権の行使を認めていこうという中で、教育基本法に愛国心が入られようとしているのは偶然とは思えません。安倍首相の認識は、お国のために命を投げ出しても構わない日本人を生み出す、教育基本法改正の目的はこれに尽きると述べた西村真悟議員の認識と同じではないでしょうか。国家が愛国心を初め多数の道徳規範を教育の目標として定めた法案第二条は、二十一世紀の教育勅語とも見えるものであり、それによつて、この法律は、国家道徳を国民の心に注入していく、そのための法律になつてしまふのではないのでしょうか。

南原繁は、一九五五年に、こうした動きに明確に反対しておりました。南原の文章です。

「近年、わが国の政治は不幸にして、一旦定めた民族の新しい進路から、いつの間にか離れて、反対の方向に動きつつある。その間、教育の分野においても、戦後に性格転換をとげた筈の文部省が、ふたたび往年の権威を取り戻そうとする傾向はないか。新しく設けられた地方教育委員会すら、これと結びついて、文部省の連絡機関となる

惧れはないか。」「全国多数のまじめな教師の間に、自由や平和がおのずから禁句となりつつある事実は、何を語るか。」「このような状況のもとで、「ふたたび『国家道徳』や『愛国精神』を強調すること、いかなる意味と役割をもつものであるかは、およそ明らかであろう。」「このように述べておられます。

実は南原は、国家道徳や愛国精神によってではなく、現行の教育基本法の理念によつてこそ、真理と正義、自由と平和を希求する真の愛国心が呼び起こされると述べていました。そして、次のようにまとめています。

「新しく定められた教育理念に、いささかの誤りもない。今後、いかなる反動の嵐の時代が訪れようとも、何人も教育基本法の精神を根本的に書き換えることはできないであろう。なぜならば、それは真理であり、これを否定するのは歴史の流れをせき止めようとするに等しい。」「からである。これは最後に近い部分にあります。

政府提出の教育基本法案は、現行法の精神を根本から書きかえようとしているのではないでしょう。主権者である国民による子供たちのための教育、これを国家による国家のための教育に変えようとしているのではない。政府法案に賛成の方々は、どうか、この南原が、「いかなる反動の嵐の時代が訪れようとも、何人も教育基本法の精神を根本的に書き換えることはできないであろう。」「と述べたことの意味を改めて考えてみようではありませんか。

教育は国家の道具ではもちろんありません。子供たちも国家の道具になつてはいけません。私は、教育と子供たちを国家の道具にしてしまいかねない政府法案に強く反対するものであります。

以上です。(拍手)

○町村座長 ありがとうございます。

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終わりました。

○町村座長 これより委員からの質疑を行います

す。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。猪口邦子君。

○猪口委員 この教育基本法に関する特別委員会の委員、また衆議院議員であります猪口邦子でございます。会派は自民党でございます。

まず、本日、非常に率直かつ明快な御意見をお述べいただきまして感謝申し上げますとともに、多くの点において参考になるところがあったと感じております。

まず、北先生にお伺いしたいと思っておりますけれども、先生は愛国心について集中的に御議論されました。私は、北先生のお述べになったことに非常に共感するところを覚えました。私自身、国際政治学者として海外で研究教育に従事する日々が多く、また、その後も日本国大使としてジュネーブにおいて、軍縮交渉に当たったものでございます。その中で、これは政府案に述べております我が国の伝統、文化あるいは考え方、そういうものを尊重する、そして我が国と郷土を愛するということに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うということを掲げて、今回、政府が法案を提出しているわけでありませうけれども、そもそも、みずからの国についての深い思いを持つ人は、他国の国民がその国の文化について深く思いをいたすことについての理解の幅、また共感するところも養うことができると思えます。また、先生がおっしゃいましたとおり、みずからの伝統、文化、歩みについて説明する、そういう能力、それもまた必要であろうと思えます。

最近、政治学の研究の中で、コンストラクティビズムという考え方の流れがあります。それは、国も個人もいろいろな要素によつて構成されています。コンストラクトされています。自分を構成しているものについて、これを自信を持っています。そしてそこから発展し、プロアクティブな、能動的な改善への動きというものが出てくる。そういう意味で、自分を構成しているものについてよりよく知ることが状況を改善していくた

めの一步であるというようなことが、グローバルゼーション、これは馬居先生が使っておられた言葉ですが、そういう中で、改めて理論としても重要だと思われています。

ですから、先生は、愛国心の内容につきまして、これを二十一世紀の文脈において非常に明快に定義してくださいましたけれども、そのようなことが、これからの将来世代について、自分について、また自分の国についてのある種の自信につながっていく、そのような自信がまた謙虚な態度をはぐくむことにもなるかと思いますが、教育の場であつて、それが上手に受け入れられ、また先生がお述べになったような精神において実践されていくためにどのようなことが必要であるかというようなことをお伺いしたいと思います。

それから次に、馬居先生についても重要なところがございまして、馬居先生にも、もし今の私の発言につきまして御意見がありましたら伺いたいと思ひます。

政府案において、馬居先生がおっしゃった少子化の時代、また男女共同参画の視点であつたと思ひますけれども、政府案においては、二条におきまして、男女の平等ということを明記してございします。これは、初めてこういう積極表現で、かつ、第二条の三号におきまして、正義と責任、その次に来る表現として、非常に強く、高いところに位置づけて書いてございします。これから、教育、子育て、そのほか社会政策が展開するため、今回この政府提出の教育基本法案が成立することがとても重要だと考えますが、先生のお考えの中で、男女平等を明確に掲げたこと、これについて言及があればお願いしたいと思ひます。伊豆原先生には、最近の青少年を取り巻く現状について、まず認識をお伺いしたいと思ひております。

最近の青少年を取り巻く環境、いろいろな問題があると思ひますが、感じるところでございしますけれども、政府案に定めております道徳心あるいは自律の精神、そして公共の精神、こういうもの

について、今後、教育においてどのように重視すべきとお考えか、お伺いしたいと思ひます。

高橋先生の御意見につきましては、政府案の實質をもう少し読み込んでいただければと思ひます。決して国家道徳をというようなことではなく、この第二条に掲げております内容を見ていただければ、まず、幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度、そして豊かな情操、あるいは個人の価値尊重、能力を伸ばし、創造性を培い、自律の精神を養う、そして今申し上げた正義と責任、男女の平等、公共の精神、あるいは生命をたつとび、自然を大切に、環境保全、そして先ほどの文化と伝統を尊重し、他国をまた尊重し、国際社会の平和というようなくだりでございます。これは、二十一世紀、我が国社会において極めて当然の教育の目標を掲げたものと思ひますが、御理解いただければと、私の希望を述べておきます。

○北俊夫君 新しい愛国心についての私なりの整理をさせていただきますけれども、実は、既に学校においては、伝統文化教育とか、あるいは国際理解教育という課題で、既に積極的に取り入れている学校が随分多いわけですね。そういう学校での実践の成果などを学ばせていただきますと、先ほど整理したような内容がクローズアップされるのではないかな、こう思ひます。

そういう意味では、既に取り組まれている学校のすぐれた実践を積極的に評価して全国に広げるということとか、あるいは、どの学校も最低限の取り組みがなされるように、学校で教育課程という教育計画を作成する際の指導基準であります学習指導要領の文面の中に、例えば社会科学とか、音楽とか、道徳とか、特別活動とか、あるいは総合的な学習の時間の中で取り組めるような仕組みを一方でつくっておくことも大事なかな、そういうふうな思ひております。

○馬居政幸君 今のお話を引き継ぎさせていただきますけれども、まず、国を愛するということなんですが、私が持っているイメージは、統治機構と

離れた形で国というのを定義するということが前提にやって、それを愛するという事になってくる。ただ、實際上、学生たちと話していくと、国が、言いかえれば、この場合これは統治機構ですね、国が自分たちにとってどういう意味があるのかということについてほとんど教わらないままにきている、それが未納問題にかかっていると云うのです。

ですから、先ほどちょっと言い回しがぐちゃぐちゃなんですけれども、要するに、統治機構がいろいろな意味を持つていくことをどう教えるかを通して、その統治機構が守ろうとしているこの国が一体どういう価値があるのかということを押さえていくしかないだろう。

言いかえまして、形而上学的に国のよさなり大切さなりを文化を通じて教えたとしても、文化は好き嫌いの世界が必ずかかわってくると思います。あるいは他の国に期待を寄せる子が出てきて、も、それ自体はおかしくないと思います。頭からこの国を、幾らそれが自然だ文化だ愛せよと言ったって、できないといえればそれでいいになります。

むしろ、この国に生きることの価値がどれほどすぐれたものかということ、この国にはぐまされた統治機構を担う人たちがどれほど自分たちのために準備しているか、同時に、ここが高橋先生と一番違うところなんです、国と民の関係を、対置するものではなくて、国をつくるのは民なんだという部分をどれだけ子供たちに理解させ、またその具体的な手だてをどれだけアリティを持って伝えることができるか。

言いかえれば、皆さん方は選挙によってでしかその立場にならないですね。猪口先生は大学にいるときは、それは自分の努力によって、いわば自分の力によってかち取ってきた。しかし、今の立場は、お一人では絶対できないお立場です。逆に、大学の教員になるためにも、他のさまざまなたちから教えを請わなきゃならない、さまざまな援助が必要になってくる。

であれば、現在の国家というのは、かつての国家と違って、いわば民の生活を維持するために何をやるかということが求められる。そういう意味で、もう一つの男女共同参画の部分について、結局、男と女ではなく、人がどうこの社会を自分たちでつくっていくことができるか、あるいは、そうしなきゃならないんだというふうな意識と行動が変わらない限り、多分日本のような先進化した国は崩壊していくしかないと思います。

すなわち、それが少子化の問題だと思えます。どこかで何かをしてくれるというふうな考えに限り、あるいは、だれかが治め、だれかがそれに従うというふうな思っている限り、ある段階を超えた国は多分崩壊していくしかないと思います。その意味で、男女平等のところは、一つだけあえて言っておきますが、文科省が出してくる書類には男女共同参画というのなかなか入ってきません。実際に現場でいろいろ作業をやっている、文科省はあくまで男女平等、それから猪口さんがやられている方の世界は男女共同参画。いつも、総理府の系列、厚労省の系列、あるいは経産省の系列、そして文科省の系列と、やっていることは同じなのにお互いに牽制し合っている、受ける方はいつも一緒。いろいろな仕事をやってきて、いつもそう思います。

そういう意味では、先ほど言いましたけれども、男女共同参画というのが単に一つの分野ではなくて、先ほどの子供を育てていくということが家庭をつくっていくということ、この国を豊かにしていくということのベースであると同じように、男女がともにさまざまなことをやっていくというの、これはどこかの部分でやることではなくて、すべての分野でそれが成らなければ、ある段階を超えた社会、すなわち男女がともに高度の教育を受け、自分の能力と個性によって、言いかえれば性差ではなく能力と個性によって生きていくんだというふうな大多数が思うようになり、そうしなければその国の機構が回らなくなっているにもかかわらず、その変化が余りにも速かったた

めに旧来の世代がそのことにたえていけない、逆若い世代はそこにとつて必要な責任を持ち得ないという状況が今あると思います。ということ、終わります。

○伊豆原充君 私、現在、電話相談員をやっております。ボランティアで防犯パトロールをやっております。仲間たちとやっていることも多いわけですが、そういう経験の中で、先ほど先生がおっしゃいました子供たちの道徳心とか自律心というのとは何かということですが、確かに失われてきている面が非常にありますが、子供たちは持っている面が非常にあります。ただ、それをどういう形で発揮できるか、どういうときにそれが必要なのか、そういう体験といいますが、そういう学習の場が乏しい。

ですから、仲間と一緒にボランティアをやりますが子供たちと活動するときがしばしばあります。きちつと子供たちは道徳心や自律心を見せてくれているんです。ただ、学校だけでやろうとすると、これはかなり条件が難しい場面が多いんですね。

ですから、子供たちになんじやなくて、子供たちはちゃんと持っているのをどういう形で、先ほど申し上げましたけれども、地域や家庭や学校が組み立てていくか、そういうことに尽きるところで決まっています。失ってはおけません。

○町村座長 高橋君に対する猪口さんの意見は、意見ということであって、質問ということではなかったもので、以上で終わります。

次に、牧義夫君。

○牧義夫君 民主党の牧義夫でございます。本日は、お忙しい中、意見陳述者の先生方には、わざわざおいでいただきまして、それぞれ、さまざまな観点から貴重な御意見を賜りましたこと、私からも改めて感謝を申し上げます。御承知のように、今衆議院においてこの教育基本法の議論が八十数時間を経過したわけでございます。与党の皆さんは、もうそろそろ、議論

は尽くしたということで、一日も早く採決をというお話でございますけれども、私も、きょうこうして先生方のお話を聞いて、まだまだいろいろな観点からこれを掘り下げるお話があるんだなと改めて認識をさせていただきました。

そこで、そういった意味も含めて、この改正の必要性については先ほど来それぞれの御意見を賜りましたけれども、そのあるべき議論の手順というか、そこら辺のところも私も非常に重要なことだと思っております。

そもそも、安倍総理も、さつき高橋先生のお話にも出ましたけれども、戦後レジームからの脱却ということ、教育基本法の改正ということ、非常に大きな政策の柱にも掲げておりますけれども、まさに、戦後、GHQによる押しつけの教育基本法を改めなければならぬ。私も、押しつけだからどうかということではなくて、内容についてしっかりと吟味をしたいということでございますけれども、ある意味、その成立の過程というところ、これは後世になって議論される余地を残しては、私はこの法律そのものにとつて非常に不幸なことであり、また、将来を担う子供たちにとつても不幸なことであり、思います。そこら辺のところをやはりきちつとしなきゃいけないなと思うわけであります。

この新しい教育基本法の議論が始まったのが、多分、小渕政権下の教育改革国民会議における議論を踏まえて、中教審で一定の答申を出して、それから三年数カ月が経過しているわけですが、けれども、中教審の答申から、その後、与党内の協議会、約七十回合が重ねられたと聞いておりますけれども、この会合の中で、どんな論点があつて、どんな議論があつてこういう法案の結論に至ったのかというところがいま一つ私どもに見えないわけで、やはりそこら辺のところをきちつとつまびらかにしていただくと同時に、こういった地方公聴会も含めて、国民的な議論をさらに盛り上げて、その上できちつと成立を見なければ、将来に大きな禍根を残すとは思いますが、

そこら辺のところのそれぞれのお考えを。

極論を言えば、来年、せつかく参議院選もあることですし、来年の通常国会の一つの大きな争点になつてもいいわけですし、また、必要があれば、衆議院を解散して教育基本法のあるべき姿を問うということも非常に意義のあることだ、少なくとも、郵政民営化よりもこの教育の方が国家の根幹にかかわると私は思いますけれども、それぞれ委員の方々の御意見をまずちよつと一言ずつお聞かせいただきたいと思います。

○北俊夫君 教育基本法案に関する資料を先日送っていただきまして、実は、教育基本法案に關する資料がこんなに分厚いものだと正直言つて知りませんでした。すなわち、この一つの法律、重要な法律であります、このことについて、こんなに時間をかけて資料を作成して、いろいろなところで協議されてきたんだというのが実感であります。恐らく、この審議の過程では、今の教育のどこに問題があるのか、子供の教育のこと、あるいは教師のことなど、さまざまな観点から、またここに出ておりますが、いろいろな立場から意見を聴取するなどして審議されてきたのではないかな、こういうふうに思います。

そういうことから、これまでも私は十分審議されてきているんだということを実感しているところでもあります。

○馬居政幸君 正直、同じように、こんなにあつたのかというのが一つの特徴です。ただし、手続上で申しわけないんですけれども、今回、出てほしいと言われたのが金曜日でございまして、要するに、準備する時間が全くない形でこういう形で進んでいくのはどうなのかなというのがあります。もし本当に公聴会をするのであれば、もう少し余裕のある時間で言つてほしかったなというのがあります。

でも、端々ながら勉強してみまして、最初に言いましたように、私は教育基本法みたいな法律は正直好きではないんですけれども、今回の法律の

中身を讀ませてもらつて、これならば何とかなるのではないかな。先ほどの高橋先生とは、多分スタートは同じなんですけれども、出口が大分違つていてというふうに思います。私は、早く処理して次に進んでくれというのが正直なところなんです。国会の審議、テレビで見る限りにおいては、必ずしも教育基本法のことについてだけ言っているわけでもないし、とにかく、この先にある問題に行つてほしいというのが一点。

それから、先ほど言われた政党内のやりとりではなくて、この法の条文が持つている意味というのは具体的に言うところまでです。という部分はもう少しわかりやすく知らせてほしいなというところはあります。しかし、法そのものはもう早く次に行つてくれというのが正直なところでもあります。

○伊豆原充君 私、事務局から送つていただいた資料、全部目を通すのはかなりきつかつたです。でも、ここへ出る限りは全部読もうと思つて、全ページ見ました。それで、中にどんな会議が繰り返されてきたかおおよそわかりました。

ただ、今思つておりますのは、先ほど申し上げたと思いますが、ここに書かれていない中にも子供たちの実態を見据えていない。それは、余りにもここにはありません。論じられておりません。野依先生がおっしゃっているぐらいの、ぐらゐと言つたら失礼ですが、そこだけ指摘されている。

そういう意味では、今まで現場教育が、やつたこととして進んでいったために禍根を残すような事件、いろいろな場面が起きてきたという観点から申し上げると、まだ審議をする時間、もっと視点を變えて、みんなから聞いたからいいんだ、専門家から、ここにおそろいの先生方はみんな専門家でいらつしやる、だから、専門家の意見を聞いたからいいんだ、そういう進め方はぜひ御一考いただきたいと思います。

私は、もつと本場に、先生方がその場へ、いろいろなところへ今事件が起きると出てみえます

が、そういうものを、行つたから済んだんじゃない、行つてきて何がわかつて何がわかつていないかということをはつきり究明していただいて事を進めていただく、そういう姿勢をぜひこの審議の過程でつくつていただきたい、そう思います。時間は十分かけられたと思いますが、まだ足りない、そう思つております。

○高橋哲哉君 今の御質問に対する答えですが、今の伊豆原先生のお考えとも近いと思うんですが、これも、これまでの審議時間とか、それについては国会議員の皆さんの御判断というのがあると思いますけれども、やはり、先ほど、最近の東京大学の調査の数字を最初に挙げさせていただきましたけれども、全国小中学校校長先生の六六%が改正に賛成できない、それから、教育改革自体について、八五%が早過ぎるということをおっしゃっている。

それから、国民に対する世論調査でも、教育基本法改正に賛成であるという人が、多数の数字が出てくることとございしますけれども、それでも、今国会で成立させるのは拙速ではないかという議論が多数であつたり、あるいは、実は、教育基本法の条文自体あるいは理念というものをよく知らないという国民がまだ非常に多数に上つていて、いう現実があると思ひます。ですので、いわゆる専門家ないし国会での審議ということは御判断があると思ひますけれども、まだまだこれは国民的な議論になつていない。

教育基本法の内容自体が余り知られていない中で、では、なぜ改正に賛成が多数の数字が出てくるのかといふと、やはり、これは現在の教育、学校教育が問題を抱えているということについてはほとんどの方が合意できる、恐らくここでも合意できると思ひます。それは事実だろつと思ひます。ですけれども、その問題が教基法改正によつて解決できるのか、私の考えではそこには実はギャップがあるんですけれども、しかし、多くの人は、学校教育が問題を抱えているというその現実を前にして、それなら、

教基法というものを變えれば解決できるのではないかなというふうに、実際には教基法の内容や理念を御存じないにもかかわらず、そういうふうに期待をするということがあつたのではないかなと思ひます。

ですから、もつと教基法の内容、理念を含めて国民的レベルで議論をするということが必要なのではないかと私は思つております。

○牧委員 ありがとうございます。

高橋先生と私は多分かなり考え方が違ふと思いますが、いまだ教育基本法についての国民的議論が高まつていないという点だけはどうか共通するようございまして、全くそこら辺は同じ意見です。ただ、そのためにもこうして地方公聴会も開催させていただいて、いろいろのことを御理解いただいて、これ一回きりじゃなくて、数回にわたつてやつていきたいというのが私どもの考え方であることもあわせて御理解をいただきたいと思います。

せつかくのこういう機会ですので、特に政府案及び民主党案について、ややマスコミ的ではございしますけれども、特に論点としてよく取り上げられる部分についてちよつとお伺ひをしたいと思います。

まず一つは、先ほど来お話が出ております愛国心についてでございますけれども、政府案と民主党案の一番大きな違いというのは、私も民主党案では、条文の中には書き込まれずに、これは全体的に理念法の性格が強いものでございしますから、全体を支配する前文のところにその理念を盛り込ませていただいているということ、そしてまた、私も、国を愛する心を涵養するという表現を使つていただいているということ、政府案においてはその態度を養うということが一つ大きな違いだと思ひます。国会における議論の中でも、与党の方の質問の中に、私も民主党の条文に愛国心というのが入つていないから法的な拘束力がないんじゃないか、こういう御指摘を質問の中でいただいたりもしております。

ということ、やはり、国を愛する態度というのは法的な拘束力を持つて、そして、その態度というのが教育の現場で一つの評価の対象になるのかというのが私たちが一つ大きな懸念として持つところでございますけれども、この辺のところを北先生、馬居先生、伊豆原先生からちよつと一言ずつお願いしたいと思います。

○北俊夫君 愛国心に関する記述、これを前文に入れるか条文にするか、私は個人的にはそんなに大きな違いは読む限りにおいて感じません。また、それぞれの法案において言わんとされていることもそれほど大きな違いはないんじゃないかな、こう思います。

ただ、法律学の立場から、前文に入った場合と条文化された場合、その運用がどうなるかということ、私は、専門じゃありませんのでよくわかりませんが、条文を見れば、二つの法案についての違い、そんなに明確にあるのかなと思うのが率直な感想であります。

○馬居政幸君 私、自分の専門は社会学です。で、法によってその条文とあれはどう違うのかというのには差し控えたいと思います。ただ、多分、政治の世界では、どっちにしろそのときに力を持つておる方が先に影響をもたらすんだらうという気はします。

その意味で、心を書いてあるか書いていないかは大きな違いがあると思います。私は心は書くべきでないと思っております。態度は、教育の目標でたくさん使われております。同時に、多分猪口さんもやったことがあると思うんですけども、ソーシャリゼーションの問題として、態度は常に実証研究の対象になっていきます。したがって、かなり社会科学の実証的な概念としても使われております。そういう意味では、操作可能な概念であります。

しかし、心は絶対に入ってはならない領域があります。先ほど、評価されるのではないかと云いますけれども、態度の評価は大したことありません。拒否することも可能です。心は見えないもの

を評価します。極端に言えば、態度がゼロでも、あるいは態度がマイナスであつたとしても、自分はその確信的にやるべきだと思ひます。心の場合、どうやって見るのか。道徳の中に心の涵養というのがありますけれども、私は基本的に、教育の問題として心は、はぐくむということはあつたとしても、心をどうこうすること、これを国家が規定することに對しては、それこそ高橋先生と同じ立場に多分行つちゃうんじゃないかと思つております。

したがって、態度はここにずっと、それからもう一つ、これは並立して出されていますので、逆に言うと、すべての基盤に国を愛する云々を持つてこれらることに対して私は反対したいと思つております。

以上です。

○伊豆原充君 私の教育実践の場からいへば、態度という言葉に對する何か形として求められたいというのには教育現場では当たり前のことであります。態度がとれるのかという形。今、先生方がおっしゃられたように心の問題ですので、これはやはり非常に難しいといへば難しいんですが、学校現場は、育てる方向で努力はしますが、結果を求めるといふことをされると、これは明らかに学校現場は混乱すると思ひます。

ですから、国を愛するといふ心を持ち、それを真剣に考へるのは、人間として当たり前のことと私は受けとめておりまして、今先生がおっしゃられたように、記述をどうするかといふのは今後審議を重ねていただく部分ではないかと思ひます。

○牧委員 もう一つ、宗教教育について、これも一つの大きな論点であらうと思ひます。

政府案を見てみると、現行法と一点違ふところは、「宗教に関する一般的な教養」というところですね。そのぐらゐの違ひしかないわけでございます。一方、私も民主主義案では、「生の意義と死の意味を考察し、生命あるすべてのものを尊ぶ態度を養ふことは、教育上尊重されなければならない。」「宗教的な伝統や文化に関する基本的知識の

修得及び宗教の意義の理解は、教育上重視されなければならない。」「宗教的感性の涵養及び宗教に関する寛容の態度を養ふことは、教育上尊重されなければならない。」「そういうことがはっきり明記をされているわけでございます。

その他、特定の宗教教育を禁止するというのは、現行法も政府案も民主主義案も共通なわけでございますけれども、私も、やはり前文でも、「祖先を敬ひ、子孫に想ひをいたし」ということも書かれておりますし、我が国の伝統、文化、それらを尊重すると同時に、連綿と続く私たちの生というものについてしっかりと考察をするということ、そしてまた、宗教は教義が多義的だから教育ができないといふのは、私はその問題から逃げていゝると思ひえないわけ、共通する部分、人間が求めなければならぬより高い価値といふものを追求していく上で、やはり私たちの力やあるいは知恵を超えるものに対する畏敬の念、畏怖の念、そういったことをもう少ししっかりと踏み込んで教へなければならぬといふ観点から、こういうことをあえて記述させていただいたわけでございますけれども、時間がございますので、馬居先生にその御意見を賜りたいと思ひます。

○馬居政幸君 これは私立学校にも多分影響するものでちよつと一言いいたくんですが、基本的には、今言われたことは、宗教的理念のもとでつくられた私学の理念としては認められますが、公教育の範囲としては逸脱しているんだと正直思ひます。

とりわけ、日本のように多神教的な世界が一般化している中においてそれを言ひますと、今後、一神教的な人たちが日本に入ってくることは間違いないと思ひます。今言われたのは完全に多神教的な発想であつて、一神教的な人たちの世界といふのはそういう発想をしない場合があると思ひます。そういう人たちが入ってきたときにどうやって調整をしていくのか、実際に公教育の場ではさまざまな宗教的なことについて学校への批判を受けている部分がないわけではないと思ひま

す。

したがって、言われた理想は理解できますが、私が言うことじゃないんですけれども、現場の学校から考へていけば、その宗教的寛容というのは、かなり宗派による差が出てくる問題であつて、多分、現場は宗教についてはできるだけ触れたくないという部分があるんじゃないかと思ひます。

○牧委員 伊豆原先生、やはり現場は触れたくないですか。

○伊豆原充君 いや、そんなことはありません。それはそれで、子供たちは家庭でさまざまな宗教的な行事を体験しております。ですから、宗教の問題はその機会を通じて子供子供一人一人を取り巻く状況の中で対応していく、それを広く受けとめることができる、つまり、クラスであつたり、学校であつたり、地域であつたりという教育は不可欠だと思ひます。

ですから、生きるとか死ぬとかいふ問題は人間の根幹にかかわることです。こんなところで失礼な言葉かもしれませんが、年寄りが家族の前で息を引き取るうよ、そういうようなことを老人会で雑談したことはしばしばあります。そのぐらゐ、今の子供たちを取り巻く環境の中では生きることと死ぬことについて希薄ですね。

以上です。

○牧委員 ありがとうございます。

○町村座長 次に、坂口力君。

○坂口委員 坂口でございます。

先生方には、きょうは本当にお忙しい中を御出席賜りまして、心からお礼を申し上げます。

また、先ほどから出ておりますように、急なお願ひでございます。十分に資料を見ていただく暇もなくこうして先生方をお願いをするというのは大変失礼なことだといふふうに思つておりますが、どうぞひとつお許しをいただきたいと存じます。

さて、私の時間はそんなに多くないのでござ

いますから、早速お話を伺わせていただきましたというふうに思います。

まず、北先生、愛国心につきましていろいろとお話をいただきました。実は私たちも、この教育基本法をつくるに当たりまして一番党内で議論になりましたのは、その愛国心のところでございます。

先生が御指摘になりましたように、国を愛するといいますが、国土あるいはそこに住む人、お互いにその国の中に住んでいる人々、そしてその土地、そうしたことを愛するというのは、それは当然のことだというふうに思っておりますが、御指摘いただきましたように、統治機構という問題も、その愛国心ということをいいますときには入ってくる可能性があると申しますか、含まれているというふうに理解するのが当然だということに思います。

そういたしますと、そのときそのときの政府に対して愛せよ、こういうふうに言いましてもなかなか難しいことになるのではないかと、愛することのできる人と愛することのできない人とが存在するということになるのではないかと、その辺のところをどう表現したらいいのかということが非常に議論になったわけでございますが、北先生から一定の御評価をいただいたというふうに思っております。

北先生には、これから子供たちに、特に大学から大学におきまして実際にこの愛国心というものを教えていくときに、どういうふうな方法をとったら一番適切というふうにお考えになつていらっしゃるか、そこを少しお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、馬居先生のお話を聞かせていただきましたが、少子化というものと教育改革というものとを結びつけてのお話というのは、私の知る限り、私は初めてお聞きをするというふうに思います。非常に新しい角度からのお話でありまして、新鮮な感覚で聞かせていただいたところでございます。

ただ、先生、時間が余りなかったものですが、ちよつと急いで言っていたところから、私が十分に理解し得なかったところもございますので、もう一度お聞きをさせていただきたいというふうに思います。

先生が御指摘になりましたのは、戦後この六十年の間に社会経済が変化をしてきた、その変化をする中で少子化というものが進んできた、しかし、教育の方は変化をしなかったからそこを来したというふうに先生は言っておみえになるのか、それとも、社会が変化することによって教育に対する両親なり全体の考え方が変わってきた、その変わってきたことも少子化というものに影響を与えているというふうにおっしゃっているのかというところが、ちよつと私は十分に理解できなかったものですから、その辺につきましてのお話を伺いたい。

まず、お二人についてお聞きをしたいと思えます。

○北俊夫君 愛国心を子供たち、学生にどう指導するかという御質問かと思いましたが、私は、この日本という国、我が国だとか、あるいは郷土を愛するということの土台は、やはり我が国と郷土のことをよく知らせる、つまり、自分がどういうところに住んでいるのかということを十分かつ正しく理解することなく愛するという心情は芽生えてこない、こう私は思うんです。

そういう意味では、成長発達の過程にある子供たち、その発達段階に応じまして、我が国や郷土の歴史とか、あるいは先ほどから申し上げていきますように文化だとか、あるいは人々の働きとか、さらには社会の仕組み、そういった社会の成り立ちを子供にきちつとまず理解させる、そこがこの我が国と郷土を愛するということの土台になるのではないかな、そのことがきちつと理解されないまま、愛するとか、どう行動するとかということとは十分芽生えてこないんじゃないかな、こんなことをまず思います。

○馬居政幸君 後半言われたことの方が、半分、

私の言ったことの結論の部分になるなと思えます。

といいますのは、私は、少子化の原因をつくつたのは、めぐりめぐって学校だと思っております。すなわち、学校の教育というのは、これは教育基本法も決して無縁ではないと思えます。人格の完成ということを実際に担うのは学校であり、学校が目指したのは、この子の幸せを目指していたと思えます。

そのときに、この子の幸せは、具体的にはより高い学歴をつけることというふうに展開されたと思います。とすると、それは二重に、社会移動、横の移動、すなわち、私がそうであるように、地方から都会に出るという意味と、自分が生まれ育った階層からより高い階層へ移動するという意味と、二つの意味で自分の生まれ育った地から離れることを要求します。

同時に、それは、学校の中においては、これはよい意味ですけれども、男は仕事をし、女は家事、育児だということは教えることはできませんでした。それはタブーでありました。同時に、男も女も同じ成績基準によって評価するということが一般化されていきました。ところが、現実の社会というのは、女が家事、育児をすることを当然視したまま来てしまいました。

その結果、学校で教わった自己を表現していきなかならない、同時にそれが、地方から中央に出て会社の階段を上っていくという世界が人間にとってのまさに人格の完成とリアルに結びつくというふうになつたのが多分学校だと思えます、この子の幸せのために。

結果的にはそれは、男性にとつてみれば、自分の世話をするお母さんにかわる女性を求めることに對して、女性にしてみれば、自分のパートナーを求めることはあつたとしても、何で人の世話をしなきゃならないのかという思いはぐんぐん大きくなると思えます。

したがって、キャリアになる女性から見れば、それは自分のキャリアを捨てることになる、要す

るに子供を産むということは。逆に、ノンキャリアの人にとつてみれば、子供を産むことによる負担をだれから得るのかということが課題になってくると思えます。それが、現在の格差ということとリンクして、さらに出生率の低下をさせていますけれども、根本的なところでは、子供を産み育てるという価値が、仕事をすると、自分が社会的上昇をしていく、自己をあらわすということとの間の関係において、何にも学校では教えられていないところがある、あるいは位置づけられていないところがある、それが、この間というか、方いいかなんというところを言う関係ですか、出てくるというあほな状況があるということなんです。

○坂口委員 ありがとうございます。

それでは、伊豆原先生と高橋先生に、あと一問ずつお聞きをさせていただきたいというふうに思えます。

伊豆原先生がおっしゃいました、教育、教えるということよりも育てるということが大事だという御主張、まことに私もそのとおりだということに思っております。その辺のところ、現在の教育の中に十分生かされていないところ、大きな問題があるんだらうというふうに思っております。

先生がお話しになった中で、文部科学省がいろいろの主張をする、それが教育委員会を通じて現場におろされる、しかし、そこが十分にそれに対応できない面がある、若干言葉は違つたと思えますけれども、そういう御主張だつたと思えます。それは、文部科学省から現場へおろす、人間の神経でいえば運動神経みたいなものでありまして、中央から末端に伝えられる。それに対して、今度は末端の方から中央へ伝える知覚神経に当たるところの作用ができていないからだめだということに御指摘になつていらっしゃるのかどうか。そこをひとつお聞きをしたい。

それから、高橋先生の御主張は御主張として十分に拝聴させていただきました。意見を異にしますけれども、それは違う意見を聞くことに大きな

意味があるというふうに思っておりますから、大変参考になる意見だというふうに思っております。

先生は、現在のこの教育基本法は変えなくていい、現状のままでいいではないかという御意見なのか。しかし、いつの時点かはわかりませんが、将来これは変えていった方がいいという思いはお持ちになっているのか。それから、現在の現場に起こっております教育の混乱というものを直していく手だては、それでは一体どうしたらいいというふうに思っておみえになるのか。

限られた時間でございますので、それぞれ一、二分の御答弁で恐縮でございますけれども、お答えいただければ幸いです。

○伊豆原充君 おっしゃるとおり、御理解いただけたとお思います。

ただ、それは全く一方的という意味じゃありませんが、返っていく、そういう機能というのかエネルギーが弱い。しかも、中央では、それを吸い上げるためのいろいろな手法をとっていらつしゃって、聞く耳も持っていないんだというの十分わかるんですが、今の仕組みでいきますと、そういうのが機能してなくて、実際が見えていない。そういう現状が多過ぎると思っております。

○高橋哲哉君 馬居先生が言及してくださったんですけれども、私は、理想的には、国家が教育の理念を一定の仕方で定める法律というのは、なければそれにこしたことはないというふうに考えております。

しかし、日本の歴史的な背景、明治以来の教育勅語、それが廃止されて以降の戦後の状況、こういう中で、今の教育基本法というのは、むしろまだ、南原が言っておりますような価値が十分生かされてこなかったのではないかとこのように考えておりますので、現状でこれをどうしても変えなければならぬという理由は私には見出せないというものであります。ただ、理想的には、もっといいものにしていくことは当然一般論として

では考えられると思います。

それから、現在の教育の混乱について具体的にどうするかということですが、これは、私は、やはり国民的議論、教育基本法の基本理念すら余り知られていない状況ですので、やはり教育にかかわる当事者ももっと議論をしていくということがとにかく求められている、それが少ないというふうに感じております。

○坂口委員 ありがとうございます。

○町村座長 次に、保坂展人君。

○保坂展人委員 社民党の保坂展人です。

私は、この教育基本法、現行を変えるべきではないという点で、まず高橋さんに何点か伺っていただきたいんですが、第二条五号の「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんで我が国と郷土を愛する」とともに、「いわゆる愛国心をめぐる議論の中で、これまでにこの特別委員会の審議で、この国というのとは何かということがたびたび議題に上りました。

政府からは、統治機構を含むものではない、統治機構を愛せよということではないんだという説明が、またこれもたびたび繰り返されたんですが、統治機構でない国、伝統と文化やあるいは郷土ということとダブった形での国ということについて、先日、質問主意書を出して、英訳するとどうなるんだろかというふうに聞いたら、成立したら発表するということで、ちょっとこれは不明確なんですが、この点について伺いたいと思っております。

○高橋哲哉君 今の、英訳がすぐにできないというところ、問題が象徴されているように思っています。

報道その他で知る限りにおいては、この第二条第五号の文言は、与党、自民、公明両党の間でもいろいろな議論があつて、公明党の方が愛国心を入れることに慎重であつて、最終的にこういう形に落ちついたというふうに向つております。その際に、国という言葉が統治機構を意味しないものとする、そうすることによって、この愛国心教育

が危険な国家主義になったり偏狭なナショナリズムになったりすることに対する歯どめにするんだ、そういうことが言われていますけれども、私は、むしろ逆といいますか、もしそういうことであるとすれば、それは違うのではないかと思っております。

一般には、法律の中で国という言葉を使う場合には、むしろ統治機構という言葉で使うべきであらう。つまり、国及び地方公共団体と言ったときにはそれは政府であるという先ほどの話がありまして、憲法は文字どおり統治機構についての法です。そういう意味では、一般的にはそうである。この法案でも、ほかの部分で国という言葉が出てくると、それは基本的に政府という意味ですね。

では、どうしてここだけがこうなのか。私は、むしろ、こういう伝統、文化を含み、また郷土その他、これは、例えば家族とかいろいろものを含んでいる祖国としての日本というイメージ、ジだろうと思うんですね。これは民主党案にも通じることだと思ふんですけれども。私は、国という言葉はそういう意味だから、これが危険な国家主義にならないとか、偏狭なナショナリズムにならないというのではないかと。むしろ、統治機構の側が、国民の愛国心というものを動員していくといひますか、そういうねらいを持ったときには、これは統治機構を愛せというわけにはいかないうわけで、当然、そういう家族、郷土、友人、そして伝統、文化、すべてを含んだ祖国日本を愛するべきだ、そう言つて初めて、国民の中から愛国心を動員できる。

これは、かつての日本の国家主義も、決して統治機構を愛せというふうには教えたわけではないと私は思います。戦争で、例えば特攻に行くというような人が、東条内閣を愛せと言われて命をささげる気にはなれなかっただろうと思ふんですね。ですから、偏狭なナショナリズムや危険な国家主義という言葉がいかにかかわりませんが、少なくとも、統治機構が国民の愛国心を動員しよう

とねらいを持ったときには、むしろあいまいな、エモーショナルな、感情に訴える、こういう言葉を使わなければいけないのではないかと、そういう意味では、これは統治機構を意味しないと言つても歯どめにはならないのではないかとというのが私の考えなんです。

○保坂(展)委員 これはブレイキになっているかどうかというところでもう一点なんですが、「我が国と郷土を愛する」とともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養ふこと。」というところがきちつとあつて相対化されているんだという答弁も繰り返したんですが、その点についてはどうお考えになりますか。

○高橋哲哉君 こういう文言は、現代社会においては当然のことだろうと思ふんですね。ここに自国のみを愛するよう愛国心の理念を掲げるわけにはいかないと思ふんですね。ですからこういう表現になるんだと思ふんですが、しかし、この文言が入ったからといって、これも私は、偏狭なナショナリズムに対する歯どめになるとかそういうふうには必ずしも言えないというふうに思っています。

歴史的に振り返つてみますと、例えば、かつての修身科教育で行われていた愛国心教育の中でも、国際精神ということは盛んに教えられていたわけです。これは当時の資料を見ればはっきりわかりますけれども、愛国心と国際心というのは両立するのであつて、我が国の愛国心というのは国際協調の精神ののちつたものなんだ、したがって、自他、国家国民の権利を尊重、愛護することが必要なんだということが当時教えられていたわけですね。しかし、実際には、日本は御存じのよう愛国心教育のもとに戦争を支える結果になっていたわけですね。

ですから、私は、必ずしも歯どめにはならないと思ひますし、下手をしますと、国際平和を維持するためという名目の、例えば自衛隊を自衛軍に変えての海外派兵とか、そういうところとながつていく危険もあるのではないかとこのように

考えております。

○保坂(展)委員 この会場における最後の質問になります。

四人の方に、ちょっと時間が制約されているので一言ということになりますけれども、現在、いじめ、自殺の問題、それから単位未履修の問題、学校全体が騒然としております。そして、安倍政権は教育を改革するというところで教育再生会議を官邸に立ち上げて、安倍さん自身の著書の中にも、学校教育における市場競争原理の導入、例えば学校バウチャー制とか、あるいはイギリスにおける事例で、外部評価機関をつくって、だめなレベルの低い学校はつぶしていつてしまおう、また、そういう学校に教師を送り出しているような教育学部さえイギリスではつぶされたというような例を挙げながらですが、この教育再生会議、これから議論を深めて、しかし一月には中間答申と言われています。

これらの状況の中で、教育基本法という、本当に半世紀以上日本に根づいてきた、ここを組みかえていくのに、この教育基本法の基本問題と教育再生会議などで語られている現状の問題と、やはり非常に深く密接に絡んでいるんじゃないか、とすれば一緒に議論したらどうかと我々は考えているんですが、その点についてお願いしたいと思っております。

○北俊夫君 教育再生会議、立ち上がって数回会議を開いているということを伺いましたが、あそこでこの議論を伺っていますと、当面する課題について審議されているようでありますが、この教育基本法案の審議とはまたちょっと次元が違うのかなと。しかし、国会の中での話題でありますので、お互いに連携といましようか、関連づけながらお話し合いがされている、そういうふうには伺っております。

○馬居政幸君 基本的には同じです。早く先に行ってくれというのはそういう意味なんですけれども、基本法の持っている性格と、現実の問題に対処するという意味での性格、それはやはり違う

と思うので、次の段階に行くために、ここはもう処理をしてというふうには正直思っています。逆に、現実はずっと早く変わっています。問題ももっと大きく見えてきています。それをもっと早く政治家の人たちが気づいてほしい、それを具体的に解消するための準備に入ってほしい、こんなところで戸惑うなというのが正直私の意見です。

○伊豆原充君 私は、マスコミ情報で持っている知識ぐらいいです、詳しくは述べられませんが、現実には学校現場で起きております問題にどう対処するかという根本的な課題を教育再生会議が中心に据えてみえる、その施策といえますか対策がこの基本法を審議することと一体だとは思っておりません。

す。先ほど、愛国心についての政府案と民主党案の違いで、前文にあるのか、それとも二条の一つの中にいるのかということがありましたけれども、民主党案が全体に係るというのに対して、政府案ではそうではないのかという、十三条から考えますと、やはり地域や家庭やあるいは大学教育、社会教育、その他さまざまな新しい項目が入ってきておりますので、そういうものの連携ということになりますと、全体に絡んでくる、そういうことになっております。それも私の懸念材料の一つであります。

ただし、この対策を講ずるために法的な措置が、改正が必要な部分があるとすれば、どこだということとは明確にしていっていただくことが要るんじゃないか、そんな感じで拝見しておるというのが実情です。

○高橋哲哉君 私、先ほども申しましたように、教基法を改正すべきかどうか、国民的議論がまだ十分でないということですので、当面する、今噴出してきたさまざまな問題、こういうものを含めて、今、議論を広く大きく展開していく時期なのではないかというふうに思っております。したがって、これはそういう問題を含めて議論すべきであろうというふうに思います。

ただ、最後に誤解のないように申し上げておきますけれども、先ほど馬居先生が自分とは違うのではないかとおっしゃいましたが、国と個人のかかわりの問題ですけれども、私は、愛国心を個人が持つことについてももちろん否定するものではありませんし、国家と個人のかかわりについても、むしろ、これまで実際に戦後教育においては足りない面があったというふうには思っております。ただ、それを愛国心というふうに言うのではなくて、私はむしろ主権者としての責任というふうにとらえております。

○保坂(展)委員 わずかな時間、あと一問だけ高橋さんにお聞きしたいんですが、政府提案の二条で、教育の目標、我々は学校の教育に係ってくるものと当初読んでいたんですが、審議をしていく中で、これは家庭教育や幼児教育や生涯学習、社会教育にも及ぶんだということがわかってきました。とすれば、狭い意味での学校関係、教育関係の方だけではなくて、すべての国民に係る法律という視点で考えなければいけないんじゃないかと思うんですが、その点、お考えをお願いいたします。

です。この際、一言ごあいさつを申し上げますが、意見陳述人の皆さん方には、貴重な御意見をいただきました。きょう伺いました御意見は、今後の当委員会の審査に資するところ大変大きなものがある、こう

○高橋哲哉君 私はおっしゃるとおりだと思います。

○町村座長 以上で委員からの質疑は終了いたしました。

思っておりますので、ここに厚く御礼を申し上げます。また、この会議開催のためにいろいろな御協力をいただきました地元の関係者の皆さん方にも、心から感謝を申し上げます。以上をもちまして、本日の会を散会いたします。

午後三時散会

平成十八年十一月二十四日印刷

平成十八年十一月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇